
諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究

課題番号 21520673

平成 21 年度～平成 23 年度科学研究費補助金
(基盤研究 (C)) 研究成果報告書

2012 年 3 月

研究代表者 大日方 克己

(島根大学法文学部教授)

はしがき

本書は、平成 21 年度～平成 23 年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究」(課題番号 21520673)の成果報告書である。

1. 研究組織

研究代表者 大日方 克己(島根大学法文学部教授)

2. 研究経費

平成 21 年度	直接経費	600,000 円	(間接経費 180,000 円)
平成 22 年度	直接経費	500,000 円	(間接経費 150,000 円)
平成 23 年度	直接経費	500,000 円	(間接経費 150,000 円)
合計	直接経費	1,600,000 円	(間接経費 480,000 円)

3. 研究発表

大日方克己「長元四年の杵築大社顛倒・託宣事件」

(『アジア遊学 135 出雲文化圏と東アジア』、勉誠出版、2010 年 7 月)

大日方克己「九条家本延喜式紙背の国衙関係文書」

(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』第 7 号、2011 年 3 月)

大日方克己「出雲国司補任表(稿)大宝元年～保元元年」(『松江市史研究』3 号、2012 年 3 月)

4. 研究の概要

本研究は、平成 17 年度～19 年度の科学研究費補助金基盤研究(C)「出雲国正税返却帳」を中心とした平安時代中期財政と公文勘会の研究」(課題番号 17520429、研究代表者大日方克己、以下前研究)に引き続き、九条家本延喜式紙背文書として残っている国衙関係文書とそれに密接に関係する受領についての基礎的な調査、研究を進めたものである。

九条家本延喜式は 11 世紀を中心とした時期に、撰関家周辺で断続的に書写された延喜式である。その紙背には国衙関係、検非違使関係を中心に多くの文書が残されている。巻 9・10 紙背の「出雲国正税返却帳」が藤原師実・師通の家司だった出雲守藤原行房の公文勘会のなかで作成されたものであることを前研究で明らかにした。それはおそらく受領功過定を受けた後に反故紙として延喜式書写の料紙として使用されたものと考えられるが、同様に他の国衙関係文書も撰関家周辺の受領に密接に関係して持ち込まれた可能性が考えられる。すでに「清胤王書状」「上野国交替実録帳」については受領との関係が指摘されている。

そこで本研究では、紀伊国郡許院収納所進未勘文(a)、丹波国高津郷司解(b)と受領、撰関家との関係について再検討するとともに、史料性格も含めて十分に明らかにされているとはいえない難い武蔵国大里郡坪付(c)、寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍(d)、長徳 4 年某国戸籍(e)、年未詳某国戸籍(f)について検討した。

検討のための基礎的作業として、まず(a)～(f)について東京国立博物館原本カラーデジタル画像に基づいて調査した。その翻刻を本報告書Ⅳ史料本文編に、内容を整理した表をⅢ図表編に掲載した。

続いて、これらに関係する諸国の受領と任期を明らかにする調査を進めた。これまでも国司表は多く作成され、とくに宮崎康充編『国司補任』は国司の史料を網羅し、本研究でも依拠するところが大きい、いずれも個々の受領の任期が必ずしも明確になっているわけではない。上記(a)～(f)および「上野国交替実録帳」「出雲国正税返却帳」の検討に直接関連するものとして、武蔵・上野・丹波・出雲・紀伊・讃岐 6

ヶ国の10～11世紀の国司表を作成した。受領は、国と時期によって守ではなく介、権介の場合もあるので、丹波・出雲・紀伊は守のみ、上野は介のみ、武蔵・讃岐は守・介・権介の表とし、それぞれ任期が推測できるような体裁にした。またとくに武蔵と讃岐については、(c)(d)がどの受領と密接な関係にあるか検討を深めるための基礎として、個々の任期と特徴について分析を行った。その過程で、『国司補任』等に採録されている史料について、写本調査などによる確認、再検討も行った。以上の成果をⅡ「諸国受領の基礎的検討」として掲載した。なお上記以外の諸国の受領と任期についても調査、検討を行っているが、整理が十分でないため、本報告書には収録していない。いずれ公表する機会をみたい。

それらをふまえて、それぞれの国衙関係文書および受領との関係についての分析を試み、Ⅰ「九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領」として掲載した。なお、島根大学法文学部紀要社会文化学学科編『社会文化論集』第7号（2011年3月）に「九条家本延喜式紙背の国衙関係文書」として掲載された論文をベースに、その後半部分を大幅に補訂したものである。

この基礎的な研究と問題の提起が、今後の研究の展開のためのささやかな礎となることができれば幸いである。

目次

はしがき

I. 九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領	1
1. 九条家本延喜式紙背の国衙関係文書	1
2. 紀伊国郡許院収納所進未勘文と紀伊の受領	2
3. 丹波国高津郷司解と丹波の受領	5
4. 武蔵国大里郡坪付と武蔵の受領	7
5. 寛弘元年讃岐国戸籍と讃岐の受領	10
II. 諸国受領の基礎的検討	17
1. 諸国国司表	17
1-1 武蔵国国司表(延喜元年～応徳3年)	18
1-2 上野国国司表(延喜元年～応徳3年)	21
1-3 丹波国国司表(延喜元年～応徳3年)	24
1-4 出雲国国司表(大宝元年～保元元年)	27
1-5 紀伊国国司表(延喜元年～応徳3年)	30
1-6 讃岐国国司表(延喜元年～応徳3年)	33
2. 武蔵国の国司-10世紀末～11世紀中葉-	36
3. 讃岐国の国司-10世紀後半～11世紀中葉-	43
III. 図表	63
1. 九条家本延喜式紙背文書一覧	63
2. 紀伊国郡許院収納所進未勘文	67
2-1 丙帳	67
2-2 甲帳	70
2-3 乙帳	77
3. 丹波国高津郷司解	85
3-1 A帳	85
3-2 B帳	86
3-3 C帳	87
3-4 D帳	88
4. 寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍	92
4-1 寛弘元年讃岐国戸籍欠失部推測	92
4-2 寛弘元年讃岐国戸籍戸口	97
5. 長徳4年某国戸籍戸口	100
6. 年未詳某国戸籍	101
6-1 年未詳某国戸籍A戸口	101
6-2 年未詳某国戸籍B戸口	101
7. 平安期戸籍の戸口年齢分布	102
7-1 平安期戸籍の戸口年齢分布表	102
7-2 延喜2年阿波国戸籍戸口年齢分布	104
7-3 延喜8年周防国戸籍戸口年齢分布	104

7-4	寛弘元年讃岐国戸籍戸口年齢分布	104
7-5	年未詳某国戸籍A戸口年齢分布	105
7-6	年未詳某国戸籍B戸口年齢分布	105
7-7	長徳4年某国戸籍戸口年齢分布	105
IV.	史料本文(巻末縦組)	(1)
1.	紀伊国郡許院収納所進未勘文	(2)
	丙帳	(2)
	甲帳	(5)
	乙帳	(9)
2.	丹波国高津郷司解	(14)
	A帳	(14)
	B帳	(15)
	C帳	(17)
	D帳	(18)
3.	武蔵国大里郡坪付	(23)
4.	長徳4年某国戸籍	(37)
5.	寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍	(40)
6.	年未詳某国戸籍A	(55)
7.	年未詳某国戸籍B	(58)

I 九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領

1. 九条家本延喜式紙背の国衙関係文書

九条家本延喜式は10世紀から11世紀にかけての各種文書や書状の紙背を利用して書写されている(図表1参照)。これら文書類はその性格と年代が巻毎に異なっており数グループに分類できること、延喜式本文の筆跡も同様に分類できることから、10世紀末～11世紀後半にかけて段階的に反故紙が家司等の関係者によって撰関家に持ち込まれ、その紙背を利用して延喜式が書写されたものであることが、鹿内浩胤氏らによって指摘されている⁽¹⁾。

その紙背文書のなかには、以下に示すような10～11世紀の国衙関係文書がみられる。

「丹波国高津郷司解」(『平安遺文』879・886・893・894号)	巻2紙背
「紀伊国郡許院収納所進未勘文」(『平安遺文』672号)	巻8紙背
「出雲国正税返却帳」(『平安遺文』1161号)	巻9・10紙背
「長徳四年国郡郷未詳戸籍」(『平安遺文』4577号)	巻11紙背
「寛弘元年讃岐国戸籍」(『平安遺文』437号)	巻11紙背
「上野国交替実録帳」(『平安遺文』4609号)	巻16・20・32・38紙背
「武蔵国大里郡坪付」(『平安遺文』4610号)	巻22紙背
「清胤王書状」(『平安遺文』290号～288)	巻28紙背

これらは古代中世転換期であるこの時期の国司や在地支配のあり方を具体的に検討できる史料として注目され、多くの研究が蓄積されている。またそれらの史料的性格、および誰によって撰関家周辺に持ち込まれたのかという検討も進められている。

「紀伊国郡許院収納所進未勘文」は紀伊守で藤原頼通の家司でもあった平定家によりもたらされたと推測されている⁽²⁾。

「出雲国正税返却帳」については旧稿において、藤原師実・師通の家司である藤原行房の出雲守任中の公文勘済のために、受領功過定に先立つ承暦2年(1078)末日付で作成、発行されたものであったことを明らかにした⁽³⁾。

「上野国交替実録帳」は新任の上野介藤原良任が作成したものであるが⁽⁴⁾、良任は、藤原道長の子頼宗の子で道長の養子ともなった兼頼に近い人物であることが指摘されている⁽⁵⁾。

「清胤王書状」は、康保3年(966)に周防前守(姓名未詳)から指示を受けて京で公文勘会等の業務にあたった清胤王が、周防国にいる前守に宛てて送った書状であることが、寺内浩・北條秀樹両氏によって明らかにされた⁽⁶⁾。

一方、「丹波国高津郷司解」については、中込律子氏が天喜5年(1057)に丹波守だった橘俊綱によって京に持ち込まれたものであるとし⁽⁷⁾、鹿内浩胤氏は、藤原頼通の家司で、天喜5年から康平4年(1061)まで丹波権介だった中原師平によって反故にされたものであるとしている。

また「長徳四年某国戸籍」、「年未詳某国戸籍」、「寛弘元年讃岐国戸籍」⁽⁸⁾については、田中稔氏が、朝廷において六年ごとに行われた諸国よりの戸籍造進の儀式のために書写された「儀礼のために作られた文書」だとされた⁽⁹⁾。橋倉雄二氏は「長徳四年某国戸籍」は戸籍そのものではなく戸籍をもとに国段階以下で作成された二次的文書だとした⁽¹⁰⁾。史料の性格そのものについての根本的な部分でも見解が相違している。

「武蔵国大里郡坪付」については、『平安遺文』が長元年間のものとして採録して以降、それが広く受け入れてきたが⁽¹¹⁾、一方で森田梯氏はおそくとも10世紀末以前までに作成されたものだとし⁽¹²⁾、作成

年代すら確定していない。それがいかなる契機で延喜式書写の料紙とされるに至ったかについてもほとんど検討されていない。

このように解釈が分かれている点、史料性格そのものが不明な点も少なくない。またいくつかの文書については撰関家とつながりの深い受領層にかかわるものであろうと指摘はされていても、個々の受領との関係の分析が必ずしも具体的に深められているとはいえない。

本稿では、丹波国高津郷司解、紀伊国郡許院収納所進未勘文、武蔵国大里郡坪付、戸籍類をとりあげ⁽¹³⁾、受領・国司、家司および道長、頼通らとの具体的な関係に留意しながら分析する。

2. 紀伊国郡許院収納所進未勘文と紀伊の受領

(1) 紀伊国郡許院収納所進未勘文

九条家本延喜式巻8は全21紙からなり、永承3・4年(1048・49)の紀伊国郡許院収納所進未勘文と称される文書断簡の紙背を利用して書写されている。藪田香融氏により断簡が復原され、それぞれ紀伊国名草郡郡許院収納所の作成年月日不詳の永承3年収納米帳(丙帳)、永承4年8月21日付収納米帳進未勘文(甲帳)、甲帳以降作成の収納米帳進未勘文(乙帳)の3通であるとされた。乙帳は甲帳の未進額を起点として作成されたもので、その前提となるものが丙帳だと考えられた。そしてこれらは、名結解を集計して作成されたもので、各負名の返抄とともに国司に提出され、勘査ののち税所に下され、これをもとに未進沙汰が行われたとした⁽¹⁴⁾。

しかし中込律子氏は甲帳未進・乙帳所進・丙帳未進の記載額が個々の負名についてみた場合に対応しない点に着目し、名結解を集計して作成したものではなく、またそれゆえ個々の負名の進未沙汰は行えないとした。そのうえで本文書の作成目的は、官物の進納が所定の物品で所定の機関に所定の換算値でなされていることを上申し勘査を受けることだったとした。つまり在地レベルの収納をチェックすることではなく、対中央貢納物の納入の際やその他国内における国衙の用途の決定、これ以後の賦課品目・上人の決定などの国衙レベルの財政運営の資料としての機能があったとするのである⁽¹⁵⁾。

これらはどのような過程を経て京送されたのであろうか。

乙帳の首には墨で2行にわたって「下税所／留守目代中原(花押)」、本文2行目の下部余白に朱で2行にわたって「勘申大判官紀(花押)／目代明法生中原」が書き加えられている。また甲帳・乙帳・丙帳のほぼすべての記載に対して朱と墨の訂正と合点が附されている。墨の訂正、合点は、朱の訂正部分にも加えられている。朱の訂正、合点の後で、再度照合作業が行われ、墨の訂正、合点が加えられたことが示されている。IV史料本文1に東京国立博物館原本カラーデジタル画像からの翻刻を、合点や修正の状況がわかるように整理した表をⅢ図表2-1~3にそれぞれ掲げた。

これらからすると郡許院収納所で作成、提出された各文書は、目代から税所に下され、照合が行われ、国司に勘申されたものとみられる。照合は少なくとも2度にわたって行われたとみられる。中込氏の指摘した本文書の機能からすれば、国司の任終に際して交替のための資料として税所に保管されていた一任分をまとめて京送したのではなく、任中の執務の必要から乙帳が作成された時点で同年分3通をセットにして国司の許に進めたものであろう。

(2) 紀伊守平定家

ではそれがなぜ九条家本延喜式の書写に利用されるにいったのであろうか。前述のようにこのときの紀伊守平定家の関係であることが指摘されているが、もう少し具体的な状況を検討してみたい。

永承3年(1048)時点で紀伊守が平定家だったことは、『宇治関白高野山御参詣記』⁽¹⁶⁾永承3年10月18日条に「国司定家、賜御馬一疋、鶴毛」、『春記』永承5年3月6日条に「紀伊前守定家」とみえるこ

とにより明らかである。また治暦3年(1067)2月6日付「太政官符案」(『平安遺文』1016号)によると、永承2年12月15日時点で定家はすでに紀伊守だったこと、定家の後任が藤原貞職だったことが知られる。前述のように永承5年3月には前紀伊守とみえる⁽¹⁷⁾ので、それまでに定家から貞職に紀伊守が交替していたことになる(Ⅱ-1-6「紀伊国国司表」)。

郡許院収納所進未勘文が対象としている永承3年はまた藤原頼通の高野山参詣が行われた年だった。『宇治関白高野山御参詣記』によれば、頼通は10月11日に京を発ち、13日に高野政所に到着し、14・15日に奥院、16日に御影堂を参拝した。その後、17日には紀の川を下って粉河寺に参拝し、18日に和歌の浦、吹上浜を遊覧した。そして和泉国日根、四天王寺、江口・神崎などを経て20日に帰京している。権中納言源隆国・藤原経輔らの公卿をはじめ20人以上が供奉するものだった。

頼通が高野山や紀伊国内を巡る間、平定家は紀伊国司として供給奉仕にはげんでいる。高野政所における鋪設装束、粉河寺・和歌の浦へ紀ノ川を下る船の用意、粉河寺の誦経僧らに対する施物米30石、頼通らに対する菓子・酒の献上、吹上浜・和歌の浦遊覧に使う馬の提供、桧破子荷の献上などであった。なかでも紀ノ川を下る船は上部に屋形を構え、種々の設備、装飾が施され、「殊_レ尽_レ華_レ美_レ」したものだということ。前述の鶴毛馬一疋の定家への賜与は、これらの奉仕に対するものだった。

定家が高野山参詣に奉仕したのは、一つには紀伊国司としてであるが⁽¹⁸⁾、一つには家司的存在だったことにもよる。定家が頼通の家司として明確に記されるのは、『定家朝臣記』⁽¹⁹⁾康平5年(1062)8月29日条で、頼通の木幡詣において、家司3人のうち1人としてその名が記されている。しかしそれ以前、紀伊守の任を離れた直後と推測される永承5年(1050)3月には、頼通臨席のもと行われた高陽院における御堂供養の行事を勤め⁽²⁰⁾、また『定家朝臣記』によれば康平元年2月5日の中納言藤原師実着座、同3年7月17日の師実内大臣就任にともなう任大臣大饗などに、家司かそれに準ずる立場で頼通や師実に奉仕している姿がみえる。そもそも現存の『定家朝臣記』の記事自体が頼通、師実とその一族に関するもののみであり、定家の家司的な位置づけが一貫してみてとれる⁽²¹⁾。

(3) 平定家と九条家本延喜式

以上のような紀伊国郡許院収納所進未勘文の性格と平定家についての検討から、同文書の紙背が九条家本延喜式の書写料紙として使用される契機が平定家にあったとする中込律子、鹿内浩胤氏の指摘⁽²²⁾には従うべきであろう。

そこであわせて検討しておきたいのが、本文書を紙背にした巻8と同筆で書写されていると鹿内浩胤氏が指摘する他の巻の紙背文書である。鹿内氏は筆跡Eとする。それらは大きく次の5つに分類できる。

- ①巻1、紙背は永延元年(987)～正暦2年(991)ころの衛門府・検非違使関係文書。
- ②巻4・12・30・31・39、紙背は長元年間(1028～36)を中心とした衛門府・検非違使関係文書、書状が中心になっているもの。
- ③巻16・20・32・36・38、紙背は上野国交替実録帳を含むもの。
- ④巻8、紙背紀伊国郡許院進未勘文。
- ⑤巻13・15・21・29、紙背は白紙(紙背文書なし)。

紙背文書には60年以上の幅があり、ストックされていた反故紙を利用して、永承4年(1049)以降のある時期に1度に書写されたものと推測されるが、時期や内容に偏りがみられるため、それぞれの段階ごとにストックの事情を検討する必要がある。なかでも長元年間の検非違使関係文書が集中的に使われており、とくに巻4・39紙背は年代の判明する文書のほとんどが長元8～9年(1035～36)のものであることが注目される⁽²³⁾。

検非違使関係文書が利用された事情については、まず河音能平氏が、別当だった源隆国が廃棄された文書を持ち帰ったことによるとした⁽²⁴⁾。これに対して鹿内浩胤氏は、検非違使庁を実質的に運営してい

たのが権佐だったとする宮崎康充氏の指摘⁽²⁵⁾を受けて、頼通の家司でもあった藤原隆佐が平範国によって持ち込まれた可能性を示した⁽²⁶⁾。藤原隆佐は長元5年(1032)2月から長暦2年(1038)正月まで左衛門権佐・検非違使にあり、平範国は長元9年から長暦元年に右衛門権佐・検非違使にあった⁽²⁷⁾。範国は『宇治関白高野山御参詣記』の記者でもあり、高野山参詣では伊予守という受領として多大な奉仕もしている⁽²⁸⁾。

藤原隆佐についてはⅡ-3「讃岐国の国司」で検討しているように、頼通の家司の代表的な位置にあり、多くの受領も歴任している。図表編・表1に示したように、紙背に利用された検非違使文書は長元5年、8年、9年に集中しており、いずれも隆佐の任期中である。隆佐が検非違使権佐を去るにあたって、任期中の文書を反故紙として持ち出した可能性は大いにある。

その他にも範国の弟、定家の父平行親もまた長暦元年～2年に右衛門権佐・検非違使だったことがあり、注意する必要がある。

行親は、蔵人、左衛門尉、検非違使を兼官し⁽²⁹⁾、万寿3年(1026)に上東門院判官代⁽³⁰⁾、長暦元年(1037)には少納言になっていた⁽³¹⁾。また陽明文庫本『親信記』天禄3年(972)の奥書には、

長承二年二月二十八日、以左中弁〔実親〕朝臣本〔故右衛門権佐行親御手跡〕書写畢。件御記正本〔折紙上下〕伝来給事中殿、而保安元年十二月五日、四条亭炎上為灰燼畢、依為家之重宝、借請彼之秘本重所写取也、

中宮権少進平信範⁽³²⁾

とみえ、行親が右衛門権佐だったこと⁽³³⁾、祖父親信の日記(親信記)を書写し⁽³⁴⁾、それが曾孫の実親のもとに伝来していたことが知られる。右衛門権佐だった時期は長暦元年から2年ころで、検非違使も兼帯していたとされる⁽³⁵⁾。現存する長暦元年の『行親記』の記事も朝廷の儀式のほか、中宮禎子内親王に関する記事、検非違使関係の記事に大別でき、とくに閏4月14日条の推問使申請定、5月15日条の大宰府推問使下向のこと、同月20日条の前但馬守則理罪名の事、10月27日条の女房殺傷事件のことなどが注目されている⁽³⁶⁾。この行親の右衛門権佐・検非違使の時期が、九条家本延喜式紙背文書にみえる検非違使関係文書の下限長元9年の翌年にあたる。

行親が長暦2年ころに右衛門権佐だったこと、行親が多くの記録を書写していたことにより多量の料紙が必要とされたであろうこと、子の定家の紀伊守時代の郡許院収納所進未勘文紙背も同筆跡の書写に同時に利用されていることを考えると、行親が権佐のとき、自身の各種書写に利用するため前任者以前の時期の文書のある程度まとめて反故紙として持ち帰り、死後それらを伝えられた定家が、自身が関係する反故文書とともに延喜式書写料紙として提供し、利用されたとする可能性もありうるだろう。

高棟流平氏は範国の子孫と行親・定家の子孫の二つの家に分かれながらも、それぞれ日記の作成、書写、蓄積、伝来を通じ、かつ撰関家家司として撰関家とともに複合的な「日記の家」を形成していったとされる⁽³⁷⁾。必然的に「日記の家」は多量の料紙を必要としたはずで、ここに反故紙が集積、ストックされる状況が生まれていた。長元年間の検非違使関係文書が隆佐によって持ち込まれたものであるとしても、行親・定家らの家、あるいは範国の家の性格と延喜式をはじめとした撰関家の記録・典籍類書写の関係は留意すべき点であろう。

また彼らだけによって検非違使関係が持ち込まれたものとは限らないことは、巻12の紙背をみてもわかる。紙背の17通の文書のうち、万寿3年(1026)～長元4年(1031)の衛門府・検非違使関係文書が少なくとも8通認められるが⁽³⁸⁾、そのほかに治安4年(万寿元、1024)3月7日「多武峯妙楽寺解」(『平安遺文』496号)のように頼通家政所宛の文書など⁽³⁹⁾、頼通の家政機関か家司のもとにストックされたとみられるものも含まれている。反故紙の集積過程は複合的に分析されるべきであることはいうまでもない。

3. 丹波国高津郷司解と丹波の受領

(1) 丹波国高津郷司解の史料的性格

九条家本延喜式巻2は全17紙からなり、丹波国高津郷司解断簡の紙背を利用して書写されている。この断簡は年欠のA帳(『平安遺文』894号)、天喜5年(1057)12月日付のB帳(『平安遺文』879号)、天喜6年3月12日付のC帳(『平安遺文』886号)、同年8月日付のD帳(『平安遺文』893号)の4通からなっており、それぞれ高津郷内の所当の収納、所進・未進の状況について記したものである。東京国立博物館原本カラーデジタル画像からの翻刻をIV史料本文2に、合点や修正の状況がわかるように整理した表をⅢ図表3-1~4にそれぞれ掲げた。

これらについて藺田香融氏は、A帳を天喜5年の収納米帳、B~Dがそれを起点とした進未進勘文であり、4通1組で天喜5年の結解だとした。これに対して中込律子氏は、各帳の記載内容や数値を比較分析した結果、B帳未進を起点にC帳が作成され、C帳未進を引き継いでD帳が作成されており、B帳を天喜5年の収納米帳、C・D帳をそれに対する進未勘文だとし、A帳の未進とB帳の所当の差の大きさからA帳は康平2年(1059)からさほど下らぬ時期の収納米帳だとした⁽⁴⁰⁾。従うべきであろう。紀伊国郡許院収納所進未勘文と類似する性格の文書だと考えられる。

首部が残っているC帳、D帳の冒頭には判官代私、目代左衛門尉高橋、直講中原朝臣、助教中原朝臣4名の名を連ねた勘判が付され、そのうち判官代私と直講中原が花押を記している。また紀伊国郡許院収納所進未勘文と同様に、ほぼ全体にわたって朱と墨による訂正、合点が加えられている。まず朱による訂正、合点が加えられ、再度照合されて墨による合点、訂正が加えられている。高津郷司が作成、提出した文書を判官代ら国衙側が勘査し、勘判を加えて国司のもとに送ったとみられる。

これらは中込律子氏が指摘するように、国からの京上分、在国収納機関分、名からの直納分、国内で消費される用途を郡郷(院)単位で体系的に把握しうる文書となっており、受領が済物を弁済する際の有効な資料となるものであったからである⁽⁴¹⁾。

ここで勘判に判官代・目代に加え直講中原と助教中原がみえる点が問題になる。このときの助教に中原師平がいる。『地下家伝』によると、師平は天喜3年(1055)に助教に任じられ、康平6年(1063)2月27日に博士に転じている。その間の天喜5年2月20日に丹波権介を兼ねている。康平4年3月2日に美作介に任じられているので、それまで丹波権介だったと考えられる。助教は定数が2で、天喜2年に清原定隆が助教に任じられているとみられる⁽⁴²⁾ので、高津郷長解の勘判にみえる助教は鹿内浩胤氏が指摘したように権介中原師平のこととしてよい。直講も定数が2で、師平がそうであったように、直講から助教を経て博士に任じられる慣例となっていたこと⁽⁴³⁾、助教と同様に中原氏と清原氏から多く任じられていたこと⁽⁴⁴⁾を考えると、この勘判の直講も師平に近い中原氏の一人である可能性が高い。

だとすれば権介師平は勘査を通じて実務にも関与し、国衙の収納を把握しえていたことになる。花押を記した直講中原も、師平のもとで直接勘査作業にあたっていたとみることができる。師平が「権介」ではなく「助教」として名を連ねていることは、この場合の師平は任用国司としてではなく、また目代や在庁官人とも異なった位置づけにあることを示すものであったと考えられる。師平の署判のないことについて、勘判が師平に回ってきたところで留められたの可能性があるという鹿内氏の指摘は、師平の役割とかかわって注目される。

(2) 橘俊綱と中原師平

次にこのときの丹波守について検討する。丹波守が橘俊綱であることは中込律子氏がすでに指摘しているが結論を述べるにとどまっている⁽⁴⁵⁾。以下、根拠を検討する。なおⅡ1-3「丹波国国司表」もあわせて参照されたい。

まず『皇后宮寛子春秋歌合』に天喜4年(1056)に俊綱が丹波守であったとされる。天喜元年正月に丹波守藤原国成が美作守に転じている⁽⁴⁶⁾ので、俊綱が丹波守に任じられるのはそれ以降である。その後康平5年(1062)3月には藤原資良が丹波守に任じられている⁽⁴⁷⁾。また『為房卿記』寛治6年(1092)正月25日条に「丹波守俊綱、前年正月辞退、次年正月任_{播磨}」とみえ、俊綱は少なくとも播磨守に任じられる前年正月の除目までは丹波守だったことが知られる。一方『水左記』康平7年6月15日条に「令着播州山庄臥見給、宿取」とみえ、播磨守だったことが知られる。康平5年まで藤原泰憲が播磨守としてみえるので⁽⁴⁸⁾、俊綱は康平6年に播磨守に任じられたとみてよい。したがって少なくともその前年康平5年正月までは丹波守だった。またその間の康平4年7月日「丹波国大山荘坪付案」⁽⁴⁹⁾に付された国判に署判している大介橋朝臣も、橋俊綱だとよい。

以上、少なくとも天喜4年(1056)～康平5年(1062)正月が橋俊綱の丹波守在任期間に含まれることは確かである。

この橋俊綱は藤原頼通の実子で、母は源祇子、師実や後冷泉天皇皇后寛子の同母兄でありながら、橋俊遠の養子になっている⁽⁵⁰⁾。俊遠はかつて藤原隆家の家司をつとめ、その没落後は頼通に奉仕する受領層だった⁽⁵¹⁾。俊綱自身も、天喜6年の中納言藤原師実着座の前駈、康平4年の東北院供養など⁽⁵²⁾、頼通・師実への奉仕に勤めている。また天喜2年には里内裏高陽院焼亡にともなって後冷泉天皇は頼通の四条殿に一時遷御するが、頼通は俊綱宅の寝殿を移築しこれを南殿として迎えている⁽⁵³⁾。身分としては四位の受領層で終わるが⁽⁵⁴⁾、その西洞院第が承暦3年(1079)には中宮藤原賢子出産(後の堀河天皇の出産)の里邸となっているほか⁽⁵⁵⁾、単なる受領層にとどまらない人脈も形成していく。頼通の実子であることがその背景にあったといえる。

次に中原師平についてももう少し検討する。師平は師任の子で、『地下家伝』によると、治安2年(1022)に生まれ、明経得業生から課試に及第し、永承元年(1046)には直講となり、天喜3年(1055)に助教、康平6年(1063)に博士となっている。その間永承5年には権少外記に任じられ、従五位下に叙爵した。康平2年には大外記に任じられ、承暦2年(1078)に土佐守に任じられるまでその地位にあった⁽⁵⁶⁾。丹波権介に任じられたのは天喜5年2月20日で、助教労によるとされる。康平4年3月2日に美作介に任じられているので、それまで丹波権介だったとみられる。少外記から大外記の時期に丹波権介を兼ねていたのである。

父師任は藤原頼通の家司であったが⁽⁵⁷⁾、師平も延久4年(1072)7月7日に関白藤原教通の家司となり、延久5年までの間に藤原師実の家司にもなっている⁽⁵⁸⁾。承保3年(1076)9月3日付「関白左大臣家政所下文案」(『平安遺文』1132号)には、師実家別当で大炊頭兼大外記として署判を加えている。

以上のような2人の位置からすると、勘判にみられる状況は、頼通の実子である受領俊綱のもとで、権介に任じられた師平が頼通家に近い実務官僚として収納を勘査、把握する立場にいたことを示すものではないだろうか。

周知のごとく師任・師平とその子孫は12世紀以降大外記を世襲する局務家を形成していく。師任が外記日記を悉く書写し師平に伝えていったとする『江談抄』の説話にあるように、記録を形成、蓄積し継承していく家でもあった。この説話では続けて、外記日記が図書寮の紙工に盗まれてしまい、師平の所持していた日記によって復原されたことが述べられる。大量の文書・日記を作成・書写する外記局と紙を供給する図書寮の体制の動揺が背景にあり、料紙の確保、ストックのあり方が大きな問題になっていたことがうかがえる⁽⁵⁹⁾。料紙の供給に局務が大きく関わっており、師平らのもとに反故紙も料紙としてストックされる状況がここでも生まれていたと考えられる。前述した「日記の家」高棟流平氏と同様であろう。鹿内氏が指摘するような勘判のために師平のもとに回ってきたものがとどめられたものか、いったん俊綱のもとに送られその後師平のもとに戻されてきたのか、いずれにせよ最終的には反故紙として師平のもとにストックされたものが、家司をつとめる頼通か師実周辺で行われた延喜式書写に利用さ

れた可能性が考えられる。

4. 武蔵国大里郡坪付と武蔵の受領

巻 22 は全 12 紙からなり、武蔵国大里郡坪付の紙背を利用して書写されている。この文書は、『平安遺文』が長元年間ころとして収録して以来、この年代が受けいれられてきているようである⁽⁶⁰⁾。これに対して、森田梯氏は坪付の内容の分析から 9～10 世紀に作成されたものと推測し⁽⁶¹⁾、『新編埼玉県史』も通史編では同様に 9～10 世紀としている⁽⁶²⁾。鹿内浩胤氏は、森田説を支持したうえで、表面の延喜式の筆跡の分析から、巻 22 の書写が 11 世紀中葉以前であるとした⁽⁶³⁾。

鹿内氏の巻 22 書写過程の分析は以下のとおりである。

巻 22 の本文は一筆で書写された後、筆跡 F による補筆がなされ、さらに筆跡 D が脱落した条文や脱文・脱字、巻末の撰進者名を補い、一部頭註を加えた。さらに巻 22 には料紙に縦界線が引かれているという他巻にみられない特徴をもっている。筆跡 D は巻 1 の最初に現れる。巻 1 はある程度の反故紙を貼り継いだうえで筆跡 D、X（筆者仮称）、E の 3 人で順に書写した可能性が高い。筆跡 E は最も多くの巻を書写しており、永承 4 年の紀伊国郡許院収納所進未勘文を紙背にした巻も書写していることから、筆跡 E を有する巻はそれ以降のある時期に、おそらく藤原頼通の命によってまとまって書写されたとみられる。筆跡 D も E と同時期であり、巻 22 の補筆もそのころになされたと推測される。したがって巻 22 の本文はそれ以前に書写されたとされる。

「大里郡坪付」が長元年間に作成されたとする見解は、それがすぐに反故にされたと考えれば、以上の鹿内氏の指摘する巻 22 表の書写年代とは必ずしも矛盾しない。

改めて「大里郡坪付」の内容を検討してみる必要がある。

巻 22 紙背の全 12 紙からなる。前後欠で、四条一某里の後半から九条二廻日（田カ）里までが残っている。四条が一～七里、五条が一～八里、六条が一～九里、七条～八条がそれぞれ一～十里で構成され、九条は一～二里が残存し、三里以降は逸失している。すべてに横界線が引かれ、1 行 4 段で坪付が記載されている。それぞれの紙継目の前後で坪数がほぼ連続しているので、各紙間には脱落はないと思われる。全体に大里郡印が捺されているので、武蔵国大里郡坪付であることがわかる。大里郡衙で作成され公文書として武蔵国府に提出されたものだと判断できる。

坪毎に田籍が記載され、公、乗、庄、菱などの注記を付し、里、条ごとに田籍の集計を行っている。注記はそれぞれ公田、乗田、庄田を指す。菱は公田注と併記されるので、公田と庄田のように対立する概念ではない。森田梯氏は、菱注は菱の茂っている湿田を指すものではないかとしている。坪付の位置は、現在の熊谷市東南部、旧大里村にかけての地域に比定され、比定地の中に荒川の流路が推測されている⁽⁶⁴⁾。

この「大里郡坪付」の性格はいかなるものであろうか。いくつかの可能性が考えられるが、まず不堪佃田言上に際して提出される坪付帳だとすると、損田や不堪佃田が注記されているはずなので該当しない。田籍も戸口と田地の町段を記した帳簿なので該当しない。森田梯氏は、この坪付が郡内の公田、乗田の有様を知るために好都合な体裁をもつことから、班田の際に作成される郡単位の校田帳であり、国衙に提出されて集約され、進官される国衙校田帳が作成されたと推測している。

校田帳については、延喜民部式上に規定がある。

凡班田者、諸国至_二于期年_一、校_二定国内之田_一、副_二授口帳_一言上、待_二報符_一即班給。自十月始班授。
凡諸国校田、授口等帳、下_レ省之日、比_二校前班田帳_一。若乗田之数有_二減省_一者、折_二不課分_一満_二本数_一。

凡校田帳、比_二校前帳_一、若有_レ損返_二其帳_一。

凡勘諸国校田、授口帳之日、若大帳与授口帳、男数不_レ等者、宜返_二其帳_一。但女人縦雖授口帳数少_一、依_レ例勘之。

諸国では校田を行い授口帳を副えて民部省に言上し、報符（班符）を待つて班給することになっていた。校田・授口帳は民部省で前帳と比較し、減少していれば帳を返却する。また授口帳の男数が大帳と異なっても帳を返却することになっていた。森田梯氏はこの民部省に提出される校田帳に先行する郡単位の帳で、大里郡衙から武蔵国府へ提出された文書だとするのである。班田にとまなうものである以上、9世紀末から10世紀初頭までに作成された文書だとする。班田が廃絶した段階でも形式的に作成されることもありうるので、その場合でも基礎資料となる校班田の残存状況から考えて10世紀以前の作成とすべきだとした。

しかし10世紀初頭以前の作成だとしたら、なぜそれが100年以上も保管され紙背が延喜式の書写に使用されるに至ったのであろうか。また校田帳が必ず実際の班田にとまなうて作成されるもののみとしてよいのであろうか。

森田梯氏も形式的に作成されることもありうるとしている問題を検討してみる必要がある。そこで『政事要略』巻57 交替雑事所収の長保3年(1001)12月25日宣旨が注目される。

応_レ班符未_レ下間暫置_二勘出_一勘_レ濟正暦四・五・長徳元・二并四箇年租帳_上事
右得_二備前国雑掌右生吉倫去長保二年二月五日解_レ偏、謹檢_二案内_一、介従四位上藤原朝臣中清着任之後、為_レ勘_二濟公文_一、差_二雑掌等_一令_レ勘_二濟四度公文_一。爰件租帳請_二官省外題_一、勤_二勘濟_一之間、主税寮返難云、班符未_レ下之租帳、非_レ蒙_二宣旨_一、輒難_二勘濟_一者。勘返之旨、尤有_二其理_一。抑此国授田授口帳、合期勘造、進官先了。方今雑掌抱_二公文_一、辛_二苦於寮底_一、資糧已盡、勘濟無_レ期。望請_二官裁_一。被_レ下_二宣旨於主税_一、班符未_レ下之間、置_二勘出_一勘_二濟件年々租帳_一將_レ省_二公文之煩_一者。左中弁藤原朝臣説孝伝宣、中納言藤原朝臣公任宣、依_レ請者。

長保三年十二月廿五日

右大史石城文信

備前国雑掌の申請により、班符未給のあいだ勘出を置いて備前介藤原中清の受領任中四ヶ年の租帳を勘済すべきことを主税寮に命じた宣旨である。申請では、班符未給であっても授田授口帳を合期勘造し進官していることを租帳勘済が認められる理由として述べている。授田授口帳とは、延喜式や後述する『朝野群載』の記述と照らし合わせれば校田授口帳とすべきである。校田授口帳が租帳勘済に必須とされるようになったのは、延喜2年(902)3月13日付太政官符（『類聚三代格』巻15校班田事）において、班年になっても校田授口帳を進めない場合、租帳を拘勘する方針がうちだされてからである。しかし延喜年間以降、現実には班田が行われなくなっているため、校田授口帳を提出しても班符が下されない状態になっており、そのことが形式的には租帳勘済の障害となっていたわけである。そのため、校田授口帳を作成、進官していれば、宣旨により班符を省き勘出を置いて租帳の勘済を認めるという手続きがとられるようになったのである。

したがってそのための申請と宣旨は毎回の定型化したものになっている。以下に掲げる『政事要略』巻57 永延3年(永祚元、989)10月23日付宣旨、『朝野群載』巻26「諸国公文中」寛弘2年(1005)12月12日付「山城国雑掌秦成安解」、同承暦4年(1080)10月3日付「班符宣旨」をみれば、定型化されていることを確認できよう。

応_レ班符未_レ下間置_二勘出_一勘_レ濟永観元・寛和元・二・永延元并四箇年租帳_上事
右得_二尾張国雑掌尾張成安去永延元年七月十日解_レ状_一偏、謹檢_二案内_一、授田授口帳合期勘造、進_レ官先了。方今請_二官省外題_一、擬_二勘濟公文_一之間、主税寮勘返云、班符未_レ下之租帳、非_レ蒙_二宣旨_一、輒難_二勘濟_一者。雑掌抱_二公文_一、辛_二苦於寮底_一、望請_二官裁_一。被_レ下_二宣旨_一、班符未_レ下之間、置_二勘出_一、將_レ以_二勘_二濟件年々租帳_一將_レ省_二事煩_上者。左中弁藤原朝臣説孝伝宣、中納言藤原朝臣公任宣、依_レ請者。

永延三年十月廿三日

左大史多米宿祢 奉

班符国解

山城国雑掌秦成安解 申請 官裁事

請_レ被_下因_二准傍例_一、被_下宣旨於所司_一、班符未_下間、暫置_二勘出_一、勘_中濟前司任終長保三、
当任同四・五・寛弘元并四箇年租帳_上事

右謹檢_二案内_一、此国授田授口帳、合期勘造、進_レ官已了。即請_二官省外題_一、欲_二勘濟_一之所、主税寮
勘返云、班符未_下之間、租帳非_レ蒙_二宣旨_一、輒難_二勘濟_一者。雑掌徒抱_二公文_一、辛_二苦於寮底_一、
望請_二官裁_一。被_下宣旨於所司_一、班符未_下之間、暫置_二勘出_一、勘_二濟件年々租帳_一、將_レ省_二公文_一
之煩_二者_一。仍録事状。謹解。

寛弘二年十二月十二日

山城国雑掌秦成安

班符宣旨〔付省奉行〕

応_レ班符未_下間暫置_二勘出_一勘_中濟前司橋朝臣為仲任終延久四、当任同五、承保元・二・三、承暦
元・二・三并八箇年租帳_上事

右得_レ越後前国雑掌秦成安去七月十日解状_一、謹檢_二案内_一、此国校田授口帳合期勘造、進官已了。
爰相_二待報符_一之間、空送_二年月_一、方今件租帳、請_二官省外題_一、勘濟之处、主税寮勘返云、班符未_下
之間、租帳非_レ蒙_二宣旨_一、輒難_二勘濟_一者。雑掌徒抱_二公文_一、辛_二苦於寮底_一。望請_二官裁_一。因_二
准先例_一、被_下宣旨於所司_一、班符未_下之間、暫置_二勘出_一勘_二濟件年々租帳_一、將_レ省_二公文_一之煩_二
者_一。權左中弁大江朝臣匡房伝宣、權中納言源朝臣経信宣、依_レ請者。

承暦四年十月三日

(省奉行 略)

いずれも「校田授口帳合期勘造」を含みほぼ同じ表現になっており、申請の文言、それを受けて下される宣旨は定型化されたものといえる。

ではまったく実態のない定型句だったかという、必ずしもそうとはいえない。『朝野群載』巻26「諸国公文中」に班符続文として所収される康和元年(1099)12月10日付「民部省班符」は次のように記している。

民部省

勘_二申撰津国校田授口帳下否_一事

右宣旨、件国校田授口帳下否之由、宜_二勘申_一者。檢_二文簿_一、去徳元年十月十三日同官下_レ省、同年十月廿日校田授口帳下_二主税寮_一、同月廿八日続勘文進_レ省、同年十一月五日副_二授口帳_一、下_二主計寮_一既畢。仍勘申。

少録中原

少丞橋

少なくとも11世紀末、徳元年(1084)においても撰津国校田授口帳が太政官から民部省に下され、さらに主税寮、主計寮に下され勘会されていた例のあることが勘申されている。手続きとしてはそれに基づいて報符が発給され、租帳勘会へ進むことになるはずである。

租帳自体も12世紀に入ってもなお作成されていたことは知られている。九条家本中右記紙背には保安元年(1120)の撰津国の「租帳案」「大計帳案」「正税帳案」「出挙帳案」「調帳案」が残されている⁽⁶⁵⁾。これらのうち「租帳案」を検討した川尻秋生氏は、撰津守となった中原師重⁽⁶⁶⁾の公文勘会のために形式的に作成され、後世の作成のための手本とすべく伝存したものだとしている⁽⁶⁷⁾。

「租帳案」の内容は、まず一国全体の集計を冒頭にかかげ、以下各郡毎に、不輸租田(神田・寺田な

ど)、定田として官田・地子田(乗田など)・租田の田積を記している。租田の内訳として位田・郡司職田・懇田・口分田などを記し、不堪佃田を差し引き、堪佃と輪租稲料を記している。吉川真司氏は、これらの内容は10世紀中葉以前のものであり、租帳の田種と面積は最新の班田図に基づくものであるが、延喜2年(902)の班田が実施されなかったとすれば、ベースとなる班田図は9世紀のものだととしている⁽⁶⁸⁾。班田と密接に関わる校田授口帳自体も10世紀以前、9世紀までさかのぼるような内容をもつものであることは推測できる。

このような租帳、校田授口帳のあり方からすれば、「大里郡坪付」がその基礎資料だとして内容が10世紀以前の状況を示すものである点は諒解できよう。しかしだからといって作成時期や反故紙にされた時期を10世紀末以前に限定する必要はないだろう。10世紀以前のもを転写し続けたもので、作成時期を表面の延喜式巻22の書写年代と推定される11世紀中葉以前まで下げて考えることも可能である。あるいは10世紀以前に作成され国衙に伝来したものが、租帳や校田授口帳との関係で受領のもとに持ちこまれ、11世紀に反故紙とされたと考えることも可能である。

いずれの場合でも「大里郡坪付」が撰関家周辺の延喜式書写に用いられた契機は受領と密接な関係にあるとみてもよい。受領功過を受けるための租帳勘会に必要な校田授口帳を作成する資料として使用し、受領功過が終わって反故にされたと考えることができる。

ではその受領はだれであろうか。Ⅱ-2「武蔵国の国司」で検討するように、10～11世紀の武蔵国の受領は不明な時期が多い。しかし、10世紀末～11世紀初頭にかけて、藤原寧親、藤原惟風、平行義という藤原道長に近い関係をもつ受領が続いていたことは注目すべきであろう。彼らとの関係を考えてよいかもしれない。

なかでも注意されるべきが平行義ではないかと思われる⁽⁶⁹⁾。行義自身には道長の家司と明記された史料は見当たらないが、兄弟重義、理義、子の範国、行親、行親の子定家たちが道長・頼通の家司ないし家司的存在だった。前述のように子孫は撰関家と複合的に日記の家を形成していく。とくに孫の定家は、九条家本延喜式の料紙として紀伊国郡許院収納所進未勘文を持ち込んでいる。こうした状況を考えると平行義の存在は気になるところである。行義とその子孫の高棟流平氏との関係で九条家本延喜式を考えてみる必要はあるだろう。

ちなみに平行義の武蔵守任期中の寛弘元年(1004)は、次節で検討する讃岐国戸籍の年次でもあり、造籍年だと考えられる。戸籍にもとづいて班田が実施されるという理念が残っていれば、校田授口帳が作成されてもおかしくない。

5. 寛弘元年讃岐国戸籍と讃岐の受領

巻11は全29紙からなるが、その紙背は以下4種の戸籍ないし戸籍様文書に分けられる。

- A 第1紙～第3紙 年未詳某国戸籍B
- B 第4紙～第22紙 寛弘元年(1004)讃岐国大内郡入野郷戸籍
- C 第23紙～第25紙 年未詳某国戸籍A
- D 第26紙～第29紙 長徳4年(998)某国戸籍

『平安遺文』にはAもBとともに寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍(以下、讃岐国戸籍とする)として所収される⁽⁷⁰⁾。しかしすでに泉谷康夫氏が指摘しているように別文書とみるべきである⁽⁷¹⁾。AとCもまた別文書である。すなわちA、B、Cはともに各戸冒頭の戸口集計部分が「口」の表記のみに省略されているが、Cには「口」の下に「帳後破除」以下の記載がある。Bは集計部分のなかに「都合」が含まれるが、A、Cは集計部部分の最後に「都合」とし、次行に「即」として戸主名を記し、以下戸口歴名を記している。Aは各戸口名の冒頭に男子は「口」、女子は「女」の表記を付しているが、B、Cにはそ

れない。以上のような書式の違いが認められるからである。

平安時代の戸籍にはこれらのほか、延喜2年(902)阿波国板野郡田上郷戸籍(『平安遺文』188号、以下阿波国戸籍とする)、延喜8年「周防国玖珂郷戸籍」(『平安遺文』199号、以下周防国戸籍とする)が残存しているが、いずれも一戸の戸口が多く、多数の異姓者を含み、また男口のみだったり、逆に女口が異常に多かったり、年齢構成も若年者が極めて少ないなど、内容も著しく不自然である。

そのためこれらは籍帳支配の崩壊を示す形骸化したもので史料価値がないとされ⁽⁷²⁾、泉谷康夫⁽⁷³⁾・平田耿二氏⁽⁷⁴⁾を除くと本格的に分析されることは少なかった⁽⁷⁵⁾。したがってその史料性格についての研究も両氏以降ほとんど進んでいない。わずかに前述のように、田中稔氏が戸籍造進の儀式のために作られ文書ではないかとし⁽⁷⁶⁾、また橋倉雄二氏がDについて国衙において二次的に編成された文書ではないかと問題提起した⁽⁷⁷⁾にとどまっている。

しかし儀礼のために作られた文書とする見方は、田中稔氏がその一つとしてあげた巻9・10紙背の「出雲国正税返却帳」が実際に受領功過のために作成されたものであることが明らかになった以上、戸籍についても再考を要するであろう。もちろん戸籍そのものは直接は受領功過の審査対象にはなっていないので、正税返却帳とは事情を異にする。改めてその性格と、反故紙として延喜式の書写に利用された事情について検討され直されなければならない。

まずD長徳4年某国戸籍について平田耿二氏は課丁のみを記載する特徴から、夫役・雑役の収取の台帳としての機能を果たすものとした⁽⁷⁸⁾。しかしDには橋倉雄二氏が指摘したように以下のような特徴も認められる。

- ①女口が載せられていない。
- ②集計部の項目に割往・割来がないなど項目数がかなり少ない。
- ③課口が多すぎる、
- ④各戸に戸番号が附されている。
- ⑤継目裏書を持っていない。
- ⑥季・年・無記が同一戸内に混在する⁽⁷⁹⁾。

それらに加えて各戸ごとに「長徳四年」の記述が付されている点は、各戸ごとにその戸口データを「長徳四年籍」から抽出、転写したされたことをうかがわせる。橋倉氏が指摘されたように諸国段階で本来の戸籍から二次的に編成されたものとみるべきで、その作成時期は長徳4年以降としてよい。国衙段階で作成されたものが、受領を通じて反故紙として撰関家周辺に持ち込まれ延喜式書写料紙に利用されたと考えるべきだろう。

次にB寛弘元年讃岐国戸籍であるが、すべての紙継目の前後に欠落が想定され直接接続していない。Ⅲ図表編4-1に示したように、第22紙と第21紙、第21紙と第20紙、第20紙と第19紙、第11紙と第10紙、第9紙と第8紙、第8紙と第7紙、第7紙と第6紙、第6と第5紙、第5紙と第4紙の間計9ヶ所では確実に欠落している。そのうち第7紙・第6紙・第5紙・第4紙は欠落部を挟んで接続していたことは明らかであり、欠落部分が4～5行程度であると推測される。したがってそれ以外の各紙間も同様には4～5行程度の欠落が推測されるが、欠落部をはさんで連続しているかは断定できない。この欠落について、泉谷康夫氏は紙背を利用するにあたって継目裏書部分を切除したために生じたこととされた⁸⁰。

延喜2年阿波国戸籍、延喜8年周防国戸籍は、継目裏書をもち国印が捺され、前籍からの戸口の移動と集計が記され、進官される戸籍としての形式は有している。これに比して寛弘元年讃岐国戸籍では、継目裏書の存在が推測されたとしても、国印が捺されていないうえに、集計部の記載も省略されている。この形式面での特徴は、公文書としての最終段階になる国印は押されず、進官されないまま国衙にとどめおかれたか、京送されたとしても受領のもとにとどめおかれていた可能性を示唆すると思われる。

記載内容には以下のような特徴、ないしは不自然な点がみられる。

- ①戸口集計部分が「口」の表記のみに省略されている。帳後除一死亡・割往・逃口、割来・生益・黄男・括出・隠首などの数を記載し、前籍以後の戸口の変動が集計されているはずの部分である。
- ②国印がみられない。
- ③一戸の戸口が多く、多数の異姓者を含む。
- ④男口より女口がかなり多い。その記載形式も各戸ごとに男口、女口をまとめて記している。
- ⑤男では17歳下、女子では13歳以下がそれぞれ1人しかいない。しかも10歳未満は1人もいない。
- ⑥年齢分布が10歳刻みで偏っている。Ⅲ図表編7-1~4の戸口年齢分布表とグラフに示したように、延喜2年阿波国戸籍、延喜8年周防国戸籍と比較してもそれは際立っている。
- ⑦年齢区分が杜撰である。たとえば讃岐茂有戸で讃岐茂彦70歳が正丁とされるように、61歳以上なのに正丁とされたり、讃岐豊岑戸では額田部藤雄30歳、岡田村成24歳がいずれも中男とされるなどの例が多くみられる。

こうした特徴は極めて高い擬制性を示しており、前籍に年齢を加算して転写し、適宜、高齢者を削除し、まとめて新附の戸口を書き加えていった結果だと推測される。10歳間隔の年齢の偏りは、10年ごとの戸口新附を推測させるが、造籍間隔の6年とずれるので、10年が何を意味するかは検討を要する。⑦の特徴も前籍に年齢を加算したものの年齢区分をそのままにしてしまった結果だとされるが⁽⁸¹⁾、それはこの戸籍にとって年齢区分は重要ではなくなっていることを示していよう。したがって課口把握に関係する大帳などの基礎資料としての意味はなさなくなっていることも示している。延喜2年阿波国戸籍、延喜8年周防国戸籍では、前籍から移動と集計は記載されているので、①も寛弘元年籍の特徴的な点で、具体的な戸口の移動も問題とされなくなっている状況を示している。

10歳未満がないこと、女口が多いことは、延喜の戸籍と共通する特徴である。延喜年間において女口、不課口の多さが口分田と関係することは政府にも認識されていた。『類聚三代格』巻15校班田事延喜2年3月13日太政官符は12年1班による校班田の励行を命じたものであるが、そのなかで「又戸籍所注大略、或戸一男十女、或戸合烟無男。推尋其実、為貪戸田妄所注載。是以一国不課十倍見丁」とあるように、課口を少なくしかし口分田を多く確保するために、男子を少なく女子を多く編附することが行われていることを指摘している。

しかし現実には女子への班給額は承和年間には1人20歩まで減少し⁽⁸²⁾、延喜年間以降は班田自体が行われなくなっていく現実に、女子を多く編附する偽籍の必要性も薄れ、寛弘元年籍では男女比率が1:2まで下がっていると泉谷康夫氏は指摘している⁽⁸³⁾。しかし10歳未満が1人もみられない、寛弘元年籍では10歳の2人を除いて14歳以上という特徴は、依然、班田の対象者になりえる者として、戸口が記載されているとみなせないだろうか。

このような年齢構成や区分にあまり注意がはられないが10歳以下は記載されていないこと、一定の時間的間隔をおいて一括新附されている形跡がみられること、進官もされていないという特徴を考えると、注目されるのが前節で言及した校田授口帳との関係である。授口帳は本来、口分田班給対象となる戸口を調査してその結果を記した帳簿であり、その作成、提出は租帳勘済ための条件とされ、11世紀でも形式的には作成、提出されていた。寛弘元年讃岐国戸籍は、こうした校田授口帳作成の前提として、またそのための資料としての性格をもつものである可能性を問題提起しておきたい。またAとCの性格も同様に考えることができるかもしれない⁽⁸⁴⁾。

以上のようにこれら国衙ないしは受領に関する文書が反古紙として九条家本延喜式の書写に使用されていることは、紀伊国郡許院収納所進未勘文や丹波国高津郷司解と同様、撰関家と関係する受領らによって持ち込まれた可能性が考えられよう。

11世紀中葉までの讃岐国の受領については、Ⅱ「諸国受領の基礎的検討」で検討している。そこで示

しているとおりに、源高雅、大江清通、源濟政、藤原憲房、藤原邦恒、藤原隆佐と道長、頼通の親近者、家司または家司的存在が多く受領をつとめていたことがわかる。そのほかにも、源頼国、藤原家経など関係の深い受領は多い。なかでも藤原家経は、道長の上表文などを作成したり、道長の命で上東門院彰子に献上する万葉集を書写しているなど、文筆面でのつながりは深い。いずれをみても讃岐の国衙・受領関係文書が料紙として持ち込まれる契機はありうる。

しかし最も注目されるのは源高雅ではないかと思われる。戸籍の年次である寛弘元年に讃岐の受領であり、親近者、家司として道長と大きなつながりのあることはⅡ-3「讃岐国の国司」で検討しているとおりである。

加えて、寛弘年間には道長は精力的に典籍の書写、収集を進めていた⁽⁸⁵⁾。たとえば『御堂関白記』寛弘7年(1010)8月29日条に

作_二棚逗子_一二双_一。立_レ傍置_二文書_一。三史・八代史・文選・御覧・道々書・日本記具書等、令・律・式等具、并二千余卷

とみえる。そのなかに「式」も存在することが確認できる。このときの土御門第は長和5年(1016)7月21日に焼亡しており(『御堂関白記』)、この延喜式が九条家本延喜式の一部になるものかは不明であるが、道長周辺で延喜式書写が行われていたことは確かであろう。こうした状況も背景に、高雅が戸籍など讃岐国関係文書を反故紙として持ち込んだ可能性は推測しうるだろう。

九条家本延喜式巻11は他巻に見られない筆跡の一筆で書写されているとされる。これらの戸籍類は反故紙として一括ストックされており、同時に書写料紙として使用されたものとみなせる。またBの寛弘元年とDに記載される長徳4年の間は6年であり造籍年としては連続することも関連性をうかがわせるが、讃岐国のものかは断定できない。

注

- (1) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』の書写年代」(『日本古代典籍史料の研究』、思文閣出版、2011年、初出2001年)、以下特鹿内浩胤氏はすべて本論文による。
- (2) 中込律子「紀伊国郡許院収納所解・丹波国高津郷司解に関する一考察」(安田元久先生退任記念論集刊行会編『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館、1989年、以下中込律子A論文)、鹿内浩胤前掲注(1)論文など。
- (3) 大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学紀要『社会文化論集』4、2007年)、2005～07年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書『「出雲国正税返却帳」を中心とした公文勘会と平安時代中期財政と公文勘会の研究』、2008年。
- (4) 前沢和之「主要史料解説 上野国交替実録帳」(『群馬県史 資料編4 原始古代4』群馬県、1985年)。
- (5) 鹿内浩胤前掲注(1)論文。
- (6) 寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』6、1998年)。
- (7) 中込律子A論文。中込律子「受領請負制の再検討」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』、東京堂出版、1993年、以下中込律子B論文)。
- (8) 巻11紙背、『平安遺文』437号、4578号。
- (9) 田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、1993年、初出1990年)。
- (10) 橋倉雄二「長徳四年某国戸籍」の史料的性格について」(『皇学館史学』13、1998年)。
- (11) 土田直鎮「平安時代の武蔵国関係古文書」(『古代の武蔵を読む』、吉川弘文館、1994年、初出1966年) 鈴木哲雄「武蔵国熊谷郷における領主と農民」(『中世日本の開発と百姓』、岩田書院、2001年、初出1980年)、埼玉県史古代史部会「解説」(『新編埼玉県史 資料編4 古代2 古文書・記録』、埼玉県、1983年)。
- (12) 森田梯「武蔵国大里郡条里について」(『日本古代の耕地と農民』、第一書房、1986年、初出1983年)。以下

-
- 森田梯氏は本論文による。
- (13) 本稿ではそれぞれ東京国立博物館原本カラーデジタル画像によった。なお巻2紙背については東京国立博物館古典籍叢刊『九条家本延喜式一』(思文閣出版、2011年)所収の影印も参照した。
- (14) 藺田香融「古代末期のある徴税文書」(『日本古代財政史の研究』、塙書房、1987年、初出1965年)、以下藺田香融氏は本論文による。
- (15) 中込律子A論文。同様に錦織勤「結解と進未沙汰」(『中世国衙領の支配構造』、吉川弘文館、2005年)も、収納側が個別の負名などの進未状況を確認するために作成した進未勘文であり、結解ではないとしている。
- (16) 『宇治関白高野山御参詣記』のテキストとしては『続々群書類従』所収本が流布しているが、字句の異同の甚だしさ、意味不明部分の多さが指摘されている。最近、末松剛氏により諸写本の調査が行われ、『続々群書類従』が依拠した『歴代残闕日記』の底本東寺観智院本A(現在所在不明)とは別に京都府立総合資料館所蔵の東寺観智院本B(応永年間書写、東京大学史料編纂所所蔵影写本の原本)のあることが明らかにされ、その写真と翻刻が紹介された(末松剛「『宇治関白高野山御参詣記』(京都府立総合資料館本)の紹介と諸本について」『鳳翔学叢』5、2009年)。本稿では末松氏紹介の東寺観智院本Bによった。
- (17) 『春記』永承5年(1050)3月6日条。なお同3月10日条には紀伊守とみえるが、前紀伊守の誤りであろう。
- (18) 紀伊国司による供給奉仕は、寛治2年(1088)、同五年の白河院の高野山参詣、天治元年(1124)の鳥羽院の高野山参詣でも行われており(大村拓生「中世前期の高野参詣と宿所」『密教文化』218、2007年)、慣例化されていったようである。なお寛治2年・5年の紀伊守は藤原仲実(『扶桑略記』寛治2年2月24日条、『為房卿記』寛治5年11月1日条など)、天治元年の紀伊守は藤原季輔(仲実子、建保3年(1215)正月5日「藤原光時考定文」『鎌倉遺文』2137号)で、仲実は後に藤原忠実家司としてみえる(天永3年(1112)10月日「政所下文案」『平安遺文』1778号)。
- (19) 本稿では天喜元年(1053)～5年については和田律子「京都大学附属図書館平松文庫蔵「定家朝臣記」翻刻・解題」(『鳳翔学叢』5、2009年)、天喜6年(康平元年、1058)～康平5年については『群書類従』所収「康平記」に拠った。
- (20) 『春記』永承5年(1050)3月6日条、同3月10日条。
- (21) 山本信吉「定家記解説」(陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』、思文閣出版、1988年)。
- (22) 中込律子A論文、鹿内浩胤前掲注(1)論文。
- (23) 巻4は紙背文書28通中、長元7年(1034)1通、同8年13通、同9年10通、長元年間1通、年不明3通。巻39は24通中、長元8年8通、同9年6通、年不明10通。
- (24) 河根能平「日本中世前期にける文書群の保管と廃棄の原則について」(『世界史の中の日本中世文書』、文理閣、1996年、初出1990年)
- (25) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」(前掲注(2)『中世日本の諸相』上巻)。
- (26) 鹿内浩胤前掲注(1)論文。
- (27) 市川久編『衛門府補任』(続群書類従完成会、1996年)、宮崎康充編『検非違使補任』第1(続群書類従完成会、1998年)。
- (28) 平範国が頼通の家司だったことは、『古事談』巻6-37、寺内浩「道長・頼通家政職員表」(『受領制の研究』、塙書房、2005年、所収)など。
- (29) 『小右記』治安3年(1023)正月10日条に、藏人左衛門尉行親が検非違使に任じられたことがみえる。
- (30) 『小右記』万寿3年(1026)正月19日条、同11月30日条など。
- (31) 『行親記』長暦元年(1037)2月14日条。『行親記』は本稿においては陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』によった。
- (32) 陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』。
- (33) 『尊卑分脈』にも「正五下、中宮大進、右衛門権佐」とみえる。
- (34) 山本信吉「『親信卿記』の研究」(『撰関政治史論考』、吉川弘文館、2003年、初出1969年)は、親信卿記の原本自体が自身の手による部類記であり、行親のときにその部類記事から本記復原が行われ、それが現存『親信卿記』だと指摘し、柴田博子「『親信卿記』と平親信」(『親信卿記』の研究』、思文閣出版、2005年)もそ

- れを補強している。
- (35) 宮崎康充「十一世紀の検非違使佐」(古代学協会編『後期撰関時代史の研究』、吉川弘文館、1990年)は長暦2年正月7日に平範国が従四位下に叙せられたことにより右衛門権佐を去り、後任として行親が任じられたとする。そして見任のまま死去したと推測する。その後宮崎康允編『検非違使補任』(前掲)では『勘例』を根拠に長暦2年(1038)正月に検非違使(右衛門権佐)に任じられたとした。一方で市川久編『衛門府補任』(前掲)は長暦元年11月5日に任じられたと推測している。なお平範国が右衛門権佐として確実にみえるのは、『左経記』長元9年(1036)5月19日条から『行親記』長暦元年7月24日条までである。
- (36) 山本信吉「行親記解説」(陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』)。
- (37) 松菌斎「家記の構造」(『日記の家』、吉川弘文館、1997年)。
- (38) 『平安遺文』507号、518号、519号、505号、495号、520号、606号(紙背の配列順)。
- (39) このほか、頼通周辺に宛てたとみられる某年2月20日「安芸守紀宣明書状」(『平安遺文』4611号)、興福寺政所宛の治安4年(1024)3月9日「興福寺維摩会菓子園司解」(『平安遺文』497号)などもある。
- (40) 中込律子A論文。
- (41) 中込律子B論文。
- (42) 桃裕行『上代学制の研究〔修訂版〕』第三章「平安時代後期の学制の衰退と家学の発生」(『桃裕行著作集』第1巻、思文閣出版、1994年、原著初版1947年)。
- (43) 『官職秘抄』下「諸道官明経博士」および「助教」の項。
- (44) 桃裕行前掲注(42)著書。
- (45) 中込律子B論文。
- (46) 『本朝続文粹』巻6大治5年(1130)藤原敦光奏状。
- (47) 『勘例』、宮崎康允編『国司補任』第4(統群書類従完成会、1990年)。
- (48) 『弁官補任』康平5年(1062)条、同6年条。
- (49) 『平安遺文』970号、東寺百合文書斗。
- (50) 橋俊綱は多くの和歌を残していることもあり、その研究は少なくない。代表的なものをあげれば、真鍋照子「橋俊綱考—その一、伝記をめぐって—」(『平安文学研究』25、1965年)、同「橋俊綱考—その二、俊綱の周辺—」(『共立女子大学短期大学部紀要』1965年)、吉原栄徳「橋俊綱とその説話について」(『菌田女子大論集』9、1974年)、高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」(『日本歴史』531、1992年)、木本久子「藤原頼通の実子—養子に出された俊綱・定綱・忠綱を中心に—」(『日本歴史』531、1992年)など。橋俊遠の養子になった理由についても、『今鏡』の祇子が俊遠と「相具し」、俊綱の実父がどちらかよくわからない時期の誕生だったので俊遠の子と定めたという説からはじまって、頼通の正妻隆姫の嫉妬、頼通が養子とした師房への配慮(坂本賞三「隆姫の嫉妬」(『日本歴史』493、1989年)、「村上源氏の性格」(前掲『後期撰関時代史の研究』)、『藤原頼通の時代』(平凡社、1991年))などさまざまにあるが、『今鏡』作者の常識、平安貴族社会の常識を超えた措置であり、結局のところよくわからないとされる(高橋秀樹前掲論文)。
- (51) 高橋秀樹前掲注(50)論文。
- (52) 『定家朝臣記』天喜6年(康平元、1058)2月5日条、同康平4年7月21日条。
- (53) 『百鍊抄』天喜2年(1054)2月16日条。
- (54) 『中右記』嘉保元年(1094)7月14日条に「今夕入道橋俊綱卒去。年六十七。正四位上修理大夫近江守也」とみえる。
- (55) 『為房卿記』承暦3年(1079)3月25日条、『扶桑略記』同年7月9日条。
- (56) 中原師平の外記在任時期については『地下家伝』、および井上幸治編『外記補任』(統群書類従完成会、2004年)参照。
- (57) 『地下家伝』中原師平条には、永承2年(1047)12月9日に関白左大臣政所別当になったことがみえる。
- (58) 『地下家伝』中原師平条には、「同年(延久四年)七月七日、為関白前太」、「年七月廿六日、補左大臣家政所」とみえる(『大日本史料』第3編寛治3年(1089)9月17日条所引文)。日本古典全集本は、前者を「為関白前太政大臣家別当」、後者を「補左大臣家政所別当」と補っている。

-
- (59) 松園齊「外記局の変質と外記日記」(前掲注(37)『日記の家』所収)。
- (60) 土田直鎮前掲注(11)論文、鈴木哲雄前掲注(11)論文、埼玉県史古代史部会前掲注(11)「解説」。
- (61) 森田梯前掲注(12)論文。
- (62) 『新編埼玉県史 通史編1 原始・古代』第5章第5節1「条里制遺構」(小川良祐・伊藤一美・小野文雄執筆、埼玉県、1987年)。
- (63) 鹿内浩胤前掲注(1)論文。
- (64) 森田梯前掲注(12)論文、前掲注(62)『新編埼玉県史 通史編1 原始・古代』第5章第5節1。
- (65) 『平安遺文』補43~48号、『大日本史料』第3編25には『平安遺文』未収分も含めて収録。
- (66) 中原師重は、第二節で検討した中原師平の子である。本報告書Ⅱ-2「武蔵国の国司」でとりあげる武蔵守中原師重とは別人である。
- (67) 川尻秋生「保安元年「撰津国帳簿群」の性格」(『古代文化』62-1、2010年)。
- (68) 吉川真司「院宮王臣家」(吉川真司編『日本の時代史5 平安京』、吉川弘文館、2002年)。
- (69) 巻30第3紙紙背に長元5年(1032)5月1日付「若江田所請文」(『平安遺文』)が若江田所を預かる武蔵守有経が提出したものとみられることなどから、11世紀前半ころに作成され武蔵国衙に提出された大里郡坪付が、反故紙として長元年間ころに武蔵守有経によって撰開家周辺に持ち込まれたとする可能性も考えられる。しかし本報告書Ⅱ-2「武蔵国の受領」でも指摘したように、有経については他に史料がみえず、その人物像についてはまったく不明といわざるをえない。長元5年「若江田所請文」も、有経ではなく提出先で反古紙とされたもので、「大里郡坪付」が反古紙とされた事情とは異なるとみるべきである。「大里郡坪付」が反故にされ撰開家に持ち込まれた事情は、長元年間の他の文書とは別個に検討すべきであろう。
- (70) 『平安遺文』437号。『大日本史料』も同様に第2編5巻237~289頁に収録する。
- (71) 泉谷康夫「現存平安時代戸籍の考察」(『律令制度崩壊過程の研究』、1972年、初出1958年)。
- (72) 川上多助「古代戸籍考」(『日本古代社会史の研究』、河出書房、1947年)。
- (73) 泉谷康夫前掲注(71)論文。
- (74) 平田耿二「平安時代の戸籍について」(『日本古代籍帳制度論』、吉川弘文館、1986年、初出1973年)。
- (75) そのほか『香川県史1 通史編 原始・古代』第5章第3節4「戸籍と負担」(国島浩正執筆)(香川県、1988年)でもふれられる。
- (76) 田中稔前掲注(9)論文。
- (77) 橋倉雄二前掲注(10)論文。
- (78) 平田耿二前掲注(74)論文。
- (79) カラーデジタル画像で観察する限り「季」と「年」は誤認しやすい字形で記されているものが多い。「陸」と「柒」も同様で、無記とあわせてみると、乱雑に筆写した結果ともみうけられる。
- (80) 泉谷康夫前掲注(71)論文。
- (81) 前掲注(75)『香川県史』第5章第3節。
- (82) 『類聚三代格』巻15校班田事元慶3年(879)12月4日太政官符。
- (83) 泉谷康夫前掲注(71)論文。
- (84) 長元3年(1030)の「上野国交替実録帳」によると、上野国の場合は天元3年(980)籍が最後になっている。このことは全国統一的に戸籍が作成、保管されなくなっている状況を示しており、各国個別に作成事情を考えてもよいのではないと思われる。
- (85) 道長周辺の万葉集書写および儒者との関係については、小川靖彦「題詞と歌の高下—レイアウトに見る平安時代の政治史・和歌史・文化史のなかの写本—」(『万葉学史の研究』、おうふう、2007年、初出2002年)。道長の書物蒐集については、川口久雄「道長グループの文学活動」『三訂平安朝日本漢文学史の研究 中篇』(明治書院、1982年)、飯沼清子「藤原道長の書籍蒐集」(『風俗』27-2、1988年)。

II 諸国受領の基礎的検討

1. 諸国国司表

凡例

・九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領の関係を考察するための基礎資料として、武蔵・上野・丹波・出雲・紀伊・讃岐6国の国司の補任、見任、遷替等の史料について、その任期を推察可能なように抽出、配列し表として整理した。したがって、すべての見任等の史料を記しているわけではない。

・出雲国については大宝元年(701)～保元元年(1156)、他は九条家本延喜式の書写された年代、料紙と持ち込まれた年代各文書の作成した年代等との関係を推察可能範囲で、便宜的に延喜元年(901)～応徳3年(1086)とした。

・丹波・紀伊・出雲は守、武蔵・讃岐は守・介・権介、上野は介を採録した。対象期間中において、上野は介、讃岐は時期によって介・権介が受領であるためである。

・典拠史料のなかで説明を要するものは次のとおり。

大日本古文書—大日本古文書 編年

石清水文書—大日本古文書 家わけ 石清水文書

正税返却帳—九条家本延喜式巻9・10 紙背、承暦2年(1078)12月30日付「主税寮解」(「出雲国正税返却帳」)

造宮遷宮旧記—「杵築大社造宮遷宮旧記」(北島家文書、鎌倉遺文7017号)

・本編の1.「諸国国司表」の作成および、2.「武蔵国の国司」「讃岐国の国司」を成すにあたっては、下記文献およびデータベースを参照した。

宮崎康充編『国司補任』第1～第5、索引(続群書類従完成会、1989～99年)

槇野廣造編『平安人名辞典—長保二年—』(高科書店、1993年)

槇野廣造編『平安人名辞典—康平三年—』上(和泉書院、2007年)

東京大学史料編纂所データベース(特に大日本史料総合データベース、古記録フルテキストデータベース、古文書フルテキストデータベース、平安遺文フルテキストデータベース)

埼玉県史調査報告書『坂東八箇国国司表』(埼玉県民部県史編さん室、1987年)

1-1 武蔵国国司表（延喜元年-応徳3年）

	守姓名	月.日	出典	介・権介姓名	月.日	出典	備考
901	延喜元						
902	2						
903	3						
904	4						
905	5						
906	6	藤原邦基	8.28 任 公卿補任延喜21				
907	7						
908	8						
909	9						
910	10						藤原邦基-2.15任左少弁(公卿補任延喜21)
911	11			介・高向利春	1.13 任 古今目録		
912	12						
913	13						
914	14						
915	15			介・高向利春	11.24 見 北山抄		
916	16						
917	17	藤原高風	1.29 任 別聚符宣抄				
918	18						
919	19						源任-5.23前権介(扶桑略記)
920	20						
921	21						
922	22						
923	延長元						
924	2						
925	3						
926	4						
927	5						
928	6						
929	7	藤原善方	10.2 卒 尊卑分脉				
930	8						
931	承平元						
932	2						
933	3						
934	4						
935	5						
936	6						藤原善方-前司故(政事要略55) 藤原維幾-前司(政事要略56)
937	7						
938	天慶元	権守・興世王	2. 見 将門記	介・源経基	2. 見 将門記		
939	2	百済貞連	5.15 任 貞信公記抄	介・源経基	6.7 見 本朝世紀		
		権守・興世王	12.27 見 日本紀略	権介・小野師興	6.21 見 本朝世紀		
940	3	藤原秀郷	3.9 任 扶桑略記	介・源経基	1.9 見 日本紀略		
		権守・興世王	3.18 誅 師守記貞和3.12.17				
941	4						
942	5	平公雅	任 武蔵国浅草寺縁起				
943	6						
944	7						
945	8						
946	9						
947	天曆元						
948	2						
949	3	源満仲	3 見 平安遺文補262				
950	4						
951	5						
952	6						
953	7						
954	8						
955	9						
956	10						
957	天徳元						
958	2						
959	3						
960	4						
961	応和元						源満仲-5.10前権守(扶桑略記)
962	2						
963	3						
964	康保元						
965	2						
966	3						
967	4						
968	安和元						平義盛-9.14前権介(日本紀略)
969	2						藤原善時-3.26前介(扶桑略記)
970	天禄元						
971	2						
972	3						
973	天延元						
974	2						
975	3						
976	貞元元						
977	2						
978	天元元						
979	2						藤原千常-5.22前介(日本紀略)
980	3			介藤原正忠		任 除目大成抄	

981	4					
982	5					
983	永觀元					
984	2					
985	寛和元					
986	2					
987	永延元					
988	2					
989	永祚元					
990	正暦元					
991	2					
992	3					
993	4					
994	5					
995	長徳元					
996	2	藤原寧親	1. 25	任	大間書	介・凡惟時 1. 25 停 大間書 介・清原連方 1. 25 任 大間書
997	3					
998	4					
999	長保元	藤原寧親	10. 19	見	小右記・御堂関白記	藤原寧親-5. 23前司(権記)
1000	2					
1001	3					
1002	4					
1003	5					
1004	寛弘元	平行義	7. 17	見	権記	藤原惟風-1. 20功過(小右記) 平公雅-3. 9故守(類聚符宣抄7)
1005	2					
1006	3					
1007	4					
1008	5					
1009	6					
1010	7					
1011	8					
1012	長和元					
1013	2					
1014	3					
1015	4					
1016	5					
1017	寛仁元	源頼貞	9. 10	見	小右記	介・紀守樹 11. 15 任 小右記 豊原為時-3. 24前司(小右記)
1018	2					
1019	3					
1020	4					
1021	治安元					
1022	2					
1023	3	(姓欠) 光衡	12. 1	見	小右記	介・多治石長 1. 任 除目大成抄 権介・刑部時久 2. 任 除目大成抄
1024	万寿元					
1025	2					
1026	3					
1027	4					
1028	長元元					
1029	2					
1030	3	平致方	6. 23	見	小右記	
1031	4	平致方	3. 12	見	小右記	
1032	5	(姓欠) 有経	5. 1	見	平安遺文521	平致方-8. 1前守(小記目録・日本紀略)
1033	6					
1034	7					
1035	8					
1036	9					
1037	長暦元					
1038	2					
1039	3					
1040	長久元	藤原惟経	1. 25	任	春記	菅原脩成-6. 8前司(春記)
1041	2					
1042	3					
1043	4					
1044	寛徳元					
1045	2					
1046	永承元					
1047	2					
1048	3	中原師重	3. 2	見	造興福寺記	藤原惟経-2. 21前司(造興福寺記)
1049	4					
1050	5					
1051	6					
1052	7					
1053	天喜元					
1054	2					
1055	3					
1056	4					
1057	5					
1058	康平元					
1059	2					
1060	3					
1061	4					
1062	5					
1063	6					
1064	7					
1065	治暦元					
1066	2					
1067	3	平業貞?	7. 21	見	後三条院即位記	武藏守業貞女平貞子

1068	4			
1069	延久元			
1070	2			
1071	3			
1072	4			
1073	5			
1074	承保元			
1075	2	菅原是綱	5. 14	見 朝野群載13
1076	3			
1077	承暦元			
1078	2			
1079	3			
1080	4			
1081	永保元	菅原是綱	11. 25	見 水左記
1082	2			
1083	3			
1084	応徳元			
1095	2			
1086	3			

1-2 上野国国司表 (延喜元年-応徳3年)

	介姓名	月.日	出典	備考
901	延喜元			
902	2			
903	3			
904	4			
905	5			
906	6			
907	7			
908	8			
909	9	藤原扶幹	1. 11 任 公卿補任延長1	
910	10			
911	11			
912	12			
913	13	藤原扶幹	4. 10 解 別聚符宣抄6. 22官符	
		藤原厚載	6. 22 見 別聚符宣抄	
914	14			
915	15	藤原厚載	2. 10 見 日本紀略・扶桑略記	藤原厚載-3. 25故介(日本紀略)
916	16			
917	17			
918	18			
919	19			
920	20			
921	21			
922	22			
923	延長元			
924	2			
925	3			
926	4			
927	5			
928	6	藤原(名欠)	5. 9 見 平安遺文228	
929	7			
930	8			
931	承平元			
932	2			
933	3			
934	4			
935	5			
936	6			
937	7			
938	天慶元			
939	2	藤原尚範	12. 29 見 日本紀略・本朝世紀	
940	3	平清幹	1. 27 任符請印 類聚符宣抄8	
941	4			
942	5			
943	6			
944	7			
945	8			
946	9			平清幹-5. 19因幡守任符請印(類聚符宣抄8)
947	天曆元			
948	2			
949	3			
950	4			
951	5			藤原惟永-9. 15故介(僧妙達蘇生注記) 藤原興連-9. 15故介(僧妙達蘇生注記)
952	6			
953	7			
954	8			
955	9			
956	10			
957	天徳元			
958	2			
959	3			
960	4			
961	応和元			
962	2			
963	3	橘方用	出家 神皇正統録	
964	康保元			
965	2			
966	3			
967	4			
968	安和元			
969	2			
970	天禄元			
971	2			
972	3			
973	天延元			
974	2			
975	3			
976	貞元元			
977	2	藤原仲文	1. 任 歌仙伝	
978	天元元		2. 卒 歌仙伝	藤原仲文-2. 卒(歌仙伝)
979	2			

980	3				
981	4				
982	5				
983	永観元				
984	2				
985	寛和元				
986	2				
987	永延元				
988	2				
989	永祚元				
990	正暦元				
991	2				
992	3				
993	4				
994	5				
995	長徳元				
996	2				
997	3	方正(藤原力)	1. 11	見	平安遺文4609
998	4				
999	長保元	源頼信	9. 2	見	御堂関白記
1000	2				
1001	3	平重義	2. 26	見	権記
1002	4				
1003	5				
1004	寛弘元	平重義	9. 27	見	御堂関白記
1005	2	橘忠範	4. 14	見	権記・平安遺文439
1006	3	橘忠範	5.	卒	御堂関白記6. 5
		平維衡	6. 13	任	権記・日本紀略
1007	4				
1008	5				
1009	6	平維衡	5. 1	見	権記
1010	7				
1011	8				
1012	長和元	平維叙	⑩. 17	見	御堂関白記
1013	2				平維衡-1. 24功過(小右記)
1014	3				
1015	4	平維叙	8. 27	辞	御堂関白記
		藤原定輔	8. 27	任	御堂関白記・小右記
1016	5				
1017	寛仁元	藤原定輔	10. 21	見	御堂関白記
1018	2				
1019	3	藤原定輔	12. 15	見	小右記
1020	4				藤原定輔-5. 26前司(小右記)
1021	治安元				藤原定輔-1. 20功過(小右記)
1022	2				
1023	3	藤原兼貞	1. 22	見	除目申文之抄
1024	万寿元	藤原家業	1	任	朝野群載22
1025	2	藤原家業	9. 26	見	小右記
1026	3	藤原家業	12. 13	見	左経記
1027	4				
1028	長元元	藤原家業	8. 4	見	小右記
1029	2				
1030	3	藤原良任	8. 26	見	小右記
1031	4				
1032	5				
1033	6				
1034	7				
1035	8				
1036	9	(橘力)成任	5. 25	見	左経記
1037	長暦元				藤原良任-5. 1前守(左経記)
1038	2				
1039	3				
1040	長久元				
1041	2				
1042	3				
1043	4				
1044	寛徳元				
1045	2				
1046	永承元				源頼信-前司(平安遺文640)
1047	2				
1048	3				藤原成経-1. 前守(春記)
1049	4				
1050	5				
1051	6	平直方		見	陸奥話記
1052	7				この年以前
1053	天喜元				
1054	2				
1055	3				
1056	4				
1057	5				
1058	康平元				
1059	2				高階業房-12. 前司(続本朝文粹)
1060	3				
1061	4	源良基		任終	朝野群載承保3. 12. 15官符
1062	5	橘惟行	12. 28	見	百鍊抄
1063	6	橘惟行	12. 18	見	百鍊抄
1064	7	橘惟行	9. 16	見	扶桑略記

1065	治曆元	橘惟行	見	朝野群載26	
1066	2	高階順業	見	朝野群載26	藤原成経-1. 22前守(洞院六卷部類記)
1067	3	高階順業	見	朝野群載26	
1068	4	高階順業	見	朝野群載26	
1069	延久元	高階順業	見	朝野群載26	
1070	2	高階順業	見	朝野群載26	
1071	3	高階順業	見	朝野群載26	
1072	4	高階順業	見	朝野群載26	
1073	5	高階順業	見	朝野群載26	
1074	承保元	藤原定俊	見	朝野群載26	
1075	2	藤原定俊	見	朝野群載26	
1076	3	藤原定俊	見	朝野群載26	
1077	承暦元	源頼盛	見	平安遺文1132	源経仲-10. 3前司、任出雲守(水左記)
1078	2	源家宗	見	朝野群載26	
1079	3	源家宗	見	朝野群載26	
1080	4	源家宗	見	朝野群載26	
1081	永保元	源家宗	見	朝野群載26	
1082	2	源家宗	見	朝野群載26	
1083	3	源家宗	見	朝野群載26	
1084	応徳元	源家宗	見	朝野群載26	
1095	2				
1086	3				藤原定俊・源頼盛-前司(朝野群載26)

1-3 丹波国国司表 (延喜元年-応徳3年)

	守姓名	月.日	任	出典	備考
901	延喜元				
902	2				
903	3				
904	4				
905	5				
906	6				
907	7				
908	8				
909	9				
910	10				
911	11				
912	12	源等	1.15	任	公卿補任天曆1
913	13	源等	10.22	見	平安遺文213
914	14				
915	15				
916	16				
917	17				
918	18				
919	19				
920	20				
921	21				
922	22				
923	延長元				
924	2	紀淑行		見	鎌倉遺文680
925	3				
926	4				
927	5				
928	6	源忠	1.25	任	古今目録
929	7				
930	8				
931	承平元	源忠	2.12	卒	貞信公記抄
		藤原忠文	3.13	任	公卿補任天慶2
932	2	藤原忠文	9.22	見	平安遺文240
933	3				高橋元幹-前司(政事要略53)
934	4				
935	5	伴忠茂	3.7	任符請印	類聚符宣抄8
936	6				
937	7				
938	天慶元				
939	2	平隨時	2.1	任	公卿補任天曆2
940	3				
941	4				
942	5	平隨時	4.25	見	平安遺文253
943	6	紀淑人	2.26	任	古今目録
944	7				
945	8				
946	9				
947	天曆元	藤原元名	2.1	任	公卿補任天徳2
948	2	藤原経臣		遷	宝篋院陀羅尼伝来記・題跋備考
949	3				藤原経臣-遷肥前守
950	4				
951	5				
952	6				
953	7				
954	8				
955	9				
956	10				
957	天徳元	藤原守義	1.27	任	公卿補任天禄3
958	2				
959	3				
960	4				
961	応和元	藤原為輔	1.25	任	公卿補任天延3
962	2	大中臣公節	1.21	任	類聚大補任・中臣系凶
963	3				
964	康保元				
965	2				
966	3				
967	4				
968	安和元				
969	2				
970	天禄元	藤原倫寧	5.19	見	日本紀略
971	2				
972	3	平貞盛	1.	任	類聚符宣抄8寛弘7.6.8奏状
973	天延元				
974	2	平貞盛	11.	遷	類聚符宣抄8寛弘7.6.8奏状
975	3				平貞盛-遷陸奥守
976	貞元元				
977	2				
978	天元元				
979	2				
980	3				

981	4					
982	5	藤原為雅	1. 3	見	小右記	
983	永觀元					
984	2					
985	寛和元	藤原為頼	1. 21	任	為頼集	
986	2					
987	永延元					
988	2					
989	永祚元	藤原貞順	2. 1	任	小右記	藤原為頼-7. 18前守(小右記)
990	正暦元					
991	2					
992	3					
993	4	高階道順	3. 29	見	小右記	藤原貞順-2. 14前守(小右記)
994	5					
995	長徳元					
996	2					
997	3					
998	4					
999	長保元	橘経国	11. 11	見	権記	藤原貞嗣-2. 23前守(権記)
1000	2	橘経国	11. 8	見	権記	
1001	3					
1002	4	橘経国	9. 19	見	平安遺文428	
1003	5	藤原頼隆	11. 20	卒	権記	
1004	寛弘元	高階業遠	⑨. 5	重任	御堂関白記・日本紀略	橘経国-5. 11前司(権記)
1005	2					
1006	3					
1007	4	高階業遠	1.	重任	魚魯愚鈔・除目抄	
1008	5	高階業遠	10. 16	見	御産部類記	
1009	6	高階業遠	10. 22	見	日本紀略	
1010	7	高階業遠	3.	辞	御堂関白記3. 30	
		大江匡衡	3. 30	任	御堂関白記	
1011	8	大江匡衡	8. 25	見	小右記	
1012	長和元	大江匡衡	7. 16	卒	小右記7. 17	
		源雅通	8. 11	任	御堂関白記	
1013	2	源雅通	7. 20	見	小右記	
1014	3	源雅通	5. 15	見	小右記	
1015	4					
1016	5	源雅通	1. 14	見	小右記	源雅通-5. 2前守(小右記)
1017	寛仁元	藤原頼任	7. 19	見	小右記	
1018	2	藤原頼任	5. 24	見	小右記	
1019	3	藤原頼任	11. 16	見	小右記	
1020	4	藤原資業	1. 30	任	公卿補任寛徳2	
1021	治安元	藤原資業	12. 2	見	平安遺文485	藤原頼任-1. 20功過(小右記)
1022	2	藤原資業	2. 27	見	日本紀略、石清水文書	
1023	3	藤原資業	12. 24	見	小右記	
1024	万寿元	源経頼	1. 22	任	公卿補任寛徳2	
1025	2	源経頼	10. 8	見	小右記	
1026	3	源経頼	5. 13	見	類聚符宣抄3	
1027	4	源経頼	11. 2	見	類聚符宣抄3	
1028	長元元	源経頼	3. 12	得替	左経記	
		源章任	10. 4	見	平安遺文513	
1029	2					
1030	3	源章任	6. 21	見	小右記	
1031	4	源章任	12. 16	見	日本紀略	
1032	5	源济政	4. 21	見	左経記	
1033	6					
1034	7					
1035	8	源济政	5. 16	見	賀陽院水閣歌合	
1036	9	源行任	4. 22	見	左経記	源济政-11. 16前守(範圍記)
1037	長暦元	源行任	10. 27	見	行親記	
1038	2					
1039	3					
1040	長久元	(姓欠)保家	1. 25	任	春記	
1041	2	(姓欠)保家	2. 20	見	春記	
1042	3	賀茂道平	1.	任	除目大成抄	
1043	4					
1044	寛徳元					
1045	2					
1046	永承元	俊平(高階力)	10. 13	見	年中行事秘抄	
1047	2	藤原章信	2. 7	見	造興福寺記	
1048	3	藤原章信	11. 20	見	範圍記	
1049	4					
1050	5					
1051	6					
1052	7	藤原国成	1.	任	続本朝文粹大治5藤原敦光奏状	
1053	天喜元	藤原国成	1.	遷		任美作守(続本朝文粹大治5藤原敦光奏状)
1054	2					
1055	3					
1056	4	橘俊綱	4. 30	見	皇后宮歌合	
1057	5					
1058	康平元					中原師平-2. 20任権介(地下家伝)
1059	2					
1060	3					
1061	4					
1062	5	藤原資良	3.	任	勘例	中原師平-3. 2遷美作守(地下家伝)
1063	6					

1064	7	藤原資良	2. 16	任	平安遺文991	
1065	治暦元					
1066	2					
1067	3					
1068	4	源高房	5. 11	見	御即位記・京極殿記	
1069	延久元	源高房	4. 18	見	土右記	
1070	2	源高房	3. 15	見	石清水文書5-410	
1071	3					
1072	4	藤原顕綱		任	魚魯愚鈔	
1073	5	高階経成	2. 25	見	茶花物語38	
1074	承保元					
1075	2					
1076	3					
1077	承暦元	高階経成	3. 20	見	石清水文書5-417	源経成につくる
		藤原顕綱	11. 26	見	水左記	
1078	2	藤原顕綱	4. 28	見	内裏歌合	
		藤原顕季	6. 19	任	公卿補任長治1	
1079	3	藤原顕季	4. 28	見	為房卿記	
1080	4					
1081	永保元	藤原顕季	5. 26	見	帥記	
1082	2	藤原顕季	4. 22	見	為房卿記	
1083	3	藤原顕季		見	公卿補任長治1	
1084	応徳元	藤原顕季	12. 26	遷	公卿補任長治1	藤原顕季-遷尾張守
1095	2	源顕仲		見	朝野群載天永年中主計寮勘文	
1086	3	源顕仲		見	朝野群載天永年中主計寮勘文	

1-4 出雲国司表（大宝元年-保元元年）

*他表と異なり、判明する守のみを記し、見任史料をできるだけ多く掲げた。また任期が推測できる場合は備考欄に記した。

No	守姓名	位階	所見年月日	出典	備考
1	忌部子首	正五位下	和銅 1(708) 3. 13	任 続日本紀	
2	船 秦勝	正五位下	靈龜 2(716) 4. 27	任 続日本紀	
3	息長臣足	従五位下	養老 3(719) 7. 13	見 続日本紀	
4	石川年足	従五位下	天平 7(735) 4. 23	任 続日本紀	続日本紀天平宝字6. 9. 30条
	"	"	10(738) 6. 29	見 大日本古文書2-99	
	"	"	11(739) 6. 23	見 続日本紀	
	"	"	7. 1	見 大日本古文書24-96	
5	多治比国人	従五位下	天平15(743) 1. 8	見 大日本古文書2-233	
6	門部王		天平17(745)	見 万葉集3-371	このころ出雲守か
7	百濟孝忠	従四位下	勝宝 2(751) 3. 12	任 続日本紀	
8	阿倍綱麻呂	従五位下	勝宝 6(754) 7. 13	任 続日本紀	
9	大伴古慈斐	従四位上	勝宝 8(756) 5. 10	見 続日本紀	解任(万葉集20-4467)
10	山背王	従四位下	勝宝 8(756) 11. 8	見 万葉集20-4473	任但馬守
	"	"	(756) 12. 30	見 続日本紀	
	"	"	宝字 1(757) 6. 16	遷 続日本紀	
11	百濟敬福	従三位	宝字 1(757) 6. 16	任 続日本紀	
12	文室智努	従三位	宝字 2(758) 6. 16	任 続日本紀	任中納言
	"	"	4(760) 1. 4	遷 続日本紀	
13	文室大市	正四位上	宝字 5(761) 10. 1	任 続日本紀	
14	大伴御依	正五位上	神護 2(766) 10. 8	任 続日本紀	
15	布勢人主	従五位上	景雲 3(769) 6. 9	任 続日本紀	出雲□□(守布カ)
				任 平城宮7、11894	
16	大伴駿河麻呂	従五位上	宝龜 1(770) 5. 9	任 続日本紀	この日以前に遷任
	"	"	10. 26	遷 続日本紀	
17	豊野奄智	正五位上	宝龜 3(772) 11. 1	任 続日本紀	任兵部大輔
	"	"	7(776) 3. 6	遷 続日本紀	
18	多治比長野	正五位上	宝龜 7(776) 3. 6	任 続日本紀	
19	藤原小黒麻呂	従四位下	宝龜 8(777) 3. 29	任 続日本紀	任常陸守
	"	"	10. 13	遷 続日本紀	
20	田中多太麻呂	正四位下	宝龜 8(777) 10. 13	任 続日本紀	
	"	"	9(778) 1. 11	卒 続日本紀	
21	当麻永継	従五位上	宝龜 9(778) 2. 4	任 続日本紀	任刑部大輔
	"	"	天応 1(781) 5. 25	遷 続日本紀	
22	石川豊人	従四位下	天応 1(781) 5. 25	任 続日本紀	
	"	"	延暦 3(784) 11. 17	見 続日本紀	
23	多治比年主	従五位上	延暦 4(785) 1. 15	任 続日本紀	
24	紀 兄原	従五位下	延暦 7(788) 6. 26	任 続日本紀	
	"	"	8(789) 12. 29	見 続日本紀	
	"	"	10(791) 8. 3	見 続日本紀	
25	藤原仲成	従五位下	延暦11(792) 12. -	任 公卿補任	公卿補任大同4年条
26	藤原緒嗣	従四位下	延暦16(797) 8. -	任 公卿補任	公卿補任延暦21年条
27	路 年継	従五位下	延暦22(803)	任 類聚国史	類聚国史天長4年6月24日条卒伝、この年任か 任参河守
	"	"	大同 1(806) 1. 28	遷 日本後紀	
28	大中臣全成	従五位下	大同 1(806) 1. 28	任 日本後紀	
29	藤原清繩	従五位下	弘仁 3(812) 1. 12	任 日本後紀	
30	高階石河		天長年間	見 日本後紀	続日本後紀承和9年5月29日条、天長年中任
31	平野王	正四位上	天長 6(829) 6. 19	卒 日本紀略	出雲守在任中に死去
32	紀咋麻呂	正四位下	天長10(833) 1. 19	卒 類聚国史	出雲守在任中に死去
33	藤原貞公	従五位下	承和 1(834) 11. 19	任 続日本後紀	
34	藤原貞根	従五位下	承和 6(839) 1. 11	任 続日本後紀	
35	紀 野長	従五位下	承和 9(842) 12. 10	任 続日本後紀	任少納言
			1. 12	遷 続日本後紀	
36	安倍安正	従五位下	承和10(843) 1. 15	任 続日本後紀	
37	有雄王	従四位下	嘉祥 2(849) 1. 13	任 続日本後紀	任肥後守
	"	"	2. 27	遷 続日本後紀	
38	清瀧藤根	従五位下	嘉祥 2(849) 2. 27	任 続日本後紀	
39	大春日高庭	従五位下	斉衡 1(854) 1. 16	任 文徳実録	
40	賀茂弟岑	従五位下	天安 2(858) 1. 16	任 文徳実録	
41	伴 春宗	従五位下	天安 2(858) 3. 6	任 文徳実録	任陸奥介
			貞観 1(859) 1. 13	遷 三代実録	
42	藤原数守	従五位下	貞観 1(859) 1. 13	任 三代実録	任右兵庫頭
			2. 13	遷 三代実録	
43	三原永道	従五位下	貞観 1(859) 2. 13	任 三代実録	元伯耆守
44	都 御西	外従五位下	貞観 6(864) 3. 8	任 三代実録	
45	家原繩雄	従五位上	貞観10(868) 1. 16	遷 三代実録	任周防守
46	島田善長	従五位下	貞観11(869) 1. 13	任 三代実録	
47	藤原直房	従五位下	寛平 1(889) 12. 25	見 平安遺文-補256	

48	凡河内弘恒	延喜14(914) 5. 7	免	類聚符宣抄	免本任放還
49	藤原惟房	延長 3(925)	前	政事要略	守の任期は延長3年以前
50	内藏時景 従五位下	承平 6(936) 1. 19	任	外記補任	元大外記
51	十市有象 従五位下	天曆 2(948) 1.	任	地下家伝	外記補任天慶9年条
52	平(名欠) 従五位下	天曆10(956) 4. 21	見	朝野群載	
53	浅井守行 外従五位下	天徳 1(957)	見	正税返却帳	
54	多治文正 従五位下	天徳 2(958)	見	正税返却帳	
55	橘 泰胤	応和 2(962) 4. 19	見	日本紀略	
56	藤原相如	?	見	通信集	相如赴任時の歌
		?	見	大鏡裏書	
		長徳 1(995) 4.	前	栄花物語	任期は永祚元(989)～正暦5(994)ころの間か
57	源 文雅	長保 2(1000)	前	正税返却帳	長保2には前前司。
58	源 忠規 正五位下	長保 3(1001) 9. 6	見	権記	
59	(姓欠)則俊	寛弘 6(1009) 以前	見	円教寺旧記(延照記)	任期不明。寛和2(986)ころ～寛弘6年の間か
60	紀 忠道	寛弘 6(1009) 9. 2	見	御堂閤白記	この年、任命か。
61	藤原頼経	治安 3(1023) 1. 26	前	小右記	任期は長和2(1013)～長和5(1016)ころか
62	藤原成親	寛仁 2(1018) 11. 1	見	御堂閤白記	任期は寛仁1(1017)～万寿1(1024)ころか
		治安 3(1023) 1. 26	見	小右記	
63	橘 孝親	万寿 2(1025) 3. 23	見	小右記	任期は万寿2(1025)～長元1(1028)ころか
64	橘 俊孝 従五位上	長元 2(1029)②. 25	見	小右記	
		7. 11	見	小右記	
		4(1031) 10. 17	見	小右記	
		5(1032) 6. 3	見	左経記	
		8. 2	見	小右記	
		8. 20	見	日本紀略	
		9. 20	流	百鍊鈔	杵築大社の託宣と顛倒のことで配流
		9. 27	流	日本紀略	杵築大社の託宣と顛倒のことで配流
		9. 27	流	扶桑略記	杵築大社の託宣と顛倒のことで配流
65	藤原登任	長元 9(1036) 8. 20	見	類聚符宣抄	長元5年橘俊孝の後任、この年延任か
66	(姓欠)憲清	長久 2(1041) 2. 7	見	春記	
		2. 8	見	春記	
67	藤原明衡 正五位下	天喜 1(1053) 6. 20	前	御産部類記	任期は永承4(1049)～7(1052)ころか
68	大中臣頼宣 従五位下	天喜 1(1053) 1.	任	祭主補任	任期は天喜1(1053)～4(1056)ころか
69	大中臣永清	承暦 1(1077) 11. 12	前	水左記	任期は天喜5(1057)～康平3(1060)ころか
70	藤原章俊	治暦 1(1065) 1.	見	造営遷宮旧記	杵築大社造営の功により、この年延任
		3(1067) 2. 6	替	造営遷宮旧記	得替、任期は康平4(1061)～治暦3(1067)か
71	藤原宗実	治暦 3(1067) 2.	前	造営遷宮旧記	任期は治暦3(1067)～延久2(1070)か
72	藤原行房	承暦 1(1077) 12. 11	前	水左記	任期は延久3(1071)～承保1(1074)ころか
73	藤原清綱	承暦 1(1077) 8. 29	卒	水左記	この日、死去
74	源 経仲	承暦 1(1077) 10. 3	任	水左記	
		11. 5	見	水左記	
		⑩. 8	見	水左記	
		4(1080) 2. 20	見	水左記	
		永保 1(1081) 8. 26	見	水左記	任期は承暦1(1077)～永保1(1081)
75	藤原兼平 従四位下	永保 2(1082) 1. 21	任	公卿補任	公卿補任藤原季経
		5. 9	見	為房卿記	
		応徳 1(1084) 1. 17	見	水左記	
		3(1086)	重	造営遷宮旧記	この年、重任
?	藤原季仲	寛治 5(1091) 5. 9	見	後二条師通記	高階重仲の誤りか
76	高階重仲	寛治 6(1092) 4. 28	見	中右記	
		嘉保 1(1094) 2. 17	見	中右記	
		11. 25	見	中右記	
		永長 1(1096) 4. 11	見	中右記	
		11. 8	見	後二条師通記	
		11. 20	見	中右記	
77	藤原忠清 従五位下	承德 1(1097) 1. 29	任	中右記	
		康和 4(1102) 11. 20	見	中右記	
		11. 22	見	殿暦	
		5(1103) 8. 6	見	為房卿記	
		長治 1(1104) 1. 28	遷	為房卿記	任淡路守
78	藤原家保	長治 1(1104) 1. 28	任	為房卿記	元備後守
		2(1105) 3. 30	見	中右記	
		12. 7	見	中右記	
		嘉承 1(1106) 10. 19	見	永昌記	
		2(1107) 7. 24	見	為房卿記	
		8. 23	見	殿暦	
		9. 1	見	中右記	
		12. 25	見	中右記	
79	藤原顕頼 従五位下	天仁 1(1108) 1. 24	任	中右記	
	"	天永 1(1110)⑦. 1	見	殿暦	
	"	2(1111) 1. 24	見	中右記	
	"	永久 2(1114) 12. 14	遷	中右記	任参河守
80	藤原隆頼	永久 2(1114) 12. 14	任	中右記	元参河守

81	藤原憲方	保安 2(1121)12. 5 3(1122)12. 17 12. 19 天治 1(1124) 5. 21 5. 28 大治 3(1128)12. 29	任 弁官補任 見 永昌記 見 永昌記 見 永昌記 重 永昌記 遷 中右記目錄	弁官補任藤原為隆 この日、重任 任周防守
82	藤原経隆	大治 3(1128)12. 29 4(1129) 7. 15 7. 16 ⑦. 11 ⑦. 21 8. 5 5(1130)10. 27	任 中右記目錄 見 永昌記 見 中右記 見 永昌記 見 中右記 見 長秋記 遷 中右記	元周防守 任讃岐守
83	藤原光隆	大治 5(1130)10. 27 天承 1(1131) 1. 19 長承 1(1132)11. 23 3(1134) 4. 25 保延 1(1135)11. 20	任 中右記 見 朱器大饗雜事 見 中右記 見 百鍊鈔 見 中右記	
84	藤原光隆 從五位下 " 正五位下 從四位下 " 從四位下	保延 4(1138)12. 29 5(1139) 6. 27 康治 1(1142)12. 13 2(1143) 4. 3 天養 1(1144) 9. 29 久安 2(1146)12. 29	任 公卿補任 見 台記 見 平安遺文2491 見 諸院宮御移徙部類記 見 平安遺文-2536 遷 本朝世紀	公卿補任永曆元年条 任但馬守
85	藤原経隆 正四位下	久安 2(1146)12. 29 4(1148)10. 4 6(1150)12. 30 仁平 2(1152) 6. 4	任 本朝世紀 見 諸院宮御移徙部類記 重 本朝世紀 見 兵範記	元但馬守 この日、重任
86	源 光保 從四位下 正四位下	久寿 1(1154) 1. 23 8. 8 2(1155) 4. 8 4. 9 6. 24 9. 23 保元 1(1156) 7. 2 7. 5	任 兵範記 見 兵範記 見 兵範記 見 台記 見 兵範記 見 兵範記 見 兵範記 見 兵範記	

1-5 紀伊国国司表 (延喜元年-応徳3年)

	守姓名	月.日	出典	備考
901	延喜元			
902	2			
903	3			
904	4			
905	5			
906	6			
907	7			
908	8			
909	9			
910	10			
911	11			
912	菅野利蔭	3.	任 外記補任	
913	13			
914	14			
915	15			
916	16			
917	17			
918	伴保平	1.16	任 公卿補任天慶2	
919	19			
920	伴保平	9.11	見 平安遺文217	
921	21			
922	22			
923	延長元			伴保平-1.12任伊勢守(公卿補任天慶2)
924	2			
925	3			
926	4			
927	5			
928	6			
929	7			
930	8			
931	承平元			
932	2			
933	3			
934	4			
935	5			
936	6			
937	7			
938	藤原令問	10.19	復任 本朝世紀	
939	2			
940	3			
941	4			
942	5			
943	6			
944	7			
945	8			
946	9			
947	天曆元			
948	2			
949	3			
950	4			
951	5			
952	6			
953	7			
954	8			
955	9			
956	藤原清正	1.	任 歌仙伝	
957	天徳元			
958	2			藤原清正-7.卒(歌仙伝)
959	3			
960	4			
961	応和元			
962	2			
963	3			
964	藤原為光	2.2	見 類聚符宣抄8	橘雅文-2.2前司(類聚符宣抄)
965	2			
966	紀文利	3.16	任符請印類聚符宣抄8	
967	4			
968	紀文利	6.29	見 類聚符宣抄7	
969	2			
970	天禄元			
971	2			
972	藤原棟利	4.27	見 日本紀略	
973	藤原棟利	3.23	見 親信卿記	
974	藤原景斉	2.25	見 親信卿記	
975	3			
976	貞元元			
977	藤原景斉	11.1	見 高野春秋	
978	天元元			
979	2			
980	3			
981	4			

982	5	源渡	1.3	見	小右記	
983	永觀元					
984	2					
985	寬和元	藤原正雅	4.30	任	小右記	
986	2					
987	永延元					
988	2					
989	永祚元					
990	正暦元					
991	2	菅原(名欠)	11.28	見	平安遺文353	
992	3					
993	4	菅原(名欠)	8.28	見	平安遺文357	
994	5	菅原(名欠)	11.28	見	平安遺文4909	
995	長徳元					
996	2					
997	3					
998	4	大江景理		見	高野山旧記	
999	長保元	大江景理	1.	延任	魚魯愚鈔・除目抄	
1000	2					
1001	3	源兼相	1.	任	権記2.24	
			2.24	卒	権記	
		源致時	3.18	任	権記	大江景理-9.29前守(権記)
1002	4					
1003	5					
1004	寛弘元					大江景理-3.7前守(権記・御堂関白記)
1005	2					
1006	3					
1007	4	橘儀懐	1.26	見	除目申文之抄	橘儀懐-5.8功過(権記)
1008	5					
1009	6					
1010	7					
1011	8					
1012	長和元					
1013	2					源惟能-1.24功過(小右記)
1014	3					
1015	4					源経相-12.4前守(小右記)
1016	5					
1017	寛仁元					
1018	2					
1019	3	高階成章	1.23	任	公卿補任天喜3	
1020	4					前司行正-1.23功過(小右記)
1021	治安元	高階成章	11.8	見	小右記	
1022	2	高階成章	7.14	見	諸寺供養部類記ほか	
1023	3	高階成章	2.12	去任	公卿補任天喜3	
		(姓欠)貞光	11.25	見	小右記	
1024	万寿元					
1025	2	(姓欠)貞光	10.18	見	小右記	
1026	3	(姓欠)貞光	12.13	見	左経記	高階成章-4.27功過(左経記)
1027	4					
1028	長元元					
1029	2					
1030	3	源良宗	8.26	見	小右記	
1031	4	源良宗	10.27	見	小記目錄	
1032	5					
1033	6					
1034	7					
1035	8					源良宗-2.8前守(左経記)
1036	9					
1037	長暦元					
1038	2					
1039	3					
1040	長久元					
1041	2					
1042	3					
1043	4					
1044	寛徳元					
1045	2					
1046	永承元					
1047	2	平定家	12.15	見	平安遺文1016	
1048	3	平定家	10.18	見	宇治関白高野参詣記	
1049	4					
1050	5	藤原貞職?			平安遺文1016	平定家-3.6前守(春記)
1051	6					
1052	7					
1053	天喜元					
1054	2	平教成	3.	見	平安遺文1016	中原師平-1.27任権介(地下家伝)
1055	3					
1056	4					
1057	5					
1058	康平元	藤原兼綱	7.29	卒	尊卑分脉	藤原兼綱-平教成後任(平安遺文1016)
1059	2	藤原範基?			平安遺文1016	藤原範基-藤原兼綱後任(平安遺文1016)
1060	3					
1061	4					
1062	5					
1063	6	藤原重経	2.18	見	高野興廢記	
1064	7	藤原重経		出家	粉河寺縁起・多武峯略記	
1065	治暦元	藤原範永	6.13	任	作者部類	藤原重経-藤原範基後任(平安遺文1016)

1066	2					藤原範基-1.22前守(洞院六卷部類記)
1067	3	源師俊	2.6	見	平安遺文1016	
1068	4					
1069	延久元					
1070	2					
1071	3					
1072	4	藤原師仲	11.	見	管見記嘉吉3.1.7	貞光・源良宗・経重-9.5前司(平安遺文1083)
1073	5					
1074	承保元					
1075	2					
1076	3					
1077	承暦元	小槻孝信	12.21	見	水左記	藤原永綱-9.17前守、卒(水左記)
1078	2					
1079	3					
1080	4	小槻孝信	12.22	見	朝野群載26	
1081	永保元	小槻孝信	7.18	見	水左記	
1082	2					
1083	3	小槻孝信		見	朝野群載26	
1084	応徳元					
1095	2	藤原仲実		任	魚魯愚鈔	
1086	3					

1-6 讃岐国国司表 (延喜元年-応徳3年)

	守姓名	月.日	出典	介・権介姓名	月.日	出典	備考
901 延喜元				権介・橘澄清	2.19	任 公卿補任延喜13	
902 2							
903 3	源昇(参議)	1.11	任 公卿補任				
904 4	源昇(参議)	1.7	見 公卿補任				
905 5	源昇(参議)		見 公卿補任				
906 6	源昇(参議)		見 公卿補任	権介・橘澄清	1.10	遷 公卿補任延喜13	橘澄清-1.10任播磨介(公卿補任延喜13) 橘澄清-9.17考課(西宮記)
907 7	紀長谷雄(参議)	1.13	任 公卿補任				
908 8	紀長谷雄(参議)		見 公卿補任				
909 9	紀長谷雄(参議)	6.15	見 東大寺1-98				
910 10	藤原保忠(参議)	1.13	任 公卿補任延喜14				
911 11							
912 12				介・藤原俊蔭	1.15	任 古今目錄	
913 13							
914 14	藤原清経(参議)	1.12	任 公卿補任	権介・藤原顕佐	1.12	任 西宮記	
915 15	藤原清経(参議)	1.7	見 公卿補任				
	藤原清経(参議)	5.13	薨 公卿補任				
	藤原枝良(参議)	6.25	任 公卿補任				
916 16	藤原枝良(参議)		見 公卿補任				
917 17	藤原枝良(参議)	5.17	卒 公卿補任				
918 18				権介・平伊望	1.12	任 公卿補任延長5	
919 19	源当時(参議)		見 公卿補任				
920 20	源当時(参議)		見 公卿補任				
921 21							
922 22	平伊望(参議)	1.30	任 公卿補任				源当時-1.30任中納言(公卿補任)
923 延長元							
924 2							
925 3	藤原玄上(参議)	1.30	任 公卿補任	介・藤原忠文	1.30	任 公卿補任天慶2	藤原忠文-異本公卿補任は権介 藤原忠文-任撰津守(公卿補任天慶2) 藤原玄上-1.12任近江守(公卿補任)
926 4	藤原玄上(参議)		見 公卿補任				
927 5	藤原当幹(参議)	11.16	任 公卿補任				
928 6	藤原当幹(参議)		見 公卿補任				
929 7	藤原当幹(参議)		見 公卿補任				
930 8	藤原当幹(参議)		見 公卿補任				
931 承平元	藤原当幹(参議)		見 公卿補任				
	藤原実頼(参議)	12.27	任 公卿補任				
932 2	藤原実頼(参議)		見 公卿補任	介・菅原淑茂	6.8	見 貞信公記抄	
933 3	藤原実頼(参議)		見 公卿補任				
934 4							
935 5							
936 6							
937 7	源長鑿	11.19	見 吏部王記				
938 天慶元							
939 2				介・藤原国風	12.26	見 扶桑略記天慶3.11.21	
940 3							
941 4							
942 5				介・伴彦真	4.25	見 本朝世紀	
943 6							
944 7							
945 8	源高明(参議)	3.28	任 公卿補任				
946 9	源高明(参議)		見 公卿補任				
947 天曆元	源高明(参議)		見 公卿補任	介・伴彦真	12.25	見 日本紀略	
948 2	源等(参議)	1.30	任 公卿補任				
949 3	源等(参議)		見 公卿補任	介・上毛野行兼	5.28	任 魚魯愚鈔	
950 4	源等(参議)		見 公卿補任				
951 5	源等(参議)		卒 公卿補任				
952 6							
953 7	源正明(参議)		見 公卿補任				
954 8	源正明(参議)		見 公卿補任				
955 9							
956 10	藤原朝忠(参議)	1.27	任 公卿補任				
957 天徳元	藤原朝忠(参議)		見 公卿補任				
958 2							藤原朝忠-1.30任備中守(公卿補任)
959 3							
960 4	藤原元名(参議)	1.24	任 公卿補任				
961 応和元	藤原元名(参議)		見 公卿補任	介・藤原子高	1.7	見 柱史抄	
962 2	藤原元名(参議)		見 公卿補任				
963 3	藤原元名(参議)		見 公卿補任				藤原子高-2.28故守(東宮御元服部類)
964 康保元	藤原元名(参議)	2.23	致仕 公卿補任				
965 2							
966 3				権介・藤原清遠	⑧.15	見 内裏歌合	
967 4							
968 安和元							
969 2				権介・大江齐光	1.	任 公卿補任天元4	
970 天禄元							
971 2	藤原济時(参議)	1.29	任 公卿補任				
972 3	藤原济時(参議)		見 公卿補任	権介・賀茂連量	7.28	任 外記補任	
973 天延元	藤原济時(参議)		見 公卿補任				
974 2	藤原济時(参議)		見 公卿補任	権介・源通理	2.8	罷申親信卿記	
975 3							
976 貞元元							藤原济時-1.20任権中納言(公卿補任)

977	2				権介・源(名欠)	6.25	見	類聚符宣抄7		
978	天元元									
979	2	藤原佐理(参議)	1.29	任	公卿補任					
980	3	藤原佐理(参議)		見	公卿補任					
981	4	藤原佐理(参議)		見	公卿補任					
982	5									
983	永観元	藤原公任	1.26	任	公卿補任正暦3	権介・藤原永頼	2.19	見	小右記	藤原佐理-1.30任伊予權守(公卿補任)
984	2									藤原公任-2.1任尾張權守(公卿補任正暦3)
985	寛和元					介・藤原永頼	5.2	見	小右記	
986	2	源泰清	3.21	見	円融院御受戒記					
987	永延元									
988	2	藤原永頼	1.29	任	小右記	権介・源俊賢	1.29	任	公卿補任長徳1	源泰清-1.29叙従三位・任左京大夫
989	永祚元	源国盛	2.6	見	小右記	権介・源俊賢		見	弁官補任	
990	正暦元									
991	2									
992	3					介・源時明	1.20	任	小右記	源時明-小右記は介につくる
993	4					介・源時明	1.6	見	小右記	源時明-小右記は守につくる
994	5					介・源時明		辞	小右記長徳2.9.4	
995	長徳元									
996	2	藤原公信	1.25	任	大間書					源公信-公卿補任長和2は介につくる
997	3									
998	4					介・源至光	2.15	見	権記	
999	長保元					介・源至光	9.21	見	権記	源奉職-8.29前介(権記)
1000	2									源奉職-8.17前介(権記)
1001	3					介・源至光	2.29	見	権記	源奉職-3.26前介(権記)
1002	4									
1003	5									
1004	寛弘元	源高雅	3.4	見	御堂関白記					源乘方-1.21前守(権記)
1005	2	源高雅	12.25	見	御堂関白記					
1006	3									
1007	4	大江清通	10.21	見	権記					源高雅-11.10前守(御堂関白記)
1008	5	大江清通	10.16	見	御産部類記	介・大江時棟	1.	任	外記補任	源高雅-1.20功過(権記)
1009	6									
1010	7									
1011	8									
1012	長和元									大江清通-6.29前守(小右記)
1013	2									
1014	3	藤原伊祐	1.26	見	小右記					藤原伊祐-3.25故守(小右記)
		源濟政	3.5	任	小右記					
1015	4	源濟政	3.14	見	石清水臨時祭部類					
1016	5	源濟政	5.30	見	小右記					
1017	寛仁元	源濟政	10.2	見	小右記					
1018	2	源濟政	10.22	見	小右記					
1019	3	源濟政	2.15	見	小右記					
1020	4									源濟政-8.29前司(左経記)
1021	治安元									
1022	2	源頼国	11.13	見	左経記					
1023	3									
1024	万寿元	源長経	2.11	見	小右記					源長経-赴任
1025	2	源長経	11.11	見	左経記					源頼国-10.21功過定(小右記)
1026	3	源長経	4.1	見	官奏記					
1027	4	源長経	12.23	見	小右記					
1028	長元元									
1029	2									源頼国-7.1前守(小右記)
1030	3									
1031	4									
1032	5									
1033	6									
1034	7									
1035	8									
1036	9	(源?)保任	5.25	見	左経記					
1037	長暦元									
1038	2									
1039	3	藤原憲房	6.27	見	栄花物語					
1040	長久元	藤原邦恒	6.8	任	春記					
1041	2									
1042	3									
1043	4									
1044	寛徳元									
1045	2									
1046	永承元									
1047	2	藤原(名欠)	7.22	見	平安遺文644・645					
1048	3									藤原邦恒-1.26前司(春記)
1049	4					権介・賀茂道平	1.	任	除目大成抄	
1050	5	藤原家経	6.5	見	祐子内親王家歌合	介・藤原長房	2.	任	本朝世紀康和1.9.9	
1051	6									
1052	7									
1053	天喜元	藤原家経	6.15	見	定家朝臣記	介・藤原公房	1.27	任	公卿補任承保2	
1054	2	藤原隆佐	2.23	任	公卿補任康平2					藤原隆佐-12.29任伊予守
			12.29	遷	公卿補任康平2					
1055	3									
1056	4									
1057	5									
1058	康平元									
1059	2									
1060	3									
1061	4					介・藤原実範	1.	任	魚魯愚鈔	

1062	5			介・藤原実範	10.	見	続本朝文粹5	
1063	6			権介・賀茂道平	11.1	見	水左記具注曆	
1064	7							
1065	治暦元							
1066	2							
1067	3							
1068	4			介・源(名欠)	12.16	見	朝野群載6	
1069	延久元							
1070	2							
1071	3							
1072	4							
1073	5							
1074	承保元							
1075	2	藤原顕季	1.28	任	公卿補任長治1			橘俊綱-1.讃岐公文未勘(本朝続文粹6)
1076	3							
1077	承暦元	藤原顕季	12.18	見	法勝寺供養記			
1078	2	藤原顕季	6.19	遷	公卿補任長治1			藤原顕季-6.19遷丹波守
1079	3	藤原顕綱	4.11	見	為房卿記			
1080	4							
1081	永保元							
1082	2	藤原(名欠)	12.	見	平安遺文1198			
1083	3			介・藤原隆宗	1.29	見	除目大成抄	
				権介・藤原定実	1.29	見	除目大成抄	
1084	応徳元	藤原(名欠)	11.7	見	平安遺文1221			
1095	2			権介・藤原定実	1.22	見	魚魯愚鈔	
1086	3	高階泰仲	②.10	見	後二条師通記			

2. 武蔵国の国司－10世紀末～11世紀中葉－

武蔵国国司については、すでに埼玉県史調査報告書『坂東八箇国国司表』⁽¹⁾がある。武蔵など坂東八ヶ国の国司の見任、補任、前任史料を年次別に整理したもので、本稿でも参照した。しかし個々の国司の任期や性格についての分析はなされていない。

本稿では延喜式施行以後から11世紀中葉までの武蔵の受領について、任期と特徴を個々に検討する。1-1「武蔵国国司表」に整理したように、10世紀末の藤原寧親以前は不明である。したがって藤原寧親以降を検討する。

(1) 藤原寧親

藤原寧親は長徳2年(996)に武蔵守に任じられた⁽²⁾。長保元年(999)10月19日には武蔵守として道長に馬6疋を献じた。道長はたまたま来訪した藤原実資とともにこれを見、うち1疋を実資に与えている(『御堂関白記』『小右記』)。11月9日にも寧親は道長に馬1疋を献じている(『御堂関白記』)。翌2年には前守武蔵守としてみえる(『権記』長保2年5月23日条)。したがって寧親の武蔵守としての任期は長徳2年(996)～長保元年(999)の4ヶ年だったとみられる。

長保元年には受領層から道長に対し9件の貢馬が知られるが、寧親の計7疋の貢馬数は最大である。御牧がおかれていた武蔵の受領であることによるところが大きい。それ以外の年をみても、のべ88件の貢馬が検出され、1件あたりの貢馬数は陸奥・出羽と上野・信濃・甲斐の受領からのものが非常に多い傾向がみてとれる⁽³⁾。

上野・信濃・甲斐は武蔵と同じく御牧が置かれていた国である。武蔵国には、馬寮管下の御牧(勅旨牧)として秩父、小野、立野、由井、石川、小川牧が置かれていた。これら御牧からの貢馬を天皇の前で牽き、馬寮・王卿らに分給する駒牽が9世紀以来の年中行事となっていた。8月13日に秩父牧20疋、8月20日に小野牧40疋、8月25日に由井・石川・小川牧50疋、同日に小野牧20疋が、それぞれの貢馬数と駒牽の式日になっていた。武蔵国では承平・天慶の乱以降、式日が乱れ貢馬数も減少し、11世紀には貢馬がなされないことを国司が報告する御馬逗留解文を上奏するのみとなり、廃絶してしまう。入れ替わるように11世紀には陸奥交易貢馬が政府への重要な馬の供給源とされていく⁽⁴⁾。陸奥・出羽の受領や鎮守府関係者から道長への貢馬数が多いのも、そのことと関係する。

そうした状況のなかの長保元年の駒牽は、式日を大きく遅らせ12月になって、しかも本来別日に行われる秩父牧と立野牧を同時に行い、しかも取分がないまま数日が経過している(『権記』12月5日条)。こうした異例な状況は、この年が寧親の任終年であるため、道長に献じた残りを秩父・立野牧分として12月になってとりあえず駒牽に附して、責務を果たそうとしたからなのかもしれない。この前後、武蔵諸牧の駒牽は数年ごとにしか記録にみえない。

なおこの年は、甲斐穂坂牧の駒牽も11月14日に行われ、「違期之由可_レ問」とされている(『権記』)。

その後寧親は長保5年(1003)正月30日に備後守に任じられ、6月3日に着任したが、前司藤原理明が在京のため交替政勤行の宣旨を申請している(『類聚符宣抄』第8長保5年9月3日備後国司解)。そして寛弘3年(1006)10月1日には死去したとされる(『尊卑分脈』)。備後守在任中であろうか。その直後の10月3日、「故寧親」が牛5頭を道長に献じている(『御堂関白記』)。親族によるものであろう。

武蔵守任命以前の寧親に関する史料は極めて少ない。『尊卑分脈』によれば冷泉院判官代を経て武蔵守になったと推測されるが、それ以上は不明といわざるをえない。貢馬・貢牛を通じて道長と関係があったことは確かである。ただ、『小右記』永祚元年(989)5月17日条には、権大納言藤原道兼の使として病の実資を見舞ったことがみえ、道兼に仕え、実資とも関係があったらしいことがわかる。そのため道長

への貢馬の一部が実資に与えられたのかもしれない。

(2) 藤原惟風

藤原惟風は寛弘2年(1005)正月22日に受領功過定を受けている(『小右記』)。『権記』寛弘元年7月17日条に平行義が武蔵守としてみえているので、惟風は長保5年(1003)以前に任を終えていることになる。前述のように藤原寧親の任期が長保元年(999)までだったと考えられるので、惟風の武蔵守任期は長保2年～5年の4ヶ年だった可能性が高い。

任期中にあたる長保3年から平維良の兵乱が起こり、惟風が押領使として対応している。長保3年2月に平維良追討の定があり(『小記目録』2月8日条)、5月に追捕のことがみえる(『小記目録』5月3日条)。長保5年正月には、下総・武蔵両国司が平維良の兵乱について解状を政府に提出している(『小記目録』正月16日条)。2月8日には下総守宮道義行が、平佐良の国府焼き打ち、官物掠奪を政府に報告し、陣定が行われている(『百鍊抄』)。9月5日には押領使藤原惟風が言上した平維良の所犯弁定を議している。惟風の言上に対し、義行の申状を実とするか、事実認定のために上総国司と義行の解状に加署した人々に事情を問うことにしている。そして「焼亡処之事実者、慥注_レ其数及子細_レ可_レ言上_レ也」としている(『権記』)。

寛弘元年には惟風は内裏と道長へ貢馬している。『御堂関白記』によると3月28日に内裏に馬4疋、4月2日に籠馬3疋が道長にそれぞれ献上され、道長は4月3日にそれらを8番馳走させている。10月9日にもまた馬1疋が道長に献上されている。これらは、武蔵守在任時に武蔵で入手した馬であろう。内裏への貢馬は駒牽の穴埋めの意味もあるとみられる。いずれも受領功過定と次の任官をにらんだ貢馬でもあろう。

寛弘7年には備前守に任じられ、赴任にあたって3月13日に道長から馬1疋を下賜されている(『御堂関白記』)。道長から餞別に馬の下賜を受けた受領たちは、いずれも家司であったり親近者であることが多い⁽⁶⁾。これ以外にも長徳3年(997)5月15日に道長が左近衛馬場で開催した競馬に奉仕している(『小右記』)。家司だったかは断定できないものの⁽⁶⁾、寛弘5年10月16日に源高雅、源濟政、藤原惟憲らとともに敦成親王家別当に任じられ(『御産部類記』『御堂関白記』10月17日条)、長和元年(1012)には中宮妍子の中宮亮に任じられていた(『御堂関白記』4月24日条)こととあわせ、道長の近くで家司的存在として奉仕していたことはうかがえる。

惟風は『尊卑分脈』によると長良流の藤原文信の男、母は清原中山女である。『小右記』長和4年(1015)4月5日条に故惟風とみえるので、長和3年以前に死去したようである。

(3) 平行義

平行義は『権記』寛弘元年(1004)7月17日条に武蔵守としてみえる。長保5年(1003)まで藤原惟風が武蔵守だったとすると、行義は寛弘元年に武蔵守に任じられたとみられる。その後、いつまで武蔵守だったかは不明である。

『尊卑分脈』によると行義は高棟流桓武平氏、親信の男、母源通理女である。父親信は文章生から出身し、近江権介などの受領を歴任して大宰大貳となり、最後は70歳で参議になった人物で、日記『親信卿記』を残していることで知られる⁽⁷⁾。親信の子、行義の兄弟には重義、理義、孝義⁽⁸⁾がいる。このうち重義は寛弘元年には上野守(介)とみえ(『御堂関白記』9月27日条)、道長の家司でもあった(『小右記』長和4(1015)9月20日条)。理義は治安3年(1023)には筑前守であるが、道長に勘当されているので(『小右記』治安3年11月10日条)、家司かそれに準ずるものとみられる⁽⁹⁾。行義の子には範国と行親がいる。この二人とその子孫はいずれも撰関家の家司あるいは家司的存在で、代々日記を残し撰関家と複合的に日記の家を形成していくことが指摘されている⁽¹⁰⁾。ただし行義の日記は知られていない。

このように行義の兄弟や子はいずれも道長・頼通の家司ないしは家司的存在だった。行義も家司だったことを明記する史料は見いだせていないが、次に示すように道長に近侍している様子は知られる。

寛弘5年(1008)4月14日の道長の賀茂詣に陪従として従っている(『御堂関白記』)。同年10月10日には敦成親王の対面に奉仕している(『御産部類記』)。長和2年(1013)正月29日には、宇佐使源経頼の軽服のことを、物忌で籠居している道長に行義が伝えている(『御堂関白記』)。寛仁元年(1017)4月4日にも、多武峯に籠居している道長が、梅宮祭の神馬について指示する摂政頼通への消息を行義に送らせている(『御堂関白記』)。

その後まもない寛仁元年7月6日に行義は疫病で死去した。親信も同じ疫病で6月に死去している(『小右記』)。

(4) 豊原為時

豊原為時は『小右記』寛仁2年(1018)3月24日条に前武蔵守としてみえる。このとき為時は藤原頼通の春日詣に際して、佐保殿の装束のことで興福寺衆徒と鬪乱している。『小右記』寛仁元年9月1日条に武蔵守として源頼貞がみえるので、為時が武蔵守だったのは平行義が武蔵守の任を離れたと思われる寛弘年間後半から長和5年(1016)の間ではないかと推測される。

『本朝世紀』長保元年(999)5月11日条に兵部少録で成撰位記に参入したことがみえるのが史料上の初見だと思われる。以後、長保4年(1002)～寛弘元年(1004)まで左衛門志としてみえ⁽⁴¹⁾、寛弘元年11月7日には右衛門尉・檢非違使で防鴨河判官に任じられている。長和元年4月15日には、「大夫判官前々三四年給官、為時及_レ六年_レ内、八省・豊楽院造作、其功甚大、不_レ給_レ加階_レ、可_レ無_レ彼功_レ」として加階されている(『御堂関白記』)。この間、寛弘元年正月15日には前年に道長第に侵入した盗を捕え、3月15日には殺害犯を捕えている(『御堂関白記』)。寛弘4年にも下手人を捕え(『御堂関白記』正月9日条)、同8年にも傷害犯を捕える(『権記』9月29日条)など、檢非違使としての活躍が記録されている。長和元年以降檢非違使としてみえなくなるので、あるいはこのころ武蔵守に任じられたのかもしれない。

(5) 源頼貞

源頼貞は寛仁元年(1017)9月～10月にかけて武蔵守としてみえる。

『御堂関白記』寛仁元年10月4日条によると、

從_レ女藤三位許_レ云、武蔵守頼貞宅者申文云、手作布十端進上、是造宮料進_レ家敷、可_レ被_レ為_レ造宮_レ者。依_レ極無_レ便、即返送。

とみえ、女藤三位のもとに武蔵守頼貞宅の者から手作布10段を造宮料にあてるために進上してきたという。道長はそれを返している。女藤三位とは藤原繁子のことで、師輔の女で道兼の室となっていた(『尊卑分脈』)。

これは『小右記』同年9月10日条に

早朝頼祐朝臣来云、武蔵国〔頼貞〕可_レ造_レ左兵衛陣・内記所_レ。而于_レ今未_レ作、遷宮期已近々。仍人々申請。皇太后宮大進敦親朝臣同申請、被_レ下_レ依_レ請之宣旨_レ、被_レ付_レ桂芳坊_レ、申_レ不堪由_レ、返_レ上宣旨_レ。其後又申請其数衆。頼祐同申請、適蒙_レ裁許_レ。左兵衛陣・内記所・桂芳坊等也。至_レ桂芳坊_レ不_レ申請_レ、只所_レ被_レ付也。昨宣旨下了者。

とあることと関係すると考えられる。長和4年(1015)11月17日に焼亡した内裏¹²の造営がこのころ進められていたが、左兵衛陣と内記所の造営が武蔵国(受領頼貞)に宛てられたが、遷宮時期が近づいても造作されない。代わりに皇太后宮大進藤原敦親が造営申請して宣旨が下ったが、あわせて桂芳坊も宛ら

れたので辞退した。そこで藤原頼祐が申請して宣旨が下りたというのである。結局、頼貞は造宮の責務を果たせなかったことになるので、繁子を頼って道長の口添えで造宮料を進上しようとしたものだと解せる⁽¹³⁾。

造宮の国宛は長和4年(1015)12月27日と翌5年正月20日に定められている⁽¹⁴⁾。このときに武蔵国に左兵衛陣・内記所が宛てられたと思われる。だとすれば源頼貞は長和4年ころから武蔵守で、豊原為時の後司である可能性が高い。

『尊卑文脈』によると頼貞は、醍醐源氏源泰清⁽¹⁵⁾の男、母は藤原雅材女である。武蔵守以前では、藏人⁽¹⁶⁾、大学助⁽¹⁷⁾、式部少丞⁽¹⁸⁾などを経歴し、長和元年閏10月27日の大嘗会御禊の前駆をつとめたこともみえる(『御堂関白記』)。『小右記』治安3年(1023)8月5日条に、「頼貞朝臣事・弾中宮御使弓箭事等、天下敖々、家業所陳有由緒。但為頼貞所行乖違憲法、理不相当」とみえるのが最後である。

(6) (姓欠) 光衡 (光平)

『小右記』治安3(1023)年12月1日条に、

臨夜武蔵守光衡来、令申云、有_二所_一勞_二罷上_一後于_レ今不_レ參、明後日可_レ罷下_二、後不堪解文未_レ入_二官奏_一由尤有_レ所_一歎申_二者。令_レ仰云、一□(時力)問_二国々後不堪文数於_二貞行宿祢_一、申云、有_二七八个国_一者。湏_レ究_二公事_一之_二国先令_一撰_二入_一官奏_二也。

と、武蔵守光衡が後不堪解文を官奏に入れるよう右大臣藤原実資に愁訴してきたことがみえる。実資が「湏_レ究_二公事_一之_二国先令_一撰_二入_一官奏_二也」としているのも、この場合の後不堪は受領の交替年にあたって旧年中の不堪佃田奏をまとめてする場合に相当する。不堪佃田奏は公文勘済にとって重要な手続きで、受領功過定にも影響するので、光衡は官奏に入らないことを「歎き申し」て愁訴したのであろう。つまり治安3年は光衡の武蔵守任終年だと判断される。

寛仁4年(1020)～治安3年(1023)の4ヶ年が光衡の任期中で、源頼貞が長和5年(1016)から4ヶ年武蔵守をつとめていたとすれば計算が合う。さらに豊原為時の任期中が検非違使としてみえなくなる長和元年(1012)から4年だとすると、豊原為時、源頼貞、光衡と連続することになる。あくまでも計算上のことであるが一案として提示しておく。

この光衡は、『小右記』長和5年(1016)正月11日条にみえる下野の受領功過定を受けた光衡と同一人物だとみられる。長和3年2月3日の春日祭使出立において、加陪従の饗に奉仕するものとして前下野守光平の名がみえる(『小右記』同日条・正月26日条)。この光平(光衡)とも同一人物とみられる。

大日本古記録『小右記』は長和3年2月3日条のみに、光平に(惟宗)の注を付している⁽¹⁹⁾。このときの春日祭使出立の饗を、源雅通、藤原惟憲、橘則隆という道長の近親者、家司ないしは家司的立場のものとともに奉仕していることから、光衡も同様な存在だとも思われる。しかし一方で『御堂関白記』長和5年7月16日条では、内大臣藤原公季から侍光衡が三条院に召されようとしていると道長に相談が持ちかけられている。同一人物だとすれば、公季に近侍するものともみなせるが、他に史料がなく不明とせざるをえない。

(7) 平致方

長元3年(1030)から4年にかけて武蔵守としてみえるのが平致方である。『小右記』長元3年6月23日条に、平忠常追討に関する追討使平直方・上総介平維時・武蔵守平致方の言上解文が奏されていることがみえる。平忠常の乱に対処していたことが知られる。同長元4年3月12日条にも武蔵国司として国解を申請していることがみえる。『日本紀略』長元5年8月1日条では、息男が従女を刃傷したことにより前武蔵守平致方が左衛門弓場に下されている⁽²⁰⁾。したがって致方はそれ以前に武蔵守の任を離れてい

ることになる。任期4年とすれば長元元年～4年ころに武蔵守だったことになる。

『栄花物語』巻25によれば、平致方の母は三条天皇皇后藤原妍子の乳母式部の宣旨だという。父は不明である。検非違使尉のとき放免を打つことにより禁固され（『小右記』長和2年(1013)8月15日条）過状を進めたり（『小右記』8月17日条）、長和3年正月27日には検非違使尉として、実資の隨身所下女と藤原兼家の下女の口論を発端とした鬪乱で下女宅などが破壊される事件の処理にあたり（『小右記』同日条、同正月28日条）、検非違使別当藤原実成の命で亭子院堂舎を破壊する（『御堂関白記』長和4年3月24日条）などの動きが記録されている。

（8）（姓欠）有経

九条家本延喜式巻30第3紙紙背の長元5年(1032)5月1日付「若江田所請文」を發給したのが武蔵守（姓欠）有経である。有経に関する史料はこれのみである。図表1にあるように巻30は寛弘7年(1010)の衛門府粮料下用注文、長元8年の検非違使関係文書などの紙背を利用して書写されている。この関係から、大里郡条里坪付も長元年間のもので武蔵守有経の関係で持ち込まれて延喜式書写に使用された可能性もありうる。

しかしこれは若江田所を預かる武蔵守有経が提出した請文であり、これが九条家本延喜式の書写に用いられていることから、頼通家に宛てられたものと考えられる。長元年間の文書には、頼通家政所宛の文書⁽²¹⁾も存在するので、頼通家の家司によって反故とされた検非違使関係文書とともに料紙とされたものと思われる。

出雲国正税返却帳、紀伊国郡許院収納所進未勘文、丹波国高津郷司解、上野国交替実録帳などいずれもそれらはそのときの受領の国務や公文勘会、交替政のために作成され機能したもので、受領かその近辺が撰関家家司や近侍する者であったために撰関家に持ち込まれ料紙として利用されたと推測される。同様に国衙に提出された大里郡坪付も受領と密接な関係にあり、若江田所請文とは次元の異なる性格のものだと考えられる。したがって両者が同一の人物、たとえば武蔵守有経によって持ち込まれ料紙として利用されたと考えるより、別個に持ち込まれたものとした方がよいと思われる。

（9）菅原脩政

『春記』長久元年(1040)6月8日条に武蔵前司脩成という人物がみえる。この日の記事は讃岐・信濃・阿波の除目をめぐってさまざまな問題がおこっていたことを記したものであり、讃岐については次節でとりあげる。信濃の場合は守菅原忠貞が死去したことによるものだった。そのなかで、

左衛門督藤原朝臣申云、忠貞朝臣兄武蔵前司脩成申云、忠貞以去月廿五日死去之由所申送也者。非事已無疑。仍彼補其替可宜也。

とみえる。脩成が弟信濃守菅原忠貞の死去を報告したという。

そのほかでは『除目大成抄』によると寛弘4年(1007)秋に大学允に任じられたことがみえるのみである。『尊卑分脈』では菅原輔正男とし、『系図纂要』では為紀男とする。兄弟についても忠貞以外については、『尊卑分脈』『系図纂要』『菅原氏系図』などで相異なるなど⁽²²⁾不明な点が多い。

脩成が武蔵守だった時期も他に手掛かりがなく不明といわざるをえないが、これまでの各守の在任期間の検討をふまえると、（姓欠）有経の後任で長元末から長暦年間(1036～1039ころ)の可能性がある。

（10）藤原惟経

『春記』長久元年(1040)正月25日条によると、この日の除目で武蔵守に任じられたのが藤原惟経である。検非違使巡任とされている。『小右記』万寿元年(1024)10月17日条に、左衛門尉惟経に検非違使宣

旨が下ることがみえる。その後巡爵し、長久2年の武蔵守任命に至ったのであろう。『造興福寺記』永承2年(1947)2月21日条には前武蔵守とみえるのでそれ以前に任を離れている。

この時期に藤原惟経は二人いる。一人は藤原惟風男、もう一人は藤原泰通男である。『尊卑分脈』によると惟風男の惟経は蔵人、檢非違使、正四位下、尾張守、信濃守、太皇太后宮大進を経験したことを記している。泰通男の惟風は蔵人、散位、從五下、武蔵守を経験したことを記している。『春記』の記事では武蔵守惟経は檢非違使を経験していることになるので、『尊卑分脈』の両者の記事には混同がみられるようである。

『小右記』万寿元年(1024)10月16日条、『左経記』万寿3年11月17日条には蔵人兵衛尉惟経がみえる(B)。官職からみると檢非違使尉で武蔵守となる惟経(A)とは別人であろう。そのほか惟経については以下の史料が知られる。

C 蔵人惟経・『小右記』万寿元年12月16日条、同万寿4年正月26日条

D 從五位上中宮権大進惟経・『行親記』長暦元年(1037)2月13日条

E 陽明門院判官代信濃前司惟経・『類聚符宣抄』延久元年(1069)2月17日

F 尾張守惟経・『為房卿記』延久5年正月8日条

『尊卑分脈』と照合して、B・C・D・E・Fが惟風男惟経、Aが泰通男惟経で、檢非違使注記のみが取り違えられているとすれば最も混同の少ない形とはなるが、いかがであろうか。後考を待ちたい。

(11) 中原師重

『造興福寺記』永承3年(1048)3月2日条に武蔵守としてみえるのが中原師重である⁽²³⁾。これ以外に史料がみえないので、師重の任期は不明である。

『小右記』によると師重は藤原実資の推挙で明経得業生となり⁽²⁴⁾、その後弾正少忠⁽²⁵⁾などを経歴している。この間、藤原実資の家司として活動し(長元元年(1028)7月11日条など)、実資の子千古の職事となったり(万寿元年(1024)12月26日条)、実資家政所を知行するになっている(長元4年正月11日条)。

注

- (1) 埼玉県史調査報告書『坂東八箇国司表』(埼玉県県民部県史編さん室、1987年)。
- (2) 「長徳二年大間書」(『大日本史料』第2編2巻長徳2年正月25日条所引)、『県召除目抄』(国立歴史民俗博物館所蔵広橋家旧蔵本)所収。
- (3) 以上の道長への貢馬については、加瀬文彦「藤原道長をめぐる馬と牛」(佐伯有清編『日本古代の社会と政治』、吉川弘文館、1995年)による。とくに同論文表Ⅲに受領層その他から道長への馬・牛の貢進事例が網羅されている。
- (4) 駒牽と陸奥交易貢馬については大日方克己「八月駒牽」(『古代国家と年中行事』、講談社学術文庫、2008年、初版は吉川弘文館1993年)。
- (5) 道長から受領への馬の下賜については加瀬文彦前掲論文。
- (6) 惟風を家司としているのは、佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論—撰関家家司について—」(安田元久編『初期封建制の研究』、吉川弘文館、1964年)、加瀬文彦前掲論文、岡野範子「家司受領について—藤原道長の家司を中心に—」(『橋史学』16、2001年)など。ただし惟風を家司として明記した史料は見いだせていない。
- (7) 平親信については、山本信吉「『親信卿記』の研究」(『撰関政治史論考』、吉川弘文館、2003年、初出1969年)。

柴田博子『『親信卿記』と平親信』（佐藤宗諄先生退官記念論集刊行会編『『親信卿記』の研究』、思文閣出版、2005年）。

- (8) 孝義は『尊卑分脈』にはみえないが、『栄花物語』巻5「浦々の別れ」にみえる。また『小右記』長和5年正月12日条には相模守で受領功過定にかかけられることがみえる。
- (9) 寺内浩「受領考課制度の変容」表1（『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出1997年）。また山本信吉前掲注(7)論文は侍臣の一人とする。佐藤堅一前掲注(6)論文、岡野範子前掲注(6)論文はとくにふれていない。
- (10) 松園齊「家記の構造」（『日記の家』、吉川弘文館、1997年）。
- (11) 『朝野群載』巻11 延尉康和2年(1100)正月21日付「検非違使転任尉闕請奏」、『本朝世紀』長保5年(1003)6月30日条、『権記』寛弘元年(1004)9月26日条、『御堂関白記』同日条など。
- (12) 『御堂関白記』長和4年(1015)11月17日条、『小右記』同日条など。
- (13) 山中裕編『御堂関白記全注釈 寛仁元年』寛仁元年(1017)10月4日条（国書刊行会、1985年）。
- (14) 『御堂関白記』長和4年(1015)12月27日条に「定_レ陣座作宮宛_レ、令_レ勘_レ申可_レ入_レ杣日・作造初日_レ」、また翌5年正月20日条に「又作宮定_レ所々_レ、渡殿・中重垣等充_レ国々_レ」とみえる。
- (15) 源泰清については本報告書II-3「讃岐国の国司」の項で検討している。
- (16) 『除目大成抄』長保元年(999)9月23日、『権記』長保元年12月29日条、同書寛弘元年(1004)正月5日条。
- (17) 『権記』長保元年(999)9月24日条。
- (18) 『権記』寛弘元年(1004)正月5日条。
- (19) 『平安人名辞典—長保二年—』は大日本古記録の注にしたがって惟宗光平とし、同一人物カとしながらも光衡を姓不明の部でそれぞれ立項している。『国司補任』は武蔵、下野いずれにおいても、姓欠とし、また光衡と光平を同一人物カとしている。
- (20) 『小記目録』同日条にもみえる。
- (21) 巻12 紙背治安4年(万寿元、1024)3月7日付「多武峯妙楽寺解」（『平安遺文』496号）。
- (22) 『平安人名辞典—長保二年—』菅原修成の項参照。
- (23) なお本報告書Iで言及している中原師平男の師重とは別人である。
- (24) 『小右記』長和3年(1014)10月21日条、同年12月24日条など。
- (25) 『小右記』治安元年(1021)10月8日条、万寿元年(1024)12月26日条、同2年10月3日条など。

3. 讃岐国の国司—10世紀後半～11世紀中葉—

讃岐の守・介・権介については、1-6「讃岐国司国表（延喜元年-応徳3年）」に整理した。ここでは、個々の受領の任期と藤原道長・頼通らとの関係を中心に検討する。平安時代の讃岐国司については、『香川県史』の讃岐国司一覧表があるが⁽¹⁾、守の補任・見任史料の表であり、個々の任期が必ずしも明確ではなく、介・権介については採録されていない。讃岐国では介・権介が受領だった場合もあり、守のみの表では不十分である。

(1) 10世紀の受領—介・権介、藤原永頼以前

10～11世紀の讃岐守全体を通してみた特徴の一つは、永観元年(983)以前は参議の兼任が慣例となっていたことである。『公卿補任』によると延喜3年(903)の源昇以降、紀長谷雄、藤原保忠、藤原清経、藤原枝良、源当時、平伊望、藤原玄上、藤原当幹、藤原実頼、源高明、源等、源正明、藤原朝忠、藤原元名、藤原濟時、藤原佐理と、ほぼ連続して参議が兼任している。藤原公任以降は参議の兼任がなくなる。

公卿が守に任じられている場合は、介が受領になることが多いので、讃岐国もこの間、介ないしは権介が受領だったとみられる。なお藤原公任から参議の兼任ではなくなるが、公任が讃岐守に任じられたのは、永観元(983)年正月26日、17歳のときである(『公卿補任』正暦3年(992)条藤原公任尻付)。受領として国務をこなしたとは考えにくいので、この場合も介が受領だったと推測される。

延喜年間以降に限ってみると、順に、権介橋澄清、介藤原俊蔭、権介藤原頭佐、権介平伊望、介藤原忠文、介菅原淑茂、介藤原国風、介伴彦真、介上毛野行兼、介藤原高、権介藤原清遠、権介大江芥光、権介賀茂連量、権介源通理、権介藤原永頼らが受領だったとみられる。

また藤原清遠以降、介ではなく権介が受領となったことに関して、藤原永頼の興味深い主張がある。

『小右記』天元5年(982)2月19日条は次のように記している。

(前略) 今日儀式太依_レ 応和式_レ 被行。今日儀在_レ 別紙。〔叙位東宮宣旨及乳母四人、是応和例〕宿侍。讃岐介永頼可_レ 被_レ 給_レ 権字_レ 之由、有_レ 令_レ 奏事。是前々守介等有_レ 権字、子高朝臣任_レ 介、任中不_レ 利、其後国司有_レ 権字、仍所_レ 申請_レ 者。仰云、先加令_レ 仰_レ 任符、其後可_レ 載_レ 直物_レ 者、仍仰_レ 左大臣了。讃岐介に任じられた藤原永頼が権介とするように申請したものであるが、藤原高が介に任じられたとき、任中に不利なことがあったため、その後の国司は権介となったという。それにならって自らも権介とするように申請し、認められている。事実、先に示したように、子高の次の藤原清遠以降、永頼まですべて権介に任じられている。

子高の任命にかかわって、『柱史抄』「七日節会」に引用する天徳5年(応和元、961)正月7日「村上天皇御記」は次のように記している。

左大臣申_レ 送延光朝臣_レ 云。讃岐介子高前叙_レ 之。内記可_レ 被_レ 賞由。昨日諸卿定申事。而令_レ 執奏。宜_レ 申_レ 此由。仰_レ 依_レ 公卿定_レ 令_レ 加叙_上。大臣令_レ 申云々。小高位記。今日可_レ 令_レ 作_レ 加位記。所司已退出。令_レ 召之間。日漸欲_レ 暁。且始行_レ 節会_レ 何。令_レ 仰云。始_レ 節会_レ 之後。何作_レ 位記_レ 乎。須_レ 後日令_レ 作云々。八日左大臣令_レ 延光朝臣申_レ 云。今日。可_レ 令_レ 作_レ 子高位記_レ 云々⁽²⁾。

讃岐介藤原高の加叙にあたり、当日になって位記を作り加えようとしたところ、所司が退出してしまい、召している間に日が暮れ節会が始まったので、翌八日に位記を作成することになってしまったという。

なお『東宮御元服部類』所引「延光記」応和3年2月28日条⁽³⁾では、憲平親王の元服儀に際して叙された乳母のなかに「故讃岐守藤原高朝臣等女子」がみえる。介が受領であったため、守と混同されて記されたものであろう。『尊卑分脈』藤原高の傍書にも「越後・三川・備前・伊賀・山城・讃岐等守」と注記される。

「権」字をめぐる問題は、天延2年(974)に讃岐権介に任じられた源通理の場合でも生じている。『親信卿記』同年2月8日条によると、この日讃岐権介源通理は昇殿を認められた。しかし、

讃岐介以_レ余令_レ奏。又入_レ夜、令_レ奏_下赴_レ任国_上之由_上。雖_レ被_レ聽_上昇殿_上、依_レ入_レ夜非_レ可_レ召_上御前_上、仍於_レ掖陣_上給_レ禄_上(4)。

とあり、同日に罷申をしたが、夜に入ったため御前には召されなかったという。さらに続けて、

件介昨日直物付_レ権字_上。直物未_レ下。雖_レ然仰_レ官令_レ作_レ任符_上了。而又無_レ政、不_レ請印_上。仍任符未_レ成前申_上此由_上、雖_レ非_レ常例_上、間有_レ此例_上云々。

とあり、通理は「権介」に任じられたにもかかわらず召名は「介」であったため、前日2月7日の直物で「権」字が付け加えられたが、直物が下給されないうちに任符を作成することになった。しかし政のない日だったので請印ができず、任符がないまま通理は罷申をしたというのである。記主平親信は常例ではないが、このようなことはままたと記している。翌2月9日条によると

讃岐介下向、主計頭保憲為_レ反問_上。此夕成_レ任符_上、持_レ来首途所_上。とみえ、任符は下向には間に合ったようである。

(2) 藤原永頼

天元5年(982)に讃岐権介(受領)に任じられた藤原永頼は南家貞嗣流で、『尊卑分脈』には「美作・尾張・伊勢・讃岐・大和・丹後・近江七ヶ国受領」と記している(5)。

『親信卿記』天延2年(974)5月23日条に「前美作介永頼為_レ尾張守_上」とみえ、同年8月23日条に「尾張守永頼令_レ赴任_上之由、於_レ掖陣_上給_レ例禄_上」と赴任にあたっての罷申をしていることがみえる。『日本紀略』同5月23日条によると、

去正月以後、尾張国百姓訴_レ申守藤原連貞不了由_上、仍以_レ散位藤原永頼_上任_レ彼国守_上了。百姓為_レ悦、隨身印鑑_上、行向_レ永頼朝臣宅_上。

とあり、百姓の訴えにより前司藤原連貞の替りに任じられたものである。それ以前、藤原時光が天禄3年(972)正月24日に美作介に任じられ、すぐ2月19日には甲斐守に転じ(『公卿補任』貞元元年(976)条藤原時光尻付)、一方同年12月25日には紀文利が美作介としてみえる(『親信卿記』)。また尾張守任命時に「散位」とみえることから、藤原永頼が美作守だったのは天禄2年(971)以前と推測される。美作国も守は公卿の兼任であり、介が受領だった。美作介の任が終わって数年で尾張守に任じられたことになる。

『尊卑分脈』の記載が任命順だとすれば、尾張守ののち伊勢守(6)を経て讃岐権介に任じられたことになる。貞元元年(976)の守藤原倫寧(7)と天元5年(982)の守藤原奉高(8)、介藤原高頼(9)の間の伊勢守・介が知られない(10)ので、この間に伊勢の受領だった可能性が高い。尾張守を天延2年(974)～貞元2年(977)の4ヶ年、伊勢守を天元元年(978)～同4年(981)の4ヶ年つとめて、同5年に讃岐権介に任じられたとすれば計算が合う。一案として提示しておく。

永頼は藤原実資と関係が深かった。『尊卑分脈』によれば、永頼の姉妹(名不明)が藤原実頼の子齊敏の室となり実資を生んでいる。そうした関係からか、実資は、実頼より伝給された忠平の巡方帯を質にして永頼から銭百貫を借りている。それは永祚元年(989)に取り戻している(11)。また寛和元年(985)正月3日に実資が蔵人所衆らを招いた宴席に永頼も同席しており、その後参集した近衛官人らに衣を脱いで与えている(『小右記』)。5月2日に実資に銭50貫を送っている讃岐介(姓名欠)も(12)、この前後、他に讃岐介(権介)となった人物が知られないこともあり、永頼だとしてよい。

その後永延元年(987)2月7日、中宮藤原遵子が実資二条第より四条宮への還御したときには、永頼は中宮亮とみえる(『小右記』)。したがって永頼の讃岐権介の任期は天元5年(982)～寛和元年(985)の一任4ヶ年だった可能性が高い。

永延2年(988)正月29日の除目で永頼は讃岐の受領に再任される。これに対して『小右記』は、「永頼又任_レ讃岐_上、朝議如何」と記している。このときの除目では、源俊賢が讃岐権介に任じられている(『公卿補任』長徳元年(995)条源俊賢尻付)ので、永頼は讃岐守としての受領への再任だったと考えられる(13)。

翌永祚元年(989)2月9日には源国盛が讃岐守としてみえる⁽¹⁴⁾ので、永頼はすぐに任を辞したとみられる。正暦3年(992)8月23日には大和守としてみえる⁽¹⁵⁾。その後、長保2年(1000)から同5年まで近江の受領をつとめ⁽¹⁶⁾、「造仁寿殿功」により寛弘元年(1004)正月5日に従三位に叙せられている。なお、『権記』長保2年6月20日条は「近江介永頼朝臣」と記し、従三位に叙せられた記事では「近江守」と記している。この時期の近江も守は参議兼任が慣例のため、介が受領である⁽¹⁷⁾。

『北山抄』巻十「吏途指南」は「古今定功過例」のなかで丹波守永頼について述べている。任中に加挙げた中宮職御願寺灯分稻を、出挙本稻を支給しないまま利稻を作田に割り当てて徴収したことが問題にされている⁽¹⁸⁾。ただし永頼が丹波守だった史料は他にみえない。

このように永頼が近江を含む七国もの受領を歴任できた背景としては、藤原道隆の子で兼家の猶子ともなった道頼を婿にしていたことが大きいだろう⁽¹⁹⁾。しかもその時期は『栄花物語』では永延元年(987)ころともしている。実資が「朝議如何」とするような讃岐の受領再任も、こうした関係が背景に考えられよう。

(3) 源泰清

永頼が受領に再任される前に讃岐守としてみえるのが源泰清である。泰清は、醍醐天皇の子有明親王の男子で、母は藤原仲平の子である⁽²⁰⁾。泰清は、永延2年(988)正月29日に「為讃岐守之時、造豊楽院賞」により従三位に叙せられ、左京大夫に任じられている(『公卿補任』)。このときの豊楽院造賞は、天元元年(978)6月18日の大地震で顛倒した⁽²¹⁾ことをうけてのもので、天元3年の内裏造賞と重なりその修造が停滞したため、改めて天元5年に諸国分配を定めようとしたことが『小右記』にみえる⁽²²⁾。しかし、寛和元年(985)2月15日にいたって豊楽院東西両楼については諸国の費を省くため停止することが定められている(『小右記』)。

また『円融院御受戒記』寛和2年3月21日条に、受戒のため東大寺に向かう円融院に扈從する院司のなかに、讃岐守泰清の名がみえる⁽²³⁾。永観2年(984)2月1日にそれ以前に讃岐守としてみえていた藤原公任が尾張権守に任じられていること(『公卿補任』正暦3年(992)条藤原公任尻付)などからすると、泰清はその後任として任じられ従三位に叙せられる永延元年まで讃岐守で、その間に豊楽院造賞を負担したとみてよい。

源泰清の前任は播磨守であり、天元4年(981)に後任の播磨守藤原共政との間で、交替政をめぐる物議をかもしている。藤原共政によると、「前司守従四位上大蔵卿源朝臣泰清、頻煩身病、動不従事、事送旬日、不能弁究」だとしている。藤原共政は同年2月20日に着任している⁽²⁴⁾。さかのぼって貞元2年(977)8月2日に「元播磨守」藤原季平が「造宮賞」により従三位に叙せられているので(『公卿補任』)、泰清は季平の後任として貞元2年(977)に播磨守に任じられ、天元3年(980)に任終を迎えたとみられる。

(4) 源俊賢

永延2年(988)に権介に任じられた源俊賢は源高明の男である⁽²⁵⁾。天延元年(973)に叙爵して以後、侍從、左兵衛権佐をへて寛和2年(986)に左少将、永延2年(988)に右少弁・讃岐権介に任じられた。その後正暦元年(990)に右中弁、同3年に蔵人頭、同5年に権左中弁・右兵衛督、そして長徳元年(995)に参議に任じられさらに権大納言にまでなる(『公卿補任』)。讃岐権介はこれまでは受領だったが、前述のように永延2年に藤原永頼が受領に再任されているとみられること、一条朝の四納言と並び称される公卿⁽²⁶⁾になることからしても、源俊賢は受領ではなかったとみてよいだろう。

(5) 源国盛

源国盛は永祚元年(989)2月6日に讃岐守としてみえる(『小右記』)。藤原永頼の後任であろう。それ以前の永延元年(987)正月28日に国盛が但馬守から常陸介に任じられたことがみえる(『小右記』)。したがって常陸介からすぐに讃岐守に転じたとみられる。讃岐守の任期はいつまでか不明だが、長徳2年(996)正月25日の除目で越前守に任じられたが(「長徳二年大間書」、すぐに越前守を停止され、淡路守藤原為時が越前守に任

じられてしまった（『小右記』正月28日条）。なお藤原為時とは紫式部の父である。

（6）源時明

『小右記』正暦3年(992)正月20日条によるとこの日の除目で讃岐介に任じられたのが、源時明である。「東三条院御給、受領以別当殊所被申任云々」とみえ、東三条院御給で任じられたものである。同翌4年正月6日条には叙位において四位に追叙された人物として讃岐守源時明をあげている。ここでは守となっている。この時期の讃岐守が他には知られないため、源時明が守か介かは判然としない。

時明は長徳4年(998)9月4日の除目で播磨守に任じられた。讃岐を3年で辞したもので、「非道理、讃岐任第三年辞退、今年当得替年、余定間陳此由」と非難された（『小右記』）。そのためか、同9月19日に播磨守を辞退し、代わりに藤原信理が播磨守に任じられている。藤原実資はこれを「事頗任意」と記している（『小右記』）。その後は長徳3年に右馬権頭で、東三条院御書をもって触穢を告げた記事（『小右記』12月10日条）を最後に、時明に関する史料はみえない。

以上、源時明は守か介かは判然としないものの、受領として3年間つとめたこと、東三条院別当であったことが知られる。

（7）源奉職

源時明の後、介として讃岐の受領に任じられたのは源奉職だと推測される。奉職の讃岐介見任史料は今のところ見いだせていないが、『権記』長保元年(999)8月29日条に前讃岐介奉職の二条宅に東三条院詮子が遷居したとみえること、同長徳3年(997)2月29日条に源至光が讃岐介としてみえること、前述のように正暦5年(994)に源時明が讃岐介を辞したとみられること、以上により源奉職は正暦5年に源時明の後を受け、長徳3年(997)まで讃岐介の任にあったとしてよい。

『尊卑分脈』によれば、源奉職は光孝源氏清敏の男、丹後・讃岐・河内守に任じたとされる。丹後守に任じられた史料は他に見いだせていないが、寛弘2年(1005)に奉職が昇殿したとき河内守であり（『権記』10月22日条）、同4年には解由を奏している（『権記』12月29日条）ことから、晩年に河内守（受領）だった⁽²⁷⁾ことが確かめられる。

奉職は、資子内親王家女爵により正五位下に叙せられ（『権記』正暦4年(993)正月9日条）、寛弘元年5月19日の道長の東三条院のための法華八講に一品宮（資子内親王）使となる（『御堂関白記』）など、資子内親王家の家人だとみられる⁽²⁸⁾。

一方で上記のように長保元年(999)に東三条院が源奉職二条宅に一時遷居している。この二条宅は同年12月1日に発生した火災で延焼しかかった。そこには近日中に道長が移る予定だったという⁽²⁹⁾。道長は奉職から譲られた邸宅を長和3年(1014)から寛仁元年(1017)にかけて、入内を控えた女威子の里第として新造し、小二条第とも称された⁽³⁰⁾。

また寛弘元年7月5日の道長の法華三十講には僧非時を献上している（『御堂関白記』）。このような道長への奉仕の背景に讃岐などの受領としてつちかった財力があつたのであろう。そしてその結果がさらなる河内守任命につながったといえる。

（8）藤原公信

長徳2年(996)正月25日に讃岐守に任じられたのが藤原公信である（「長徳二年大間書」）。『公卿補任』長和2年(1013)条藤原公信尻付は「讃岐介」とするが、長徳2年前後の讃岐介は源奉職だと考えられるので、公信は守であろう。

藤原公信は藤原為光の男で、長徳元年(995)に18歳で叙爵（『公卿補任』長和2年(1013)条藤原公信尻付）したのち同2年に讃岐守に任じられたのである。その後すぐに侍従に任じ（『小右記』長徳2年9月19日条）、

同4年には右兵衛佐となり、その後少納言・右少将、五位藏人、藏人頭などを経て、長和2年に参議となっている（『公卿補任』）。讃岐守がいつまでかは不明だが、寛弘5年(1008)10月16日には美作権守としてもみえる（『御産部類記』）。従二位、権中納言が極官となり50歳で死去している（『公卿補任』）。

なお寛仁元年(1017)9月1日の前信濃守藤原公則の受領功過定では、参議・右衛門督だった公信が勘解由勘文を読んだが作法にかなわず嘲笑されたという（『小右記』）。

こうした経歴、また介が源奉職と推測されることもあり、藤原公信は受領ではなかったと思われる。

(9) 源至光

長徳4年(998)に讃岐介としてみえる源至光は⁽³¹⁾、『尊卑分脈』によれば醍醐源氏克明親王の孫にあたり、「伯耆守、従五位下」「称双調君」と記される。伯耆守だったことを示す史料は他に見いだせていないが、讃岐介としては長保3年(1001)までみえる⁽³²⁾。その間も、藤原行成のもとへ招かれ雑事を語り（『権記』長徳4年7月13日条）、長保2年10月15日の新所旬における管弦の催しに倭琴を仕る⁽³³⁾など、在京して活動している様子がみえ、受領として赴任してはいないようにみえる。

また長保5年2月20日の藤原頼通元服にも奉仕しており（『権記』）、道長・頼通との関係もみえる。

(10) 源乗方

源乗方は『尊卑分脈』によれば宇多源氏重信の男である。『権記』寛弘元年(1004)正月21日条には
初参_結政_。有_政。令_申_讃岐前守状_、〔乗方_〕初参之日令_申無_便、然而為_大臣息子_、頻来_門下_。是自_明日除目始_、不_可_有_政、過_今日政_此度不_可_定_功過_者、仍殊優許、午後除目召仰云々。

とあり、除目を前に前讃岐守乗方が参議藤原行成のもとに申状を持参している。長保5年(1003)以前に讃岐守の任を終え、新たな受領推挙を求めてきたものとみられる。

乗方はそれ以前、永祚元年(989)2月1日には式部省造作の功と父重信の懇奏により越前守に任じられている（『小右記』）。しかし2年後の正暦2年(991)6月1日には越前守を辞して平親信に交替している⁽³⁴⁾。その後、長徳3～4年(997～998)には太皇太后宮亮としてみえる⁽³⁵⁾。すると、長保元年～4年ごろに讃岐守だった可能性が高い。

寛弘元年10月3日には乗方は『集注文選』『元白集』を藤原道長のもとに持参して感悦させる（『御堂関白記』）など、道長への接近も怠りなかったようである。受領への再任を目論んだものでもあろうが、その後の乗方の動静は知られない。『尊卑分脈』は「讃岐守、正四下」のみとし、また「寛徳三二」と記している。「寛徳」は「寛弘」の誤記だとすれば⁽³⁶⁾、その後まもなく死去したことになる。

(11) 源高雅

道長・頼通の家司受領は讃岐国の場合源高雅にはじまる。『御堂関白記』寛弘6年(1009)8月28日条に、高雅が中宮亮・近江守を辞して出家したのを聞いた道長は「年来無_他心_相従者、今有_事、歎思不_少」と記している。この記事から、高雅は道長の家司だったのではないかと推測されている⁽³⁷⁾。

源高雅は醍醐源氏守清の男、有明親王の孫にあたる（『尊卑分脈』）。生没年は未詳であるが、長保2年(1000)2月25日に、立后した彰子の中宮権大進に任じられたこと（『権記』）が史料上の初見だと思われる。長保3年10月10日の東三条院詮子四十賀に奉仕していることもみえる（『母后代々御賀記』）。

讃岐守としてみえる初見は『御堂関白記』寛弘元年3月4日条である。このとき米1200石を車160両をもって道長に献上している。まさに受領としての財力を誇示するものであった。その後寛弘4年11月10日には前讃岐守としてみえ（『御堂関白記』）、翌5年正月20日には受領功過定を受けている（『権記』）。少なくとも寛弘元年～同2年の間、讃岐守だったことは確かである。つまり九条家本延喜式卷11紙背の讃岐国戸籍の

年次、寛弘元年の時点で讃岐守だったのが源高雅なのである。

道長への奉仕は大きい。高雅は堀河辺の家を道長に献上していたが、それを道長は藤原兼隆乳母左衛門に与えている（『御堂関白記』寛弘元年3月15日条）。また寛弘元年7月3日から始まった道長の法華三十講に非時を献上している（『御堂関白記』7月6日条）。このときには、かつて讃岐の受領をつとめた源奉職も僧非時を献上している。道長の法華三十講は長保4年(1002)から毎年開催されるようになったもので、その莫大な非時の調進には一族・家司・受領層が奉仕していた⁽³⁸⁾。こうした奉仕への見返りの一つであろう、閏9月11日には出羽守平季信が道長に献上した馬10頭のうち1頭の分与に預かっている（『御堂関白記』）。

この寛弘元年には一方で美福門造営を辞退している。かわって藤原知章に五節舞姫献上を止めて美福門造営を宛てる宣旨が下された（『御堂関白記』閏9月14日条）。ところが翌寛弘2年12月25日に、高雅は私物を以て一面廊を造営したことで讃岐守延任を申請している⁽³⁹⁾。美福門造営を辞退したのは、この私物造営による延任を目論んだためであろうか。かわりに美福門造営を充てられた藤原知章はこのとき近江守で同様に道長の家司だった。その知章の後任として寛弘5年には高雅が近江守に任じられることなる。近江はこの知章、高雅以降、道長・頼通の家司が受領を独占していくことになる⁽⁴⁰⁾。

高雅が讃岐守の任を離れた後も、寛弘4年閏5月には、道長が室町の高雅第において金峯山詣の精進をはじめたり⁽⁴¹⁾、その関係の深さは続いている。それは家司だったことだけによるものではなく、婚姻関係の深さにも関係している。高雅の妻二人はいずれも道長室源倫子の乳母の女であり、そのうち一人は彰子の乳母、一人基子は敦成親王（後一条天皇）乳母にもなっている⁽⁴²⁾。

『権記』寛弘4年11月10日条では、春日祭使還立の記事に続いて「亦前讃岐守高雅於淀米二百斛、播磨介（高階明順カ）百斛云々」⁽⁴³⁾と記している。これが春日祭使と関係するか不明だが、高雅が淀で米200斛を扱っていることから、その淀に倉庫・拠点をもち讃岐からの収納物、私財を保管、蓄積していたことがうかがえる。なおこの時の播磨守は参議藤原行成であり（『公卿補任』）、播磨介高階明順が受領である。同様に淀に収納物を保管する倉庫・拠点を構えていたのであろう。

こうした奉仕を背景に翌寛弘5年には近江守に任じられたのであろう⁽⁴⁴⁾。しかし翌6年8月、高雅は病により近江守・中宮亮を辞し出家する⁽⁴⁵⁾。『小右記』長和元年(1012)6月28日条には故高雅とみえるので、出家後まもなく死去したものと推測される。

このように源高雅は、道長の家司として讃岐等の受領をつとめながら財力を蓄積し奉仕していた姿がうかがえる。戸籍が道長・頼通周辺に持ち込まれ延喜式巻11を書写する料紙として利用されたことを考えるうえで、讃岐国戸籍の年次寛弘元年が高雅の任期中にあたることは、大いに注目されるべき点であろう。

(12) 大江清通

源高雅以降、道長・頼通の家司、あるいは家司的存在の讃岐の受領任命は続く。近江などと並んで家司受領で独占される国の一つとなっている。また高雅以降、受領は守に固定されるようになっていく。

源高雅の後任として讃岐守に任じられたのが大江清通である。清通は、『権記』寛弘4年(1007)10月21日条に讃岐守としてみえる。このときは道長が物忌による方違のため讃岐守清通宅に移ったとしている。また同5年9月11日に誕生した一条天皇の皇子敦成親王（後の後一条天皇）⁽⁴⁶⁾の五夜の産養を道長が行っているが、讃岐守清通も奉仕している（『御堂関白記』9月15日条）。10月16日には親王宣旨があり家司が任命されたが、権中納言・中宮大夫源俊賢、中宮亮・近江守源高雅らとともに讃岐守清通も別当に任じられている⁽⁴⁷⁾。

『小右記』長和元年(1012)6月29日条には前讃岐守とみえるので、それ以前に讃岐守の任を離れている。

清通は藤原道綱女豊子を妻としている⁽⁴⁸⁾。豊子は敦成親王の乳母となり、また紫式部と親しい関係にあったことでも知られる⁽⁴⁹⁾。清通は正暦元年に中宮亮に任じられた⁽⁵⁰⁾ころから史料上に見え始める。受領としては、伯耆守⁽⁵¹⁾、備前守⁽⁵²⁾を経て讃岐守に任じられている。なお、備前の受領功過定を受けたのは、讃岐守の任期が終わった後の長和2年(1013)正月23日のことである（『小右記』）。『尊卑分脈』は周防守ともするが、

その時期は不明である。

道長は方違などでたびたび清通宅に宿泊している。たとえば長和5年12月20日には土御門第造作のため、道長は清通第に渡っている(『御堂関白記』)。寛仁元年(1017)正月20日にも道長は清通第に宿泊している(『御堂関白記』)。同27日にも道長は大饗のあと、夜に倫子とともに清通宅に渡っている(『御堂関白記』)。こうした関係は清通の最初の妻が源倫子乳母の女だったことによるらしい⁽⁵³⁾。これは前述の源高雅と同様である。

彰子が中宮となったとき、清通は中宮大進、高雅は中宮権大進に任じられている。長和元年5月24日には皇太后宮亮(『小右記』)、寛仁2年11月9日には太皇太后宮亮としてみえ(『小右記』)、一貫して彰子の宮職に仕えていたことがうかがえる。

清通は道長の造営事業にも奉仕している。法性寺五大堂の復興造営⁽⁵⁴⁾では、寛弘3年(1006)7月27日の上棟における匠等の賜禄を行事している(『小右記』)。寛弘7年に木工頭に任じられた清通⁽⁵⁵⁾は、藤原兼家が創建し寛弘8年10月6日に焼亡した法興院(『御堂関白記』)の再建事業でも行事もつとめている。2月18日には垣壇を築くため夫250人を動員したものの垣は未完であることを道長に報告している(『御堂関白記』)。その後4月3日には堂が立ち(『御堂関白記』)、6月28日からは恒例の法華八請を行っているが、行事清通は前日からの「惱事」によりこの日は参じていない⁽⁵⁶⁾。

そのほかにも法華三十講への非時献上(『御堂関白記』寛仁2年5月22日条)、比叡山登山の前駆⁽⁵⁷⁾など、道長への奉仕の事例は少なくない。

長和元年6月28日には道長第をはじめ各所に虹が立った。虹が立った「相親左府之人々宅」として大江清通・源頼親・故源高雅・高階業遠の4人があげられていることは(『小右記』)、以上のような清通と道長の関係を象徴し、またそれが周囲の貴族たちにも認識されていたことを示している。それは前掲の源高雅も同様である。

万寿2年(1025)8月6日には死去した尚侍嬉子の造棺に「清通法師・永道法師」を召している(『小右記』)、晩年には出家したようである。

(13) 藤原伊祐

藤原伊祐が讃岐守としてみえるのは、『小右記』長和3年(1014)正月25日条の危篤状態になったときの記事である。3月5日には源濟政が讃岐守に任じられているので、それまでに死去したとみられる⁽⁵⁸⁾。

この年長和3年の賀茂斎院御禊祭料は讃岐に宛てられていたが、讃岐守伊祐が禊祭料を弁じないまま死去したので、新司源濟政に催促された(『小右記』3月25日条)。濟政は未着任を理由に辞退を進奏したが、藤原惟憲が近江守のとき未着任で禊祭料を進納した旧例により、濟政が弁済することになっている(『小右記』3月29日条)。

藤原伊祐は寛弘2年(1005)に阿波守に任じられ⁽⁵⁹⁾、2月25日に実資のもとに赴任を告げ、小禄にあずかっている(『小右記』)。寛弘6~7年(1009~10)には源方弘が阿波守としてみえるので⁽⁶⁰⁾、伊祐は寛弘2年~5年の4ヶ年阿波守にあったとみられる。したがって讃岐守に任じられたのはその後になり、大江清通の後任としてみてよい。

さて藤原伊祐は『尊卑分脈』によれば、良門流為頼の男、母は上毛野公房女とされる。子頼成は具平親王の男を養子にしたものという(『権記』寛弘8年正月某日条)。また父為頼の家集『為頼朝臣集』には「さぬきすけこれすけ」とみえる。

伊祐は実資と近い関係にあった。前述の阿波守赴任時のほかにも、実資の嵯峨野遊興に相伴したり(『小右記』長保元年(999)9月10日条)、危篤時には子息の頼祐が実資に処方指示を仰いだりしている(『小右記』長和3年正月25日条)。

一方で方違の宿泊場所に利用されるなど、藤原道長との関係も浅くなかった。たとえば道長は、寛弘元年(1004)3月25日に仁和寺における大般若供養に赴くための方違で、前夜伊祐宅に宿泊している(『御堂関白記』)。

同5年2月12日にも翌日法性寺に参ずるための方違で、伊祐宅に宿泊している（『御堂関白記』）。しかし前述の源高雅、大江清通、後述の源济政らと比べると道長との関係は近いとはいえないようである。

(14) 源济政

前述のように藤原伊祐の死欠により讃岐守に任じられたのが源济政である。寛仁3年(1019)まで讃岐守としてみえ⁽⁶¹⁾、寛仁4年10月2日には前讃岐守とみえるので（『小右記』）、济政の讃岐守としての任期は長和3年(1014)～寛仁3年の6ヶ年だったとしてよい。

济政は宇多源氏左大臣源雅信の孫、大納言時中の男である。父時中の姉妹に道長の室倫子がいる（『尊卑分脈』）。倫子の甥にあたり、道長の一族、近親者といってよい。郢曲・催馬楽・神楽・和琴・横笛に優れたという（『尊卑分脈』）。『続本朝往生伝』にも管絃の名手としてみえる。

受領としては長保4年(1002)正月から寛弘元年(1004)まで信濃守に任じ⁽⁶²⁾、寛弘2年正月20日に受領功過定を受けている（『小右記』）。ついで長和元年(1012)ころには美濃守にあった⁽⁶³⁾。讃岐守の後は近江守に任じられた。治安2年(1022)8月19日に近江守とみえ（『寺門伝記補録』）、万寿2年(1025)10月19日に重任し（『小右記』）、長元2年(1029)7月19日まで近江守としてみえる⁽⁶⁴⁾。『小記目録』翌3年3月10日条では前近江守とみえるので、治安2年～長元2年の8ヶ年近江守をつとめたことになる。その後長元5～8年の4ヶ年丹波守⁽⁶⁵⁾、長暦元年(1037)8月9日には播磨守に任じられている（『行親記』8月10日条）。そして長久2年(1041)3月27日には前播磨守として正税についての申文を上申している（『春記』）。受領功過の一環だと判断されるので、長暦元年～長久元年(1041)の4ヶ年播磨守にあったとみてよい。このように美濃、讃岐、近江、播磨と受領をほぼ連続してつとめていた。

それは济政が道長の近親者であり家司的存在でもあった⁽⁶⁶⁾ことによるところが大きい。また以下のように道長に対するさまざまな奉仕を行っている。

寛弘元年(1004)2月の春日祭においては、5日の祭使頼通の出立に奉仕し、7日の還饗では笛を奏している（『御堂関白記』）。法華三十講の非時献上も、信濃守在任時の寛弘元年、讃岐守在任時の長和4年(1015)、同5年、寛仁元年(1017)、同2年とほぼ連年つとめている⁽⁶⁷⁾。また寛弘4年に道長女嬉子が誕生した時には、三夜産養に奉仕している（『御堂関白記』正月7日条）。

『御堂関白記』によると寛弘元年10月22日には馬4疋を、また長和2年3月26日には楽器を、それぞれ道長に献上している。前者は信濃守在任中のときであり、3日前の10月19日に信濃国から戻ってきている（『御堂関白記』）。信濃国には馬寮管下の御牧（勅旨牧）が多く設置され、その御牧からの貢馬が政府への馬の大きな供給源となっていた。貢馬は国司の責任で行われ、天皇の前で牽きまわし馬寮・王卿へ分与する駒牽が年中行事になっており、信濃の駒牽は8月16日が式日とされていた⁽⁶⁸⁾。道長への貢馬も、受領として信濃で確保して牽き連れてきた馬であろう。なお寛弘元年に信濃駒牽が行われた記録には残っていない。馬との関係では、長和2年9月16日の三条天皇の道長第競馬行幸で馬出勅使もつとめている（『御堂関白記』『小右記』）。

また道長外孫となる敦成親王との関係も深い。寛弘5年(1008)には、前述の源高雅、藤原惟風らとともに敦成親王家別当に任じられている。またこのとき後述する藤原邦恒、藤原隆佐も侍に任じられており（『御堂関白記』10月17日条）、道長の近親者、家司クラスによって固められていた。その後敦成親王は、長和5年(1016)に後一条天皇として即位し、寛仁2年(1018)正月3日には元服するが、济政は能冠をつとめ（『日本紀略』）、同年10月22日の後一条天皇道長第行幸に際しては楽所行事人となっている（『小右記』）。

そのほか道長一族との関係も深い。寛仁元年(1017)6月27日には道長女の中宮妍子が济政宅に渡御し、8月2日には道長的一条第に移っている⁽⁶⁹⁾。寛仁3年12月26日の師房（藤原頼通養子）元服には理髪をつとめている（『小右記』『左経記』）。また太皇太后宮亮、上東門院別当として一貫して彰子にも仕えていた。彰子も济政の三条宅を利用していたが、長元3年(1030)3月10日には焼亡している⁽⁷⁰⁾。後一条天皇の火葬に際しては上東門院別当として使に立っている⁽⁷¹⁾。

濟政は藤原頼通にも引き続き家司として奉仕したが、一方で近江守在任時の万寿2年(1029)には放言、虚言などにより頼通から一時勘当されることもあった(『小右記』9月5日条)。しかしすぐに免じられて(『小右記』10月2日条)近江守を重任する(『小右記』10月19日条)など、頼通との関係の深さは続いている。なお近江守重任は勢多橋を造る功による(『小右記』万寿3年2月29日条)。

長久2年(1041)に死去し従三位を贈位されたという(『尊卑分脈』)。

(15) 源頼国

治安2年(1022)11月13日に讃岐守としてみえるのが源頼国である。このとき頼国は五節所肴物を奉仕している(『左経記』)。寛仁4年(1020)8月29日には源濟政が前讃岐守としてみえること、万寿元年(1024)2月11日に源長経が讃岐守として赴任を告げに藤原実資のもとを訪れていること、万寿2年10月21日に讃岐の受領功過定を受けていること(以上『小右記』)、以上から、源頼国の讃岐守任期は寛仁4年(1020)～治安3年(1023)の4ヶ年だったとしてよい。

源頼国は清和源氏頼光の男である(『尊卑分脈』)。父頼光同様に道長・頼通に仕えた受領としても知られている⁽⁷²⁾。たとえば、左衛門少尉のとき、寛弘8年(1011)4月15日の齋院御禊では、頼国ら前駆6人が道長から馬を借用している(『御堂関白記』『権記』)。長和2年(1013)9月29日には頼国は宇佐大神宝使となり、道長から女装束・馬を与えられ、帰京した11月27日には小馬10疋・革などを道長に進上している(『御堂関白記』)。また皇太后宮大進、上東門院別当として彰子にも仕えている⁽⁷³⁾。

(16) 源長経

万寿元年(1024)2月11日に赴任を告げに藤原実資のもとを訪れており(『小右記』)、この年の正月の除目で源頼国の後任として讃岐守に任じられたとみられる。その後万寿2年11月22日にも実資に2日後の下向を告げ、29日には延任の申請が定められている(以上『小右記』)。この間、長経は在京と下向を繰り返していた。『小右記』によると万寿3年4月1日には在国していたが、翌4年4月9日には在京しており、29日には翌日下向し7月には上洛する予定を実資に告げている。上洛したのは12月20日のことで23日に実資のもとに知らされている。長元3年(1030)8月28日に備前守として罷申をし、実資が禄を与えている(『小右記』)。したがって源長経の讃岐守としての任期は、万寿元年(1024)～長元2年(1029)の6ヶ年だったと推測される。

『尊卑分脈』によると長経は、醍醐源氏で代明親王の孫、大納言源重光の男、母は行明親王女であり、兄に通雅がいる。罷申で実資から禄を与えられたほかに、たびたび下向、上洛のあいさつに訪れたり、負傷した実資を見舞ったり(『小右記』治安3年(1023)9月4日条)、万寿元年には実資の女千古の着裳のための裳の調進を命じられるも辞し、かわりに紅花を進上する⁽⁷⁴⁾など、実資との関係の深さがうかがえる。それに比して、道長との関係は治安3年10月の金剛峯寺詣に従ったこと(『扶桑略記』10月17日条)⁽⁷⁵⁾がみえる程度である。

(17) 源保任

『左経記』類聚雜例長元9年(1036)5月25日条に讃岐守保任(姓欠)が、故後一条天皇の法事に饗30膳を調備していることがみえる。讃岐守保任の史料はこれだけであるが、『尊卑分脈』にみえる醍醐源氏通雅の男で前述長経の甥にあたる源保任に該当するとみられる。

源保任は寛弘8年(1011)から長和2年(1013)にかけて甲斐権守⁽⁷⁶⁾、長和3年(1014)から寛仁元年(1017)にかけて甲斐守⁽⁷⁷⁾、万寿3年(1026)から4年にかけて美作守⁽⁷⁸⁾、長元4年(1031)には前美作守としてみえる⁽⁷⁹⁾。したがって長元5年から次司藤原憲房のみえる長暦3年(1039)の間の長元9年を含む時期に讃岐守だったことになる。だとすれば、長元2年に任の終わった源長経と保任の間に一人は讃岐守がいたことになるが、誰かは不明である。

保任は美作守任中に、藤原実資に米 200 石を献上するも「未_レ知_二其由_一」とされたり（『小右記』万寿 4 年 12 月 26 日条）、実資のもとをたびたび訪問して談じていること⁽⁸⁰⁾がみえるなど、実資との関係はうかがえるが、道長・頼通との関係を示す史料はとくに見あたらない。

(18) 藤原憲房

『栄花物語』巻 34「暮まつ星」によると長暦 3 年(1039)6 月 27 日に内裏が炎上し、後一条天皇皇女の章子内親王が「讃岐守のりふさが家の近衛なるに渡らせ給ぬ」とある。この讃岐守のりふさが藤原憲房である。

憲房は藤原惟憲の男である。惟憲は道長・頼通の家司であり⁽⁸¹⁾、「左大臣家事執行」（『小右記』長和 3 年(1014)4 月 27 日条）、「執_二行_一関白（頼通）家事_二之由_一仰_二下家中所々_一了」（『小右記』長元 2 年(1029)9 月 5 日条）などと記される⁽⁸²⁾代表的な家司受領の一人でもある。

また惟憲室、憲房の母は藤原美子で、敦成親王（後一条天皇）の乳母になっている。美子は前述の源高雅の室基子らと同じく藤原倫子乳母の女であり、それが道長の惟憲に対する信頼と関係の深さにつながっていたとされる⁽⁸³⁾。

後一条天皇は長元 9 年(1036)に没したが、憲房は他の乳母子たちとともに棺をかついでいる（『左経記』4 月 22 日条）。美子はその後もそのまま内裏に仕え従二位に叙せられている（『行親記』長暦元年(1037)2 月 13 日条）。前述の「のりふさが家の近衛なる」は後に上東門院彰子も遷御することになるが、惟憲が道長の土御門殿に隣接して構えた第で、美子と憲房が伝領したものとされる⁽⁸⁴⁾。

このように道長と美子を背景にしながら、憲房も頼通に近侍していたことは長元 8 年 5 月 16 日の「関白頼通歌合」にみえることからもうかがえる。家司的存在だったといってもよい⁽⁸⁵⁾。丹後・尾張・阿波・讃岐の受領をつとめていったのも、そうした関係によるところが大きい。

丹後守としては長元 5～8 年にみえ⁽⁸⁶⁾、同 9 年に前丹後守となっている⁽⁸⁷⁾。阿波守には天喜 5 年(1057)に任じられ（『職事補任』）、延久元年(1069)には尾張守としてみえる（『土右記』4 月 29 日条）。憲房は、源保任の後任として長暦年間に入ってから讃岐守に任じられ、長久元年(1040)6 月 8 日に藤原邦恒が任じられる（『春記』）まで讃岐守だったとみてよい。

讃岐守を藤原邦恒に交替した理由は、讃岐国の所進物の未済・徴収をめぐる問題と官物徴収に関わる国司・郡司・百姓らの対立が太政官にもちこまれたことにあった。これは国司苛政上訴事件の一例としてとりあげられることも少なくない⁽⁸⁸⁾。以下『春記』にしたがって検討しておきたい。

『春記』で最初にみえるのが長久元年(1040)4 月 27 日のことである。

讃岐国被_レ召問_二事_一、未_レ進_二申文_一、相定間_レ尤可_レ及_二遅引_一敷。留_二讃岐国事_一行_二他事_一、猶可_レ無_レ便敷如何。以_二此旨_一又可_レ伝_二仰_一関白_二者_一。予又参_二彼殿_一申_二仰旨_一。被_レ申云、讃岐国一度被_レ定仰_一、是吉事也。彼事但被_レ定仰_一之間、必遅引_レ敷。先又被_レ定_二仰_一泰憲等申事_一、有_二何事_一哉。惣国々事未_レ定間、多有_二事煩_一云々、只可_レ在_二叡慮_一者。又参内奏_二此由_一。仰云、暫留_二讃岐国_一、独抽_二行_一泰憲事_一。定有_二殊私之謗_一敷。須_レ令_レ催_二進_一讃岐申文等_一、其後一度行_二除目_一、尤可_レ宜者。予又申_二関白_一。関白云、可_レ然事也。内々仰_二右大臣_一。可_レ令_レ催_二進_一讃岐国申文并百姓申文_一也。

讃岐の問題を定でどのように扱うか、後朱雀天皇、関白頼通、右大臣教通の間を蔵人頭藤原資房が奔走し、結局は「讃岐国申文」と「百姓申文」の提出を催促し、その間に他事を定めていくことになっている。ここでは「讃岐国申文」「百姓申文」としかみえないが、後日の記事から、官物加徴をめぐる百姓の訴えとそれに対する国司の申状であることがわかる。

加えて 5 月 6 日には、讃岐国の所進物未済について、

讃岐国不_レ済_二公事_一之間、所々使之（々カ）任_レ意押取也。事非_二公事_一。雖_レ然何為哉。至_二于此度_一免給、可_レ被_レ誠来_二事也_一。

と所々の使者が意に任せ押し取る状況が報告される。これに対しては、

讃岐事狼藉無極、已非公事、縦国司雖不濟公事、偏被責仰、隨彼支配下文可責取也。高家権門等任意、不知多少奪取、如強盜云々。

と、未進物はあくまでも国司を通じて徴収すべきであり、諸司・諸家が使を派遣して直接徴収することは「狼藉極りなき」ことであり、「強盜の如し」と厳しく批判している。たとえば東大寺の場合、11世紀には封戸物徴収には寺使が直接徴税単位に出向き徴収する便補の方式が多くとられるようになっていた。徴収には進済物の下行を命じる国司の切符が必要ではあったが、切符を拒否し対捍する動きもあり、それに対抗して直接徴収する事態に至っていたことも指摘されている⁽⁸⁹⁾。讃岐国内にも東大寺の封戸が置かれていた。

こうした讃岐の問題が5月27日に定にかけられたが、難航し深夜に至っても結論が得られなかったようである。6月3日になって定文が奏覽された。

A 讃岐定事、官物可補晚田事、他郡郡司等証申有実之由、足(是力)国司所進申文也。仍上達部可被對問彼郡司等之由所定申敷。但官物高徵事、猶難避申事也。補晚田之由尚不宜敷。自余条々同公卿無所損敷、左右可在勅定。

(中略)

B 仰云、讃岐事、国司所避已無其由。皆以不宜事也。官物一石五斗徵下可補晚田事、是極非常也。但補晚田事有実之由、諸郡司等進申文。仍可對問之由所定申敷。然而其定非公事敷。自余条々非土産之物等、責徵事有其愁之時、仍無其罪哉。於今猶又可被問敷。將偏可任其替敷如何。

晩田分として官物1石5斗が加徴されたことが大きな問題とされている。不当な高率官物加徴だとする百姓の申文に対し、国司は反論する申文を提出したようである。この双方の申文が4月27日に提出が催促されたものであろう。これに対して、対問させ事実確認をすべきではないか、また官物が高率であること、晩田にあてるとは不当ではないかなどの議論が公卿たちの間であり、勅定に委ねられることになった。

後朱雀天皇の判断がBの部分である。「皆以不宜事」であり、晩田官物1石5斗は「極非常」だとし、国司を交替させるべきか、ともいっている。それを受けて6月8日の除目に至るのである。

『春記』ではこの讃岐国司の姓名を記していないが、前述のように藤原憲房である。頼通は憲房をかばおうとしたが、結局交替させることになった。しかし代って讃岐守に任じられたのが、頼通の家司の代表格の一人藤原邦恒である。

(19) 藤原邦恒

1) 讃岐守任命をめぐる

藤原憲房が解任され、代って藤原邦恒が讃岐守に任命された長久元(1040)6月8日の除目は藤原資房が「此度除目一向無道理」と憤慨する結果に終わっている。前項に引き続き『春記』にしたがって見ていく。

すでに5月27日には、讃岐国司交替の情報をききつけた源為善が資房のもとを訪れて讃岐守任官の希望を伝えている。6月8日の除目は後朱雀天皇の指示にもとづき讃岐・信濃・阿波について行われた。申文に基づき人選し関白頼通に判断を仰いだところ、頼通は以下のようにつき返した。

件申文等依道理所撰申敷、只可在御定、大納言被仰定件人々。而今重被問仰、頗有所思食敷、不知其由、至于讃岐不承所望之人、只邦恒先日所申也、左右可隨御定之由奏之、有被仰之人者、隨仰早可宣下、重不可来向、又除目不内覽也者。

再度、後朱雀天皇にこれを伝え、結局、讃岐は藤原邦恒、阿波は惟任、信濃は孝義が任命されることになった。

これに対して資房は以下のような感想を記している。

此度除目一向無道理、讃岐事依非法、愁被停任、是其理也。然者撰良吏可被補任。為興

復彼国也、主上以_レ為善朝臣有_レ可_レ任之御気色、可_レ然也。而執柄以_レ非理之者被_レ任之、故太以非常也。

讃岐守は非法により罷免されたので良吏を撰んでその復興にあたるべきだとして、後朱雀天皇は源為善を任じようとしたところ、頼通が強引に「非理之者」(邦恒)を任じてしまったと非難し、

関白女院各以_レ強縁人、結_レ官爵。是顛越之代也、天下之災殃職而此由也。と嘆いている。

信濃、阿波についても同様に相当にもめたようで、この間蔵人頭の資房らは、後朱雀天皇、頼通、陣の間をそれぞれの意向や指示を伝えるために何度も往復している。そのために、

今夜作法稀有事也。自_レ内大納言往反、自_レ外予往反、不知_レ其度数、諸卿自_レ昼参陣已_レ曉更、極熱之比不可_レ堪之由各被_レ歎云々。或人不_レ堪退出云々。已似_レ無_レ王法、上下莫_レ不_レ歎念。予日者心神不例之由、如此之間弥以無_レ術計、已如_レ病人、万事為_レ身也、何為乎、不如退_レ帰蓬門養_レ心神、官爵是又為_レ身也。

と、「王法無き似る」とか、自分は日ごろ心神不例のことがあったが、いよいよなす術がなくなり、病人のようになってしまったなどと、憤懣やるかたない記述で資房はこの日の日記を結んでいる。

さて讃岐守としての邦恒の記事は補任以降みえない。『春記』永承3年(1048)正月26日条に功過定が行われ、邦恒の不与状が提出されたことが記されている。しかし不与状を読まずに定文を書いたことに、資房は

別当密談云、邦恒不与状縦雖不_レ其咎、猶依_レ例可_レ読也。而_レ所_レ云稀有事也。可_レ彈指_レ々々。と批判を加えている。不与状自体にも問題があったようにもうかがえる。

この記事から邦恒は永承2年以前に讃岐守の任を終えていることになる。したがってその間の寛徳2年(1045)5月18日付「関白家政所下文案」に署判している別当のなかに見える讃岐守藤原朝臣(名欠)も、藤原邦恒だとみてよい⁽⁹⁰⁾。

2) 東大寺封戸物進済をめぐる問題

東大寺文書の中に永承元~2年(1046~47)にかけての讃岐国封戸物関係の文書が残っている。讃岐国には東大寺の封戸150戸が置かれていた。東大寺文書から知られる11世紀の封戸物の徴収は、東大寺から国に宛てて封戸物の進済を求める勘文や牒状が出され、国雑掌が京へ運び、解をもって在京の国司に報告する。国司が切符をもって東大寺へ下行し、返抄を受け取るものだった⁽⁹¹⁾。そして東大寺(封主)は受領の任期中分を一括する惣返抄を発行する⁽⁹²⁾。この封主の惣返抄を受け取ることは封戸物を進済した証拠となり、受領が公文を勘済し功過定を受けるために必須だった。

東大寺文書の讃岐国の封戸関係は以下の5通である。

A 永承元年7月27日付「雑掌綾成安解案并前同国守藤原某切符案」

(端裏書)

「讃岐国前鉄塩解文」

讃岐国雑掌綾成安解 申進上東大寺御封事

合准米貳佰拾陸斛

「請了」(異筆)

塩卅一石五斗正物卅石 代六十斛

鉄七百八十廷「未請」(異筆) 代百五十六斛

一、右年々御封内、進上如件、以解

永承元年七月廿七日雑掌綾成安

下石松「請了」(異筆)

可下塩参拾壹斛五斗事〔正物卅石、車力一石五斗〕 代六十石 七月廿七日
下友近

可下鉄柒佰捌拾廷事「未請」(異筆)
右、東大寺御封内百五十六石代可下状如件、可取請文之、
永承元年七月廿七日
前讃岐守藤原朝臣⁽⁹³⁾

B 永承2年7月22日付「讃岐国雑掌綾成安解」

(端裏書)
「讃岐雑掌解文 永承二年」
讃岐国雑掌綾成安解 申進濟東大寺御封米事
/合式佰斛〔加当年御封前分伍拾斛代、麦百卅石代米七十石〕
右、当年御封米内、且進濟如件、以解
永承二年柒月貳拾貳日雑掌「成安」⁽⁹⁴⁾

C 永承2年7月22日付「讃岐守藤原某切符案」

下木津預惟助 案文
可下干鯛貳仟枚事
右、東大寺当年御封前分伍拾斛代、可下状如件
可取請文 永承二年柒月貳拾貳日
讃岐藤原朝臣⁽⁹⁵⁾

D 永承2年7月23日付「讃岐守藤原某切符案」

下綱丁重依 案文
可下麦参佰拾伍斛事〔正麦三百石、車力十五石〕
右、東大寺当年御封米貳佰斛代、可下之状如件
永承二年七月廿三日
讃岐守藤原朝臣⁽⁹⁶⁾

E 永承2年12月3日付「讃岐国雑掌綾成安解」

讃岐国雑掌綾成安解 申進濟東大寺御封物事
合准米参佰伍拾伍斛
米佰伍斛〔正米百石、車力五石〕
「返」(異筆) 「返」(異筆)
五十石 法橋御勞 五十石 従儀師聖好勞
/絹伍拾疋 代伍拾斛
/手作布佰端 代佰斛
右、当年御封内、相副運賃雑用、附権寺主延源、進濟如件、以解
永承二年十二月三日雑掌「綾成安」(自署)⁽⁹⁷⁾

(/は合点、〔 〕は割注を表す)

Aの前半の雑掌解案に対応するのがAの後半「下石松」以下に記される前讃岐守切符案であり、Bに対応す

るのがC・Dの讃岐守切符案である。

まず永承2年のB～Dから検討したい。Bは、「当年御封米内」として合計200石の進済を解すものである。200石の内訳は、当年分80石、前分50石代、麦140石代米70石となっている。Cはそのうち前分50石代として干鯛2000枚を下行するもの、Dは麦315石（正麦300石・車力15石）を下行するもので、「右、東大寺当年御封米式百斛代、可下之状如件」としている。Bで麦140石を代米70石とし、米1石を麦2石に換算しているの、当年分米200石から前分50石を差し引いた残り150石を麦300石に換算して進済していることがわかる。そしてCとDをあわせてDに「右、東大寺当年御封米式百斛代」としているのである。Eは「当年御封内、相副運賃雑用、附権寺主延源、進済如件」として、准米300石を進済することを解している。

つまりB～Dは当年分の封戸物の進済文書である。したがって切符の讃岐守藤原（名欠）は永承2年時点での受領とみてよい。『大日本古文書』が「家経力」と傍注するように邦恒の後司藤原家経とみてよいだろう。藤原家経は永承5年(1050)～天喜元年(1053)には確実な見任史料がみられる⁽⁹⁸⁾

これに対して永承元年のAはやや様相を異にしている。

まず「讃岐前鉄塩解文」の端裏書がつけられている。前半の雑掌綾成安解は、准米216石を進済するもので、内訳は米60石代として塩31石5斗（正物30石）、米156石代として鉄780延となっている。そして「右、年々御封内、進上如件」とする。後半の前讃岐守切符は、それに対応して塩31石5斗（正物30石、車力1石5斗）、および鉄780延を下行するものである。

注目すべき点が2点ある。1点目は「年々御封内」とあることである。これは進済されようとしたのは永承元年分ではなく、それ以前の複数年分の一部であることを示している。前讃岐守が任期中の封戸物の勘済を一挙に進めようとしていたものだったとみてよく、前讃岐守は遅くとも寛徳2年(1045)には任期を終わっていたことがわかる。

2点目は、雑掌綾成安解案、前讃岐守切符案いずれにも、塩については「請了」、鉄については「未請」の異筆書込みがあることである。結局、鉄は納入されなかったらしい。なおA～Eに対応する返抄は残っていない。

ここまでを総合すると、この前讃岐守は藤原邦恒だったと判断してよい。前掲『春記』では永承3年に提出された邦恒の不与状に何か問題がありそうなことが示唆されていたが、あるいはこうした封物の進済などが絡んだ不備があったのかもしれない。

3) 頼通家家司受領としての藤原邦恒

藤原邦恒は、前掲『春記』で資房が「関白・女院強縁人」と記すように、頼通の家司であり⁽⁹⁹⁾、上東門院別当でもあった⁽¹⁰⁰⁾。『尊卑分脈』によると良世流藤原邦昌の男、母は伊賀守源任女であり、丹波・備後・備中・尾張・阿波・伊予・讃岐の受領をつとめ、正四位下、治暦3年(1067)8月19日に82歳で死去したとされる。寛仁元～4年(1017～20)に阿波守としてみえ⁽¹⁰¹⁾、万寿4年(1027)～長元4年(1031)には備中守としてみえる⁽¹⁰²⁾。長元3年(1030)9月2日の陣定では、応天門・東西廊32間・東西楼を造った功により1年延任を申請し、認められている（『小右記』）。讃岐守以降では、康平3年(1060)に伊予守としてみえる。康平2年2月3日に藤原隆佐が得替し（『定家朝臣記』）、康平6年2月に源頼義が任じられている⁽¹⁰³⁾ので、康平2年～康平5年が邦恒の伊予守任期だと考えられる。丹後、備後、尾張については今のところ『尊卑分脈』以外に史料を見いだせていない。

讃岐守の任が終わった永承2～3年(1047～48)、邦恒は頼通家家司として藤原隆佐・高階業敏と並んで興福寺造営、供養に多大な奉仕をしている⁽¹⁰⁴⁾。また康平元年(1058)に焼失した法性寺はただちに再建され、翌2年(1054)10月に阿弥陀堂・五大堂落慶供養が行われているが、これに対する奉仕も多大なものがあった。

この間、天喜年間には西院の邸宅に仏堂と丈六阿弥陀仏を造営している。邦恒第を訪れた藤原資房は『春記』天喜2年(1054)5月3日条に

(前略) 其後又相引被_レ坐_レ邦恒朝臣西院料所_一。件所作_レ居舎_一、前曲池、風流太美也。舎屋莊嚴尤可_レ謂_レ過差_一也。又此中建_レ大堂一字_一、安置丈六阿弥陀仏。尊容如_レ満月_一、堂宇之体莊麗誠可_レ歎美_一。有_レ湯屋_一、所々多施_レ風流_一、富有之人万事任_レ心也。毎_レ見如_レ此之事、悲心願難遂了。

と、その壮麗さに驚嘆した様子を記している。しかし「尤可_レ謂_レ過差_一也」、「富有之人万事任_レ心也。毎_レ見如_レ此之事、悲心願難遂了」などとも評している。

この仏堂は後に西院邦恒堂と呼ばれ、その丈六阿弥陀仏は定朝作で「天下以_レ是為_レ仏本様_一」とされていた(『長秋記』長承3年(1134)6月3日条)。そのため白河上皇も密かに参拝し(『中右記』永長元年(1096)3月15日条)、鳥羽上皇の勝光明院造宮においても仏像製作の参考にされている⁽¹⁰⁵⁾。

このように邦恒は、撰関家司としてその権力を背景に受領を歴任し、そしてまたその財力で撰関家に奉仕し、かつ壮麗な造寺造仏も行い、典型的な家司受領だったといえる。

(20) 藤原家経

前項で指摘したように、東大寺封戸文書の永承2年(1047)の讃岐国司切符案は邦恒の後司藤原家経だとみられる。永承5年6月5日の「祐子内親王家歌合」、『平定家朝臣記』天喜元年(1053)6月15日条に讃岐守としてみえること、永承元年には邦恒は前讃岐守であり、天喜2年2月23日には藤原隆佐が讃岐守に任じられている(『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付)ことから、家経の任期は永承元年(1046)～天喜2年(1054)2月までの8ヶ年だったと推測される。

『尊卑分脈』によると藤原家経は、北家内麻呂流の広業の男、母は下野守安倍信行女とされる。また歌人で、「後拾遺以下作者」「献大嘗会和歌〔永承元、主〕」、「新郎詠作者」とされる。実際『後拾遺和歌集』『金葉和歌集』『詞花和歌集』『新古今和歌集』『玉葉和歌集』『風雅和歌集』に和歌が収録され、和歌集『家経朝臣集』もある。また『和漢兼作集』などに漢詩も残している。

家経は文章得業生から官人としての経歴を積んでいったと考えられている⁽¹⁰⁶⁾。万寿2年(1025)から長元5年(1032)まで右少弁をつとめ(『弁官補任』)、式部大輔・文章博士を極官としている(『尊卑分脈』)。

受領としては、讃岐守以前、長元5年2月8日に信濃守に任じられ(『弁官補任』)、長元8年までつとめている⁽¹⁰⁷⁾。讃岐守の任を離れた直後の天喜2年(1054)5月11日に出家し、同6年(康平元年、1058)5月18日死去とされる(『尊卑分脈』)。

父広業は一条・三条・後一条天皇の侍読をつとめ文章博士になるなど(『尊卑分脈』)文人として活躍し、道長の上表文・唐書返牒などの作成にもあたっていることが知られている(『平安人名辞典―長保二年』)。また『万葉集』仙覚文永本巻第20奥書に「古老伝説云」として、

法成寺入道殿下、為_レ令_レ上東門院_一、仰_レ藤原家経朝臣_一、被_レ書_レ写万葉集_一之時、仮名・歌別令_レ書_レ之畢。尔来普天移_レ之云々。

と、家経が道長の命をうけて上東門院に献上する万葉集の書写をしたことが記されている⁽¹⁰⁸⁾。書写した時期は文章得業生となった長和5年(1016)から道長が死去する万寿4年(1027)の間と推測される⁽¹⁰⁹⁾。

そのほかにも道長は寛弘年間を中心に書物の蒐集につとめ、これに藤原行成らも協力しているが、万葉集を家経が書写しているように、儒者を動員した書写も行われていたことが推測される⁽¹¹⁰⁾。

(21) 藤原隆佐

藤原隆佐は、天喜2年(1054)2月23日に讃岐守に任じられたが、同年12月29日には伊予守に転じている(『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付)。隆佐も道長・頼通に奉仕⁽¹¹¹⁾、とくに頼通家の家司受領として前述の藤原邦恒とならぶ代表格の一人といってもよい⁽¹¹²⁾。

『尊卑分脈』によれば、高藤流の藤原宣孝の男で、母は藤原朝成女とされる。文章生から内記をつとめ、式部丞、春宮大進、左衛門権佐、皇后宮亮などを歴任し、康平2年には従三位に叙せられた⁽¹¹³⁾。文章生、内

記の経歴をもつことから、文筆力も期待された家司だったと思われる。

この間、寛仁元年(1017)～同4年の4ヶ年伯耆守⁽¹¹⁴⁾、万寿2年(1025)～長元2年(1029)正月の4ヶ年越後守⁽¹¹⁵⁾、長暦2年(1038)～永承元年(1046)正月の8ヶ年近江守⁽¹¹⁶⁾、永承4年(1049)～7年の4ヶ年播磨守⁽¹¹⁷⁾、天喜2年の讃岐守短期間の後、同年12月～康平元年(1058)の4ヶ年伊予守⁽¹¹⁸⁾と受領を歴任している。とくに近江・播磨・伊予という大国受領がほぼ連続している。讃岐守から短期間で伊予守に転じたのは、大国受領を欲し、高階成章が大宰大弐に転じて空いた伊予守に急遽名乗りをあげたことによるだろう。頼通家司の代表格としてのなせるわざだったといえる。

注

- (1) 『香川県史1 通史編原始・古代』(香川県、1988年)
- (2) 『柱史抄』は『群書類従』第7輯公事部所収。
- (3) 『大日本史料』第1編11巻所引本に拠った。
- (4) 『親信卿記』は『陽明叢書記録文書篇 平記・大府記・永昌記・愚昧記』(思文閣出版、1988年)に拠り、『大日本史料』および佐藤宗諄編『『親信卿記』の研究』(思文閣出版、2005年)を参照した。
- (5) 藤原永頼については、川田康幸「山井三位・藤原永頼の考察—なぜ『栄花物語』は永頼その人を描かなかったのか—」(『信州豊南短期大学紀要』19、2002年)などがある。
- (6) 伊勢国は、公卿が兼国する場合は権守に任命されるので、守が受領だったとみられる。
- (7) 『日本紀略』貞元元年(976)2月20日条。ただし石清水文書5-37は伊予守としている。
- (8) 『小右記』天元5年(982)6月1日条。
- (9) 『小右記』天元5年(982)3月5日条。
- (10) 宮崎康充編『国司補任』第三。
- (11) 『小右記』永祚元年(989)3月2日条は次のように記している。

室町殿白玉・隠文巡方帯、〔貞信公御帯、故殿伝給之御帯也、〕年来在_レ永頼朝臣許_一、今日出取。〔置_レ百貫之_一、〕又為_レ功徳_一被_レ致_二千石_一、即弁_レ其直_一所_レ令_レ留也。丸軛班犀帯放_二永年朝臣_一、〔其直五百石、即令_レ奉了。室町殿五十石方送_二百石_一帯以_レ之着用。〕今日使兼信送_二彼宅_一了。
- (12) 『小右記』寛和元年(985)5月2日条は次のように記している。

此暁二品尊子内親王薨、〔冷泉院二宮〕讃岐介送青鳧五十貫。今夜加賀守朝臣・遠資・遠業朝臣等有所々饗・碁手儲。
- (13) 『国司補任』は守ではないかと判断している。川田康幸前掲注(4)論文は介への再任とし、『平安人名辞典—長保二年』は守とも介とも判断していない。いずれにせよ権介源俊賢は受領ではないと思われる。
- (14) 『小右記』永祚元年(989)2月6日条「讃岐守国盛朝臣来、人々多来談」とみえる。
- (15) 『勘例』、『国司補任』第4参照。
- (16) 『権記』長保2年(1000)正月3日条に「近江介則忠」、同2月2日条に「前近江介則忠朝臣」、同6月20日条に「遠江官符付_二近江介永頼朝臣許_一」とみえるので、この年の除目で永頼が近江介に任じられたとしてよい。

なお史料纂集『権記』は長徳4年(998)7月4日条にみえる「近江介」(姓名欠)を藤原永頼とする注記をつけ、『平安人名辞典—長保二年—』藤原永頼の項も、同様に永頼のことだと断じているが、その前後、『権記』長徳3年(997)7月19日条、同4年10月4日条いずれも「近江介則忠」と、このときの近江介を源則忠と明記している。したがって長徳4年7月4日条の近江介(姓名欠)も源則忠とみるべきであろう。
- (17) ただし、永頼後任の藤原知章から近江でも守が受領となることが慣例化する。なおこの時期の近江の受領については、泉谷康夫「撰関家家司受領の一考察」(『日本中世社会成立史の研究』、高科書店、1992年、初出1981年)。
- (18) 阿部猛編『北山抄注解 卷十吏途指南』(東京堂出版、1996年)参照。
- (19) 川田康幸前掲注(5)論文。

- (20) 『公卿補任』永延2年(988)条源泰清尻付、『尊卑分脈』、『系図纂要』など。
- (21) 『日本紀略』貞元元年(976)6月18日条。同条には、
申刻、地大地震。其響如雷。宮城諸司多以破顛倒、兩京舍屋其數甚多。其中八省院・豐樂院・東寺・西寺・極樂寺・清水寺・円覺寺等顛倒。地震之甚未曾有矣。
とあり、豐樂院のほか八省院や諸寺など多くが顛倒したことを記している。また翌19日条にも、余震で左衛門陣後序、堀川院廊舎、閑院西対屋、民部省舎など諸司の舎屋が顛倒したことを記している。『扶桑略記』同年6月18日条によると、被害は京内にとどまらず、国府・国分寺や崇福寺が倒壊するなど近江国でも甚大だったとしている。
- (22) 『小右記』天元5年(982)2月9日条、同10日条。
- (23) 『大日本史料』第1編24巻寛和2年(986)2月21日条所引本による。
- (24) 以上、『類聚符宣抄』第8延期状 天元4年(981)6月3日播磨国司解。
- (25) 源俊賢の一族と経歴については、高橋由記「源俊賢伝—その周辺・高明一族—」(日本女子大学『会誌』17、1998年)、同「源俊賢考—王朝女流文学の史的基層として—」(『中古文学』64、1999年)。
- (26) 関口力「源俊賢」(『平安時代史事典』、角川書店、1994年)など。
- (27) 寛弘5年(1008)7月9日に前河内守として源奉職は死去している(『権記』)。
- (28) 鈴木敏弘「撰関期における一受領の功過定とその生涯」(『法政史学』46、1994年)、同「撰関期における家司受領の存在形態と在地支配」(『中世成立期の荘園と都市』、東京堂出版、2005年)も同様にみている。
- (29) 『権記』長保元年(999)12月1日条に次のようにみえる。
二条辺有焼亡、紀伊前守(菅原)董宣宅火延可及奉職朝臣宅。件宅近日左大臣移渡給。衆力禦火救難。
- (30) 野口孝子「道長の二条第」(『古代文化』29-3、1977年)、川本重雄「小二条殿と二条殿」(『古代文化』33-3、1981年)、五島邦治「小二条第」(『平安時代史事典』)。
- (31) 『権記』長徳4年(998)2月15日条によると、女一宮脩子内親王の職曹司退出に供奉している。
- (32) 『権記』長保3年(1001)2月29日条。藤原行成の世尊寺供養に入札している。
- (33) 『権記』長保2年(1000)10月15日条。このときの新所旬の管弦の催しでは、源至光の和琴のほか、源道方が琵琶、源経房が笙、源濟政が笛を仕っている。また藤原公任が拍子を取っている。なお至光の父博雅は「琵琶名匠」、兄信義は「一男管絃君」と『尊卑分脈』に記されるように、親兄弟ともに音楽に優れていた。
- (34) 『公卿補任』長保3年(1001)条平親信尻付に「正曆二六一越前守〔乗方辞替〕」とみえる。
- (35) 『小右記』長徳3年(997)4月25日条、『権記』長徳4年(998)2月15日条。
- (36) 『平安人名辞典—長保二年』「源乗方」項。
- (37) 佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論—撰関家家司について—」(安田元久編『初期封建制の研究』、1964年)、泉谷康夫前掲注(17)論文。そのほか家司としての源高雅については岡野範子「家司受領について—藤原道長の家司を中心に—」(『橋史学』16、2001年)など。
- (38) 道長の法華三十講とその非時献上については、山本信吉「法華八講と道長の三十講」(『撰関政治史論考』、吉川弘文館、2003年、初出1970年)、鈴木敏弘前掲注(28)論文。
- (39) 『御堂関白記』寛弘2年(1005)12月25日条、『権記』寛弘2年12月25日条。
- (40) 近江国の受領については、泉谷康夫前掲注(17)論文。
- (41) 『御堂関白記』寛弘4年(1007)閏5月17日条、『権記』寛弘4年閏5月17日条。
- (42) 角田文衛「後一条天皇の乳母たち」(『王朝の明暗』、東京堂出版、1977年)、高橋照美「源高雅とその一族—『大鏡』作者論に関連して—」(『立命館文学』549、1997年)など。
- (43) 史料纂集本による。
- (44) 『御堂関白記』寛弘5年(1008)10月7日条に中宮亮兼近江守としてみえる。
- (45) 『権記』寛弘6年(1009)8月27日条、同28日条。
- (46) 『日本紀略』寛弘5年(1008)9月11日条、『御堂関白記』寛弘5年9月11日条、『権記』寛弘5年9月11日条、『御産部類記』4後一条天皇所引「不知記」寛弘5年9月11日条など。
- (47) 『御産部類記』4後一条天皇所引「不知記」寛弘5年(1008)10月16日条。
- (48) 『尊卑分脈』、『系図纂要』、『大江氏系図』。

-
- (49) 『紫式部日記』。角田文衛前掲注(42)論文。
- (50) 『小右記』正暦5年(994)10月5日条。このときの中宮は藤原定子。
- (51) 『権記』長徳3年(997)7月9日条、『小右記』同日条によると、このとき伯耆守を辞して民部少輔に任じられている。伯耆は亡弊の国だからと辞退し京官を希望した。
- (52) 『権記』によると、長保4年(1002)3月10日に備前守として赴任し、4月10日には備前守清通申請事が定にかけられている。
- (53) 角田文衛前掲注(42)論文。
- (54) このときの法性寺復興造営については、杉山信三「法性寺から東福寺へ」(『院家建築の研究』、吉川弘文館、1981年)。
- (55) 『御堂関白記』長和元年(1012)8月11日条、『小右記』長和元年8月12日条。
- (56) 『御堂関白記』長和2年(1013)6月28日条、同7月2日条。
- (57) 『小右記』長和元年(1012)5月23日条、同24日条によると、このときの道長の比叡山登山には右大臣藤原顕光以下多くの公卿らも従い、清通もその前駆をつとめたが、一行の騎馬登山に激昂した山僧の投石を受けている。
- (58) 『小右記』長和3年(1014)3月5日条は次のように記している。
其後於陣座有除目。中納言俊賢承行、濟政任讃岐守。此外無他事。今日大納言頼通参入、而不承除目。依死闕敷。乍置上臈、下臈承行如何。似有内注、近代之体異古時耳。
- (59) 藤原伊祐の経歴とその生涯については、古瀬雅義「藤原伊祐 年譜稿」(『国語国文論集』30、1970年)参照。
- (60) 源方弘は、『枕草子』によると寛弘6年(1009)正月に阿波守に任じられたとし、『御堂関白記』寛弘7年(1010)12月7日条には阿波守見任である。
- (61) 『石清水臨時祭部類』長和4年(1015)3月14日条、『小右記』同5年5月30日条、同寛仁元年(1017)8月3日条、同10月2日条、同2年5月8日条、10月22日条、同3年2月15日条など。
- (62) 『枕草子』傍注、『権記』寛弘元年(1004)11月7日条、『御堂関白記』寛弘元年11月7日条。
- (63) 『小右記』長和元年(1012)5月19日条。同2年4月24日条では前美濃守とみえる。
- (64) 『左経記』万寿3年(1026)2月29日条、同長元元年(1028)4月25日条、5月22日条、『小記目録』同年5月2日条、『小右記』長元2年4月14日条、同7月19日条など。
- (65) 『左経記』長元5年(1032)4月12日条、長元8年5月16日の「賀陽院水閣歌合」で丹波守とみえる。また『日本紀略』長元4年12月16日条では丹波守は源章任、『左経記』長元9年4月22日条では丹波守は源行任なので、長元5年～8年が源濟政の任期となる。
- (66) 泉谷康夫前掲注(17)論文、寺内浩「受領考課制度の変容」表1(『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出1997年)などは家司とする。また道長の法華三十講奉仕者を一族・家司・受領層に分類して分析した鈴木敏弘前掲注(28)論文は、濟政を一族として分類している。
- (67) 『御堂関白記』寛弘元年(1004)7月18日条、『御堂関白記』長和4年(1015)5月19日条、『御堂関白記』長和5年5月16日条、『御堂関白記』寛仁元年(1017)5月3日条、『小右記』寛仁2年5月8日条、『御堂関白記』寛仁2年5月22日条。なお道長の法華三十講非時献上者については鈴木敏弘前掲注(28)論文。
- (68) 大日方克己「八月駒牽」(『古代国家と年中行事』、講談社学術文庫、2008年、初版1993年)。
- (69) 『御堂関白記』寛仁元年(1017)6月27日条、同8月2日条、『左経記』同日条、『小右記』同8月3日条など。
- (70) 『小記目録』長元3年(1030)3月10日条、『日本紀略』同年4月某日条。
- (71) 『左経記』長元9年(1036)5月19日条。
- (72) 鮎沢寿「源頼国」(『古代文化』19-6、20-3、1967年、1968年)。
- (73) 『小右記』寛仁2年(1018)10月22日条に皇太后宮大進、『小右記』長元4年(1031)9月25日条に上東門院別当としてみえる。
- (74) 『小右記』万寿元年(1024)11月30日条、同12月12日条。
- (75) 『扶桑略記』治安3年(1023)10月17日条。
- (76) 『小右記』寛弘8年(1011)8月23日条、長和2年(1013)正月5日条。
- (77) 『小右記』長和3年(1014)正月27日条、同4年4月18日条、『御堂関白記』寛仁元年(1017)9月17日条、同9月26日条。

-
- (78) 『左経記』万寿3年(1026)10月9日条、『小右記』万寿4年11月20日条、同年12月26日条。
- (79) 『小右記』長元4年(1031)8月26日条。
- (80) 『小右記』長元4年(1031)8月26日条、同9月1日条。
- (81) 『御堂関白記』長和2年(1013)9月16日条では「家司」、『小右記』同日条では「左府家司」と明確に記されている。
- (82) 橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(『平安貴族社会の研究』、吉川弘文館、1976年、初出1962年)。
- (83) 角田文衛前掲注(42)論文。
- (84) 角田文衛前掲注(42)論文。
- (85) 柴田房子「家司受領」(『史窓』28、1970年)は藤原憲房を家司とみなしている。
- (86) 『左経記』長元5年(1032)4月19日条、『関白左大臣歌合』(長元8年5月16日)。
- (87) 『左経記』類聚雜例長元9年(1036)5月17日条。
- (88) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』第2編第2章「前期王朝国家体制に対する人民の抵抗」(東京大学出版会、1972年)、『香川県史1 通史編原始・古代』第7章第1節「地方政治の変貌」(棚橋三男執筆、1988年)、佐藤泰弘「受領の成立」(吉川真司編『日本の時代史5 平安京』、吉川弘文館、2002年)など。
- (89) 弁補の問題については、大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制—解体期の封戸制度—」(東北学院大学論集 歴史学・地理学)1、1970年)、正木有美「東大寺領伊賀国黒田荘の「成立」」(『日本史研究』556、2008年)、伊藤啓介「東大寺封戸物輸納と寺使」(『古代文化』61-4、2010年)など。
- (90) 『平安遺文』623号、『大日本古文書 東大寺文書』5(内閣文庫所蔵東大寺文書)撰津国古文書74号。
- (91) 讃岐国の封戸については『香川県史1 通史編 原始・古代』第8章第1節「封戸と初期荘園」(田中健二執筆)参照。
- (92) 「東大寺封戸文書書上」から11世紀末には、惣返抄は受領の任終年に任期中を一括して発行されていることが多く、功過定をうけるための受領の公文勘済の一つとして発行されていたことを次に掲げる旧稿で指摘した。大日方克己「出雲国正税返却帳と家司受領藤原行房」(『社会文化論集』4、2007年)、および2005~07年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書『「出雲国正税返却帳」を中心とした公文勘会と平安時代中期財政と公文勘会の研究』、2008年。
- (93) 『大日本古文書 東大寺文書』1(東南院文書1)266号、『平安遺文』633号、643号。
- (94) 『大日本古文書 東大寺文書』1(東南院文書1)269号、『平安遺文』643号。
- (95) 『大日本古文書 東大寺文書』1(東南院文書1)270号、『平安遺文』644号。
- (96) 『大日本古文書 東大寺文書』1(東南院文書1)271号、『平安遺文』645号。
- (97) 『大日本古文書 東大寺文書』1(東南院文書1)273号、『平安遺文』651号。
- (98) 永承5年(1050)6月5日「祐子内親王家歌合」、『平定家朝臣記』天喜元年(1053)6月15日条。
- (99) 『春記』永承3年(1048)3月3日条に家司としてみえる。また前掲寛徳2年(1045)「関白左大臣家政所下文」にも頼通家政所別当として署判している。
- (100) 『行親記』長暦元年(1037)10月23日条、上東門院別当として従四位上に叙されている。
- (101) 『御堂関白記』寛仁元年(1017)2月2日条、『左経記』寛仁4年閏12月30日条。
- (102) 『小右記』万寿4年(1027)2月20日条、『左経記』長元元年(1028)11月11日条、『小右記』長元3年9月2日条、同9月17日条、同4年7月21日条。
- (103) 『扶桑略記』康平6年(1063)2月27日条、『百鍊抄』同日条など。『陸奥話記』は2月25日任とする。
- (104) 『造興福寺記』永承3年(1048)正月26日条、同3月2日条。
- (105) 『長秋記』長承3年(1134)6月4日条、同6月3日条。西院邦恒堂、勝光明院との関係などについては毛利久「西院邦恒堂の阿弥陀如来像」(『日本仏教彫刻史の研究』、法蔵館、1970年、初出1947年)、清水壘『平安時代仏教建築史の研究』(中央公論美術出版、1992年)参照。
- (106) 家経の経歴については千葉義孝「藤原家経雑考」「藤原家経年譜」(『後拾遺集時代歌人の研究』、勉誠社、1991年、初出1972年)がある。
- (107) 『年号勘文部類抄』によれば、長元8年(1035)に信濃守から民部大輔に遷任したとある。
- (108) 小川靖彦「題詞と歌の高下—レイアウトに見る平安時代の政治史・和歌史・文化史のなかの写本—」(『万要学史の研究』、おうふう、2007年、初出2002年)。

-
- (109) 小川靖彦前掲注(108)論文。
- (110) 道長周辺の万葉集書写および儒者との関係については、小川靖彦前掲注(108)論文。道長の書物蒐集については、川口久雄「道長グループの文学活動」『三訂平安朝日本漢文学史の研究 中篇』(明治書院、1982年、初出)、飯沼清子「藤原道長の書籍蒐集」(『風俗』27-2、1988年)。
- (111) たとえば治安3年(1023)の道長の金峯山詣に奉仕したり(『扶桑略記』治安3年10月17日条)、興福寺造塔を行事したり(『左経記』長元4年(1031)9月27日条)したことがみえる。
- (112) 『造興福寺記』永承2年(1047)12月14日条、『定家朝臣記』康平3年(1060)11月26日条などに家司としてみえる。
- (113) 『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付によれば、寛弘元年(1004)10月29日に文章生となり、同4年正月28日に少内記、同6年正月28日に大内記、長和3年(1014)正月24日に式部少丞、同2月8日には式部大丞に転じた。長元4年(1031)9月27日に春宮大進、同5年2月8日に左衛門権佐を兼ね、長暦元年(1037)8月9日には東宮亮を兼ね、永承6年(1051)2月13日には皇后宮亮を兼ねている。
- (114) 『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付、『小右記』寛仁4年(1020)10月20日条、同治安元年(1021)3月6日条。『公卿補任』によると同2年正月30日には治国の功により従五位上に叙されているので、このとき伯耆の受領功過定を受けたと思われる。
- (115) 『小右記』万寿2年(1025)3月24日条に赴任を藤原実資に告げている。長元2年(1029)正月24日に越後守を去っている(『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付)。
- (116) 『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付。
- (117) 『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付。
- (118) 『公卿補任』康平2年(1059)条藤原隆佐尻付、なお藤原隆佐の後司として伊予守に任じられたのが前述の藤原邦恒である。

Ⅲ 図表

1 九条家本延喜式紙背文書一覧

*本表は鹿内浩胤「九条家本『延喜式』延喜式書写年代」所収の表「九条家本『延喜式』の紙背文書」に、同氏が本文中で指摘した延喜式筆跡の項目を加え、また一部項目の表現を改変して作成したものである。筆跡のA～Hは鹿内氏の付した仮称であり、鹿内氏が仮称していない筆跡は便宜的にU～Zとした。

卷数	筆跡	紙数	年月日	文書名	平遺No	備考	
1	D	1～3		白紙			
		4	某年6月16日	書状			
		5	永延2年(988)閏5月17日	宮内史生某明法質問状	332		
		6	永延2年(988)3月25日	大乘院十禅師聖野明法質問状	330		
		7	某年8月10日	書状			
		8	永延2年(988)6月8日	栗口某明法質問状	334		
		9	某年6月13日	右衛門少尉某質問状			
		10	某年5月2日	十禅師伝燈大法師位勝口勘申			
		11	永延元年(987)8月4日	弾正少疏伴某書状			
		12	年月日不明	書状			
		13	年月日不明	書状			
		14	某年10月7日	書状			
		15～16	某年10月17日	書状			
		X	17	某年8月28日	書状		
	18		某年2月2日	書状			
	19		某年5月16日	書状			
	20		某年4月8日	右衛門少尉某書状			
	21		某年5月8日	右衛門少尉某書状			
	E	22	正暦2年(991)正月14日	織部織手長葛井某明法質問状	345		
		23	正暦2年(991)正月9日	散位源某明法質問状			
	2	Y	1～9	年月日不明	丹波国高津郷司解	894	D文書
			10～12	天喜6年(1058)8月日	丹波国高津郷司解	893	C文書
			13～14	天喜6年(1058)3月12日	丹波国高津郷司解	886	B文書
15			天喜5年(1057)12月日	丹波国高津郷司解	879	A文書	
16			天喜6年(1058)3月12日	丹波国高津郷司解	886	B文書	
17～18			天喜5年(1057)12月日	丹波国高津郷司解	879	A文書	
4	E	1	長元某年(年月日欠)	看督長見不注進状	531		
		2	長元8年(1035)7月1日	看督長見不注進状	530		
		3	長元8年(1035)8月1□日	看督長見不注進状	534		
		4	長元8年(1035)9月16日	看督長見不注進状	536		
		5	長元8年(1035)8月25日	秦則高解	542		
		6	長元8年(1035)10月16日	府掌津村永解	549		
		7	長元9年(1036)正月12日	右京保刀禰請文	561		
		8	長元8年(1035)10月28日	看督長見不注進状	537		
		9	長元8年(1035)9月1日	看督長見不注進状	535		
		10	長元8年(1035)7月16日	看督長見不注進状	532		
		11	長元8年(1035)8月2日	看督長見不注進状	533		
		12	長元9年(1036)正月9日	左京保刀禰請文	556		
		13	長元8(9カ)年(1035)正月10日	左京保刀禰請文	558		
		14	長元9年(1036)正月12日	左京保刀禰請文	562		
		15	長元9年(1036)某月(正月カ)14日	左京保刀禰請文	563		
		16	長元9年(1036)正月19日	左京保刀禰請文	566		
		17	長元9年(1036)正月20日	左京保刀禰請文	567		
		18	長元9年(1036)正月21日	左京保刀禰請文	568		
		19	長元9年(1036)正月23日	左京保刀禰請文	569		
		20	長元9年(1036)4月9日	明経生但波宣任解	570		
		21	某年8月23日	内舍人清原某状	541	平遺は長元8年とする	
		22	長元8年(1035)10月28日日	大中臣為政解	545	後半。前半は巻30第8紙	
		23	年月日不明	仮名消息			
		24	年月日不明	仮名消息			
		25	長元8年(1035)正月20日	山田荘司解	527		
		26	長元7年(1034)2月8日	播磨大掾万貞成解	524		
		27	長元8年(1035)9月1日	僧因万解	543		
		28	長元8年(1035)7月11日	国寛永頼解	540		
		29		白紙			

6	H	1	某年正月5日	書状	「京極三位」宛
		2	某年6月23日	書状	
		3	年月日不明	書状	
		4		白紙	
		5	某年2月3日	書状	
		6~7	年月日不明	書状	
		8	某年11月29日	右少弁某書状	
		9	年月日不明	書状	
		10	某年9月28日	刑部権少輔某書状	
		11	年月日不明	書状	
		12	某年11月11日	刑部権少輔某書状	
		7甲	E	1~15	
7乙	H	1	某年3月4日	書状	4612 「京極三位」宛。
		2		白紙	
		3	年月日不明	書状	
		4		白紙	
		5	年月日不明	書状	
		6	年月日不明	書状	
		7	某年3月9日	書状	
		8	某年3月4日	書状	
		9	年月日不明	書状	
		10	年月日不明	書状	
		11	某年2月29日	書状	
		12	某年3月21日	書状	
		13	某年3月15日	沙弥某書状	
		14	某年3月14日	書状	
		15	某年3月16日	書状	
		16	某年3月1日	書状	
		17	年月日不明	書状	
		18		白紙	
		19	某年3月21日	書状	
		20	某年某月21日	書状	
		21		白紙	
8	E	1~2	永承4年(1049)カ	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 丙帳
		3~4	永承4年(1049)カ	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 乙帳
		5	永承4年(1049)8月21日	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 甲帳
		6	永承4年(1049)8月21日	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 甲帳
		7~9	永承4年(1049)8月21日	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 甲帳
		10~11	永承4年(1049)カ	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 乙帳
		12~16	永承4年(1049)カ	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 乙帳
17~18	永承4年(1049)8月21日	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 甲帳		
19~21	永承4年(1049)カ	紀伊国郡許院収納所進未勘文	672 丙帳		
9	G	1~6		白紙	補写部分 承保元年帳 延久3年帳
		7~24	承暦2年(1078)12月30日	出雲国正税返却帳	
		25~35	承暦2年(1078)12月30日	出雲国正税返却帳	
10	G	1~5		白紙	補写部分 某年帳 延久4年帳 延久2年帳 延久4年帳
		6~11	承暦2年(1078)12月30日	出雲国正税返却帳	
		12~17	承暦2年(1078)12月30日	出雲国正税返却帳	
		18~39	承暦2年(1078)12月30日	出雲国正税返却帳	
		40~49	承暦2年(1078)12月30日	出雲国正税返却帳	
11	W	1~3	年次不明	某国戸籍	437
		4~22	寛弘元年(1004)	讃岐国大内郡入野郷戸籍	437
		23~25	年次不明	某国戸籍	4578
		26~29	長徳4年(998)	某国戸籍	4578
		1	長元4年(1031)7月13日	右看督長水田某解	606
2~3	年月日不明	書状	520		
4	長元4年(1031)6月□日	左看督長清原兼時解			
5~6	某年7月14日	散位平某書状	「中志」宛		
7	某年8月22日	書状			
8	某年8月11日	書状	「右衛門中志」宛		
9	某年7月30日	書状			
12	E	10~12	治安4年(1024)2月15日	従儀師仁静解	495
		13~14	治安4年(1024)3月9日	興福寺維摩会菓子園司解	497
		15~16	万寿3年(1026)8月26日	左看督長紀延正等解	505
		17~18	治安4年(1024)3月7日	多武峯妙楽寺解	496
		19	某年4月11日	書状	後半
		20	治安4年(1024)3月7日	多武峯妙楽寺解	
		21	長元4年(1031)正月23日	右衛門府解	496 前半
		22	長元4年(1031)5月3日	藤原正遠解	517
					519

		23	長元4年(1031)5月3日	僧念寛解	518	平遣は長元ころとする
		24	某年2月20日	安芸守紀宣明書状	4611	
		25	某年8月10日	書状		
		26~27	万寿3年(1026)2月23日	紀伊国粉河寺権別当僧寿肇解	507	
13	E	1~22		白紙		
15	E	1~25		白紙		
16	E	1~7	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	4609	平遣は治安3年(1023)頃とする
		8	年月日不明	主税寮下用注文	4607	
20	E	1~10	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	4609	「右中志」宛 「右衛門中志」宛
		11	年月日不明	仮名消息		
		12		白紙		
		13	某年2月17日	書状		
		14	年月日不明	書状		
21	E	1~30		白紙		
22	Z F D	1~12	年月日不明	武蔵国大里郡坪付	4610	平遣は長元ころとする
26	C	1~15	(書写年代不明)	弘仁式主税上断簡		第12紙に裏書あり
	A	16~19	(書写年代不明)	後漢書列伝第21断簡		
	C	20~21	(書写年代不明)	養老關訟律断簡		
	A	27	年月日不明	国郡末詳坪付		
	C					
27	C B	1~11	(書写年代不明)	弘仁式主税下断簡		文書末尾の年月日と自署のみ
		12	永延2年(988)7年15日	大膳少属秦某進上状		
		13	永延2年(988)7年15日	大膳少属秦某進上状		
		14	某年7月15日	文章得業生紀某書状		
		15	永延2年(988)7月14日	尾張守藤原元命自署文書		
28	A	1~3	寛和3年=永延元年(987)	具注曆	292	11~12月の部分と曆跋
		4	年月日不明	清胤王書状	291	
	B	5	年月日不明	清胤王書状		
		6~8		白紙		
	U	9~11	康保3年(966)5月3日	清胤王書状	290	
		11~12				
		13	康保3年(966)5月20日	清胤王書状	294	
		14~16	康保3年(966)6月11日	清胤王書状	295	
		17~18	康保3年(966)5月17日	清胤王書状	293	
		19~21	康保3年(966)閏8月カ	清胤王書状	297	
		22	年月日不明	清胤王書状		
	23	年月日不明	清胤王書状	298		
	V	24~25	康保3年(966)8月3日	清胤王書状	296	
		26~27	康保3年(966)9月1日	清胤王書状	297	第26紙に裏書あり
29	E	1~6		白紙		第3紙に裏書あり
30	E	1	長元8年(1035)9月2日	佐伯寿命丸解	544	「右衛門志」宛
		2	長元5年(1032)8月9日	左史生秦某干鯛等送状	522	
		3	長元5年(1032)5月1日	若江田所請文	521	
		4	長元8年(1035)7月1日	粟田在与鯛送状	539	
		5	某年4月晦日	書状		
		5	寛弘2年(1005)7月11日	浄福寺三階業伝燈満位僧勝圓書状		
		7	長元8年(1035)10月26日	左近将監秦正近解	550	
		8	長元8年(1035)10月2日	大中臣為政解	545	
		9~15	寛弘7年(1010)10月30日	衛門府粮料下用注文	458	
		16~19	寛弘7年(1010)2月30日	衛門府粮料下用注文	455	
31	E	1	某年□月4日	書状		「中志」宛 「右衛門中志」宛 「後中志」宛 「右衛門中志」宛 「右衛門中志」宛
		2	某年4月5日	左衛門□某書状		
		3	年月日不明	仮名消息		
		4	某年3月16日	書状		
		5	年月日不明	書状		
		6	某年3月26日	書状		
		7	某年3月20日	権少尉某書状		
		8	某年4月4日	玄蕃少属某書状		
		9	某年4月3日	書状		
		10	年月日不明	仮名消息		
32	E	1~7	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	4609	『大日本古文書』21-272~274
		8	(書写年代不明)	宝龜4年太政官符案		
36	E	1~6	(書写年代不明)	宝龜4年太政官符案		『大日本古文書』21-274~284
38	E	1~15	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	4609	
		1	長元8年(1035)10月21日	某郷刀禰解	547	
		2	長元9年(1036)4月16日	左京保刀禰請文	560	

39	E	3		白紙			
		4	某年3月14日	前伊予守某・平判官某連署状			
		5	年月日不明	書状			
		6	長元8年(1035)12月17日	左京保刀禰請文	555		
		7	年月日不明	書状			
		8	長元9年(1036)正月21日	左京保刀禰請文	559		
		9	長元9年(1036)正月10日	左京保刀禰請文	557		
		10	長元9年(1036)正月17日	左京保刀禰請文	565		
		11	長元9年(1036)正月26日	左京保刀禰請文	564		
		12	長元9年(1036)4月カ	源兼行書状			
		13	某年11月14日	左権口某書状			
		14	年月日不明	書状			
		15	長元9年(1036)10月8日	僧祈円解	546		
		16	年月日不明	書状			
		17	長元8年(1035)12月26日	左京保刀禰請文	554		
		18	某年11月5日	僧覚佑衣川菌領田坪付注進状	553	長元8年カ	
		19	長元8年(1035)11月5日	預僧覚延檀那院領衣川菌領作田勘益注進状	552		
		20	某年4月28日	番長文某進上状	4613		
		21	某年5月2日	法能書状			
		22	長元8年(1035)5月2日	小犬丸妻秦吉子解	528		
		23	長元8年(1035)6月16日	看督長見不注進状	529		
		24	某年4月25日	豊前介藤原某書状			
		25	長元8年(1035)10月15日	府掌伴吉永解	548		
		26	年月日不明	書状			
		42	1~13			紙背文書なし	

2 紀伊国郡許院収納所進未勘文

2-1 丙帳

紙数	合点			訂正・加筆	
	朱	墨		朱	墨
21	○	○	1枚 長1丈9尺 弘 1尺2寸 厚 2寸		
	○			直リ 8束	
	○	○	閏正月4日納1物 直稻	直稻 10束 直リ 7束	
	○	○	紀時弘 長2丈2尺 7-8寸		
	○	○	閏正月1日納4物 直稻	直稻 40束	
	○	○	百濟綿吉 長2丈2尺 7-8寸		
	○	○	閏正月4日納2物 直稻	直稻 20束	
	○	○	和仁部用秋 長2丈2尺 7-8寸		
	○	○	閏正月1日納7物 直稻	直稻 70束	
	○	○	同用秋 長2丈2尺 7-8寸		
	○	○	閏正月1日納6物 直稻	直稻 60束	
	○	○	佐伯有安 長2丈2尺 7-7寸		
	○	○	閏正月4日納板4枚 直稻	直稻 31束	
○	○	伴豊行 3枚 長2丈1尺 弘1尺1寸 厚2寸半	直リ 24束		
○	○	1枚 長1丈8尺 弘1尺2寸 厚2寸半	直リ 7束		
○	○	閏正月11日納8物 直稻	直稻 70束		
○	○	紀延武 7-8寸3支 長2丈2尺	直リ 30束		
○	○	7-6寸5支 長2丈2尺	直リ 40束		
○	○	閏正月11日納6物 直稻	直稻 48束		
○	○	大原清時 7-8寸1支 長2丈2尺	直リ 10束		
○	○	7-6寸4支 長2丈2尺	直リ 32束		
○	○	5-6寸1支 長2丈2尺	直リ 6束		
○	○	閏正月1日納9物 直稻	直稻 90束		

20	○	道守末則		
	○	長2丈2尺		
	○	7-6寸		
	○	○	閏正月21日納2支	
	○	○	直稻	直稻 16束
	○	○	安倍延松	
	○	○	長2丈2尺	
	○	○	7-6寸	
	○	○	閏正月15日納3物	
○	○	直稻	直稻 30束	
○	○	津守安依		
○	○	長2丈2尺		
○	○	7-8寸		
○	○	閏正月20日納3物		
○	○	直稻	直稻 22束	
○	○	藤原光並		
○	○	7-8寸2支		
○	○	長2丈2尺		
○	○	5-6寸1支		
○	○	長2丈2尺	直 6束	
○	○	閏正月20日納1物		
○	○	直稻	直稻 10束	
○	○	僧明善		
○	○	長2丈2尺		
○	○	7-8寸		
○	○	閏正月20日納1物		
○	○	直納	直納 10束	
○	○	津守安世		
○	○	長2丈2尺		
○	○	7-8寸		
○	○	閏正月29日納30物		
○	○	直稻	直稻300束	
○	○	秦豊丸		
○	○	長2丈2尺		
○	○	7-8寸		
		残□4814束5巴9毛	残□5299束5巴4毛	本穎 26184束9把8
		本穎22343束6把		当年 3841束3把8分
		当年 3570束9把□		
19	○	米90石6斗2升2合1夕	見米200石1斗7升	見米119石2斗5升
	○	穎657束5巴5分7毛		米 121石2斗3升9合9夕
		御館人人名准穎2331束7巴8分		穎 1416束5巴8分2毛
		米60石3斗2升3合		
		穎990束7巴8分		
	段米6石7斗2升5合			
	周防殿御佃9反			
	准穎129束6巴5分2毛			
	米4石9升3合2夕			
	穎43束7巴8分8毛			
	段米1斗9升8合			
	今延名			
	准穎98束7巴			
	米2石5斗			
	穎42束8巴			
	段米2斗9升5合			
	秋中丸			
	准穎66束5巴6分			
	米2石8斗			
	段米5斗2升8合			
2		□□□里倉納 15960束4巴9分		
		□承2年 614束		
	□~□ 99束			
	□~□助重 20束			
	是清延依 24束			
	□~□ 55束			
	□~□ 515束			
	□~□			
	長元8年 1005束			
	佐伯秋永 404束3巴			
	米 11石□□合			
	□□ □68束4巴			
	伴正高 29束6巴			
	米 6斗□			

	□ 16束9巴 紀成延 米 3石 稻 75巴 紀金丸 米 6石2斗9斗 稻 32束 紀乙成 米 3斗 紀利正 32束5巴 千永 2束 紀山男丸 4束 紀則助 5束 重吉 2束 岡松 4束 豊宗 9束5巴 □□高 5束 紀犬丸 3束 紀重近 8束 紀安光 5束 □~□ □束 安用 70束 眞成 65束 伴乙犬丸 60束 □~□ □0束 乙成 3束 紀成延 14束 有正 60束 僧興勢米 10石 伴犬男丸 15□~□ □~□正 20束 紀成正 15□		
	長元5年 10束 内匠□高堪 8束 虫□~□ 2束		
	同4年 304束3巴6分 吉乃近依 米 2斗 稻 10束□ □~□ 4合 稻 78束 紀吉永 37束 紀□□ □束2巴 忌部吉丸 米 2斗6升1合 稻 5束7巴 紀助遠 米 6斗6升 □束8巴 永弘村 3束5巴 三宝村 4束 岡前 2束4巴 □~□ □束 紀助延 2束 同助遠 25束 用永 5束2巴 □~□ □束5巴4分 紀秋丸 28束 正眞 8束 紀常松 3束 紀時成 5束8巴 私末常 米 9升 □~□		
	年々 984□~□ □~□ 米		
1	□氏田村□稻 6束 紀吉信 稻 38束3巴 秀延□~□ □ □~□同佃 2斗3升 伴為信 米 3升 高時 米 1斗□升 忌部□安 米 2斗7升 紀眞吉 米 1斗 大宅光松 6束 藤原春吉 30束 水手勘返 74束□ 紀三郎丸 14束 紀安連 11束 豊松 14束 大徳正元 10□		

		紀常光 14束 真吉 22束1巴 藤原利延 30束 [欠] □乃真近 5束 [欠]		
		長元2年 □~□ □~□年 190束1巴 □~□犬丸 25束 紀石包 30□□ 弘松 2束 光清 13束 □□□ 20束 壬生弘近 16束 酒部光清 70束		
		治安2年 64束 日高郡越 □~□ 49束1巴6分 巨勢弘依 米12石6斗7升 粗16石4斗1升 稻 171束2巴 紀吉松 20束 石部為元 7束6巴 中臣安富 米 3斗5升 伴正並 米 1斗8升 紀為近 米 2斗□ □~□ 2斗2升 壬生乙光 米 7升 酒部末 □~□ □□永用 米 1石1斗6升 粗 3石1□ □~□高 米 7升5合 稻 4束5把		

2-2 甲帳

	合点			訂正・加筆	
	朱	墨		朱	墨
18	○	○	6月21日納 3分		
	○	○	秋重上		
	○	○	6月 9日納 5兩3分□		
	○	○	□		
	○	○	6月17日納11兩4分		
	○	○	光丸		
	○	○	6月14日納 7兩3分		
	○	○	是丸上		
	○	○	6月22日納 3兩3分		
	○	○	光延上		
	○	○	6月24日納 2兩		
	○	○	光吉上		
	○	○	6月18日納 1兩2分		
	○	○	藤卷上		
	○	○	6月27日納 2兩2分		
	○	○	重行上		
	○	○	6月30日収 5兩		
	○	○	元直上		
	○	○	6月28日納 4兩1分		
	○	○	福林上		
	○	○	5月27日納 1兩1分		
	○	○	有延上		
	○	○	7月17日納 2兩		
	○	○	乙安上		
	○	○	7月23日納 1兩		
	○	○	岑久上		
	○	○	7月29日納 1兩		
	○	○	菊富上		
○	○	6月17日納 3兩1分			
○	○	安丸上			
○	○	7月10日納 2分			
○	○	安近上			
○	○	8月 4日納 4兩			
○	○	安丸上			
○	○	7月26日納 3分			

○	○	常吉上		
○	○	7月29日納 3分		
○	○	左近上		
○	○	7月29日納 3分		
○	○	正近上		
○	○	7月11日納 3朱		
○	○	諸真上		
○	○	8月 6日納 1兩		
○	○	岑久上		
○	○	7月29日納 1兩		
○	○	正近上		
○	○	7月28日納 1兩2分		
○	○	忌部忠近上		
○	○	6月30日納 2分		
○	○	安武上		
○	○	紅花 53目4分3朱		
○	○	直稻106束8把6分		
○	○	6月 6日納 1目5分		
○	○	安枝上		
○	○	6月 5日納 1目5分		
○	○	安丸上		
○	○	6月17日納 5目8分		
○	○	安丸上		
○	○	6月23日納 1目2分		
○	○	安丸上		
○	○	6月23日納 1目1分		
○	○	安枝上		
○	○	6月 4日納 7分		
○	○	利生上		
○	○	6月23日納 1目4分		
○	○	宗久上		
○	○	6月25日納 3分		
○	○	有常上		
○	○	6月23日納 1目2分		
○	○	吉松上		
○	○	6月23日納 1分		
○	○	懷真上		
○	○	6月23日納 1目		
○	○	是友上		
○	○	6月25日納 5分		
○	○	清正上		
○	○	6月20日納 1分3朱		
○	○	正近上		
○	○	6月18日納 2分		
○	○	冬久上		
○	○	6月25日納 5分		
○	○	光武上		
○	○	6月25日納 5分		
○	○	紀秋時上		
○	○	6月23日納 6分		
○	○	光安上		
○	○	6月25日納 4分		
○	○	時永上		
○	○	6月30日納 8分		
17	○	光員上		
○	○	6月28日納 2分		
○	○	真則上		
○	○	7月 8日納 1目3分		
○	○	安丸		
○	○	6月28日納 8分		
○	○	時則上		
○	○	6月26日納 5分		
○	○	光員上		
○	○	6月30日納 2分		
○	○	菊武上		
○	○	6月26日納 2目		
○	○	是松上		
○	○	6月18日納 5分		
○	○	光近上		
○	○	6月21日納 1分		
○	○	重算上		
○	○	7月10日収 3分		
○	○	安元上		
○	○	6月29日納 3分		

○	○	成重上		
○	○	6月12日納 1分		
○	○	寅丸上		
○	○	7月13日納 7分		
○	○	安種上		
○	○	6月29日納 4分		
○	○	守友上		
○	○	6月30日納 1分		
○	○	吉常上		
○	○	7月 8日納 8分		
○	○	景信上		
○	○	6月23日納 5分		
○	○	紀末用上		
○	○	6月13日納 3分		
○	○	紀犬丸上		
○	○	6月12日納 4分		
○	○	元清上		
○	○	6月11日納 8分		
○	○	乙丸上		
○	○	6月11日納 2目		
○	○	乙丸上		
○	○	6月12日納 3分		
○	○	是末上		
○	○	6月14日納 2目		
○	○	乙丸上		
○	○	6月13日納 3目		
○	○	末則上		
○	○	6月20日納 2目7分		
○	○	末則上		
○	○	6月10日納 2目		
○	○	紀真永上		
○	○	6月 7日納 2分		
○	○	連高上		
○	○	6月26日納 1目2分		
○	○	紀末則上		
○	○	6月30日納 2分		
○	○	乙延上		
○	○	6月30日収 8分		
○	○	珍秀上		
○	○	7月25日納 3分		
○	○	末則上		
○	○	6月16日納 4分		
○	○	吉世上		
○	○	7月 5日納 2分		
○	○	春光上		
○	○	6月 9日納 1分		
○	○	安枝上		
○	○	6月23日納 3分		
○	○	真永上		
○	○	6月23日納 1目7分		
○	○	珍算上		
○	○	6月29日納 8分		
○	○	紀則秀上		
○	○	6月12日納 3目		
○	○	紀末則上		
○	○	6月11日納 1分		
○	○	是忠上		
○	○	6月28日納 1目2分5朱		
○	○	福林上		
○	○	6月 9日納 1分5朱		
○	○	安近	安世	
○	○	6月23日納 3分		
○	○	是重上		
○	○	5月27日納 2分		
○	○	有延上		
○	○	7月11日納 5分		
○	○	春武上		
○	○	芋 63目5分		
○	○	直稻44束4把5分		
○	○	5月 7日納 1目5分		
○	○	正行上		
○	○	6月10日納 3目		
○	○	成常上	成本上	
5	○	○	6月10日納 3目2分	

○	○	行吉上		
○	○	6月13日納 1目9分		
○	○	重男丸上		
○	○	6月□日納 1目6分		
○	○	重行上		
○	○	6月 9日収 1目5分		
○	○	延貞上		
○	○	6月 7日納 2目		
○	○	利生上		
○	○	6月10日納 1目		
○	○	熊丸上		
○	○	6月 8日収 4目		
○	○	是清上		
○	○	6月16日納 7分		
○	○	有貞上		
○	○	6月11日納 2目		
○	○	是忠上		
○	○	6月16日納 1目1分		
○	○	有延上		
○	○	6月16日納 1目3分		
○	○	久吉上		
○	○	6月25日納 1目5分		
○	○	有常上		
○	○	6月18日納 1目		
○	○	藤春上		
○	○	□~□納 1目1分		
○	○	道吉上		
○	○	6月23日納 1目2分		
○	○	光安上		
○	○	6月26日納 3目5分		
○	○	近安上		
○	○	6月14日納 4目		
○	○	紀犬丸上		
○	○	6月 7日収 3目5分		
○	○	伴犬丸上		
○	○	6月29日納 1目		
○	○	守友上		
○	○	6□~□ 1目		
○	○	則秀上		
○	○	7月10日収 8分		
○	○	安元上		
○	○	6月29日納 1目7分		
○	○	安並上		
○	○	7月 7日納 1目3分		
○	○	紀犬丸上		
○	○	6月18日納 1目3分		
○	○	春久上		
○	○	6月25日納 1目		
○	○	利生上		
○	○	6月25日納 1目8分		
○	○	光武上		
○	○	6月13日納 3目		
○	○	末則上		
○	○	6月12日納 3目		
○	○	末則上		
○	○	6月26日納 4目		
○	○	末□□		
○	○	□~□納 1目3分		
○	○	暹慶上		
○	○	6月25日納 7分		
○	○	觀童丸上		
○	○	綿 9分2朱		
○	○	直米2斗7升6合		
○	○	7月11日納 8分		
○	○	伴成元上		
○	○	□~□ □分2朱		
○	○	紀景吉上		
○	○	油 2合		
○	○	直米2斗		
○	○	12月19日納伴成元上		
○	○	所納准額 1994束2把6分	所納准額106束8把	定1543束5巴2分 定1616束4巴2分 定1616束4巴8分
○	○	米 9斗3升2合	米9斗3升4合	

	○	○	穎1975束 □~□ □巴4分	穎88束1巴2分	
6	○	○	吉田津納		
	○	○	書生有遠納 24束1巴2分		
	○	○	米 2斗		
	○	○	7月28日納 1斗		
	○	○	紀枝吉上		
	○	○	7月28日納 1斗		
	○	○	秋時上		
	○	○	穎20束1巴2分		
	○	○	麦 1石6斗4升9合		
	○	○	5月15日納 2斗7升		
	○	○	石犬丸		
	○	○	6月 5日納 2斗5升		
	○	○	安行上		
	○	○	5月15日納 2斗		
	○	○	近忠上		
	○	○	5月25日納 2斗9合		
	○	○	有常上		
	○	○	5月15日納 2斗9升		
	○	○	小松上		
	○	○	5月26日収 4斗3升		
	○	○	安武上		
	○	○	塩 3斗6升3合		
	○	○	6月25日納		
	○	○	安光上		
	○	○	書生忠清納		
	○	○	米 7斗3升2合	米7斗3升4合	
	○	○	正月25日納 3斗 3合	3斗 5合	
	○	○	近重上		
	○	○	正月10日納 2斗		
	○	○	用吉上		
	○	○	12月11日収 4斗4升9合		
	○	○	是元上		
	○	○	正月29日納 5升		
	○	○	友吉上		
	○	○	麦150石4斗7升2合	抹消、「可進返抄」(頭書)	
			月 日納		
			造宮作所納 麦 39石9斗7升8合	抹消、「可進返抄」(頭書)	
			月 日納		
	○	○	政所納 麦 5斗		
	○	○	6月14日納 3斗		
			清常上		
	○	○	6月20日納 2斗		
	○	○	重武上		
	○	○	平井津納 穎 46束	平井津納穎63束	
	○	○	3月10日納 材木 7物		
	○	○	藤原是清上		
	○	○	7-8寸木 2丈□尺 4枝	直并40束	
	○	○	直稻 32束	直稻24束、各6束	
	○	○	7-6寸木 2丈 2枝	直稻10束、各5束	
	○	○	直稻 14束	直稻6束	
	○	○	3寸半板 1枚		
	○	○	直稻 8束		
	○	○	正月20日納 2物		
	○	○	石田力丸□~□		
9	○	○	3寸半板1枚		
	○	○	直稻 8束	直稻5束	
	○	○	2寸半板1枚		
	○	○	直稻 7束		
	○	○	3月20日納2枚		
	○	○	尾張安光上		
	○	○	2丈2尺7-8寸		
	○	○	直稻16束	直稻12束	
	○	○	未進	未進万921束4分9毛	未進万484束4把2分9毛
			穎		定9483束5巴2分
			収公田295束5巴3毛		定9416束3巴6分9□
			米		
			穎		
			大神宮収公田9段官物 127束5巴8分2毛		

	米 4石 9升3合2夕 稻 43束4巴8分8毛 段米 1斗 8合 伊太祁曾社田3段240歩官物 52束1巴 米 稻 段米		
	去2年未進 115束8巴□~□ 鳴神社 44束2巴8分 電社 13束3巴 虹法社 26束7巴6分 鳴神社 米 4斗7升4合 紀三所社 米 2升8合 年言神 13束9巴3分 宇口神社 7束5巴8分		
	御館人 1615束8巴7分 紀是重 262束4巴6分5毛 僧久能 118束8巴2分 時信 10束4巴8分 船成行 11束9巴 紀磯生 34束		
8	船成重办 《欠損》 菅原延光 248束4巴2分 国重 29束9巴5分6毛 橘延武 184束6巴4分 藤原成信 32束9巴 紀松武 136束5巴1分3毛 橘倉光 131束6巴2分 秦延武 64束8巴 朝久 16束3巴2分 安武 64束 藤原今吉 48束 藤原延友 35束4巴3分6毛 去2年未進 安武 6束3巴 永松 20束 助友 29束6巴 不足7束2巴		
	民間 伴安丸 1115束4巴3分2毛 同吉丸 224束3巴 同貞直 23束7巴4分 同忠澄 5束8巴2分 利並 88束5巴4分 吉乃貞延 111束8巴9分 弘景 8束 □□□ 8束4巴 忌部成吉 42束5巴4分 秋時 25束8巴 秋成 12束5巴6分 紀枝吉 40束9巴 吉仲 14束 藤原延正 22束8分 安増 4束3巴 安倍助枝 1束1巴6分 伴光吉 87束3巴4分 豊丸 91束1巴4分 安行 43束7巴4分 坂上貞時 8束 正久 8束 脚力氏利 17束8巴6分 景吉 10束4巴6分 春近 107束2巴 是延 51束8巴 高久 米 1斗1升 久武 8束7巴7分 忌部助重 173束6巴 石武 14束1巴6分8毛 弘吉 6束 紀乙丸 20束 丈部正吉 72束6巴4分 吉春 12束8巴4分 是行 29束8巴4分 吉光 50束4巴		

藤原正吉	14束1巴6分8毛
安依	36束8巴
伴安武	4束
春時	27束
正眞	8束
佐伯有常	18束
有眞	63束3巴
吉末	2束
是元	2束
安成	7束
時弘	4束
眞木	4束
時永	8束
紀吉永	3束
紀守正	6束
徳松	3束
建部吉重	19束
行秀	24束
安元	4束
垣内畠	12□
清任	5束
正友	6束
能勢	4束
高源	2束
頼照	8束
光眞	10束
房清	15束1巴
永治今光	4巴
諸眞	5束
秋成	8束
山犬丸	96束
紀末則	46束2巴
清算	7束
春安	16束
春重	12束
岡前垣内	12束
有永	2束
光吉	4束
前津垣内	12束
吉国	3束
延忠	11束
成正	4束
福重	4束8巴
坂東丸	6束
今忠	50束
兼清	12束
末国	12束
吉正	8束
秋安	2束8巴
幸海村垣内	24束
清重	4束
清友	4束
福永	44束
薬生	7束
延増	3束
景信	7束
延種	6束
成吉	2束
乙永	32束
長増	4束
安光	10束
包元	13束5巴
正依	4束
是用	3束
上村重武	4束
紀成丸	7束
太木丸	2束
墨造安世	16束
安忠	19束
石包	4束1巴
兼明	12束
下村安光	8束1巴
重近	8束
石光	2束

7

		有高 4束 今光 4束 近助 10束 成松 12束 正行 4束 未直 6束 秋時 6束 福永 56束7巴		
		2年未進 92束5巴 真延 6束 永包 49束 逆丸 6束 光宗 1束5巴 安久 21束 有元 2束 有永 4束 光高 4束		
		右件去年收納米帳進未勘文所注進如件 以解 永承4年8月21日 書生津弘用		

2-3 乙帳

	合点			訂正・加筆	
	朱	墨		朱	墨
11			郡許院收納所解 申注進永承3年收納米帳進未勘文事	勘申大判官代紀 (花押) 目代明法生中原	下税所 留守目代中原 (花押)
	○	○	6月 5日 徴符分付 粗15石		
	○	○	8月21日 未帳残 9416束3把6分9毛		
	○	○	合 9566束3把6分9毛		
	○	○	除 651束8把1分6毛	除651束7把5分6毛	
			米 19石7斗2升3合1夕		
			稻 257束3把5分4毛		
	○		鳴神社田3町9段92歩		
			准穎 556束1把1分2毛		
			米 17石8斗5升1合2夕		
			稻 189束6把5分8毛		
			段米 4斗7升1合5夕		
	○	○	正月20日 御判大工春高愁申田3段	准穎42束4把4毛1分	
			准穎 42束5把4毛		
			米 1石3斗6升4合4夕		
			稻 14束4把9分6毛		
			段米 3升6合		
			月 日 御判櫛造冰常愁申畠2段	公有御判 (頭書)	
			穎 7束6把		
			月 日 判坂上有末愁申畠3段	合納所 (頭書)	
			穎 11束4把		
	○	○	月 日 御判紀三所社畠6段		
			穎 22束8把		
	○	○	月 日 御判主遠愁申畠3段	2月21日 御判主遠愁申畠3段	
10			穎 11束4把		
	○	○	定 8914束5把5分3毛	定8914束6把1分3毛	
	○	○	雜用 324束3巴	雜用316束9巴3分	
	○	○	米 8石4斗6升		
	○	○	穎 155束1把	穎147束7把3分	
	○	○	5月10日 下符大神宮仁王百講布施稻3束		
	○	○	7月11日 下符大神宮仁王百講祝願布施稻10束		
	○	○	8月11日 下符梶取有重預船賃稻 50束		
			依例立用諸社造酒料稻5束	□□ (頭書)	
			百之内	例用 (頭書)	
			依例立用伊太祁曾社田4町7段直内米 8石4斗6升	国□ (頭書)	
	○	○	7月 2日 下符仁王百講布施稻 3束		
	○	○	7月 2日 下符仁王百講布施稻 3束		
	○	○	7月14日 下符志万社安居供料麦 8石1斗1升		
			進国准穎 948束3把7分	正麦7石3斗7升3合	
			米 4石6斗1升6合5夕	進国准穎948束2把3分2毛	
			穎 856束5分		
	○	○	国返抄 206束5巴7分		
	○	○	米 4石5斗1升6合5夕		

16	○	○	稻 116束2巴4分		
	○	○	9月13日納 8丈絹 1疋		
	○	○	直稻70束		
	○	○	伴吉丸上		
	○		糸 43兩1朱		
	○		直米4石3斗4合4夕		
	○		紅花 1目1分3朱		
	○		直稻2束2巴6分		
	○	○	6月25日納		
	○	○	糸 3分		
	○	○	紅 4分		
	○	○	橘秋時上		
	○	○	6月25日納 2分		
	○	○	紀吉枝上		
	○	○	6月 8日納 1兩2分		
	○	○	紀枝成上		
	○	○	6月11日納		
	○	○	糸1兩2分		
	○	○	紅3分		
	○	○	伴吉童丸上		
	○	○	6月26日納 1兩1分2朱		
	○	○	景吉		
	○	○	7月 9日納 1兩		
	○	○	他田春重上		
	○	○	6月10日納 2兩		
	○	○	道吉上		
	○	○	7月 3日納 2兩		
	○	○	他田法師丸		
	○	○	7月 7日納 1兩		
	○	○	時元上		
	○	○	7月 8日納 2兩		
	○	○	阿刀有永上		
	○	○	6月26日納 1兩		
	○	○	春久上		
	○	○	7月 3日納 3分		
	○	○	同上		
	○	○	6月20日納 3分		
	○	○	行時上		
	○	○	6月 8日納 1兩		
	○	○	紀枝吉上		
	○	○	7月 9日納 1兩		
	○	○	吉直上		
	○	○	7月 3日納 1兩3分		
	○	○	永正上		
	○	○	6月26日納 3分		
	○	○	吉並上		
	○	○	6月21日納		
	○	○	糸 2分		
	○	○	紅 1分		
	○	○	紀磯成上		
	○	○	6月26日納 3分		
	○	○	吉春上		
	○	○	6月22日納 4兩		
	○	○	春近上		
	○	○	6月 8日納 1分		
	○	○	清永上		
	○	○	7月 8日納 2兩		
	○	○	紀枝吉上		
	○	○	7月 8日納		
	○	○	糸3分		
	○	○	紅2分		
	○	○	是延上		
	○	○	6月28日納 2分		
	○	○	高慶上		
	○	○	6月29日納 2分3朱		
	○	○	吉忠上		
	○	○	7月11日納 1兩		
	○	○	近忠上		
	○	○	6月25日納 2兩2分		
	○	○	利並上		
	○	○	7月9日納 1兩		
	○	○	同上		
	○	○	7月7日納 1兩		
	○	○	弘種上		

	○	○	6月25日納 1兩		
	○	○	光武上		
	○	○	7月26日納 1分		
	○	○	景吉上		
	○	○	6月25日納 1分		
	○	○	紀犬丸上		
	○	○	6月 7日納 3分		
	○	○	安世上		
	○	○	6月12日納 3分		
	○	○	近重上		
15	○	○	8月18日納 3分		
	○	○	重行上		
	○	○	6月20日納		
	○	○	糸 1分		
	○	○	紅 3朱		
	○	○	紀安永上		
	○	○	6月 7日納 1兩3朱		
	○	○	重近上		
	○	○	8月 2日納 1分2朱		
	○	○	伴犬丸上		
	○	○	7月29日納 4朱		
	○	○	氏利上		
	○	○	7月17日納 2朱		
	○	○	同上		
	○	○	7月18日納 3分		
	○	○	光永上		
	○	○	6月25日納		
	○	○	糸1兩3朱		
	○	○	紅1分		
	○	○	有任上		
	○	○	紅花 13目1分7朱		
	○	○	直稻 26束3把4分		
	○	○	6月11日納 4分		
	○	○	紀景吉上		
	○	○	6月 7日納 1分		
	○	○	弘吉上		
	○	○	6月 7日納 1分		
	○	○	同上		
	○	○	6月25日納 8分		
	○	○	春重上		
	○	○	6月20日納 1分		
	○	○	行時上		
	○	○	6月18日納 1分		
	○	○	春久上		
	○	○	6月22日納 1目2分		
	○	○	春近上		
	○	○	6月 8日納 3分		
	○	○	紀枝吉上		
	○	○	6月25日納 2分		
	○	○	吉枝上		
	○	○	6月24日納 2分		
	○	○	伴光吉上		
	○	○	6月18日納 4分		
	○	○	藤春上		
	○	○	6月21日□ 2分		
	○	○	秋重上		
	○	○	6月28日納 2分		
	○	○	高慶		
	○	○	7月 3日納 2分		
	○	○	永正上		
	○	○	6月27日納 5分		
	○	○	重行上		
	○	○	6月27日納 1分		
	○	○	同上		
	○	○	7月 7日納 3分		
	○	○	時久上		
	○	○	6月20日納 1目1分		
	○	○	貞直上		
	○	○	7月 8日納 7分		
	○	○	枝吉上		
	○	○	6月29日納 2分		
	○	○	末明上		
	○	○	7月 3日納 3分		
	○	○	小犬丸上		

	○ ○	6月17日納 2朱 正行上		
	○ ○	6月11日納 2分 近重上		
	○ ○	6月10日納 1分5朱 春枝上		
	○ ○	7月18日納 5朱 光永上		
	○ ○	6月21日納 1分 頼近上		
	○ ○	7月27日納 5朱 伴光吉上		
	○ ○	7月25日納 4分 春近上		
	○ ○	7月25日納 3分 春近上		
	○ ○	7月10日納 2分 近忠上		
	○ ○	6月23日納 4目 伴吉丸上		
	○ ○	苧 25目2分 直稻 17束6把4分		
	○ ○	7月26日納 6分 氏利上		
	○ ○	7月20日納 1目 紀是利上		
14	○ ○	7月17日納 4目 宗久上		
	○ ○	7月28日納 1目1分 光武上		
	○ ○	7月 9日納 1目5分 吉永上		
	○ ○	7月13日納 1目5分 清成上		
	○ ○	7月26日納 3目 伴吉永上		
	○ ○	7月 8日納 1目5分 石武上		
	○ ○	7月16日納 3分 安元上		
	○ ○	8月 3日納 2目 定真上		
	○ ○	7月 4日納 2分 春延上		
	○ ○	7月27日納 1目1分 忠高上		
	○ ○	6月 9日納 2目3分 吉乃犬丸上		
	○ ○	7月27日納 7分 逆丸上		
	○ ○	8月17日納 6分 安世上		
	○ ○	8月12日納 5分 正行上		
	○ ○	8月19日納 2目 光員上		
	○ ○	10月29日納 1目 紀光近上	絹3丈代	
	○ ○	7月27日納 3分 行松上		
	○ ○	綿 7分3朱 直米 2斗1升2合1夕		
	○ ○	6月13日納 1分2朱 弘吉上		
	○ ○	11月 8日納 1分 懷真上		
	○ ○	8月14日納 5朱 行時上		
	○ ○	9月 1日納 3分 吉春上		
	○ ○	閏正月16日納 5朱 枝吉上		
	○ ○	正月18日納 1分		

	○ ○	吉並上 5月 1日納 2朱 犬丸上		
	○ ○	所々納准穎741束8把1分 米1斗 穎739束8把1分	所々納准穎741束5把6分2毛 穎739束5把6分2毛	
	○ ○	政所納准38束4分 米1斗 穎36束4分 麦3石3斗9升 6月14日納 2斗2升5合 延正 同日納 2斗5升 弘吉	政所納准37束9巴1分6毛 3年12月3日9 穎35束5分9巴4分6毛	
13	○ ○	同日納 5斗 清常上 同日納 3斗 藤春上 6月18日納 1斗5升 助包上 6月25日納 1石2斗1升 信国上 6月25日納 9升 同上 6月14日納 2斗1升 清常上 6月21日納 4斗5升5合 瀧丸上 雑穀代 2束1把4分 大豆 1斗5升3合 小豆 2升1合 代 6巴2分 正月24日納 大豆6升4合 僧望照上 11月 5日納 大豆 4升5合 小豆 1升1合 石包上 11月 1日納 大豆 4升3合 小豆 2升 楠久村上	雑穀代2束1分6毛 大豆1斗5升2合	
	○ ○	吉田津納 書生有遠納 麦2斗 6月15日 逆男丸上 書生忠清納 准237束3把 麦 21石3斗3升8合 分付穀代 4石3合 税代麦 17石5斗3合 雑穀代穎 21束9巴2分 大豆 2石9升6合 小豆 3升1合 代 6把2分 を万 1升7合 代□~□	書生忠清納准237束3把7分2毛 雑穀代穎21束7巴9分6毛	
	○ ○	造宮作所納麦46石4斗4升7合 分付穀代 税代麦		
		残 除文書進 368束2巴6分 成徴符定 7382束2巴9分1毛 一年 7641束8巴7分3毛	稲7649束5巴5分1毛	
12	○ ○	御館人 1605束8巴7分 文書合 368束2巴6分 定 1237束5巴2分4毛 紀是重 262束4巴6分5毛 久能 118束8巴2分 時信 10束4巴8分 紀磯成 34束	御館人1605束7巴8分1毛	《削除》 文書

		船成行 11束9巴 菅原延光 248束4巴2分 重国 29束9巴5分6毛 橘延武 184束6巴4分 久米豊永 112束4巴2分 藤原成信 32束9巴 紀松武 136束5巴1分3毛 倉光 131束2巴2分 秦延武 64束8巴 朝久 16束3巴2分 秦安武 64巴 藤原今吉 44 藤原正友 35束4巴3分6毛		《削除》 《削除》 文書 藤原今吉48束
		去二年未進 63束1巴 安武 6束3巴 永松 20束 助友 29束6巴 不足 7束2巴		
○		民間 4989束7巴9毛 伴安丸 1031束 同吉丸 246束4巴1分2毛 伴久直 23束5巴4分 同忠澄 5束8巴2分 他田利並 85束1巴4分 吉乃貞延 46束4巴2分 每弘景 21束1巴 忌部逆丸 8束 福富 20束3巴4分 紀枝吉 22束4巴 秋成 12束5巴6分 藤原延正 20束 僧安增 4束3巴 安倍助枝 1束1巴6分 伴光吉 72束 秦豊丸 39束6巴3分 氏利 17束8巴6分 曾禰春近 96束8巴 是延 51束8巴 紀時近 51束 高久米 1斗1升 紀乙丸 20束 丈部吉正 70束4巴4分	民間4907束8巴5分9毛	
4		吉春 11束 桜嶋 29束8巴4分 藤原正吉 14束1巴6分8毛 小乃安依 37束 伴安武 4束 正光 8束 有常 18束 吉末 2束 是元 2束 安成 7束 時弘 4束 真木 4束 紀時永 3束3巴 紀守正 6束 吉重 19束 行秀 24束 伴安元 4束 和佐垣内 12束 吉松 23束6巴 清任 5束 正友 6束 伴延依 15束2巴 能勢 4束 高源 2束 僧頼照 8束 伴光員 10束 房清 15束1把 今光 4束 懷真 5束 秋成 8束 紀末則 46束□把		

法算 7束
 三国山犬丸 96束
 春安 16束
 春重 8束4把
 有永 2□~□
 岡前垣内島 12束
 光吉 4束
 薛津垣内 12束
 吉国 3束
 辛海延忠 14束
 成正 4束
 福重 5束
 坂東丸 6束
 紀今忠 50束
 兼清 12束
 未国 12束
 吉正 9束
 辛海垣内 24束
 清重 4束
 清友 4束
 福永 49束
 延增 3束
 景信 11束
 延種 6束
 成吉 2束
 用吉 3束
 長增 4束
 上村安光 10束
 紀包元 13束5巴
 正依 4束
 是用 3束
 上村重武 4束
 紀成丸 7束
 菊延 6束
 太木丸 2束
 墨造安世 16束
 石包 4束1巴
 石明 12束
 下村安光 5束
 重近 8束
 有高 4束
 今光 4束
 近助 10束
 成松 12束
 正行 4束4巴
 未直 6束
 秋時 6束
 福永 56束7巴
 和佐村 20束
 同仲村 10束
 安居村 11束5巴
 有真村 14巴
 □□下村 10束
 津秦村 10束
 薛津村 7束1巴
 辛海村 6束
 楠見上村 21束6巴
 同下村 13束2巴
 今高 81束6巴
 重近 57束
 是永 61束
 元延 35束
 正光 40束
 有信 38束
 乙丸 18束
 紀犬丸 40束
 景延 20束
 念久 10束
 興命 16□2巴
 紀末用 60束
 貞時 70束
 勝秀 70束
 □~□ 40束
 分付穀 8石8斗

兼清十六束

3

	有真村 1石2斗 幸海村□~□3斗 (1石3斗力) 忌部助重 1石2斗 利光 6斗 豊重 3斗 和佐村 4石2斗		
	未進 1112束5巴 伴安丸 1017束 真延 6束 永包 49束 逆丸 6□ (6束力) 光宗 1束5巴 安久 21束 有貞 4束 有永 4束 光高 4束	已上3793束	
	収公田准穎 1046束2巴□~□ 米 30石6斗4升□~□ 稻 432束6巴9分1□~□		
	大神宮田 4町 准穎 566□□把2分 米 18石1斗9升2合 稻 193束2巴8分 段米 4斗8升		
	伊太祁曾社田 3段240歩 准穎 5□□1巴 米 1石6斗6升7合6夕 稻 17束7巴1分7毛 段米 4斗 4合		
	鳴神社田 3段340歩 准穎 56束5巴6分 米 1石8斗1升4合7夕 稻 18束9巴2分8毛 段米 4升6合8夕		
	紀三所社田 2段 官物 28束3巴3分6毛 米 9斗9升6合 □(稻) □~□ 段米 2斗 4合		米9斗9合6夕
	神宮寺田 1町5段35□ □(准穎力) □□6巴8分8毛 米□□ □斗7升6合8夕 稻7□□ □巴1分2毛 段米 1斗9升2合		
	去2年未進 115束8巴9分 鳴神社 44束2巴8分 電神社 □~□ 虹法社 26束7巴6分 紀三所社 米 2升8合 鳴神社 米 4斗7升4合 歳□神 13束9巴3分 宇加宇社 7束5巴8分	不足91束6巴2分3毛	

3 丹波国高津郷司解

* 破線は紙継目、二重線は文書の終わりを示す。横の罫線は見やすいように内容の区切りに適宜入れたもの。

3-1 A帳

紙数	合点		訂正・加筆	
	可	朱 墨	朱	墨
18	○		5月22日何西所進 糶 3斗3升 物部私部 1斗1升 志□ 8升 高津 9升	
	○		6月20日所進 糶 2合 納 1斗	《削除》 《削除》
	○	○	国庫出納所収 2月 日惣返抄 18石3斗1升 米 17石7斗7升3合 早米 7斗3升7合 大豆 4斗3升7合 用紙 10帖 直米 1斗 麻長苙 7枚 直稻 64束 3丈 2枚 直 24束 2丈5尺 5枚 直 40束	3月4日惣返抄 18石3斗5升2合 18石2斗5升2合 4斗3升7合 74束 1枚 12束 2丈4尺 5枚 32束 枚別8□ 3丈5尺 2枚 □□ 枚別10□ 国庫納粉
	○	○	天喜4年 初 6升 利并 9升 12月11日刑部延武 4升 12月11日秦行重 1升 12月19日秦行重 1升	《削除》
17	○	○	美乃院収 糶 1石 5升1合	8斗7升1合
	○	○	12月18日海久重 5升 12月29日丹波兼武 3升5合 12月18日海員重 9升6合 12月9日神時延 2斗 12月9日藤井守時 2斗4升 11月30日私時景 1斗1升 11月30日雀部吉次 2斗 12月11日秦吉延 1斗2升	2升 以上初9斗6升1合
	○	○	官交易糸 直稻 168束4把9分8毛 未給交易物 直稻 285束7把 去年尾結解過進 稻 25束	168束4把6分 13束2把5分
	○	○	残 米 47石 4升9合 早米 5石1斗7升6合 油 6升8合2夕 稻 198束9把5分7毛 糶 1石9斗7升4合5夕	40石7斗3升6合1夕 5石1斗3升4合 別進米1石9斗6升9合5夕 188束6把5分 2石1斗5升4合5夕 米代綿7両1分 白3両2分3朱 用紙42帖27枚 郷別8丈絹 1疋
15			天喜5年12月 日 判官代丹波□□	

3-2 B帳

紙数	可	合点		訂正・加筆		
		朱	墨	朱	墨	
16				勘判官代私 (花押) 目代左衛門尉高橋 直講中原朝臣 助教中原朝臣	(花押)	
				高津郷司解 申進天喜5年作田官物尾結解事 合12月 日勘定尾 米 41石1斗7升1夕 早米 5石7斗9升4合 別進 1石9斗6升9合5夕 油 6升9合8夕2才 稻 231束5把5分 粉 2石1斗8升4合5夕 米代綿 7兩1分 白 3兩2分3朱 用紙 42帖27枚 郷別 8丈絹 1疋		
				所進 米 5石 8升5合1夕 稻 227束9把5分7毛	早 1石9斗3升 別進 1斗7升1合 227束8把8分 油 4升4合4夕 綿 1兩	
				京庫納	3石2斗1升1合4夕	
			見米 2石5斗1合 早 1石9斗3升 別進 1斗7升1合 質稻 12束5把1分5毛	12束5把		
14				油 4升4合4夕 直米 7斗1升4夕 常安納所 収早米 1石5斗6升8合 8月15日 刑部行近 2斗5升 [早] 9月21日 丹波近任 1斗2升 [早] 9月23日 丹波光富 2斗4升 [早] 9月21日 雀部重松 1斗8升6合 [□] 9月21日 海光延 1斗2□ [早] 9月23日 旦波波重 5升2合 [早] 9月30日 旦波安近 6斗 [早] 永重納所 収早米 1斗8升3合 [早] 10月19日 国友成上 用武納所 収早米 1斗7升9合 [早] 10月15日 橘光重上 末吉納所 収別進 1斗7升1合 [別] 3月27日 僧道久上 安信納所 収官米 4斗 11月13日 清酒光上 頼正納所 収油 3升3合 正月29日 丹波犬丸 6合 12月20日 丹波成枝 1升 12月20日 丹波成枝 1升 12月2日 秦重光 2合 12月23日 私松作 5合 光武納所 収油 1升1合4夕 11月21日 大中臣成光 2合 11月26日 私松延 3合7夕 11月21日 丹波安武 2合2夕 11月26日 佐伯公延 3合5夕		
				出納所 収大豆 1斗3升 3月11日 丹波犬丸上		
	13				調所 収綿1両 直米 9升3合8夕 3月3日 丹波常富上	
					符用 米 1石6斗5升 3月5日 国分寺布施稻代 稻 200束 3月 日符 [高津井料]	国分寺稻代 連符 《削除》 《削除》 《削除》
				官交易糸直稻 6束9巴9分2毛	6束3巴9分	

	○	○	尾結解		
	○	○	交易物直稻	8束4把5分	8束3把9分
	○	○	尾結解		
	○	○	未進		
	○	○	米	36石8升5合	36石8升4合9夕
	○	○	早	3石8斗6升4合	
	○	○	別進	1石7斗9升8合5夕	
	○	○	油	2升5合4夕2才	
	○	○	稻	3束6把	3束6把7分
	○	○	籾	2石1斗8升4合5夕	
	○	○	綿	6兩1分	白3兩2分3朱
	○	○	用紙	32帖27枚	
	○	○	郷別8丈絹	1疋	
			天喜6年3月12日	判官代丹波為□	

3-3 C帳

紙数	可	合点		訂正・加筆	
		朱	墨	朱	墨
12				勘判官代私 (花押) 目代左衛門尉高橋 直講中原朝臣 助教中原朝臣	(花押)
				高津郷司解 申進天喜5年收納文尾結解事 合3月 日勘定尾	
		○	○	米	36石8升5合
		○	○	早米	3石8斗6升4合
		○	○	別進米	1石7斗9升8合5夕
		○	○	油	2升5合4夕2才
		○	○	稻	3束6把
		○	○	籾	2石1斗8升4合5夕
		○	○	米代綿	6兩1分
		○	○	用紙	32帖27枚
		○	○	郷別8丈 絹1疋	
		○	○	所進	
		○	○	米	18石9斗1升
		○	○	稻	28束4把
11	可	○	○	京庫納	5石6斗8升
	可	○	○	賃稻	28束4把
	可	○	○	依正納所收官米	1斗8升
		○	○	2月25日大市乙延	
		○	○	得永納所收官米	5石
		○	○	2月10日忍山兼重上	
		○	○	光武納所收官米	5斗
		○	○	正月22日伴久清	3斗
		○	○	正月22日伴久清	2斗
		○	○	調所收官米	8石8斗
		○	○	5月22日和久本重召絹9疋	
		○	○	直官米	3石6斗
		○	○	5月22日和久元重絹 1疋	
		○	○	直官米	4斗
		○	○	5月21日佐伯成武絹 2疋	
		○	○	直官米	8斗
		○	○	5月18日丹波正則細美布1段	
		○	○	直官米	2石
		○	○	8月14日丹波為国細美布6丈	
		○	○	直官米	2石
		○	○	符用	4石5斗
		○	○	3月1日符多少史給去年地子稻内	正米 3石7斗5升
		○	○	未進	
		○	○	米	17石8斗5升5合
		○	○	早	3石8斗6升4合
		○	○	別進	1石7斗9升8合5夕
10		○	○	油	2升5合4夕2才
		○	○	籾	2石1斗8升4合5夕
		○	○	米代綿	6兩1分
		○	○		白3兩2分3朱

	○	○	用紙 32帖 27枚		郷別8丈絹 1疋	
	○	○	過進 稻	24束8巴	24束7巴3分	
			天喜6年8月 日	判官代丹波為□		

3-4 D帳

紙 数	可	合点		訂正・加筆		
		朱	墨	朱		墨
9	○	○	早米	14斛6斗3升3合7夕		
	○	○	本	9斛7斗5升5合8夕		
	○	○	別進	2斛6斗3升2合5夕	3斛7合	
	○	○	本	1斛7斗5升5合	2斛5合	
	○	○	粃	2斛7斗7升7合2夕5才		
	○	○	本	1石8斗5升1合5夕		
	○	○	農料米	7斛		
	○	○	稻140束代		賃稻35束	
	○	○	米代綿 8両2分			
	○	○	用紙 20帖并			
	○	○	米	468斛8斗5升6合4夕5才	468斛8斗7升2合9夕5才	
	○	○	早米	78斛9斗1升3合7夕	78斛9斗1升7合7夕	
	○	○	別進	2斛6斗3升2合□夕	3斛 7合□夕	
	○	○	稻	2410束6把5分	2445束6把5分	
	○	○	油1斛			
	○	○	米代綿	1斤8両2分		
	○	○	白	2両		
	○	○	米代長絹 2疋			
	○	○	郷別8丈絹	1疋		
8	○	○	粃	2斛7斗7升7合2夕5才	《削除》	《削除》
	○	○	綿	1斤8両2分	《削除》	《削除》
	○	○	白	2両		
	○	○	用紙 55帖			
	○	○	所進			
	○	○	米	398斛5斗3升5合8夕	365斛3斗6升1合3夕	
	○	○	早米	67斛6斗3升6合	56斛3斗9升8合5夕	
	○	○	別進米	2斗5升	2斗4升	
	○	○	稻	1931束8把8分	1744束5把6分	
	○	○	油	8斗7升7合8夕	9斗1升9合8夕	
	○	○	米代綿	15両		
	○	○	同長絹	2疋		
	○	○	郷別8丈絹	1疋		
	○	○	粃	1斛4斗7升9合5夕		
7	○	○	用紙	16帖		
	○	○	例用稻	1束 村々神祭料		
	○	○	京庫納米	264斛1斗7合8夕	272斛5斗9升8合3夕	
	○	○	早米	66石9斗7升2□	55石5斗1升1□	
	○	○			別進 2斗4升	
	○	○	見米	250斛2斗2升3合	257斛8斗8升1合5夕	
	○	○	賃	1191束2把5□~□	1289束4把	
	○	○	油	8斗6升7合8夕	9斗1升9合8夕	
	○	○	直	13石8斗8升4合8夕	14石7斗1升6合8夕	
	○	○	光武納所収			
	○	○	米	10石2斗2升5合	35石4斗1升2合	
	○	○	早米	12石 7升2合	9石5斗8升5合 元2石	
	○	○	油	8斗6升7合8夕	8斗7升8合8夕	
	可	○	又國納所収	17石2斗2升1合	16石4斗2升1合	
	○	○	早米	3石6斗5升6合	2石8斗5升6合	
	可	○	永重納所収	22石5斗6升9合	22石4升9合	
	○	○	早米	7石3斗2升9合	5石3斗2升9合	
	可	○	常安納所収	16石3斗3升9合	17石3斗8升9合	
	○	○	早米	5石5斗3升4合	6石5斗8升4合	
	可	○	清友納所収	8石9斗8升5合	7石 5合	
○	○	早	6石8斗	4石8斗2升		
可	○	峯永納所収	13石4斗3升1合	13石9升5合		
○	○	早	4石8斗7升6合	4石6斗4升		
可	○	頼正納所収	24石2斗6升2合	23石5斗1升7合		

6	○	○	早	13石1斗7合	11石2斗7升7合 元2石 油 4升1合
	可	○	殿武納所収	3石8斗4升3合	
		○	早	8斗2升3合	
	可	○	重武納所収	12石6斗2合	11石1斗8升5合5夕
		○	早	2石9斗1升4合	1石9斗7升7合5夕
	可	○	倉並納所収	5斗1升9合	7石9斗4升
		○	已早		5斗1升8合
	可	○	千武納所収	1石2斗7升	
		○	早	3斗7升	
	可	○	末吉納所収	3石8斗7升9合	3石8斗6升9合
		○	早	7斗2升9合	
		○	別進	2斗5升	2斗4升
	可	○	秋永納所収	3石5斗3升	
		○	早	6斗2升	
	可	○	石吉納所収	11石9斗5升	10石9斗5升
	可	○	今用納所収	1石7斗6升4合	1石8斗7升4合
		○	早	2石5斗4合	1石5斗6升4合
	可	○	用武納所収	3石1斗5升5合	
		○	早	7斗8升5合	
可	○	吉重納所収	11石 1升4合		
	○	早	2石3斗9升4合	1石3斗9升4合	
可	○	元武納所収	2石 1升8合		
	○	早	9斗9升4合		
5	可	○	条納所収	11石9斗7升	12石7升
	可	○	出納正近納所収	18石1斗2升3合	18石4斗2升3合
	可	○	永光納所収	2石4斗7升	3石4斗8升
	可	○	行重納所収	3石3斗	3石5斗
	可	○	安信納所収	3石7斗7升5合	
	可	○	今友納所収	5石3斗9合	
		○	早	5斗9升3合	2斗9升3合
	可	○	利延納所収	3石5斗4升3合	
		○	早	1斗1升3合	
	可	○	武今納所収	1石1斗	
		○	早	2斗	
	可	○	松武納所収	4石5斗8升	
	可	○	重国納所収	1石9斗	2石3斗8升
可	○	今任納所収	3石5斗3升	3石5斗4升	
可	○	秋時納所収	4斗9升		
可	○	今吉納所収	5斗1升5合		
4	可	○	時重納所収	3斗3升	
	可	○	近行納所収	3斗1升	
		○	符用		
		○	米	118斛4斗8升9合	76斛1斗8升5合
		○	稻	40束	50束
		○	月日符諸寺三昧供米	52石8斗3升	12月日符諸寺三昧供米 52石1斗9升3合
		○	1枚	1石5斗	
		○	出雲利三昧		
		○	1枚	1石4斗7升	
		○	常樂寺		
	○	1枚	15石		
	○	醍醐寺			
	○	1枚	10石		
	○	西院堂			
	○	1枚	4斗		
	○	池上法花堂			
	○	1枚	3斗		
	○	妙淨寺			
	○	1枚	2石		
	○	法輪寺			
	○	1枚	3石5斗9升		
	○	原寺			
	○	1枚	2石		
	○	中法花寺			
	○	2枚	1石9斗7升		
	○	西方院			
	○	1枚	2石3斗		
	○	法雲寺			
	○	1枚	2石8斗		
	○	栖霞寺			
	○	1枚	1石3斗		
	○	三井寺			
	○	1枚	3石3斗		
	○	大学寺			

3	○	○	1枚	安養寺	2石1斗	《削除》	《削除》	
	○	○	1枚	神吉放生会料	2石8斗	《削除》	《削除》	
	○	○	1枚	国分寺	1石3斗	《削除》	《削除》	
	○	○	1枚	神護寺	1石6斗7升3合	《削除》	《削除》	
	○	○	1枚	蓮臺寺	1石2斗9升	《削除》	《削除》	
	○	○	3月日符	雑色人上日米	15斛2斗5升5合	12月日符	雑色人上日米15斛2斗5升5合	
	○	○	1枚	重真上日	4石6斗2合			
	○	○	1枚	延助上日	4石2斗4升8合			
	○	○	1枚	成光上日	6斗2升5合			
	○	○	1枚	重真節料	1石6斗			
	○	○	1枚	延助節料	1石□斗			
	○	○	1枚	延助戸田料	3石8斗			
	○	○	○	○	4月25日符	仁王会請僧布施	4月25日-削除	
○	○	○	○	米	4斗4合			
○	○	○	○	稲	40束			
○	○	○	○	1枚	米	2斗2合		
○	○	○	○	稲	20束	4月25日		
○	○	○	○	1枚	米	2斗2合		
○	○	○	○	稲	20束	6月28日		
○	○	○	○	月日符	大蔵史生是任	30斛	《削除》	
○	○	○	○	2月日符	大安寺去年御封米	20斛□~□	《削除》	
○	○	○	○	3月日符	井料稲	10束	2月7日符	大安寺去年御封米正米8石3斗3升3合
○	○	○	○	金堂作所	収糶	2斗2升		
○	○	○	○	代早米		2斗6升4合		
○	○	○	○	2合精代				
○	○	○	○	7月17日				
2	○	○	○	米代		5石7合		
	○	○	○	○	長絹 2疋			
	○	○	○	○	直	3石6□		
	○	○	○	○	11月5日	秦是延 8丈絹 1疋		
	○	○	○	○	直	1石8斗		
	○	○	○	○	11月5日	秦利常 8丈絹 1疋		
	○	○	○	○	直	1石8斗		
	○	○	○	○	綿 15両			
	○	○	○	○	直	1石5斗	1石4斗7合	
	○	○	○	○	11月15日	□人部永安 8両		
	○	○	○	○	□月13日	秦人部光□□両		
	○	○	○	○	11月29日	高階春成 2両2分		
	○	○	○	○	12月13日	神真永 1両2分		
○	○	○	○	正月27日	委正武 1両			
○	○	○	○	正月27日	委正武 1両			
○	○	○	○	郷別	長絹1疋			
○	○	○	○	直	稲50束			
○	○	○	○	11月30日	多紀正弘			
○	○	○	○	9月9日	供御鮎御費1荷交飯料			
○	○	○	○	白米	1斗2升			
○	○	○	○	代	1斗4升4□			
○	○	○	○			粃1石4斗7升9合5夕		
○	○	○	○	美野院	粃1石4斗5升6合	1石4斗5升7合		
○	○	○	○	11月30日	大春重□ 8升			
○	○	○	○	11月29日	秦為光 7斗7升4合			
○	○	○	○	12月13日	多紀正弘 3斗			
○	○	○	○	同日	多紀正弘 3斗			

			国庫納粉 12月7日安部磯延 利并 天喜4年	1升5合 2升2合5夕		
1			官交易糸直 交易物直 去年又尾結解過進稻 出納所収 早 見米 早 油 1升 直 用紙16帖 直	127束6把 336束5把 85束5把4分 10斛7斗3□□□ 4斗 10斛4斗3升1合 4斗 1斗4升 5□~□	156束6把2分 112束 85束5把4分 11斛1斗6□□□ 6斗2升3合 11斛 3合 6斗2升3合 大豆1石4斗9升6合 《削除》 《削除》 1□~□	《削除》 《削除》

4-1 寛弘元年讃岐国戸籍 欠失部推測

第 22 紙	1	讃岐国大内郡入野郷寛弘元年戸籍	
	2	合	
	3	口	帳後除
	4	口	死亡
	5	口	割往
	6	口	迹口
	7	口	
	8	口	遺
	9	口	割来
	10	口	生益
	11	口	黄男
	12	口	括出
	13	口	隠首
	14	口	
	15	合	
	16	口	
	17	口	
	18	口	
	19	口	
	20	口	
	21	口	
	22	口	
	23	口	
	24	口	
	25	口	
	26	壹保	
	27	戸主額田部並山戸	
	28	口	
	29	口	
	30	口	
	31	口	
	32	口	
	33	口	
	34	口	
	35	口	
	36	口	
	37	口	
	38	都合	
	39	口	
	40	口	
	41	口	
	42	口	

戸主額田部並山

第 21 紙	1	額田部並雄	年柒拾歳	老丁
	2	額田部安継	年肆拾歳	正丁
	3	額田部村主	年參拾歳	正丁
	4	秦仁貞年	貳拾壹歳	正丁
	5	口甲雄年	拾捌歳	中男
	6	額田部山道女	年陸拾歳	老女
	7	額田部豊女	年肆拾歳	丁女
	8	額田部吉女	年參拾歳	中女
	9	額田部乙町女	年參拾壹歳	中女
	10	秦高眉女	年伍拾壹歳	丁女
	11	秦糸町女	年肆拾參歳	丁女
	12	文和元眉女	年肆拾貳歳	丁女
	13	榎井益眉女	年伍拾歳	丁女
	14	大原姉女	年陸拾柒歳	老女
	15	小野河古女	年伍拾伍歳	丁女
	16	日下部今町女	年參拾歳	丁女
	17	山口石町女	年陸拾陸歳	老女
	18	竹田容女	年貳拾歳	中女
	19	多米子持女	年拾陸歳	小女
	20	宗岡有女	年拾伍歳	小女
	21	佐伯得町女	年拾柒歳	中女
	22	錦幡町女	年拾玖歳	中女
	23	安曇茂丸戸		
	24	口		
	25	口		
	26	口		
	27	口		

第 21 紙	28	口
	29	口
	30	口
	31	口
	32	口
	33	口
	34	都合
		口
		口
		口
		口

戸主阿曇茂丸

第 20 紙	1	秦元茂	年陸拾壹歳	正丁
	2	讃岐用吉	年伍拾歳	正丁
	3	讃岐今則	年肆拾歳	正丁
	4	坂本元正	年參拾歳	中男
	5	秦壽命女	年柒拾歳	老丁 (女力)
	6	巨勢節女	年陸拾歳	丁女
	7	安保帯町女	年肆拾歳	丁女
	8	村主真眉女	年參拾歳	中女
	9	借馬呼	年肆拾歳	丁女
	10	借馬時女	年貳拾歳	中女
	11	秦小夏女	年貳拾壹歳	中女
	12	綾波津女	年貳拾伍歳	中女
	13	讃岐乙町女	年拾玖歳	中女
	14	讃岐小栗女	年拾柒歳	小女
	15	櫻井行眉女	年拾陸歳	小女
	16	坂本満町女	年拾伍歳	小女
	17	忍海伊曾女	年拾肆歳	小女
	18	戸主丸部房吉戸		
	19	口		
	20	口		
	21	口		
	22	口		
	23	口		
	24	口		
	25	口		
	26	口		
	27	口		
	28	口		
	29	都合		
	30	口		
	31	口		
	32	口		
	33	口		
	34	口		

戸主丸部房吉

第 19 紙	1	物部口宗	年陸拾歳	正丁
	2	物部晴繼	年伍拾玖歳	正丁
	3	秋月秋丸	年肆拾壹歳	正丁
	4	物部歩女	年柒拾柒歳	老女
	5	物部高眉	年陸拾歳	丁女
	6	海原濱眉	年伍拾歳	丁女
	7	凡子安女	年肆拾玖歳	丁女
	8	凡口 (服力) 眉女	年肆拾歳	丁女
	9	大 (太 下同) 秦眉	年參拾歳	中女
	10	口口相子女	年貳拾歳	中女
	11	雀部子	年拾玖歳	中女
	12	宇治部閑町女	年拾陸歳	小女
	13	賀茂福眉女	年拾陸歳	小女
	14	讃岐理眉女	年拾伍歳	小女
	15	戸主讃岐茂有戸		
	16	口		
	17	口		
	18	口		
	19	口		
	20	口		
	21	口		
	22	口		
	23	口		

第19紙	24	口		
	25	口		
	26	都合		
	27	口		
	28	口		
	29	口		
	30	口		
	31	口		
	32	戸主讚岐茂有	年捌拾柒歳	老丁
	33	讚岐茂行	年柒拾壹歳	老丁
	34	讚岐茂彦	年柒拾歳	正丁
35	讚岐今守	年陸拾歳	正丁	

第17紙	22	口		
	23	口		
	24	都合		
	25	口		
	26	口		
	27	口		
	28	口		
	29	口		
	30	戸主中臣今宗	年捌拾玖歳	老丁
	31	中臣安口	年捌拾柒歳	老丁
	32	中臣吉宗	年柒拾壹歳	老丁
33	中臣高岑	年陸拾歳	正丁	
34	凡勝宗	年陸拾壹歳	正丁	
35	壹志興忠	年伍拾柒歳	正丁	
39	津守成光	年伍拾歳	正丁	
40	口口口口	年口拾口口(歳)	正丁	

第18紙	1	口口口口(豐安)	年口(陸)拾口歳	正丁
	2	凡宗則	年陸拾陸歳	正丁
	3	凡宗茂	年陸拾伍歳	正丁
	4	葛木町屎女	年伍拾歳	正丁(丁女力)
	5	葛木有町	年肆拾歳	正丁
	6	酒部子	年伍拾歳	正丁
	7	六人部助吉女	年拾歳	小女
	8	伊西部小町女	年拾陸歳	小女
	9	己西部阿古女	年肆拾歳	中女
	10	粟種女	年肆拾壹歳	中女
	11	粟利眉女	年參拾歳	中女
	12	丸部豐眉女	年肆拾歳	丁女
	13	丸部小乙女	年肆拾柒歳	丁女
	14	葛木今町女	年伍拾壹歳	丁女
	15	葛木觀命女	年伍拾歳	丁女
	16	刑部高女	年肆拾歳	丁女
	17	小野吉町女	年拾玖歳	中女
	18	清原清眉女	年拾捌歳	中女
	19	阿蘊久女	年拾柒歳	小女
	20	戸主物部春吉戸		
	21	口		
	22	口		
	23	口		
	24	口		
	25	口		
	26	口		
	27	口		
	28	口		
	29	口		
	30	口		
	31	都合		
	32	口		
	33	口		
	34	口		
	35	口		
	36	口		
	37	戸主物部春吉	年捌拾歳	老丁
	38	物部春近	年柒拾歳	老丁

第16紙	1	中臣町子	年柒拾柒歳	老女
	2	中臣良女	年陸拾歳	丁女
	3	中臣福町女	年伍拾歳	丁女
	4	錦今町女	年肆拾歳	丁女
	5	小野得女	年參拾歳	中女
	6	秦縁女	年貳拾歳	中女
	7	夔時町女	年拾玖歳	中女
	8	岡田今町	年拾捌歳	中女
	9	寺秋口女	年陸拾歳	小女
	10	鳥取小目久女	年拾伍歳	小女
	11	戸主凡時宗戸		
	12	口		
	13	口		
	14	口		
	15	口		
	16	口		
	17	口		
	18	口		
	19	口		
	20	口		
	21	口		
	22	都合		
	23	口		
	24	口		
	25	口		
	26	口		
	27	口		
	28	戸主凡時宗	年柒拾捌歳	老丁
	29	凡時成	年柒拾柒歳	老丁
	30	凡時正	年陸拾玖歳	正丁
	31	凡時里	年伍拾柒歳	正丁
	32	中臣連兼	年伍拾壹歳	正丁
	33	中臣興成	年肆拾壹歳	正丁
	34	大秦弘友	年肆拾肆歳	正丁
	35	板持茂丸	年參拾歳	正丁

第17紙	1	唐向安良女	年陸拾歳	丁女
	2	菅野小呂女	年伍拾歳	丁女
	3	大宅公姉	年伍拾伍歳	丁女
	4	凡得眉女	年肆拾歳	丁女
	5	凡兼女	年肆拾伍歳	丁女
	6	宗我部吉女	年肆拾歳	丁女
	7	鳥取加々女	年參拾歳	中女
	8	日下部茂女	年貳拾玖歳	中女
	9	文室口眉女	年拾捌歳	中女
	10	坂田町屎女	年拾柒歳	小女
	11	凡安眉女	年拾陸歳	小女
	12	凡今町女	年拾伍歳	小女
	13	戸主中臣今宗戸		
	14	口		
	15	口		
	16	口		
	17	口		
	18	口		
	19	口		
	20	口		
	21	口		

第15紙	1	高橋道町	年肆拾歳	丁女
	2	高橋行眉女	年參拾歳	中女
	3	板持衣町女	年貳拾歳	中女
	4	天田部女	年貳拾玖歳	中女
	5	讚岐閑町女	年拾捌歳	小女
	6	伊西部是眉女	年拾伍歳	小女
	7	凡苗女	年拾柒歳	小女
	8	粟種女	年拾陸歳	小女
	9	戸主中臣當時戸		
	10	口		
	11	口		
	12	口		
	13	口		
	14	口		
	15	口		
	16	口		
	17	口		
	18	口		
	19	口		
	20	都合		

第15紙	21	口		
	22	口		
	23	口		
	24	口		
	25	口		
	26	戸主中臣當時	年柒拾伍歲	老丁
	27	中臣當光	年柒拾肆歲	老丁
	28	中臣當兼	年陸拾歲	正丁
	29	坂本宗雄	年伍拾伍歲	正丁
	30	坂本宗成	年伍拾肆歲	正丁
	31	坂本今成	年伍拾貳歲	正丁
	32	中臣當眉女	年柒拾歲	老女
	33	中臣小菅女	年陸拾歲	正丁(丁女力)
34	凡今町女	年伍拾參歲	丁女	
35	凡口成女	年肆拾肆歲	丁女	
36	凡乙町女	年肆拾參歲	中女	

第13紙	20	口		
	21	口		
	22	戸主凡良近	年柒拾歲	老丁
	23	凡良宗	年陸拾玖歲	老丁
	24	凡宗方	年陸拾歲	正丁
	25	秦有木	年伍拾歲	正丁
	26	秦有門	年肆拾玖歲	正丁
	27	秦有助	年肆拾肆歲	正丁
	28	秦有包	年肆拾歲	正丁
	29	凡良町女	年柒拾歲	老女
	30	凡良眉女	年陸拾玖歲	老女
	31	凡安眉女	年陸拾歲	丁女
	32	凡礪女	年陸拾貳歲	丁女
33	秦呷	年伍拾玖歲	丁女	
34	秦目久女	年伍拾歲	丁女	
35	秦櫻女	年肆拾歲	丁女	
36	己里木丸女	年參拾歲	中女	

第14紙	1	宗我部口女	年陸拾歲	小女
	2	宗我部綾女	年拾伍歲	小女
	3	伴安良女	年拾肆歲	小女
	4	參保		
	5	戸主凡時高戸		
	6	口		
	7	口		
	8	口		
	9	口		
	10	口		
	11	口		
	12	口		
	13	口		
	14	口		
	15	口		
	16	都合		
	17	口		
	18	口		
	19	口		
	20	口		
	21	口		
	22	戸主凡時高	年捌拾參歲	老丁
	23	凡時則	年柒拾玖歲	老丁
	24	凡時行	年柒拾歲	老丁
	25	凡時忠	年柒拾歲	正丁
	26	葛木得成	年伍拾歲	正丁
	27	葛木黒丸	年肆拾歲	正丁
	28	凡時町女	年柒拾歲	老女
	29	凡時眉女	年柒拾玖歲	老女
	30	凡満女	年陸拾柒歲	丁女
	31	紀枝直	年柒拾口歲	老女
	32	紀小枝女	年陸拾口歲	丁女
	33	讚岐春女	年陸拾柒歲	丁女
	34	讚岐秋町女	年伍拾歲	丁女
	35	坂本道女	年肆拾歲	丁女
	36	坂本口女	年參拾玖歲	丁女

第12紙	1	戸主讚岐豐岑戸		
	2	口		
	3	口		
	4	口		
	5	口		
	6	口		
	7	口		
	8	口		
	9	口		
	10	口		
	11	口		
	12	都合		
	13	口		
	14	口		
	15	口		
	16	口		
	17	口		
	18	戸主讚岐豐岑	年捌拾歲	老丁
	19	讚岐豐永	年柒拾歲	老丁
	20	讚岐豐茂	年陸拾歲	正丁
	21	讚岐宗見	年伍拾歲	正丁
	22	額田部歩丸	年肆拾歲	正丁
	23	額田部藤雄	年參拾歲	中男
	24	岡田村成	年貳拾肆歲	中男
	25	讚岐閨女	年柒拾玖歲	老女
	26	讚岐小安女	年柒拾歲	老女
	27	讚岐黒女	年陸拾歲	丁女
	28	坂本葉女	年伍拾歲	丁女
	29	坂本松女	年肆拾歲	丁女
	30	賀茂貞子	年參拾歲	中女
	31	賀茂眉女	年貳拾歲	中女
	32	秦得女	年貳拾壹歲	中女
	33	秦誦師女	年貳拾歲	中女
	34	秦弟子町	年拾玖哉(歳)	小女
	35	口口口口	年捌拾歲	小女

第13紙	1	口口口女	年參拾歲	正丁(丁女力)
	2	長岡阿古女	年貳拾歲	丁女
	3	口口有町女	年貳拾壹歲	丁女
	4	雀部糸町女	年貳拾歲	丁女
	5	戸主凡良近戸		
	6	口		
	7	口		
	8	口		
	9	口		
	10	口		
	11	口		
	12	口		
	13	口		
	14	口		
	15	口		
	16	都合		
	17	口		
	18	口		
	19	口		

第11紙	1	戸主中臣當基戸		
	2	口		
	3	口		
	4	口		
	5	口		
	6	口		
	7	口		
	8	口		
	9	口		
	10	口		
	11	口		
	12	都合		
	13	口		
	14	口		
	15	口		
	16	口		
	17	口		
	18	戸主中臣當基	年柒拾玖歲	老丁
	19	中臣當枝	年柒拾柒歲	老丁

第11紙	20	□□□□	年柒拾伍歲	老丁
	21	紀近枝	年陸拾參歲	正丁
	22	紀本枝	年陸拾伍歲	正丁
	23	紀末枝	年陸拾壹歲	正丁
	24	紀枝直	年伍拾貳歲	正丁
	25	額田部茂丸	年肆拾歲	正丁
	26	中臣當眉女	年柒拾歲	老女
	27	中臣當女	年陸拾陸歲	老女
	28	岡田春女	年陸拾壹歲	丁女
	29	□□町	年陸拾貳歲	丁女
	30	坂本道女	年伍拾玖歲	丁女
	31	坂本若女	年伍拾伍歲	丁女
	32	坂本通女	年伍拾歲	丁女
	33	讚岐有女	年肆拾歲	丁女
	34	阿蘓常子	年參拾歲	中女
35	阿蘓滿女	年貳拾歲	中女	

第9紙	19	凡乙水	年柒拾柒歲	老丁
	20	凡乙貞	年柒拾伍歲	老丁
	21	凡宗貞	年陸拾捌歲	老丁
	22	額田部田永	年柒拾歲	正丁
	23	額田部元永	年伍拾歲	正丁
	24	額田部永	年肆拾歲	正丁
	25	凡乙女	年捌拾柒歲	老女
	26	凡乙妙女	年柒拾玖歲	老□(女力)
	27	凡安町女	年伍拾歲	丁女
	28	物部氏女	年肆拾歲	丁女
29	財部茂子	年參拾歲	中女	
30	風隼吹田女	年參拾歲	中女	
31	酒部滿女	年貳拾歲	中女	
32	讚岐櫻女	年貳拾壹歲	中女	
33	若江滿眉	年捌拾歲	小女	
34	阿蘓廣眉	年柒拾歲	小女	
35	阿蘓貞町	年陸拾歲	小女	
36	坂本今町	年伍拾歲	小女	

戸主中臣舍茂戸				
□				
第10紙	1	□		
	2	□		
	3	□		
	4	□		
	5	□		
	6	□		
	7	□		
	8	□		
	9	□		
	10	都合		
	11	□		
	12	□		
	13	□		
	14	□		
	15	□		
16	戸主中臣舍茂	年捌拾參歲	老丁	
17	中臣舍丸	年柒拾玖歲	老丁	
18	中臣祖繼	年柒拾柒歲	老丁	
19	中臣末繼	年柒拾貳歲	老丁	
20	讚岐文松	年伍拾伍歲	正丁	
21	讚岐部安	年伍拾肆歲	正丁	
22	坂本益丸	年肆拾歲	正丁	
23	坂本□正	年參拾歲	中男	
24	中臣糸町女	年柒拾玖歲	老女	
25	中臣小色女	年伍拾歲	丁女	
26	中臣好女	年肆拾玖歲	丁女	
27	□□□女	年肆拾歲	丁女	
28	額田部筆	年參拾歲	中女	
29	坂本乙女	年貳拾貳歲	中女	
30	坂本万女	年貳拾歲	中女	
31	船木小則女	年拾玖歲	中女	
32	宇治部安女	年拾陸歲	小女	
33	宇治部良女	年拾伍歲	小女	
34	讚岐閑町	年拾肆歲	小女	
35	讚岐今町	年拾柒歲	小女	

戸主秦常眞戸				
□				
第8紙	1	□		
	2	□		
	3	□		
	4	□		
	5	□		
	6	□		
	7	□		
	8	□		
	9	□		
	10	都合		
	11	□		
	12	□		
	13	□		
	14	□		
	15	□(口力)		
16	戸主秦常眞	年捌拾柒歲	老丁	
17	秦常仁	年柒拾柒歲	老丁	
18	秦常信	年柒拾玖歲	老丁	
19	秦常高	年柒拾肆歲	正丁	
20	凡安弘	年柒拾參歲	正丁	
21	凡安高	年陸拾柒歲	正丁	
22	凡是高	年伍拾捌歲	正丁	
23	秦常女	年柒拾玖歲	老女	
24	秦得眉女	年柒拾歲	老女	
25	秦□□	年伍拾參歲	丁女	
26	高橋菊町女	年伍拾歲	丁女	
27	讚岐阿古女	年肆拾歲	丁女	
28	讚岐奈仁女	年參拾歲	丁女	
29	葦屋安女	年參拾壹歲	中女	
30	若江帶女	年貳拾歲	中女	
31	土師茂女	年貳拾肆歲	中女	
32	坂本有女	年拾捌歲	□□(中女力)	
33	坂本吟女	年拾陸歲	小女	
34	服今安女	年拾伍歲	小女	
35	茨田則女	年拾肆歲	小女	

第9紙	1	戸主凡乙永戸		
	2	□		
	3	□		
	4	□		
	5	□		
	6	□		
	7	□		
	8	□		
	9	□		
	10	□		
11	□			
12	都合			
13	□			
14	□			
15	□			
16	□			
17	□			
18	戸主凡乙永	年捌拾柒歲	老丁	

戸主阿蘇氏宗戸				
□				
第7紙	1	□		
	2	□		
	3	□		
	4	□		
	5	□		
	6	□		
	7	□		
	8	□		
	9	□		
	10	都合		
11	□			
12	□			
13	□			
14	□			

第7紙	15	口		
	16	戸主阿蘓氏宗	年陸拾玖歲	老丁
	17	阿蘓氏貞	年陸拾歲	正丁
	18	阿蘓氏廣	年伍拾肆歲	正丁
	19	凡廣丸	年伍拾玖歲	正丁
	20	凡豐宗	年伍拾肆歲	正丁
	21	賀茂吉丸	年伍拾歲	正丁
	22	阿蘓廣町	年柒拾歲	老女
	23	阿蘓茂女	年陸拾歲	老女
	24	陽古乙町女	年伍拾貳歲	丁女
	25	物部廣女	年伍拾歲	丁女
	26	口野小草女	年陸拾歲	丁女
	27	林糸町口(女)	年參拾歲	中女
	28	海船町女	年貳拾歲	中女
	29	完部兼女	年拾玖歲	小女
	30	阿蘓糸口	年拾捌歲	小女
	31	阿蘓姉女	年拾柒歲	小女
32	乙里木糸女	年陸拾歲	小女	
33	乙里木小女	年伍拾歲	小女	
34	戸主安曇稻主戸			
35	口			
36	口			
37	口			

	口		
	口		
	口		
	口		
	口		

第6紙	1	口		
	2	口		
	3	都合		
	4	口		
	5	口		
	6	口		
	7	口		
	8	口		
	9	戸主安曇稻主	年口陸拾歲	正丁
	10	安曇稻茂	年陸拾歲	正丁
	11	安曇稻時	年伍拾歲	正丁
	12	凡得茂	年伍拾貳歲	正丁
	13	凡時茂	年伍拾肆歲	正丁
	14	凡守信	年伍拾歲	正丁
	15	安曇福光	年肆拾歲	正丁
	16	安曇閑町	年柒拾歲	老女
	17	安曇福町	年陸拾歲	正丁
	18	口(安)曇得女	年伍拾伍歲	丁女
	19	建部弘眉	年肆拾玖歲	丁女
	20	藤井滿女	年肆拾柒歲	丁女
21	伴阿古町	年肆拾貳歲	丁女	
22	讚岐綾女	年肆拾歲	丁女	
23	讚岐惠女	年參拾歲	中女	
24	坂本今町	年貳拾玖歲	中女	
25	刑部目立女	年拾玖歲	中女	
26	矢作社町	年拾捌歲	小女	
27	伊西部高有	年拾柒歲	小女	
28	阿蘓豐眉女	年拾伍歲	小女	
29	戸主讚岐是秀戸			
30	口			
31	口			
32	口			
33	口			
34	口			

	口		
	口		
	口		
	口		
	口		

第5紙	1	都合		
	2	口		
	3	口		
	4	口		
	5	口		
	6	口		

第5紙	7	戸主讚岐是秀	年柒拾歲	老丁
	8	讚岐是信	年陸拾歲	正丁
	9	讚岐是香	年伍拾歲	正丁
	10	坂本氏雄	年伍拾捌歲	正丁
	11	坂本氏正	年伍拾壹歲	正丁
	12	坂本利益	年伍拾歲	正丁
	13	讚岐是眉	年柒拾歲	老女
	14	讚岐吉町	年伍拾玖歲	丁女
	15	安曇真眉	年伍拾歲	丁女
	16	安曇糸女	年肆拾歲	丁女
	17	安曇安女	年參拾歲	中女
	18	倭文分町	年參拾歲	中女
	19	物部今町	年貳拾歲	中女
	20	辛鍛春町	年拾捌歲	小女
	21	服人衣町	年拾柒歲	小女
	22	阿蘓宗子	年拾伍歲	小女
	23	阿蘓中知	年陸拾歲	小女
24	口保			
25	戸主丸部誦師丸戸			
26	口			
27	口			
28	口			
29	口			
30	口			
31	口			
32	口			
33	口			
34	口			
35	口			

	口		
	都合		
	口		
	口		

第4紙	1	口		
	2	口		
	3	戸主丸部誦師丸	年柒拾柒歲	老丁
	4	丸部松見	年柒拾參歲	老丁
	5	丸部松則	年柒拾貳歲	老丁
	6	大秦時包	年柒拾壹歲	老丁
	7	讚岐利行	年伍拾伍歲	正丁
	8	布師弘信	年伍拾貳歲	正丁
	9	大宅公用	年肆拾肆歲	正丁
	10	丸部閑女	年柒拾柒歲	老女
	11	丸部合女	年柒拾歲	老女
	12	丸部小夏女	年伍拾肆歲	丁女
	13	額田部安女	年肆拾歲	丁女
	14	忍海礪女	年參拾柒歲	中女
	15	平群小逆女	年參拾壹歲	中女
	16	犬甘犬女	年參拾貳歲	中女
	17	秦由町女	年參拾壹歲	中女
	18	讚岐結女	年貳拾歲	中女
	19	讚岐魚町	年拾玖歲	中女
	20	阿蘓比毛女	年拾捌歲	小女
21	阿蘓貞眉	年拾柒歲	小女	
22	戸主物部乙則戸			
23	口			
24	口			
25	口			
26	口			
27	口			
28	口			
29	口			
30	口			
31	口			
32	[闕文]			
33	都合			
34	口			
35	口			

4-2 寛弘元年讃岐国戸籍戸口

紙	行	戸口		年齢
22	26	壹保		
	27	戸主額田部並山戸		
	21	1	額田部並雄	老丁
	2	額田部安繼	正丁	40
	3	額田部村主	正丁	30
	4	秦仁貞	正丁	21
	5	□甲雄	中男	18
	6	額田部山道女	老女	60
	7	額田部豊女	丁女	40
	8	額田部吉女	中女	30
	9	額田部乙町女	中女	31
	10	秦高眉女	丁女	51
	11	秦糸町女	丁女	43
	12	文和元眉女	丁女	42
	13	榎井益眉女	丁女	50
	14	大原姉女	老女	67
	15	小野河古女	丁女	55
	16	日下部今町女	丁女	30
	17	山口石町女	老女	66
	18	竹田容女	中女	20
	19	多米子持女	小女	16
	20	宗岡有女	小女	15
	21	佐伯得町女	中女	17
	22	錦幡町女	中女	19
	23	安曇茂丸戸		
20	1	秦元茂	正丁	61
	2	讃岐用吉	正丁	50
	3	讃岐今則	正丁	40
	4	坂本元正	中男	30
	5	秦壽命女	老丁 (女力)	70
	6	巨勢節女	丁女	60
	7	安保帯町女	丁女	40
	8	村主真眉女	中女	30
	9	借馬子	丁女	40
	10	借馬時女	中女	20
	11	秦小夏女	中女	21
	12	綾波津女	中女	25
	13	讃岐乙町女	中女	19
	14	讃岐小栗女	小女	17
	15	櫻井行眉女	小女	16
	16	坂本満町女	小女	15
	17	忍海伊曾女	小女	14
	18	戸主丸部房吉戸		
19	1	物部□宗	正丁	60
	2	物部晴繼	正丁	59
	3	秋月秋丸	正丁	41
	4	物部歩女	老女	77
	5	物部高眉	丁女	60
	6	海原濱眉	丁女	50
	7	凡子安女	丁女	49
	8	凡□(服力)眉女	丁女	40
	9	大(太下同)秦	中女	30
	10	□□相子女	中女	20
	11	雀部子	中女	19
	12	宇治部閑町女	小女	16
	13	賀茂福眉女	小女	16
	14	讃岐理眉女	小女	15
	15	戸主讃岐茂有戸		
	32	戸主讃岐茂有	老丁	87
	33	讃岐茂行	老丁	71
34	讃岐茂彦	正丁	70	
35	讃岐今守	正丁	60	
18	1	□□□□(豊安)	正丁	6?
	2	凡宗則	正丁	66
	3	凡宗茂	正丁	65
	4	葛木町屎女	正丁 (丁女力)	50
	5	葛木有町	正丁	40
	6	酒部子	正丁	50

18	7	六人部助吉女	小女	10	
	8	伊西部小町女	小女	16	
	9	己西部阿古女	中女	40	
	10	粟種女	中女	41	
	11	粟利眉女	中女	30	
	12	丸部豊眉女	丁女	40	
	13	丸部小乙女	丁女	47	
	14	葛木今町女	丁女	51	
	15	葛木觀命女	丁女	50	
	16	刑部高女	丁女	40	
	17	小野吉町女	中女	19	
	18	清原清眉女	中女	18	
	19	阿蘊久女	小女	17	
	20	戸主物部春吉戸			
	37	戸主物部春吉	老丁	80	
	38	物部春近	老丁	70	
	17	1	唐向安良女	丁女	60
		2	菅野小呂女	丁女	50
3		大宅公姉	丁女	55	
4		凡得眉女	丁女	40	
5		凡兼女	丁女	45	
6		宗我部吉女	丁女	40	
7		鳥取加々女	中女	30	
8		日下部茂女	中女	29	
9		文室□眉女	中女	18	
10		坂田町屎女	小女	17	
11		凡安眉女	小女	16	
12		凡今町女	小女	15	
13		戸主中臣今宗戸			
30	戸主中臣今宗	老丁	89		
31	中臣安□	老丁	87		
32	中臣吉宗	老丁	71		
33	中臣高岑	正丁	60		
34	凡勝宗	正丁	61		
35	壹志興忠	正丁	57		
39	津守威光	正丁	50		
40	□□□□□	正丁	?		
16	1	中臣町子	老女	77	
	2	中臣良女	丁女	60	
	3	中臣福町女	丁女	50	
	4	錦今町女	丁女	40	
	5	小野得女	中女	30	
	6	秦縁女	中女	20	
	7	蔓時町女	中女	19	
	8	岡田今町	中女	18	
	9	寺秋□女	小女	16	
	10	鳥取小目久女	小女	15	
	11	戸主凡時宗戸			
28	戸主凡時宗	老丁	78		
29	凡時成	老丁	77		
30	凡時正	正丁	69		
31	凡時里	正丁	57		
32	中臣連兼	正丁	51		
33	中臣興成	正丁	41		
34	大秦弘友	正丁	44		
35	板持茂丸	正丁	30		
15	1	高橋道町	丁女	40	
	2	高橋行眉女	中女	30	
	3	板持衣町女	中女	20	
	4	天田部女	中女	29	
	5	讃岐閑町女	小女	18	
	6	伊西部是眉女	小女	15	
	7	凡苗女	小女	17	
	8	粟種女	小女	16	
	9	戸主中臣當時戸			
	26	戸主中臣當時	老丁	75	
27	中臣當光	老丁	74		
28	中臣當兼	正丁	60		
29	坂本宗雄	正丁	55		

15	30	坂本宗成	正丁	54
	31	坂本今成	正丁	52
	32	中臣當眉女	老女	70
	33	中臣小菅女	正丁 (丁女力)	60
	34	凡今町女	丁女	53
	35	凡□成女	丁女	44
	36	凡乙町女	中女	43
14	1	宗我部□女	小女	1?
	2	宗我部綾女	小女	15
	3	伴安良女	小女	14
	4	參保		
	5	戸主凡時高戸		
	22	戸主凡時高	老丁	83
	23	凡時則	老丁	79
	24	凡時行	老丁	70
	25	凡時忠	正丁	70
	26	葛木得成	正丁	50
	27	葛木黒丸	正丁	40
	28	凡時町女	老女	70
	29	凡時眉女	老女	79
	30	凡満女	丁女	67
	31	紀枝直	老女	7?
	32	紀小枝女	丁女	6?
	33	讃岐春女	丁女	67
	34	讃岐秋町女	丁女	50
	35	坂本道女	丁女	40
36	坂本□女	丁女	39	
13	1	□□□女	正丁 (丁女力)	30
	2	長岡阿古女	丁女	20
	3	□□有町女	丁女	21
	4	雀部糸町女	丁女	20
	5	戸主凡良近戸		
	22	戸主凡良近	老丁	70
	23	凡良宗	老丁	69
	24	凡宗方	正丁	60
	25	秦有木	正丁	50
	26	秦有門	正丁	49
	27	秦有助	正丁	44
	28	秦有包	正丁	40
	29	凡良町女	老女	70
	30	凡良眉女	老女	69
	31	凡安眉女	丁女	60
	32	凡礪女	丁女	62
	33	秦町	丁女	59
	34	秦目久女	丁女	50
	35	秦櫻女	丁女	40
36	己里木丸女	中女	30	
12	1	戸主讃岐豊岑戸		
	18	戸主讃岐豊岑	老丁	80
	19	讃岐豊永	老丁	70
	20	讃岐豊茂	正丁	60
	21	讃岐宗見	正丁	50
	22	額田部歩丸	正丁	40
	23	額田部藤雄	中男	30
	24	岡田村成	中男	24
	25	讃岐閑女	老女	79
	26	讃岐小安女	老女	70
	27	讃岐黒女	丁女	60
	28	坂本葉女	丁女	50
	29	坂本松女	丁女	40
	30	賀茂貞子	中女	30
	31	賀茂眉女	中女	20
	32	秦得女	中女	21
	33	秦誦師女	中女	20
	34	秦弟子町	小女	19
	35	□□□□	小女	18
11	1	戸主中臣當基戸		
	18	戸主中臣當基	老丁	79
	19	中臣當枝	老丁	77

11	20	□□□□	老丁	75	
	21	紀近枝	正丁	63	
	22	紀本枝	正丁	65	
	23	紀末枝	正丁	61	
	24	紀枝直	正丁	52	
	25	額田部茂丸	正丁	40	
	26	中臣當眉女	老女	70	
	27	中臣當女	老女	66	
	28	岡田春女	丁女	61	
	29	□□町	丁女	62	
	30	坂本道女	丁女	59	
	31	坂本若女	丁女	55	
	32	坂本通女	丁女	50	
	33	讃岐有女	丁女	40	
	34	阿蘓常子	中女	30	
	35	阿蘓満女	中女	20	
	10	16	戸主中臣舎茂	老丁	83
		17	中臣舎丸	老丁	79
		18	中臣祖繼	老丁	77
19		中臣末繼	老丁	72	
20		讃岐文松	正丁	55	
21		讃岐部安	正丁	54	
22		坂本益丸	正丁	40	
23		坂本□正	中男	30	
24		中臣糸町女	老女	79	
25		中臣小色女	丁女	50	
26		中臣好女	丁女	49	
27		□□□女	丁女	40	
28		額田部筆	中女	30	
29		坂本乙女	中女	22	
30		坂本万女	中女	20	
31		船木小則女	中女	19	
32		宇治部安女	小女	16	
33		宇治部良女	小女	15	
34		讃岐閑町	小女	14	
35	讃岐今町	小女	17		
9	1	戸主凡乙永戸			
	18	戸主凡乙永	老丁	87	
	19	凡乙水	老丁	77	
	20	凡乙貞	老丁	75	
	21	凡宗貞	老丁	68	
	22	額田部田永	正丁	70	
	23	額田部元永	正丁	50	
	24	額田部永	正丁	40	
	25	凡乙女	老女	87	
	26	凡乙妙女	老女	79	
	27	凡安町女	丁女	50	
	28	物部氏女	丁女	40	
	29	財部茂子	中女	30	
	30	風隼吹田女	中女	30	
	31	酒部満女	中女	20	
	32	讃岐櫻女	中女	21	
	33	若江満眉	小女	18	
	34	阿蘓廣眉	小女	17	
	35	阿蘓貞町	小女	16	
36	坂本今町	小女	15		
8	16	戸主秦常眞	老丁	87	
	17	秦常仁	老丁	77	
	18	秦常信	老丁	79	
	19	秦常高	正丁	74	
	20	凡安弘	正丁	73	
	21	凡安高	正丁	67	
	22	凡是高	正丁	58	
	23	秦常女	老女	79	
	24	秦得眉女	老女	70	
	25	秦□□	丁女	53	
	26	高橋菊町女	丁女	50	
	27	讃岐阿古女	丁女	40	
	28	讃岐奈仁女	丁女	30	

	29	葦屋安女	中女	31
	30	若江帶女	中女	20
	31	土師茂女	中女	24
	32	坂本有女	中女	18
	33	坂本〇女	小女	16
	34	服今安女	小女	15
	35	茨田則女	小女	14
7	16	戸主阿蘓氏宗	老丁	69
	17	阿蘓氏貞	正丁	60
	18	阿蘓氏廣	正丁	54
	19	凡廣丸	正丁	59
	20	凡豐宗	正丁	54
	21	賀茂吉丸	正丁	50
	22	阿蘓廣町	老女	70
	23	阿蘓茂女	老女	60
	24	陽古乙町女	丁女	52
	25	物部廣女	丁女	50
	26	□野小草女	丁女	40
	27	林糸町□(女)	中女	30
	28	海船町女	中女	20
	29	完部兼女	小女	19
	30	阿蘓糸〇	小女	18
	31	阿蘓姉女	小女	17
	32	乙里木糸女	小女	16
	33	乙里木小女	小女	15
	34	戸主安曇稻主戸		
6	9	戸主安曇稻主	正丁	76
	10	安曇稻茂	正丁	60
	11	安曇稻時	正丁	50
	12	凡得茂	正丁	52
	13	凡時茂	正丁	54
	14	凡守信	正丁	50
	15	安曇福光	正丁	40
	16	安曇閑町	老女	70
	17	安曇福町	正丁	60
	18	□(安)曇得女	丁女	55
	19	建部弘眉	丁女	49
	20	藤井滿女	丁女	47
	21	伴阿古町	丁女	42
	22	讚岐綾女	丁女	40
	23	讚岐惠女	中女	30
	24	坂本今町	中女	29
	25	刑部目立女	中女	19
	26	矢作社町	小女	18
	27	伊西部高有	小女	17
	28	阿蘓豐眉女	小女	15
	29	戸主讚岐是秀戸		
5	7	戸主讚岐是秀	老丁	70
	8	讚岐是信	正丁	60
	9	讚岐是香	正丁	50
	10	坂本氏雄	正丁	58
	11	坂本氏正	正丁	51
	12	坂本利益	正丁	50
	13	讚岐是眉	老女	70
	14	讚岐吉町	丁女	59
	15	安曇真眉	丁女	50
	16	安曇条女	丁女	40
	17	安曇安女	中女	30
	18	倭文分町	中女	30
	19	物部今町	中女	20
	20	辛鍛春町	小女	18
	21	服人衣町	小女	17
	22	阿蘓宗子	小女	15
	23	阿蘓中知	小女	14
	24	□保		
	25	戸主丸部誦師丸戸		
4	3	戸主丸部誦師丸	老丁	77
	4	丸部松見	老丁	73
	5	丸部松則	老丁	72
	6	大秦時包	老丁	71

4	7	讚岐利行	正丁	55
	8	布師弘信	正丁	52
	9	大宅公用	正丁	44
	10	丸部閑女	老女	77
	11	丸部合女	老女	70
	12	丸部小夏女	丁女	54
	13	額田部安女	丁女	40
	14	忍海磯女	中女	37
	15	平群小逆女	中女	31
	16	犬甘犬女	中女	32
	17	秦由町女	中女	31
	18	讚岐結女	中女	20
	19	讚岐魚町	中女	19
	20	阿蘓比毛女	小女	18
	21	阿蘓貞眉	小女	17
	22	戸主物部乙則戸		

5 長徳4年某国戸籍戸口

紙数	戸番	戸口		年齢		
第29紙	2	戸主忍海永置	老丁	70		
		忍海恒眞	正丁	41		
		忍海帶丸	正丁	49		
		忍海直口	正丁	31		
		忍海用綿丸	正丁	20		
		忍海吉守	正丁	61		
		忍海恒口	正丁	42		
		忍海恒員	正丁	60		
		忍海童子丸	正丁	41		
		忍海永安	正丁	26		
		忍海綿丸	正丁	21		
		忍海吉眞	正丁	45		
		忍海吉水	正丁	30		
		忍海置員	正丁	45		
		忍海春置	正丁	60		
		忍海弟丸	正丁	20		
忍海綿永	正丁	60				
第28紙		忍海乎丸	正丁	21		
		忍海麻太丸	正丁	21		
		忍海恒永	正丁	70		
		忍海直兼	正丁	41		
		忍海千燈丸	正丁	20		
		三野薬師丸	正丁	21		
		三野永光	正丁	45		
		忍海目連丸	正丁	40		
		忍海糸丸	正丁	21		
		忍海永見	正丁	40		
		三野恒見	正丁	35		
		忍海安富	正丁	35		
		忍海犬丸	正丁	20		
		忍海庭丸	中男	18		
忍海庭子丸	中男	18				
忍海糸丸	中男	18				
犬甘庭子丸	中男	18				
第27紙	3	戸主賀陽義宗	正丁	50		
		酒人三郎丸	正丁	47		
		酒人庭子丸	中男	18		
		井上衣丸	中男	18		
第26紙	4	戸主賀陽豐益	老丁	78		
		賀陽時道	正丁	75		
		賀陽有道	正丁	61		
		賀陽庭童子丸	正丁	30		
		賀陽犬虫丸	正丁	40		
		賀陽眞連	正丁	31		
		丹治部孚太丸	正丁	30		
		丹治部香丸	中男	20		
		忍海眞則	正丁	61		
		忍海誦子丸	中男	21		
		笠小太郎丸	正丁	31		
		笠多師丸	正丁	21		
		忍坂監僧丸	正丁	21		
		忍坂三平丸	中男	20		
		賀陽眞依	正丁	35		
		忍坂今丸	中男	18		
大市今童丸	中男	18				
第26紙	5	戸主額田部常繼	老丁	70		
		額田部成貞	老丁	70		
		額田部分得丸	正丁	21		
		額田部帶丸	正丁	31		
		額田部家智	正丁	31		
		額田部秋見	正丁	70		
		額田部綿繼	正丁	25		
		鳥井直正	正丁	61		
		鳥井乙足丸	正丁	25		
		鳥井小犬丸	正丁	21		
		額田部三郎丸	正丁	21		
		額田部小童子丸	正丁	21		
		鳥井三郎丸	正丁	20		
		第26紙	6	戸主忍海安與長		

6-1 年未詳某国戸籍A戸口

	戸口	年齢	
第25紙	女	凡如女	55
	女	凡米女	35
	女	凡町女	32
	女	凡分女	15
	戸主	持恒(持常)	55
	口	物部安常	70
	口	同本平	60
	口	已西部三辰	50
	口	同貞明	10
	女	物部布女	70
	女	同衣女	59
	女	同衣女	30
	女	海平女	52
	女	凡安女	30
	女	凡元女	52
	女	凡吉女	30
	女	凡奴女	35
	女	凡痔女	53
	女	凡虫女	52
女	凡成女	35	
女	伴漆女	52	
女	伴平女	35	
第24紙	女	伴衣女	55
	女	凡麦女	32
	女	凡弄女	53
	女	凡用女	52
	女	凡松女	35
	女	凡大豆女	57
	女	凡綾女	72
	女	凡止、女	32
	女	凡分女	30
	女	凡魚女	50
	女	凡咋女	55
	女	凡分女	30
	戸主	玉作祖永	99
	口	佐以秋吉	72
	口	佐以米丸	19
	口	同衣丸	92
	女	布御乙女	93
	女	佐以咋女	55
	女	佐以用女	33
女	佐以好女	53	
女	佐以衣女	35	
女	布御衣女	55	
女	服衣女	55	
第23紙	戸主	豊主	57
	口	秦秋吉	99
	口	秦貞吉	79
	口	葛木岑丸	70
	口	秦秋女	15
	女	秦冬女	35
	女	秦分女	52
	女	秦吉女	30
	女	凡衣女	55
	女	凡虫女	30
	女	凡冬女	99
	女	凡分女	50
	女	凡町女	55
	女	凡小女	30
	女	凡止、女	52
	女	凡眉女	30
	女	凡松女	30
	女	凡分女	15
	戸主	佐伯富繼	75
	口	佐伯子丸	37
口	左豊丸	72	
口	伴有成	17	
女	伴有女	52	

6-2 年未詳某国戸籍B戸口

	戸口	年齢	
第3紙	戸主	佐伯有本	79
		佐伯常有	79
		伴福永	55
		佐伯吉正	70
		櫻井乙童丸	30
		佐伯衣子女	62
		田部糸女	50
		佐伯遠女	52
		伴初女	33
		伴稻子女	62
		櫻井衣町女	59
		櫻井男子女	70
		丸部安町女	20
第2紙		丸部衣女	50
		丸部吉町女	79
		丸部町女	50
		櫻井遠二女	59
		櫻井衣女	53
		丸部糸女	52
	戸主	丸部元安	72
		丸部有男	60
		常岡常有	30
		丸部春利	20
第1紙		丸部衣永	22
		物部以子女	95
		佐伯眉子女	70
		丸部戌子女	70
		伴代子女	49
		櫻井六町子女	70
		刈田弘子女	69
		物部福子女	72
		物部本町女	40
		佐伯後町女	40
		壬生吉女	31
		櫻井興子女	30
		櫻井豊眉子女	79
	佐伯寅女	80	
	櫻井香子女	60	
	丸部稻女	40	
	櫻井吉町女	69	
	丸部安女	20	
	丸部衣女	30	
	(戸主丸部安成)		
	丸部秋光	59	
	丸部逆直	79	
	佐伯安直	59	
	丸部里崇	49	
	丸部衣町女	42	
	丸部糸女	70	
	物部弘町女	71	
	丸部逆女	4?	
	伴犬安女	5?	
	凡秋女□□	?	
	佐伯衣女	5?	
	丸部黒女	30	
	丸部衣女	71	
	和氣用女	30	
	丸部三屎女	63	
	丸部衣女	42	
	物部衣町女	70	
	丸部好女	21	
	伴吉町女	51	
	□□□□□	51	

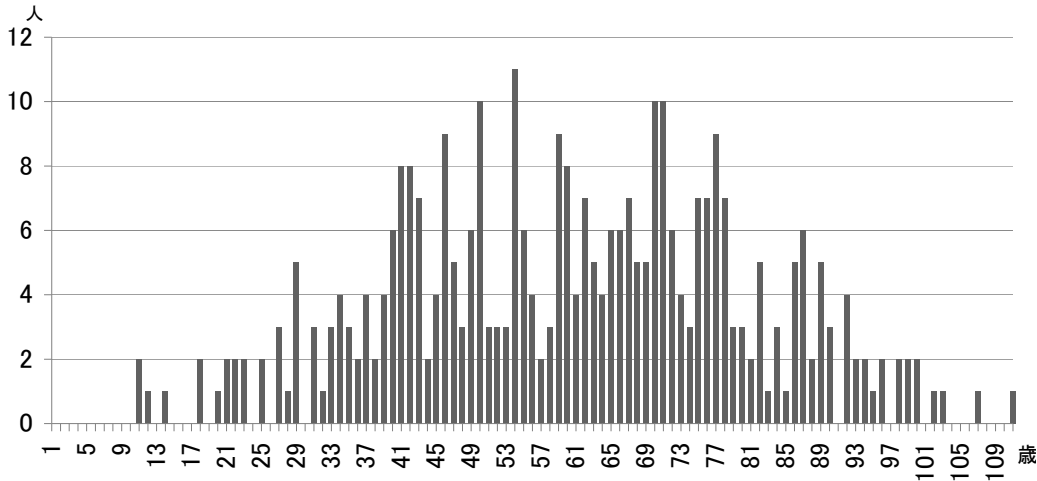
7-1 平安期戸籍の戸口年齢分布表

年齢	寛弘元年 讃岐国戸籍			年未詳 某国戸籍A			年未詳 某国戸籍B			長徳4年籍	延喜2年 阿波国戸籍			延喜8年 周防国戸籍			年齢
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	
1			0			0			0	0							1
2			0			0			0	0							2
3			0			0			0	0							3
4			0			0			0	0							4
5			0			0			0	0							5
6			0			0			0	0							6
7			0			0			0	0							7
8			0			0			0	0							8
9			0			0			0	0							9
10			1			1			0	0							10
11			0			0			0	0	1	1	2				11
12			0			0			0	0			1	1	1		12
13			0			0			0	0							13
14			5			5			0	0			1	1	0		14
15			13			13	1	2	3	0					1	1	15
16			12			12			0	0						0	16
17			11			11	1	1	1	0					1	1	17
18	1		11			12			0	0			2	2	1	1	18
19			10			10	1	1	1	0						0	19
20			16			16			0	0	1	2	3	1	1	0	20
21	1		4			5			0	11	1	1	2		1	1	21
22			1			1			0	0	2	2	2	2	2	2	22
23			0			0			0	0			2	2	2	2	23
24	1		1			2			0	0					3	3	24
25			1			1			0	2			2	2	1	1	25
26			0			0			0	1				0	1	4	26
27			0			0			0	0			2	1	3	2	27
28			0			0			0	0				1	1	1	28
29			3			3			0	0	3	2	5	1	2	3	29
30	5		20			25			10	10	2	4	6	1	3	4	30
31			4			4			0	5	1	2	3	3	1	4	31
32			1			1			0	0			1	1	1	2	32
33			0			0			0	0			3	3	4	4	33
34			0			0			0	0			1	3	4	1	34
35			0			0			0	3			3	3	2	2	35
36			0			0			0	0			1	1	2	4	36
37			1			1	1	1	0	0			4	4	1	2	37
38			0			0			0	0			2	2	3	2	38
39			1			1			0	0			1	3	4	2	39
40	10		22			32			0	3	3	6	6	2	7	9	40
41	2		1			3			0	3	1	7	8	2	3	5	41
42			2			2			0	1			2	6	8	4	42
43			2			2			0	0			1	6	7	1	43
44	3		1			4			0	0				2	2	6	44
45			1			1			0	3			4	4	4	3	45
46			0			0			0	0			1	9	9	10	46
47			2			2			0	1			1	4	5	1	47
48			0			0			0	0				3	3	2	48
49	1		3			4			0	1			6	6	2	2	49
50	12		14			26	1	2	3	1			10	10	5	5	50
51	2		2			4			0	0			3	3	1	4	51
52	4		1			5			0	0			3	3	1	8	52
53			2			2			0	0			3	3	4	7	53
54	5		1			6			0	0			1	10	11	3	54
55	3		4			7	1		1	0			6	6	2	2	55
56			0			0			0	0				4	4	1	56
57	2		2			2	1	1	2	0			1	1	2	3	57
58	2		2			2			0	0				3	3	1	58
59	2		3			5			0	0			9	9	1	3	59
60	10		8			18	1	1	1	3			8	8	0	0	60
61	3		1			4			0	4			4	4	5	1	61
62			2			2			0	0			7	7	3	2	62
63	1		1			1			0	0			5	5	3	3	63
64			0			0			0	0			4	4	2	2	64
65	2		2			2			0	0			6	6	8	8	65
66	1		2			3			0	0			6	6	2	5	66

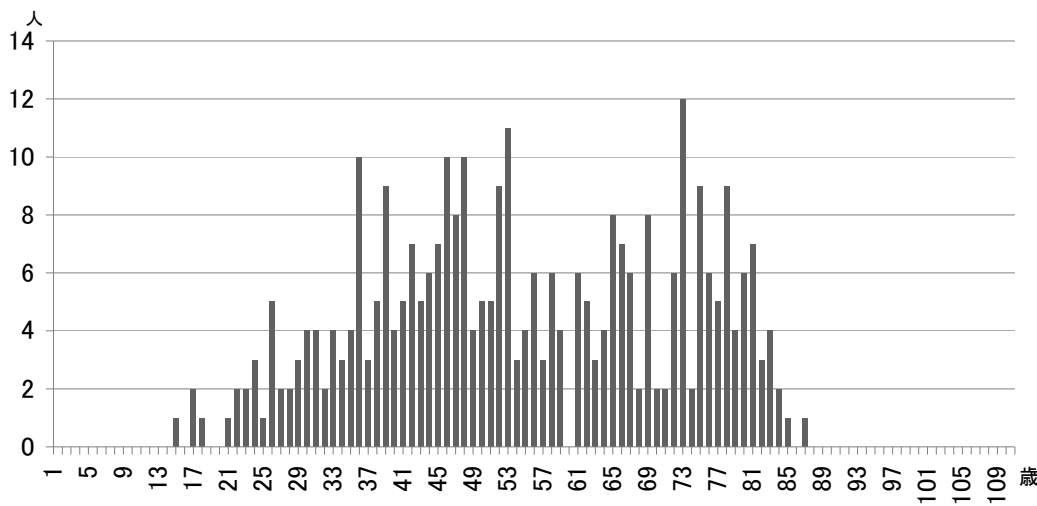
67	1	3	4			0			0		7	7		6	6	6	67	
68	1		1			0			0		5	5		1	1	2	68	
69	3	1	4			0		2	2		5	5		8	8		69	
70	9	11	20	2	1	3	1	6	7		10	10		1	1	2	70	
71	3		3			0		2	2		10	10			2	2	71	
72	2		2	2	1	3	1	1	2		6	6			6	6	72	
73	2		2			0			0		4	4	1	11	12		73	
74	2		2			0			0		3	3			2	2	74	
75	3		3	1		1			0	1	7	7	1	8	9		75	
76			0			0			0		2	5		6	6		76	
77	6	3	9			0			0		9	9	2	3	5		77	
78	1		1			0			0	1	6	7		9	9		78	
79	4	5	9	1		1	3	2	5		3	3		4	4		79	
80	2		2			0		1	1		1	2		5	6		80	
81			0			0			0		2	2	1	6	7		81	
82			0			0			0		5	5		3	3		82	
83	2		2			0			0		1	1		4	4		83	
84			0			0			0		3	3		2	2		84	
85			0			0			0		1	1		1			85	
86			0			0			0		5	5			0		86	
87	4	1	5			0			0		6	6	1		1		87	
88			0			0			0		2	2			0		88	
89	1		1			0			0		5	5			0		89	
90			0			0			0		3	3			0		90	
91			0			0			0								91	
92			0	1		1			0		4	4			0		92	
93			0		1	1			0		2	2			0		93	
94			0			0			0		2	2			0		94	
95			0			0		1	1		1	1			0		95	
96			0			0			0		2	2			0		96	
97			0			0			0						0		97	
98			0			0			0		1	1	2		0		98	
99			0	2	1	3			0		2	2			0		99	
100			0			0			0		1	1	2		0		100	
101			0			0			0								101	
102			0			0			0		1	1			0		102	
103			0			0			0		1	1			0		103	
104			0			0			0						0		104	
105			0			0			0						0		105	
106			0			0			0						0		106	
107			0			0			0		1	1			0		107	
108			0			0			0						0		108	
109			0			0			0						0		109	
110			0			0			0						0		110	
111			0			0			0		1	1			0		111	
年齢	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	年齢		
	寛弘元年 讃岐国戸籍			年未詳 某国戸籍A			年未詳 某国戸籍B			長徳4年籍			延喜2年 阿波国戸籍			延喜8年 周防国戸籍		

〔 延喜2年阿波国板野郡田上郷戸籍 『平安遺文』188号、『大日本史料』第1編3卷所収。
延喜8年周防国玖珂郷戸籍 『平安遺文』199号、『大日本史料』第1編3卷所収。 〕

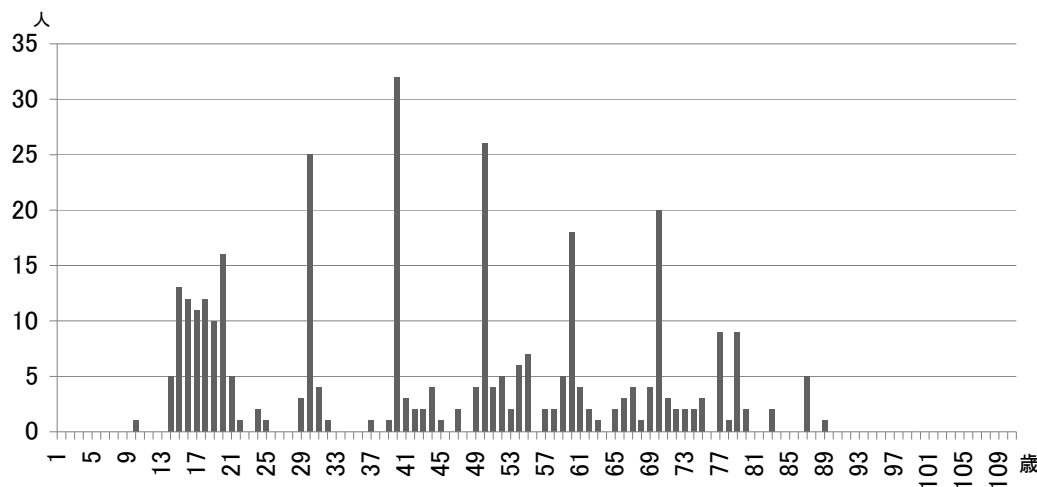
7-2 延喜2年阿波国戸籍戸口年齢分布



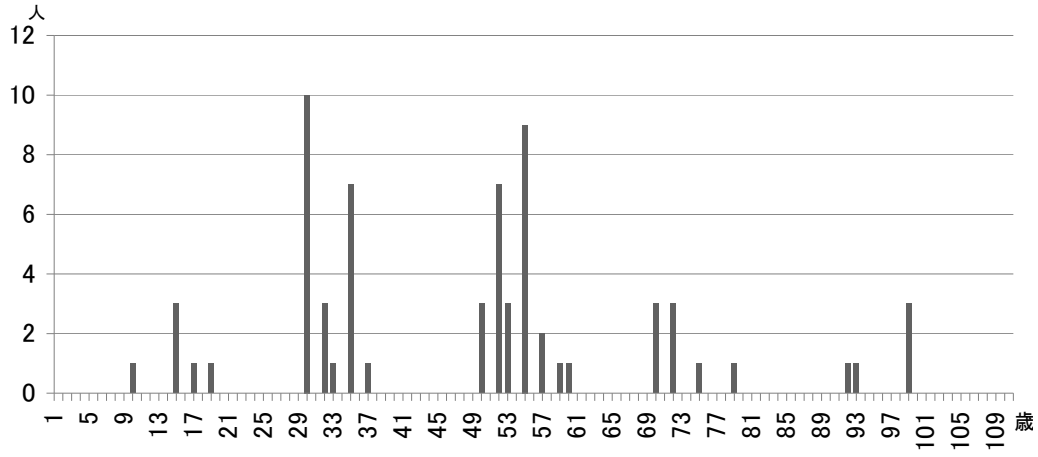
7-3 延喜8年周防国戸籍戸口年齢分布



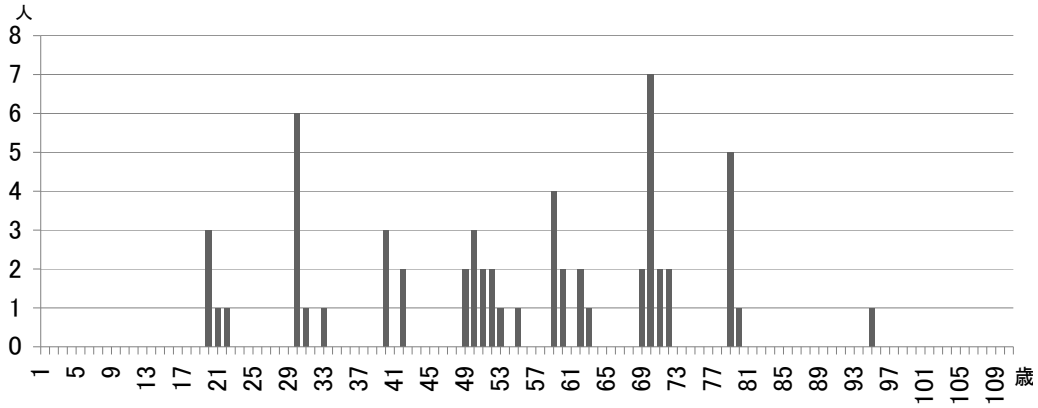
7-4 寛弘元年讃岐国戸籍戸口年齢分布



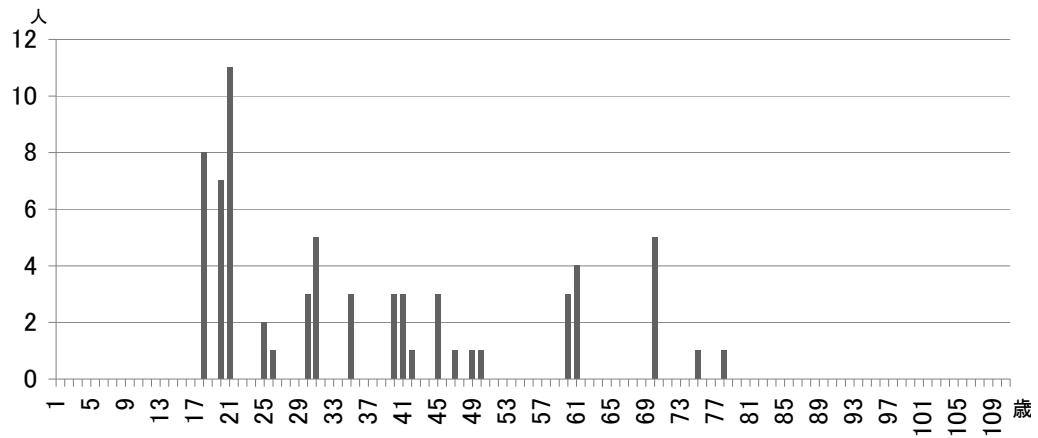
7-5 年未詳某国戸籍A戸口年齢分布



7-6 年未詳某国戸籍B戸口年齢分布



7-7 長徳4年某国戸籍戸口年齢分布



IV 史料本文

- 1 紀伊国郡許院収納所進未勘文
- 2 丹波国高津郷司解
- 3 武蔵国大里郡坪付
- 4 長徳四年某国戸籍
- 5 寛弘元年讃岐国戸籍
- 6 年未詳某国戸籍 A
- 7 年未詳某国戸籍 B

1 紀伊国郡許院収納所進未勘文

九条家本延喜式卷八第二一紙〜第一紙紙背。

『平安遺文』六七二号、東京国立博物館原本カラーデジタル画像により校訂。

墨の異筆は「一」、朱の異筆は『』で示した。

合点は省略したが、その状況はⅢ図表2・1〜3に示した。

◆丙帳

《第二紙》

一枚長一丈九尺	弘一尺二寸	厚二寸
	『直り八束』	
壬正月四日納一物	直縮『十束』	紀時弘
	『直り七束』	
長二丈二尺	七八寸	
壬正月一日納四物	直縮『卅束』	百濟綿吉
長二丈二尺	七八寸	
壬正月四日納二物	直縮『廿束』	和仁部用秋
長二丈二尺	七八寸	
壬正月一日納七物	直縮『七十束』	同 用秋
長二丈二尺	七八寸	
壬正月一日納六物	直縮『六十束』	佐伯有安
長二丈二尺	七八寸	

壬正月四日納板四枚 直縮『卅一束』 伴豊行

三枚 長二丈一尺 弘一尺一寸 厚一寸半

『直り廿四束』

一枚 長一丈八尺 弘一尺二寸 厚一寸半

『直り七束』

壬正月十一日納八物 直縮『七十束』 紀延武

七八寸三支 長二丈二尺

『直り三十束』 七六寸五支 長二丈二尺 『直り卅束』

壬正月十一日納六物 直縮『卅八束』 大原清時

七八寸一支 長二丈二尺 『直り十束』 七六寸四支 長二丈二尺

五六寸一支 長二丈二尺 『直り六束』 『直り卅二束』

壬正月一日納九物 直縮『九十束』 道守末則

《第一〇紙裏》

長二丈二尺	七六寸	
壬正月廿一日納二支	直縮『十六束』	安倍延松
長二丈二尺	七六寸	
壬正月十五日納三物	直縮『卅束』	津守安依
長二丈二尺	七八寸	
壬正月廿日納三物	直縮『廿二束』	藤原光並
七八寸二支 長二丈二尺 五六寸一支	長二丈二尺	『直六束』
壬正月廿日納一物	直縮『十束』	僧明善
長二丈二尺	七八寸	
壬正月廿日納一物	直縮『十束』	津守安世

長二丈二尺 七八寸

壬正月廿九日納卅物 直稻『三百束』

長二丈二尺 七八寸

奏豊丸

『五二九十九束五巴四毛』

残□万四千八百十四束五巴九毛

二万六千八百八十四束九把八分

本穎二万二千三百卅三束六把

当年三千五百七十□九把

《第九紙》

三千八百卅一束三把八分

『見米二百石一斗七升』

米九十石六斗二升二合二勺 一百十九石二斗五升

一百廿一石二斗三升九合九勺

穎六百五十七束五巴五分七毛

千四百十六束五巴八分二毛

御館人人名准穎二千三百卅一束七巴八分

米六十石三斗二升三合

穎九百九十束七巴八分

段米六石七斗二升五合

周防殿御佃九反 准穎百廿九束六巴五分二毛

米四石九升三合二勺

穎卅三束七巴八分八毛

段米一斗九升八合

今延名准穎九十八束七巴

米二石五斗

穎卅二束八巴

段米二斗九升五合

秋中丸准穎六十六束五巴六分

米二石八斗 段米五斗二升八合

《第一紙》

□□□里倉納一□五千九百六十束四巴九分

□承二年六百十四束

□九十九束

□助重廿束 是清延依廿四束 □五十五束

□五百十五束

長元八年千五百束

佐伯秋永四百四束三巴 米十一石□□合 □□□六十八束四巴

伴正高廿九束六巴 米六斗□十六束九巴

紀成延米三石 稻七十五巴 紀金丸米六石二斗九斗 稻卅二束

紀乙成米三斗 紀利正卅二束五巴 千永二束 紀山男丸四束

紀則助五束 重吉二束 岡松四束 豊宗九束五巴

□□高五束 紀犬丸三束 紀重近八束 紀安光五束

□束 安用七十束 員成六十五束 伴乙犬丸六十束

□十束 乙成三束 紀成延十四束 有正六十束

僧興勢米十石 伴犬男丸十五
長元五年十束 正廿束 紀成正十五

内匠高堰八束 虫 二束
同四年三百四束三巴六分

吉乃近依米二斗 稻十束 四合
稻七十八束 紀吉永卅七束 束二巴

忌部吉丸米二斗六升一合 稻五束七巴 紀助遠米六斗六升
束八巴 永弘村三束五巴 三室村四束 岡前一束四巴

束 紀助延二束 同助遠廿五束 用永五束二巴
束五巴四分

紀秋丸廿八束 正員八束 紀常松三束 紀時成五束八巴
私末常米九升

年々九千八百四
米

《第一紙》

氏田村 稻六束

紀吉信稻卅八束三巴 秀延
同佃二斗三升 伴為信米三升

高時米一斗 忌部安米二斗七升 紀真吉米一斗
大宅光松六束 藤原春吉卅束 水手勘返七十四束

紀三郎丸十四束 紀安連十一束 豐松十四束
大德正元十 紀常光十四束 真吉廿二束一巴 藤原利延三十束

乃貞近五束

(四行程度欠)

長元二年

年百九十束一巴
犬丸廿五束 紀石包三十 弘松二束 光清十三束

廿廿束 壬生弘近十六束 酒部光清七十束
治安二年六十四束 日高郡越

卅九束一巴六分
巨勢弘依米十二石六斗七升 粗十六石四斗一升 稻百七十一束二巴

紀吉松廿束 石部為元七束六巴 中臣安富米三斗五升
伴正並米一斗八升 紀為近米二斗 二斗二升

壬生乙光米七升 酒部末 永用米一石一斗六升
粗三石一 高米七升五合

稻四束五巴

◆甲帳

《第一八紙》

六月廿一日納三分	秋重上	六月九日納五兩三分〇	〇
六月十七日納十一兩四分	光丸	六月十四日納七兩三分	是丸上
六月廿二日納三兩三分	光延上	六月廿四日納二兩	光吉上
六月十八日納二兩二分	藤卷上	六月廿七日納二兩二分	重行上
六月卅日收五兩	元直上	六月廿八日納四兩一分	福林上
五月廿七日納二兩一分	有延上	七月十七日納二兩	乙安上
七月廿三日納二兩	岑久上	七月廿九日納一兩	菊富上
六月十七日納三兩一分	安丸上	七月十日納二分	安近上
八月四日納四兩	安丸上	七月廿六日納三分	常吉上
七月廿九日納三分	左近上	七月廿九日納三分	正近上
七月十一日納三朱	諸真上	八月六日納一兩	岑久上
七月廿九日納一兩	正近上	七月廿八日納一兩二分	忌部忠近上
六月卅日納二分	安武上		
紅花五十三目四分三朱 直稻百六束八把六分			
六月六日納一目五分	安枝上	六月五日納一目五分	安丸上
六月十七日納五目八分	安丸上	六月廿三日納一目二分	安丸上
六月廿三日納一目一分	安枝上	六月四日納七分	利生上
六月廿三日納一目四分	宗久上	六月廿五日納三分	有常上
六月廿三日納一目二分	吉松上	六月廿三日納一分	懷真上
六月廿三日納一目	是友上	六月廿五日納五分	清正上
六月廿日納一分三朱	正近上	六月十八日納二分	冬久上

《第七紙》

六月廿五日納五分	光武上	六月廿五日納五分	紀秋時上
六月廿三日納六分	光安上	六月廿五日納四分	時永上
六月卅日納八分	光員上	六月廿八日納二分	真則上
七月八日納一目三分	安丸	六月廿八日納八分	時則上
六月廿六日納五分	光員上	六月卅日納二分	菊武上
六月廿六日納二目	是松上	六月十八日納五分	光近上
六月廿一日納一分	重算上	七月十日收三分	安元上
六月廿九日納三分	成重上	六月十二日納一分	寅丸上
七月十三日納七分	安種上	六月廿九日納四分	守友上
六月卅日納一分	吉常上	七月八日納八分	景信上
六月廿三日納五分	紀末用上	六月十三日納三分	紀大丸上
六月十二日納四分	元清上	六月十一日納八分	乙丸上
六月十一日納二目	乙丸上	六月十二日納三分	是末上
六月十四日納二目	乙丸上	六月十三日納三目	末則上
六月廿日納二百七分	末則上	六月十日納二目	紀真永上
六月七日納二分	連高上	六月廿六日納一目二分	紀末則上
六月卅日納二分	乙延上	六月卅日收八分	珍秀上
七月廿五日納三分	末則上	六月十六日納四分	吉世上
七月五日納二分	春光上	六月九日納一分	安枝上
六月廿三日納三分	真永上	六月廿三日納一目七分	珍算上
六月廿九日納八分	紀則秀上	六月十二日納三目	紀末則上
六月十一日納一分	是忠上	六月廿八日納一目二分五朱	福林上
六月九日納一分五朱	安近『世』	六月廿三日納三分	是重上
五月廿七日納二分	有延上	七月十一日納五分	春武上

芋六十三目五分 直稻四十四束四把五分

五月七日納一目五分 正行上 六月十日納三目 成常上『本』

《第五紙》

六月十日納三目二分	行吉上	六月十三日納一目九分	重男丸上
六月〇日納一目六分	重行上	六月九日収一目五分	延貞上
六月七日納二目	利生上	六月十日納一目	熊丸上
六月八日収四目	是清上	六月十六日納七分	有貞上
六月十一日納二目	是忠上	六月十六日納一目一分	有延上
六月十六日納一目三分	久吉上	六月廿五日納一目五分	有常上
六月十八日納一目	藤春上	納一目一分	道吉上
六月廿三日納一目二分	光安上	六月廿六日納三目五分	近安上
六月十四日納四目	紀犬丸上	六月七日収三目五分	伴犬丸上
六月廿九日納一目	守友上	六〇一目	則秀上
七月十日収八分	安元上	六月廿九日納一目七分	安並上
七月七日納一目三分	紀犬丸上	六月十八日納一目三分	春久上
六月廿五日納一目	利生上	六月廿五日納一目八分	光武上
六月十三日納三目	末則上	六月十二日納三目	末則上
六月廿六日納四目	末〇〇	納一目三分	暹慶上
六月廿五日納七分	觀童丸上		
綿九分二朱	直米二斗七升六合		
七月十一日納八分	伴成元上	分二朱	紀景吉上
油二合	直米二斗	十二月十九日納伴成元上	

「八」

「六百十六束四把二分」

「百六束八把」「定千五百卅三束五把二分」

所納准穎千九百九十四束二把六分

「四」

米九斗三升二合

「八十八束一巴二分」

穎千九百七十五束

巴四分

《第六紙》

吉田津納	書生有遠納廿四束一巴二分	米二斗	七月廿八日納一斗	紀枝吉上	七月廿八日納一斗	秋時上
			穎廿束一巴二分			
			麥一石六斗四升九合			
			五月十五日納二斗七升	石犬丸	六月五日納二斗五升	安行上
			五月十五日納二斗	近忠上	五月廿五日納二斗九合	有常上
			五月十五日納二斗九升	小松上	五月廿六日収四斗三升	安武上
			塩三斗六升三合		六月廿五日納	安光上
			書生忠清納			
			米七斗三升二合			
			「四」			
			正月廿五日納三斗三合	近重上		
			「五」			
			正月十日納二斗	用吉上		

十二月十一日収四斗四升九合 是元上 正月廿九日納五升 友吉上
『可進返抄』(次行頭書)

麦百五十石四斗七升二合 月 日納
『可進返抄』(次行頭書)

造宮作所納麦三十九石九斗七升八合 月 日納
政所納麦五斗

六月十四日納三斗 清常上 六月廿日納二斗 重武上

『六』『三』
平井津納額四十六束

三月十日納材木七物 『直并卅束』
藤原是清上

七人寸木二丈□尺四枝 直稻三十二束
『廿四束』『各六束』

七六寸木二丈二枝 直稻十四束
『十束』『各五束』

三寸半板一枚 直稻八束
『六』

正月廿日納二物 石田力丸 □

《第九紙》

三寸半板一枚 直稻八束

『五』

二寸半板一枚 直稻七束

三月廿日納二枚 尾張安光上

『一』

二丈二尺七八寸 直稻十六束

『四』『八十四』『巴二分九毛』 『十六束三巴六分九□』

未進『万九百廿一束四分九毛』 『定九千四百八十三束五巴二分』

穎

收公田二百九十五束五巴三毛

米

穎

大神宮收公田九段官物百廿七束五巴八分二毛

米四石九升三合二夕 稻四十三束四巴八分八毛 段米一斗八合

伊太祁曾社田三段二百卅步官物五十二束一巴

米

稻

段米

去二年未進百十五束八巴 □

鳴神社四十四束二巴八分 電社十三束三巴

虹法社廿六束七巴六分 鳴神社米四斗七升四合

紀三所社米二升八分 年言神十三束九巴三分

宇□神社七束五巴八分

御館人千六百十五束八巴七分

紀是重二百六十二束四巴六分五毛 僧久能百十八束八巴二分

時信十束四巴八分 船成行十一束九巴 紀磯生三十四束

《第八紙》

(ここに一行あるも紙継目上で切斷再貼繼のため一部欠損 判読不能)

菅原延光二百四十八束四巴二分 国重 □ (廿九束九巴五) 分六毛

橘延武百八十四束六巴四分 藤原成信三十二束九巴

紀松武百三十六束五巴一分三毛 橘倉光百三十一束六巴二分

秦延武六十四束八巴 朝久十六束三巴二分 安武六十四束

藤原今吉四十八束 藤原延友三十五束四巴三分六毛

去二年未進安武六束三巴 永松廿束 助友廿九束六巴

不足七束二巴

民間

伴安丸千百十五束四巴三分二毛 同吉丸二百廿四束三巴

同貞直廿三束七巴四分 同忠澄五束八巴二分

利並八十八束五巴四分 吉乃貞延百一十一束八巴九分 弘景八束

〇〇〇八束四巴 忌部成吉四十二束五巴四分 秋時廿五束八巴

秋成十二束五巴六分 紀枝吉冊束九巴 吉仲十四束

藤原延正廿二束八分 安增四束三巴 安倍助枝一束一巴六分

伴光吉八十七束三巴四分 豐丸九十一束一巴四分 安行四十三束七巴四分

坂上貞時八束 正久八束 脚力氏利十七束八巴六分

景吉十束四巴六分 春近百七束二巴 是延五十一束八巴

高久米一斗一升 久武八束七巴七分 忌部助重百七十三束六巴

石武十四束一巴六分八毛 弘吉六束 紀乙丸二十束

丈部正吉七十二束六巴四分 吉春十二束八巴四分 是行廿九束八巴四分

吉光五十束四巴 藤原正吉十四束一巴六分八毛 安依卅六束八巴

伴安武四束 春時廿七束 正員八束 佐伯有常十八束

有真六十三束三巴 吉末二束 是元二束 安成七束

時弘四束 真木四束 時永八束 紀吉永三束 紀守正六束

德松三束 建部吉重十九束 行秀廿四束 安元四束 垣内畠十二〇

清任五束 正友六束 能勢四束 高源二束 賴照八束

光員十束 房清十五束一巴 永治今光四巴 諸真五束

秋成八束 山犬丸九十六束 紀末則四十六束二巴 清算七束

春安十六束 春重十二束 岡前垣内十二束 有永二束

光吉四束 前津垣内十二束 吉国三束 延忠十一束 成正四束

福重四束八巴 坂東丸六束 今忠五十束 兼清十二束 末国十二束

吉正八束 秋安二束八巴 幸海村垣内廿四束 清重四束

清友四束 福永四十四束 藥生七束 延增三束 景信七束

延種六束 成吉二束 乙永三十二束 長增四束 安光十束

包元十三束五巴 正依四束 是用三束 上村重武四束

紀成丸七束 太木丸二束 墨造安世十六束 安忠十九束

石包四束一巴 兼明十二束 下村安光八束一巴 重近八束

石光二束 有高四束 今光四束 近助十束 成松十二束

正行四束 末直六束 秋時六束 福永五十六束七巴

二年未進九十二束五巴 真延六束 永包卅九束 逆丸六束 光宗一束五巴

安久廿一束 有元二束 有永四束 光高四束

右件去年收納米帳進未勘文所注進如件 以解

永承四年八月廿一日 書生津弘用

◆乙帳

《第一紙》

「下税所

留守目代中原(花押)」

郡許院収納所解 申注進永承三年収納米帳進未勘文事

六月五日徴符分付籾十五石

『勘申大判官代紀(花押)』

『目代明法生中原』

八月廿一日末帳殘九千四百十六束三把六分九毛

合九千五百六十六束三把六分九毛

『七』『五』

除六百五十一束八把一分六毛

米十九石七斗二升三合一夕

稻二百五十七束三把五分四毛

鳴神社田三町九段九十二步 准穎五百五十六束一把一分二毛

米十七石八斗五升一合一夕 稻百八十九束六把五分八毛 段米四斗七升一合一夕

『四』『一分』

正月廿日御判大工春高愁申田三段 准穎四十二束五把四毛

米一石三斗六升四合四夕 稻十四束四把九分六毛 段米三升六合

『公有御判』

月 日御判櫛造氷常愁申畠二段 穎七束六把

『合納所』

月 日判坂上有末愁申畠三段 穎十一束四把

月 日御判紀三所社畠六段 穎廿二束八把

《第一〇紙》

『二』月『廿一』 日御判主遠愁申畠二段 穎十一束四把

『六』『一』

定八千九百十四束五把五分三毛

『十六』『九』

雜用三百二十四束三把三分

米八石四斗六升

『四十七束七把三分』

穎百五十五束一把

五月十日下符大神宮仁王百講布施稻三束

七月十一日下符大神宮仁王百講咒願布施稻十束

八月十一日下符梶取有重預船賃稻五十束

『〇〇』

『例用』(次二行の頭書)

『国〇』

依例立用諸社造酒料稻五束 (百之内)

依例立用伊太祁曾社田四町七段直内米八石四斗六升

七月二日下符仁王百講布施稻三束

七月二日下符仁王百講布施稻三束

七月十四日下符志万社安居供料麦八石一斗一升

『正麦七石三斗七升三合』

『二』『三』

進国准穎九百四十八束三把七分『二毛』

米四石六斗一升六合五夕

穎八百五十六束五分

国返抄二百六束五把七分

《第六紙》

米四石五斗一升六合五夕
稻百十六束二把四分

九月十三日納八丈絹一疋 直稻七十束 伴吉丸上

糸四十三兩一朱 直米四石三斗四合四夕

紅花一目一分三朱 直稻二束二把六分

六月廿五日納糸三分橘秋時上 六月廿五日納二分

六月八日納紅四分一兩二分 紀枝成上 六月十一日納糸二兩分伴吉童丸上

六月廿六日納一兩一分二朱 景吉 七月九日納一兩

六月十日納二兩 道吉上 七月三日納二兩

七月七日納一兩 時元上 七月八日納二兩

六月廿六日納一兩 春久上 七月三日納三分

六月廿日納三分 行時上 六月八日納一兩

七月九日納一兩 吉直上 七月三日納一兩三分

六月廿六日納三分 吉並上 六月廿一日納糸分紀磯成上

六月廿六日納三分 吉春上 六月廿二日納四兩紅分春近上

六月八日納一分 清永上 七月八日納二兩 紀枝吉上

七月八日納糸三分是延上上方 六月廿八日納二分 高慶上

六月廿九日納二分三朱 吉忠口 七月十一日納一兩 近忠上

六月廿五日納二兩二分 利並上 七月九日納一兩 同上

七月七日納一兩 弘種上 六月廿五日納一兩 光武上

七月廿六日納一分 景吉上 六月廿五日納一分 紀犬丸上

六月七日納三分 安世上 六月十二日納三分 近重上

八月十八日納三分 重行上

六月七日納一兩三朱 重近上

七月廿九日納四朱 氏利上

七月十八日納三分 光永上

六月廿日納糸一分紀安永上

八月二日納一分二朱 伴犬丸上

七月十七日納二朱 同上

六月廿五日納糸二兩分有任上

紅花十三目一分七朱 直稻廿六束三把四分

六月十一日納四分 紀景吉上 六月七日納一分 弘吉上

六月廿七日納一分 同上 六月廿五日納八分 春重上

六月廿二日納一目二分 春近上 六月十八日納一分 春久上

六月廿五日納二分 吉枝上 六月八日納三分 紀枝吉上

六月十八日納四分 藤春上 六月廿四日納二分 伴光吉上

六月廿八日納二分 高慶 六月廿一日口二分 秋重上

六月廿七日納五分 重行上 七月三日納二分 永正上

七月七日納三分 時久上 六月廿七日納一分 同上

七月八日納七分 枝吉上 六月廿九日納二分 末明上

七月三日納三分 小犬丸上 六月十七日納二朱 正行上

六月十一日納二分 近重上 六月十日納一分五朱 春枝上

七月十八日納五朱 光永上 六月廿一日納一分 賴近上

七月廿七日納五朱 伴光吉上 七月廿五日納四分 春近上

七月廿五日納三分 春近上 七月十日納二分 近忠上

六月廿三日納四目 伴吉丸上

芋廿五目二分 直稻十七束六把四分

七月廿六日納六分 氏利上

七月廿日納一目 紀是利上

《第一五紙》

《第一四紙》

七月十七日納四目	宗久上	七月廿八日納一目一分	光武上
七月九日納一目五分	吉永上	七月十三日納一目五分	清成上
七月廿六日納三目	伴吉永上	七月八日納一目五分	石武上
七月十六日納三分	安元上	八月三日納二目	定真上
七月四日納二分	春延上	七月廿七日納一目一分	忠高上
六月九日納二目三分	吉乃犬丸上	七月廿七日納七分	逆丸上
八月十七日納六分	安世上	八月十二日納五分	正行上
八月十九日納二目	光貞上『絹三天代』	十月廿九日納二目	紀光近上
七月廿七日納三分	行松上		
綿七分三朱	直米二斗一升二合一夕		
六月十三日納一分二朱	弘吉上	十一月八日納一分	懷真上
八月十四日納五朱	行時上	九月一日納三分	吉春上
壬正月十六日納五朱	枝吉上	正月十八日納一分	吉並上
五月一日納二朱	犬丸上		

『五』『六』

所々納准穎七百四十一束八把一分『二毛』

米一斗

『五』 『六分二毛』

穎七百三十九束八把一分

『七』 『九巴一分六毛』

政所納准卅八束四分

米一斗

『三年十二月三日九』

『五』『五』 九巴四分六毛』

穎卅六束四分
麦三石三斗九升

六月十四日納二斗二升五合 延正 同日納二斗五升 弘吉

《第三紙裏》

同日納五斗	清常上	同日納三斗	藤春上
六月十八日納一斗五升	助包上	六月廿五日納一石二斗一升	信国上
六月廿五日納九升	同上	六月十四日納二斗一升	清常上
六月廿一日納四斗五升五合	瀧丸上		

『一分六毛』

雜穀代二束一把四分

『二』

大豆一斗五升三合

小豆二升一合 代六巴二分

正月廿四日納大豆六升四合 僧望照上 十一月五日納 大豆四升五合 小豆二升一合 石包上

十一月一日納 大豆四升三合 小豆二升 楠久村上

吉田津納

書生有遠納麦二斗 六月十五日逆男丸上

書生忠清納准二百三十七束三把『七分二毛』

麦廿一石三斗三升八合

分付穀代四石三合 税代表十七石五斗三合

『七』『九』

雜穀代穎廿一束九巴二分『六毛』

大豆二石九升六合 小豆三升一合 代六把分 在万一升七合 代〇〇

造宮作所納麦四十六石四斗四升七合

分付穀代 税代表

残

『稻七千六百四十九束五巴五分一毛』

除文書進三百六十八束二巴六分
成徴符定七千二百八十五束二巴九分二毛

《第二紙》

一年七千六百卅一束八巴七分三毛

米 穎

『七』『八』

御館人千六百五束八巴七分『一毛』

文書三百六十八束二巴六分
定千二百卅七束五巴二分四毛

〔文書〕

紀是重二百六十二束四巴六分五毛

久能百十八束八巴二分

時信十束四巴八分

紀磯成三十四束

船成行十一束九巴

菅原延光二百四十八束四巴二分

重国廿九束九巴五分六毛

橘延武百八十四束六巴四分

久米豊永百十二束四巴二分

藤原成信三十二束九巴

紀松武百三十六束五巴一分三毛

〔文書〕

倉光百三十一束二巴二分

秦延武六十四束八巴

朝久十六束三巴二分

秦安武六十四巴

藤原今吉卅四『八束』

藤原正友三十五束四巴三分六毛

去二年未進六十三束一巴

安武六束三巴 永松廿束 助友廿九束六巴 不足七束二巴

『七束八巴五分』

民間四千九百八十九束七巴九毛

伴安丸千三十一束

同吉丸二百卅六束四巴一分二毛

伴久直廿三束五巴四分

同忠澄五束八巴二分

他田利並八十五束一巴四分

吉乃貞延卅六束四巴二分

每弘景廿一束一巴

忌部逆丸八束

福富廿束三巴四分

紀枝吉廿二束四巴

秋成十二束五巴六分

藤原延正廿束

僧安增四束三巴

安倍助枝一束一巴六分

伴光吉七十二束

秦豊丸三十九束六巴三分

氏利十七束八巴六分

曾禰春近九十六束八巴

是延五十一束八巴

紀時近五十一束

高久米一斗一升

紀乙丸廿束

丈部吉正七十束四巴四分

《第四紙》

吉春十一束

桜嶋廿九束八巴四分

藤原正吉十四束一巴六分八毛

小乃安依卅七束

伴安武四束

正光八束

有常十八束

吉末二束

是元二束

安成七束

時弘四束

真木四束

紀時永三束三巴

紀守正六束

吉重十九束

行秀廿四束

伴安元四束

和佐垣内十二束

吉松廿三束六巴

清任五束

正友六束

伴延依十五束二巴

能勢四束

高源二束

僧頼照八束

伴光員十束

房清十五束一把

今光四束

懷真五束

秋成八束

紀末則四十六束〇把

法算七束

三國山犬丸九十六束

春安十六束

春重八束四把

有水

岡前垣内畠十二束

光吉四束

薛津垣内十二束

吉国三束

辛海延忠十四束

成正四束

福重五束

〔六〕

坂東丸六束 紀今忠五十束 兼清十二束 末国十二束

吉正九束 辛海垣内廿四束 清重四束 清友四束

福永四十九束 延增三束 景信十一束 延種六束

成吉二束 用吉三束 長增四束 上村安光十束

紀包元十三束五巴 正依四束 是用三束 上村重武四束

紀成丸七束 菊延六束 太木丸二束 墨造安世十六束

石包四束一巴 石明十二束 下村安光五束 重近八束

有高四束 今光四束 近助十束 成松十二束

正行四束四巴 末直六束 秋時六束 福永五十六束七巴

和佐村廿束 同仲村十束 安居村十一束五巴 有真村十四巴

□□下村十束 津秦村十束 薛津村七束一巴 辛海村六束

楠見上村廿一束六巴 同下村十三束二巴 今高八十一束六巴

重近五十七束 是永六十一束 元延卅五束 正光卅束

有信卅八束 乙丸十八束 紀大丸四十束 景延廿束

《第二紙裏》

念久十束 興命十六束 □ 二巴 紀末用六十束

貞時七十束 勝秀七十束 □ 四十束

分付穀八石八斗 有真村一石二斗 辛海村 □ 三斗 忌部助重一石二斗

利光六斗 豐重三斗 和佐村四石二斗

『已上三千七百九十三束』

未進千百十二束五巴

伴安丸千十七束 真延六束 永包卅九束 逆丸六 □

光宗一束五巴 安久廿一束 有貞四束 有永四束

光高四束

収公田准額千四十六束二巴 □

米三十石六斗四升 □

稻四百三十二束六巴九分二 □

大神宮田四町准額五百六十六 □ 把二分

米十八石一斗九升二合 稻百九十三束二巴八分 段米四斗八升

伊太祁曾社田三段二百卅步 准額五十 □ 一巴

米一石六斗六升七合六分 稻十七束七巴一分七毛 段米四斗四合

鳴神社田三段三百卅步 准額五十六束五巴六分

米一石八斗一升四合七分 稻十八束九巴二分八毛 段米四升六合八分

紀三所社田二段官物廿八束三巴三分六毛

〔合〕〔夕〕

米九斗九升六合 □ 段米二斗四合

神宮寺田一町五段三百五十一 □ 六巴八分八毛

米 □ □ 斗七升六合八分 稻七十 □ □ 巴一分二毛 段米一斗九升二合

去二年未進百十五束八巴九分

鳴神社卅四束二巴八分 電神社 □ 虹法社廿六束七巴六分

紀三所社米二升八合 鳴神社米四斗七升四合

歲 □ 神十三束九巴三分 宇加宇社七束五巴八分

『不足九十一束六巴二分三毛』

2 丹波国高津郷司解

九条家本延喜式卷二第一八紙〜第一紙紙背。

東京国立博物館カラーデジタル画像により校訂。

墨の異筆は「一」、朱の異筆は『』で示した。

合点は省略したが、その状況はⅢ図表3・1〜4に示した。

◆A帳 (『平安遺文』八七九号)

《第一八紙》

五月廿二日何西所進糴参斗参升

物部私部壹斗陸升 志口捌升 高津玖升

六月廿日所進糴式合 納壹斗

国庫出納所収

『二』 『五』

二月『四』日惣返抄 拾捌石参斗壹升『二合』

『八』『五』『五』

米拾柒石柒斗柒升参合 早米七斗参升七合

大豆肆斗参升柒合 『大豆四斗三升柒合』

用紙拾帖 直米壹斗

『七』

麻長筵柒枚 直稻陸拾肆束

『一』 『二』 『四』 『三』 『五』
参丈式枚 直式拾肆束 式丈伍尺伍枚 直肆拾束 『枚別八〇』

『三丈五尺二枚』『〇〇』 『枚別十〇』

『国庫納初一』

天喜四年初陸升 利并玖升

十二月十一日刑部延武肆升 十二月十一日秦行重壹升

十二月十九日秦行重壹升

《第七紙》

『八斗七』

美乃院収初壹石伍升壹合

十二月十八日海久重伍升 十二月廿九日丹波兼武参升伍合

十二月十八日海員重玖升陸合 十二月九日神時延式斗

十二月九日藤井守時式斗肆升 十一月卅日私時景壹斗壹升

『升』

十一月卅日雀部吉次式斗 十二月十一日秦吉延壹斗式升

『三』

『以上初九斗六升一合』

『六』

官交易糸直稻佰陸拾捌束肆把玖分捌毛

未給交易物直稻式佰捌拾伍束柒把

『十三束二巴五分』

去年尾結解過進稻式拾伍束

残

〔五石七斗九升四合〕

『七斗三升六』

『三』『四』

米肆拾七石肆升玖合『二夕』 早米伍石壹斗柒升陸合

〔一石一斗七升一夕〕『別進米一石九斗六升九合五夕』

〔九〕〔八〕

油陸升捌合貳夕〔二才〕

『三』『二』『五』

『八』『六』

稻佰玖拾捌束玖把伍分七毛

〔八〕

『二』『一』『五』

粗粍石玖斗柒升肆合伍夕

『米代綿七兩一分〔白三兩二分三朱〕

用紙冊二帖廿七枚

郷別八丈絹一疋』

《第一五紙》

天喜五年十二月 日 判官代丹波□□

◆B帳 (平安遺文) 八八六号

《第六紙》

『勘判官代私(花押)』

『目代左衛門尉高橋』

『直講中原朝臣』〔(花押)〕

『助教中原朝臣』

高津郷司解 申進天喜五年作田官物尾結解事

合十二月 日勘定尾

早米五石七斗九升四合
別進一石九斗六升九合五夕

米冊一石一斗七升一夕

油六升九合八夕二才

稻二百卅一束五把五分

粗二石一斗八升四合五夕

米代綿七兩一分 自兩分三朱

用紙冊二帖廿七枚

郷別八丈絹一疋

〔二〕

所進 米五石八升五合一夕『早一石九斗三升/別進一斗七升一合』

『八』『八』

稻二百廿七束九把五分七毛

『油四升四合四夕』

『綿一兩』

京庫納『三石二斗一升一合四夕』

見米二石五斗一合

早一石九斗三升
別進一斗七升二合

賃棉十二束五把一分五毛

油四升四合四夕 直米七斗一升四夕

常安納所 收早米一石五斗六升八合

八月十五日刑部行近二斗五升早 九月廿一日丹波近任二斗二升早

九月廿三日丹波光富二斗四升早 九月廿一日雀部重松一斗八升六合 □

九月廿一日海光延一斗二合早 九月廿三日且波波重五升二合早

九月卅日且波安近六斗早

永重納所 收早米一斗八升三合早 十月十九日国友成上

用武納所 收早米一斗七升九合早 十月十五日橘光重上

末吉納所 收別進一斗七升一合別進 三月廿七日僧道久上

安信納所 收官米四斗 十一月十三日清酒光上

頼正納所 收油三升三合

正月廿九日丹波犬丸六合 十二月廿日丹波成枝一升

十二月廿日丹波成枝一升 十二月二日秦重光二合

十二月廿三日私松作五合

光武納所 收油一升一合四夕

十一月廿一日大中臣成光二合 十一月廿六日私松延三合七夕

十一月廿一日丹波安武二合二夕 十一月廿六日佐伯公延三合五夕

出納所 收大豆二斗三升 三月十一日丹波犬丸上

調所 收綿一兩 直米九升三合八夕 三月三日丹波常富上

符用

米一石六斗五升 『圓分寺儀代』 『連符』 『三月五日国分寺布施稻代』

稻二百束 三月 日符 高津井料

官交易糸直稻六束九巴九分二毛 尾結解

『三』『九』

交易物直稻八束四把五分 尾結解

未進

『四』

米卅六石八升五合 『九夕』 早三石八斗六升四合 別進一石七斗九升八合五夕

油二升五合四夕二才 稻三束六把 『七分』

初二石一斗八升四合五夕 綿六兩一分 『白三兩二分三朱』

用紙卅二帖廿七枚 郷別八丈絹一疋

天喜六年三月十二日 判官代丹波為□

◆C帳 (『平安遺文』八九三号)

《第二紙》

『勘判官代佐伯(花押)』
『目代左衛門尉高橋』
『直講中原朝臣』(花押)
高津郷司解 申進天喜五年收納文尾結解事
『助教中原朝臣』

合三月 日勘定尾

『四』

米卅六石八升五合『九夕』

早米三石八斗六升四合

別進米一石七斗九升八合五夕

油二升五合四夕二才

稻三束六巴『七分』

粃二石一斗八升四合五夕

米代綿六兩一分『白三兩二分三朱』

用紙卅二帖廿七枚『郷別八丈絹一疋』

所進

『六』

米十八石九斗一升

稻廿八束四巴

《第二紙》

京庫納五石六斗八升

賃稻廿八束四巴

依正納所收官米一斗八升 二月廿五日大市乙延上

『可』得永納所收官米五石 二月十日忍山兼重上

『可』光武納所收官米五斗

正月廿二日伴久清三斗 正月廿二日伴久清二斗

『六』

調所收官米八石八斗

五月廿二日和久本重召絹九疋 直官米三石六斗

五月廿二日和久元重絹一疋 直官米四斗

五月廿一日佐伯成武絹二疋 直官米八斗

五月十八日丹波正則細美布一段 直官米二石

八月十四日丹波為國細美布六丈 直官米二石

『正米三石七斗五升』

符用四石五斗

三月一日符多少史給去年地子稻内

未進

『九』 『四』

米十柒石八斗五升五合『九夕』

早三石八斗六升四合
別進二石七斗九升八合五夕

《第一〇紙》

油二升五合四夕『二才』

粃二石一斗八升四合『五夕』

米代綿六兩一分『白三兩二分三朱』

用紙卅二帖廿七枚『郷別八丈絹一疋』
過進

『七』

稻廿四束八巴『三分』

天喜六年八月 日 判官代丹波為□

◆D帳 (『平安遺文』八九四号)

《第九紙》

早米拾肆斛陸斗參升參合七夕 本玖斛七斗伍升伍合捌夕

『二』 『七』 『二』

別進式斛陸斗參升式合伍夕 本壹斛七斗伍升伍合

初式斛柒斗柒升柒合式夕伍才〔本壹石捌斗伍升壹合伍夕〕

農料米柒斛 稻佰肆拾束代 『賃稻卅五束』

米代綿捌兩式分 用紙式拾帖并

『七』 『二』 『七』

米肆佰陸拾捌斛捌斗伍升陸合肆夕伍才

『七』

早米柒拾捌斛玖斗壹升參合柒夕

『三』 『七』

別進式斛陸斗參升式合□夕

『四』 『五』

稻式仟肆佰。拾束陸把伍分

油壹斛 米代綿壹斤捌兩式分 自式兩

米代長絹式疋 郷別八丈絹壹疋

《第八紙》

初式斛柒斗柒升柒合貳夕伍才

綿壹斤捌兩貳分白貳兩

用紙伍拾伍帖

所進

米參佰玖拾捌斛伍斗參升伍合捌夕
『二』
『三』

『五』
『五』
『三』
『五』
『八』

早米陸拾七斛陸斗參升陸合『五夕』

別進米貳斗伍升

『七』
『四』
『四』
『四』
『五』
『五』

稻仟玖佰參拾壹束捌把捌分

『九』
『二』
『九』

油捌斗柒升柒合捌夕

米代綿拾伍兩

同長絹貳疋

鄉別八丈絹壹疋

初壹斛肆斗柒升玖合伍夕

《第七紙》

用紙拾陸帖

例用稻壹束 村々神祭料

『七』
『三』
『五』
『九』
『八』
『三』

京庫納米貳佰陸拾肆斛壹斗柒合捌夕

早米陸拾陸石玖斗柒升貳〇
『別進二斗四升』

『七』
『八』
『八』
『三』

見米貳佰伍拾斛貳斗貳升參合『五夕』 賃仟。佰玖拾壹束貳把五〇〇〇

『九』
『二』
『五』

油捌斗陸升七合捌夕 直拾參石捌斗捌升肆合捌夕

光武納所收

『三』
『五』
『四』
『三』
『五』
『五』
『八』
『五』
『元』
『二』
『石』

米拾石貳斗貳升伍合早米拾貳石柒升貳合

油捌斗陸升柒合捌夕

『二』
『四』

又國納所收拾柒石貳斗貳升壹合早米參石陸斗伍升陸合

『四』
『五』

永重納所收貳拾貳石伍斗陸升玖合早米柒石參斗貳升玖合

『七』
『八』
『六』
『八』

常安納所收拾陸石參斗參升玖合早米伍石伍斗參升陸合

『七』
『四』

清友納所收捌石玖斗捌升伍合早陸石捌斗〇升

『九』
『五』
『四』

峯永納所收拾參石肆斗參升壹合早肆石捌斗柒升陸合

《第六紙》

『三』『五』『一』『七』 『三』『五』『元』『五』
頼正納所収式拾肆石式斗陸升式合早拾參石壹斗柒升

『油四升一合』

殿武納所収参石捌斗肆升参合早捌斗式升参合

『二』『一』『八』『五』

重武納所収拾式石陸斗式合『五夕』早式石玖斗壹升肆合『五夕』

『七』『九』『四』

倉並納所収伍斗壹升玖合已早『五斗一升八合』

千武納所収壹石式斗七升早參斗七升

『六』

末吉納所収参石捌斗柒升玖合早柒斗式升玖合
別進式斗伍升

秋永納所収参石伍斗参升早陸斗式升『四』

石吉納所収拾壹石玖斗伍升

『八』『七』

今用納所収壹石柒斗陸升肆合早式石伍斗肆合

用武納所収参石壹斗伍升伍合早柒斗捌升伍合

『一』

吉重納所収拾壹石壹升肆合早式石参斗玖升肆合

元武納所収式石壹升捌合早玖斗玖升肆合

《第五紙》

『一』

一条納所収拾壹石玖斗柒升

『四』

出納正近納所収拾捌石壹斗式升参合

『三』 『八』
永光納所収式石肆斗七升

『五』

行重納所収参石参斗

安信納所収参石柒斗柒升伍合

『二』

今友納所収伍石参斗玖合早伍斗玖升参合

利延納所収参石伍斗肆升参合早壹斗壹升参合

武今納所収壹石壹斗早式斗

松武納所収肆石伍斗捌升

『三』『三』

重国納所収壹石玖斗『八升』

『四』

今任納所収参石伍斗参升

秋時納所収肆斗玖升

今吉納所収伍斗壹升伍合

《第四紙》

時重納所収参斗参升

近行納所収参斗壹升

『七』『三』『一』 『五』

米佰拾捌斛肆斗捌升玖合

符用

『五』
稻肆拾束

『一〇』

『十二』月 日符諸寺三昧供米伍拾式石捌斗參升『三合』

一枚壹石伍斗 出雲利三昧 常樂寺

一枚拾五石 醍醐寺 西院堂

一枚肆斗 池上法花堂 妙淨寺

一枚貳石 法輪寺 一枚參石伍斗玖升 原寺

一枚貳石 中法花寺 一枚壹石玖斗七升 西院院

一枚貳石參斗 法雲寺 一枚貳石捌斗 栖雲寺

一枚壹石參斗 三井寺 一枚參石參斗 大雲寺

《第二紙》

一枚貳石壹斗 安養寺

一枚壹石參斗 園分寺

一枚壹石貳斗玖升 蓮臺寺

一枚貳石捌斗 神吉放生去料

一枚壹石陸斗七升參合 神護寺

『十二』

三月 日符雜色人上日米拾伍斛貳斗伍升伍合

一枚肆石陸斗貳合 重實 上白

一枚陸斗貳升伍合 成光 上白

一枚壹石〇斗 延助 簡料

一枚肆石貳斗肆升捌合 延助 上白

一枚壹石陸斗 重實 簡料

一枚參石捌斗 延助 戸口料

四月廿五日符仁王會請僧布施 米肆斗肆合 稻肆拾束

一枚 米貳斗貳合 『四月廿五日』一枚 米貳斗貳合

月日符大藏史生是任勞米參拾斛

『六月廿八日』

『正米八石三斗三升三合』

二月『七』日符大安寺去年御封米貳拾斛

三月日「符并料稻拾束」

『二合精代』

金堂作所收糲式斗貳升 代早米式斗陸升肆合 七月十七日

《第一紙》

米代『五石七合』

長絹貳疋 直參石陸〇

十一月五日秦是延八丈絹壹疋 直壹石捌斗

十一月五日秦利常八丈絹壹疋 直壹石捌斗

『四』

綿拾伍兩 直壹石伍斗『七合』

(十一九)

十一月十五日〇人部永安捌兩 〇〇月十三日秦人部光〇〇兩

十一月廿九日高階春成貳兩貳分 十二月十三日神真永壹兩貳分

正月廿七日委正武壹兩 正月廿七日委正武壹兩

鄉別長絹壹疋 直稻伍拾束 十一月卅日多紀正弘

九月九日供御鮎御饗壹荷交飯料 白米壹斗貳升 代壹斗肆升肆〇

『初一石四斗七升九合五夕』

『七』

美野院初壹石肆斗伍升陸合

十一月卅日大春重〇捌升 十一月廿九日秦為光七斗七升肆合

十二月十三日多紀正弘參斗 同日多紀正弘參斗

國庫納初

十二月七日安部儀延壹升伍合

利井式貳式伍分 天喜四年

官交易糸直佰貳拾七束陸把『二分』
『五』

交易物直參佰參拾陸束伍把
『二』

去年又尾結解過進稻捌拾伍束伍把肆分
『八』

出納所收拾『一』斛柒斗參□□□
『三』 『六』
『一』 早肆斗『二升三合』

見米拾斛肆斗參升壹合
『一』 『三』 『六』
早肆斗『二升三合』
『大豆』石四斗九升六合

油壹升
直壹斗肆升

用紙拾陸帖
直伍□

3 武蔵国大里郡坪付

九条家本延喜式 卷二第二二紙〜第一紙紙背。
 平安遺文四六一〇号。東京国立博物館原本カラーデジタル画像により校訂。
 各段ごとに野線あり。満面ニ「大里郡印」あり。
 紙継目の両側で、野線が不連続、やや空白のある部分もみられるが、内容は連続している。

《第二二紙》

- | | | |
|--------------------|------------------|-----------------|
| 卅坪八段 公 菱四段三百歩 | 卅坪八段 公 菱二歩 | 卅坪八段二百歩 |
| 卅四坪一町 公 | 卅五坪四段百卅歩 公 | 卅六坪五段二百卅歩 公 |
| 二栗生里式拾陸町柒段式佰式拾歩 | | |
| 一坪三百廿歩 公 | 二坪一町 公 | 三坪一町 公 |
| 五坪六段百歩 公 菱 | 六坪六段三百十六歩 菱 | 四坪五段三百十歩 公 菱五段 |
| 九坪六段百五十歩 公 菱五段 | 十坪五段三百卅歩 公 菱三百卅歩 | 八坪六段六十四歩 公 |
| 十四坪百六十歩 公 | 十五坪七段二百卅二歩 菱 | 十二坪 公 |
| 十七坪五段 公 | 十八坪二段 | 十六坪八段二百卅歩 公 菱一段 |
| 廿二坪九段二百卅一步 公 菱二百卅歩 | 廿三坪七段 公 | 十九坪五段二百卅歩 公 |
| 廿六坪一町 公 菱 | 廿七坪九段二百六十歩 公 | 廿四坪一段 公 |
| 卅坪九段 公 | 卅一坪九段二百卅歩 公 菱三段 | 廿八坪九段 公 卅歩 |
| 卅四坪三段 公 | 卅五坪五段二百八十歩 公 | 卅二坪七段 菱 |
| 三田作所里拾玖町玖段参佰捌歩 | | 卅六坪一段 公 |
| 一坪八段二百卅歩 公 | 二坪九段百六十八歩 公 菱七段 | 三坪九段 公 菱一段百卅歩 |
| 五坪六段 公 | 六坪三段 公 | 七坪九段 公 |
| | | 八坪六段 公 |
| | | 四坪 公 |
| | | 卅九坪六段三百五十六歩 公 |
| | | 卅三坪一段 公 |

九坪五段 公

十三坪一町 公 菱九段百卅步

十七坪一段十六步 公

廿一坪五段二百六十步 公 菱二段廿步

廿五坪四段 公

廿九坪一段 公

卅三坪六段二百卅步 公

四速津里拾口町肆段佰肆拾陸步

一坪九段二百卅步 公

五坪四段 公 菱二段十步

九坪七段百廿步 公 菱二段百步

十三坪三百一十步 公

十九坪七段 乘田

廿五坪六段二百步 公 菱二段二百六十步

廿九坪二段二百卅 公

卅三坪三段二百卅步 公

五箭田里玖町捌段佰陸拾貳步

四坪六段口口 公 菱三段百步 公田

八坪三段卅步 公

十七坪三段卅步 公 菱口百卅步

廿一坪二段 公

卅二坪一段百十六步 公

六牧川里參町肆段貳佰貳拾步

二坪四段百廿步 公 菱一段口口

十坪三段二百卅步 公 菱二百十步

十四坪九段 公 菱一段百步

十八坪一段二百七十五步 菱

廿二坪七段百廿步 公 菱一段二百十步

廿六坪五段二百卅步 菱

卅坪八段十步 公

卅四坪二段百六十步 公

二坪八段五十步 公

六坪五段百卅五步 公

十坪五段二百卅步 公

十六坪六段 公

廿坪六段五十步 公

廿六坪四段 菱

卅坪一段二百卅六步 公

卅六坪六段 菱

五坪五段廿步 公 菱二段

九坪六段卅步 公

十八坪七段三百卅步 公

廿二坪四段 公

卅三坪二段 公

三坪九段 公 菱一段二百卅步

十一坪八段 公 菱一段六十步

十五坪五段二百七十步 公

十九坪一段五十步 公

廿三坪二段 公 菱一段二百步

廿七坪二段百八十步 公

卅一坪六段三百步 公

卅五坪六段九十步 公 菱五段二百

三坪八段百步 公

七坪九段 公

十一坪七段 公

十七坪三段卅步 公 菱三百廿步

廿二坪(一段二百步力)

廿七坪一段二百八十步 菱

卅一坪五段 公

卅七坪一段二百八十步 菱

六坪七段百六步 公

十五坪一段百步 口

十九坪七段百卅步 口

廿六坪三段百廿步 公 菱二段

卅四坪二段二百步 公

四坪九段 菱百廿步

十二坪九段二百卅步 公

十六坪五段百五十步 公

廿坪二段五十步 公

廿四坪八段卅八步 公 菱三段

口口段三百廿步 公

卅二坪四段三百步 公

卅六坪四段九十步 公 菱一段二百七十步

四坪三段百六十步 公 菱一段百步

八坪六段卅步 公

十二坪九段卅步 菱二段

十八坪七段 公

廿二坪一段 公

廿八坪四段二百廿步 菱

卅二坪三段卅步 公

七坪七段 公

十六坪六段廿步 口

廿坪一段百步 公

廿七坪一段百廿步 公

卅五坪二百卅步 公

五坪二百步 菱

《第一一紙》

六坪三段百六十歩 公

十坪一段二百歩 □

七石井里老段式佰歩

十七坪二百歩 菱

五條伯耆町肆段伍拾伍歩

一富久良里拾肆町柒段

四坪四段 菱

十坪一段二百卅歩 公

十八坪一町 菱八段

廿二坪八段 菱六段

廿六坪九段十六歩 菱一段卅歩

卅坪六段五十四歩 菱

卅四坪八段二百卅歩 菱八菱卅歩

二郡家里拾陸町佰捌拾肆歩

一坪一段 菱

五坪 □

九坪一段四歩 公

十四坪一段 公

七坪二段三百歩 公

十一坪二百八十歩 公

十八坪一段 菱

五坪三段 菱

十五坪百六十歩 公

十九坪九段百廿歩 菱

廿三坪三段卅歩 菱

廿七坪九段 菱四段三百五十歩

卅一坪一町 菱五段百廿歩

卅五坪四段 公一段

二坪五段四歩 公

六坪九段二百卅歩 菱六段卅歩

十一坪六段 菱二段

十五坪一段百廿歩

八坪百卅歩 公

十四坪一段 公

七坪一段二百歩 □

十六坪一段五十四歩 公

廿坪七段 菱

廿四坪一段百廿歩 公

廿八坪一段百廿歩 菱

卅二坪八段九十歩 菱八段

卅六坪五段二百六十歩 菱五段卅歩

三坪三段 菱

七坪百廿歩 菱

十二坪七段 菱三段百八十歩

十六坪一□

九坪一段 公

十五坪□段九十歩 公

八坪一段五歩 菱一 一迹去

十七坪八段百歩 菱二段

廿一坪八段 菱五段百卅歩

廿五坪九段 公

卅九段卅歩 菱

卅三坪八段 菱七段

四坪九段二百卅歩 菱三段

八坪三段 菱一段卅歩

十三坪三百廿歩 公

十八坪一段百廿歩 公

《第一〇紙》(裁断面あり、界線不連続)

十九坪九□

廿三坪一段 公

廿七坪七段 菱三百卅歩

卅一坪一段三百 □

卅五坪七段 公

三中嶋里拾陸町陸段参拾肆歩

廿坪四段 菱二段百廿歩

廿四坪九段七十歩 公

廿八坪四段 公

卅二坪八段 公

卅六坪六段三百歩

廿一坪四段百卅歩 公

廿五坪九段 公

廿九坪七段百歩 菱

卅三坪七段八十歩 公

廿二坪一段百六十歩 公

廿六坪二段 公

卅坪六段 菱五段

卅四坪一段五十歩 公

一坪四段百廿步 公

五坪四段 公

九坪九段百廿步 公

十三坪三段 公

十七坪六段百廿步

菱一段百廿步

廿二坪三段百八十步

廿七坪百廿步 公

卅一坪五段 公

卅五坪六段二百卅四步

四高田里拾柒町壹段貳佰伍拾壹步

一坪八段卅二步 公 菱一段三百步

五坪五段九十步 公

□□□百廿步 公

廿一坪四段三百卅步 公

廿七坪九段百卅步 公

卅二坪四段三百步 公

五□□里拾玖町柒段參佰伍拾步

一坪八段 菱一段卅步

七坪八段八十步 公

十一坪一町 公

二坪一町 公

六坪二段百十步 公 菱一段二百步

十坪九段 公 菱百廿步

十四坪一段 公

十九坪二段百卅步 公

廿三坪二段三百卅步 公

廿八坪八段二百廿步 公

卅二坪三段 公

卅六坪三段 公

三坪五段二百卅步 公

七坪二段百卅步 公 菱一段二百卅步

十一坪五段百廿步 公

十五坪六段 乘田

廿坪九段百八十步 公 菱百卅步

廿四坪一段五十步 公

廿九坪七段二百卅步 公 菱一段

卅三坪七段 公

四坪三段二百卅步 公

八坪五段 公 菱一段七十步

十二坪二段百步 公

十六坪二段 公 菱百廿步

廿一坪七段 公 菱一段百廿步

廿六坪六段百卅步 公

卅坪七段二百卅步 公

卅四坪三段百六十步 公

二坪八段 公

六坪九段二百廿步 公

十七坪八段 公 菱一段

廿二坪九段九十步 公

廿八坪六段百廿步 公

卅三坪九段五十步 公

三坪三段二百卅步 公

七坪九段八十步 公

十八坪一町 公

廿三坪九段六十步 公

廿九坪三百步 公

卅五坪九段百步 公 菱百步

四坪四段 公

八坪九段百卅步 公

十九坪一町 公 菱四段

廿六坪九段 公 菱二百卅步

卅坪七段卅步 公

三坪一町 乘田

八坪八段二百步 公

十二坪九段二百廿步 公

四坪七段 公

九坪七段百八十步 公

十三坪九段百廿步 公 菱一段百卅步

五坪四段 公

十坪八段二百卅步 公 乘田

十五坪九段二百卅步 公

《第九紙》(裁断、野線不連続)

十六坪九段二百卅 公

廿四坪九段二百步 公

廿八坪一町 公

六鷲田里拾貳町肆段貳佰肆拾步

十九坪九段百六十步 公

廿五坪八段三百卅步 公

卅二坪一町 菱

廿坪一町 公

廿六坪九段二百八十步 公

廿三坪一町 公

廿七坪一町 公

一坪八段佰八十步 公

九坪一町 乘田

廿一坪一町 公

廿七坪二段百八十步 公

卅三坪九段二百卅步 公

七幡田里肆町陸段

三坪六段 公

十三坪六十步 菱

十九坪三段 公

卅四坪一段 公

八楊田里貳町陸段

六坪七段 公

六條伍拾伍町參段參步

一〇〇麻里參町肆段拾步

十三坪四段二百卅步 菱二百卅步 公

廿四坪二段三百段卅步 菱一段百八十六步 公

卅三坪二段 公

二楊井里拾壹町參佰參拾肆步

二坪八段 菱

十坪百步 菱

廿三坪九段 菱二百步

卅坪三段百步 公

三新生里拾陸町貳段貳佰參拾陸步

一坪四段十六步 乘田

八坪一町 菱百廿步 公

二坪八段 菱二百卅步 公

十二坪七段 菱二百廿步 公

廿二坪一町 公

廿八坪七段六十步 公

卅四坪二段 〇

八坪九段 公

十四坪二段百步 公

廿坪四段 公

廿坪四段 公

廿坪四段 公

廿坪四段 公

廿坪四段 公

廿坪四段 公

廿坪四段 公

十四坪百廿步 公

廿五坪五段二百步 菱四段公

卅四坪二段 菱二百卅步 公

三坪一段二百五十步 菱

十一坪五段 菱二段二百八十步 公

廿四坪二段百步 菱一段廿步 公

卅一坪一町 公

卅一坪一町 公

卅一坪一町 公

卅一坪一町 公

九坪一町 菱一段佰八十步 公

三坪一町 公

十三坪百八十步 公

廿四坪百廿步 菱

卅一坪一町 公

卅五坪二百六十步 菱

十坪六段 公

十六坪五段 公

廿一坪百廿步 公

廿一坪百廿步 公

廿一坪百廿步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

十八坪七段六十步 公

六坪四段百六十步 菱一段 公

十八坪一町 公

廿六坪一町 公

卅五坪一町 公

卅五坪一町 公

卅五坪一町 公

十二坪六段百卅步 菱百卅步 公

四坪一町 乘田

十四坪七段 乘田

廿六坪三段百步 菱一段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

卅二坪八段 公

十四坪口段二百八十歩 □

十五坪一町 公

十七坪一町 公 菱三段

十九坪一町 公 菱三百歩

廿坪九段二百八十歩 公 菱一段

廿三坪一町 公

廿六坪六段 公

廿七坪六段二百卅歩 公

廿八坪九段百廿歩 菱

廿九坪一町 公

卅一坪九段 公

卅三坪六段三百歩 公 菱一段百歩

卅四坪五段 公

卅五坪五段 公

四新口里参拾参町捌段口口歩

一坪八段百廿歩 公

二坪三段 公

三坪九段二百卅歩 公 菱一段

四坪一町 公

五坪七段百八十歩 公

六坪九段 公

七坪八段百歩 公

八坪八段二百卅歩 乘田

九坪一町 乘田 菱百六十歩

十坪八段二百卅歩 公

十一坪九段二百卅歩 菱

十二坪九段二百六十歩 公 菱二百六十歩

十三坪一町 公

十四坪一町 公

十五坪九段三百卅歩 公

十六坪一町 公

十七坪九段二百卅歩 公

十八坪九段二百歩 公

十九坪一町 公 菱七十歩

廿坪一町 公

廿一坪一町 公

廿二坪一町 公

廿三坪一町 □

廿四坪一町 公

廿五坪一町 公

廿六坪一町 公

廿七坪九段二百八十歩 公

廿八坪一町 公

廿九坪一町 公

卅坪九段 公

卅一坪一町 公

卅二坪九段 公

卅三坪一町 公

卅四坪一町 公

卅五坪九段二百歩 菱二百卅歩

卅六坪八段 公

五青山里式拾参町伍段式佰柒歩

一坪九段百八十歩 公

二坪九段五十歩 公

三坪一町 公 菱一段八十歩

四坪一町 公

五坪一町 公

六坪一町 公

七坪一町 公

八坪九段百八十歩 公

九坪一町 公

十坪一町 公

十一坪七段 公 菱四段

十二坪八段 公

十三坪九段 公

十四坪四段 公 菱一段百七十歩

十五坪八段二百卅歩 公

十六坪一町 公

十七坪一町 公

十八坪一町 公

十九坪四段 公

廿坪一町 公

廿一坪三段 公

廿二坪六段 公

廿三坪四段二百卅 公

廿四坪七段卅歩 公

廿六坪六段 公

廿七坪一段五十歩 公

廿八坪五段 公

廿九坪四段二百歩 公

卅坪六段七歩 公 菱一段

卅一坪九段二百歩 □

卅二坪一町 公

六三鷲里捌町肆段参佰伍拾陸歩

《第七紙》 (罫線不連続)

二坪二段六十步	菱	三坪一段	菱	九坪一段三百卅步	菱	十坪六段	菱
十四坪一段	菱	十五坪一段	菱	十六坪七段	菱	廿坪一段二百廿步	菱
廿一坪六段二百卅步	菱	廿二坪八十步	菱	廿六坪一町	公	廿八坪三段	菱
廿九坪□□二百卅步	菱	卅坪二段	菱	卅二坪九段卅步	公	卅三坪九段二百卅步	

卅四坪一町 菱
 卅六坪九段七十步 公

七隴里貳拾伍町貳佰拾步

一坪五段	公	二坪九段	公	三坪八段二百卅步	公	四坪八段二百卅步	公
五坪九段	公	六坪九段	公	七坪九段二百卅步	公	八坪一町	公
九坪一町	公	十坪九段	公	十一坪七段二百步	公	十二坪九段	公
十三坪五段二百卅步	公	十四坪一町	公	十六坪一町	公	廿坪一町	公
廿一坪一町	公	廿二坪一町	公	廿三坪一町	公	廿四坪二段	公
廿五坪四段	公	廿六坪一町	公	廿七坪一町	公	廿九坪一町	公
卅一坪九段二百六十步	公	卅二坪一町	公	卅四坪一町	公	卅五坪一町	公
卅六坪□段二百卅步	公						

八楊師里貳拾捌町伍段貳佰捌拾步

一坪三段	公	二坪一町	公	三坪一町	公	四坪一町	公
六坪九段	公	七坪一町	菱	八坪一町	菱一段百卅步 公八段百廿步	九坪九段二百卅步	菱百步
十坪一町	公	十一坪一町	公	十二坪一町	公	十三坪一町	乘田
十四坪一町	公	十五坪一町	公	十六坪一町	公	十七坪九段二百卅步	公
廿坪一町	公	廿一坪一町	公	廿二坪一町	公	廿三坪一町	公
廿四坪一町	公	廿五坪六段二百卅步	公	廿六坪一町	公	廿七坪一町	公
廿八坪一町	公	廿九坪一町	公	卅坪二段七十一步	菱	卅一坪九段二百卅步	公
卅二坪一町	公	卅三坪一町	公	卅四坪五段	公	卅五坪百步	公

九川俣里貳町捌段伍拾步

四坪三段二百步 公
十八坪二段二百卅步 公

五坪四段 公

六坪九段二百七十步 公

七坪八段百步 公

七条佰玖拾七町捌段参佰肆拾参步
一牧津里老町玖段参佰拾步

卅四坪百十步

卅五坪七段二百九十步 乘田

卅六坪四段 公

二勾田里式拾伍町玖段佰式拾步

一坪九段 公

二坪一町 公

三坪六段二百卅步 公

四坪一段百八十步 公

八坪二百步 公

九坪八段百廿步 乘田

十坪一町 公

十一坪一町 公

十二坪一町 公

十三坪九段百十步 公

十四坪一町 公

十五坪一町 公

《第六紙》 (野線不連続)

十六坪一町 公

十七坪八段二百十步 公

十八坪一町 公

十九坪六段二百卅步

廿坪一町 公

廿一坪一町 乘田

廿二坪一町 乘田

廿三坪一町 公

廿四坪七段八十步 公

廿五坪一町 乘田

廿六坪一町 公

廿七坪一町 公

廿八坪一町 公

廿九坪一町 公

卅坪九段百六十步 公

卅一坪四段 公

卅三坪七段 公

卅三坪六段百廿步 公

卅四坪七段百卅步 公

卅五坪七段 公

卅六坪九段百廿步 公

三桑田里参拾参町段式佰捌拾步

一坪一町

二坪一町

三坪一町

四坪一町 公

五坪一町 公

六坪九段二百卅步 菱

七坪一町 公

八坪一町

九段一町

十坪一町

十一坪一町

十二坪一町 公

十三坪一町 公

十四坪一町 乘田

十五坪一町 公

十六坪一町 公

十七坪一町

十八坪一町 公

十九坪七段二百十步 公

廿坪七段百廿步 公

廿一坪八段 公

廿二坪八段 公

廿三坪三段 乘田

廿坪九段 乘田

廿五坪七段 乘田

廿六坪五段八十步 公

廿七坪九段二百十步 公

廿八坪九段二百卅步 乘田

廿九坪一町 公

卅坪一町 公

卅一坪一町 公

卅二坪一町 公

卅三坪一町 公
四麴里拾參町貳拾步
卅四坪一町 公
卅五坪一町 乘田
卅六坪九段二百六十步 公

十一坪九段三百六十步 乘田
卅一坪四段 公
十二坪九段二百六十步 公
十三坪九段百步 公
十四坪九段百九十步 公

廿七坪九段二百卅步 公
卅五坪九段三百步 公
廿八坪一町 公
廿四坪九段二百卅步 公
廿五坪一町 乘田
卅三坪九段百八十步 公

五榎田里拾捌町貳段參拾步
一坪九段百八十步 公
三坪一町 乘田
六坪九段 公
七坪九段百六十步 公

九坪一町 乘田
十一坪一町 乘田
十二坪一町 乘田
十五坪一町 乘田
廿五坪六段三百廿步 公

廿二坪一町 乘田
廿六坪五段百廿步 公
卅三坪二段七十步 公
廿三坪一町 乘田
廿七坪六段三百卅步 公
卅四坪八段百廿步 公
廿八坪一町 乘田
卅二坪八段百卅步 公
卅六坪九段 公

《第五紙》 (野線連続)

六栗籠里參拾參町伍段玖拾步

一坪九段二百卅步 公

二坪一町 公

三坪五段三百步 乘田

四坪一町 公

五坪六段 公

六坪八段 公

七坪七段百五十步 公

八坪一町 公

九坪一町 乘田

十坪一町 公

十一坪一町 公

十二坪九段 公

十三坪九段 公

十四坪一町 公

十五坪一町 公

十六坪九段三百卅 公

十七坪一町 公

十八坪一町 公

十九坪一町 公

廿坪九段百八十步 公

廿一坪一町 公

廿二坪一町 公

廿三坪八段百廿步 公

廿四坪一町 公

廿五坪九段 公
菱一段百六十步
公六段二百步

廿六坪一町 公

廿七坪一町 公

廿八坪一町 公

廿九坪九段 公

卅坪二段 公

卅一坪一町 公

卅二坪一町 公

卅三坪九段二百廿步 公
□□百卅步

卅四坪九段二百步 公

卅五坪九段二百卅步 公

卅六坪九段百六十步

七下榎里拾捌町參段參佰貳拾步

四坪一町 公

五坪一町 公

六坪一町 乘田

七坪八段 公

八坪七段佰廿歩 公

十五坪九段百卅歩 乗田

十九坪三段二百六十歩 公

廿八坪一段三百卅歩 菱

卅二坪一町 公

八宍田里式拾肆町肆段佰参拾歩

一坪九段百 []

五坪三段 公

九坪一町 公

十三坪三段百七十歩 菱

十七坪一町 菱

廿一坪一町 菱

廿七坪九段二百卅歩 公

卅一坪一町

卅五坪六段 菱

九新野里拾玖町伍段佰伍拾歩

一坪八段三百歩 公

十二坪九段二百卅歩 公

十六坪一町 公

廿坪九段卅歩 公

廿九坪五段三百歩 菱三段

卅三坪九段百廿歩 公

二坪九段二百歩 菱二百六十歩

六坪三段百八十歩 公

十坪一町 公

十四坪一町

十八坪一町 菱

廿二坪一町 公

廿八坪一町 菱

卅二坪一町 菱

卅六坪一町

卅九坪一町

四十二坪一町

四十六坪一町

五十坪一町

五十四坪一町

五十八坪一町

六十二坪一町

六十六坪一町

七十坪一町

七十四坪一町

七十八坪一町

八十二坪一町

八十六坪一町

九十坪一町

九十四坪一町

十三坪一町 公

十七坪 [] 公

廿五坪一段 菱

卅坪八段 公

卅四坪八段 菱二段二百歩

三坪一町 公

七坪一段 菱

十一坪九段百八十歩 公

十五坪九段百歩 公

十九坪一町 菱

廿三坪三段 菱

廿九坪一町 菱

卅三坪一町 菱一段二百九十歩

卅七坪一町

四十一坪一町

四十五坪一町

四十九坪一町

五十三坪一町

五十七坪一町

六十一坪一町

六十五坪一町

六十九坪一町

七十三坪一町

七十七坪一町

八十一坪一町

八十五坪一町

八十九坪一町

九十三坪一町

九十七坪一町

十四坪九段二百十歩

十八坪五段 公

廿七坪六十歩 菱

卅一坪一町 公

卅五坪一町

卅九坪一町

四十三坪一町

四十七坪一町

五十一坪一町

五十五坪一町

五十九坪一町

六十三坪一町

六十七坪一町

七十一坪一町

七十五坪一町

七十九坪一町

八十三坪一町

八十七坪一町

九十一坪一町

九十五坪一町

九十九坪一町

一百零三坪一町

一百零七坪一町

一百一十一坪一町

一百一十五坪一町

一百一十九坪一町

一百二十三坪一町

一百二十七坪一町

一百三十一坪一町

《第四紙》 (切断により文字の左側一部欠落するも、内容は連続)

卅五坪一段百廿步 公

十川辺里肆町肆段参佰参拾参步

三坪八段 公

八坪二段 公

十七坪三段六十步 公

卅坪四段 公

八条式佰拾老町柒段式佰柒拾柒步

一勾田里老町肆段参佰步

卅四坪□□□ 公

二桑田里式拾伍町参段参佰参拾步

二坪七段 公

九坪九段百七十步 公

十四坪一町 公

十八坪八段 公

廿二坪 □□□

廿六坪一町 公 菱

卅坪八段百□□ 公

卅四坪一町 公

三槽田里捌町伍段式佰陸拾参步

六坪九段三百步 公

十八坪九段□百六十步 公

廿一(二カ)坪一町 公

《第三紙》(野線不連続、内容は連続)

卅六坪九段二百十步 公

卅坪九段 公

四坪四段 公

九坪八段 公

十八坪二段 公

卅五坪一段 公

三坪一段 公

十坪一町 公

十五坪一町 公

十九坪七段三百卅步 公

廿三坪九段 公

廿七坪一町 公 乘田

卅一坪一町 公

卅五坪一町 公

七坪一段二百七十六步 公

十九坪八段 公 菱一段三百步

廿三坪七段百廿步 公

廿七坪一町 公 菱七段三百

卅一坪九段百步 公 乘田

卅七坪一町 公

卅九坪八段百步 公

卅二坪八段百步 公

卅八坪一町 公

卅二坪八段百步 公

卅九坪一町 公

卅三坪一町 公 菱五段七十步

六坪一段二百九十步

十坪三百步

十九坪五段 公

卅六坪九段二百步 公

七坪百八十步 公

十一坪一町 公

十六坪一町 公

廿坪九段 公

廿四坪八段二百九十步 公

廿八坪 □□□ 公

卅二坪一町 公

卅六坪一町 公

十二坪一町 公

廿坪一町 公

廿四坪 □□□ 公

卅八坪一町 公

卅二坪八段百步 公

卅九坪一町 公

卅三坪一町 公

十六坪一町 公

廿一坪一町 公

廿五坪一町 公

卅六坪一町 公

卅九坪一町 公

七坪四段 公

十六坪一段二百卅步 公

廿坪二段百六十步 公

八坪六段 公

十三坪一町 公

十七坪一町 公

廿一坪九段百卅步 公

廿五坪一町 公

廿九坪一町 公 菱八段

卅三坪一町 公

十六坪一町 公

廿一坪一町 公

廿五坪一町 公

卅六坪一町 公

卅九坪一町 公

卅三坪一町 公

十六坪一町 公

廿一坪一町 公

廿五坪一町 公

卅六坪一町 公

卅九坪一町 公

卅三坪一町 公

卅九坪一町 公

卅三坪一町 公

卅四坪九段 公 菱三段百八十步
四片崩里式拾七町肆拾陸步

一坪五段二百步 公

五坪九段三百步 公

九坪二百卅步 公

十三坪九段百步 公

十七坪一町 公 菱百廿步

廿二坪五段二百步 公 菱一段卅步

廿六坪七段 公

卅坪四段百步 公

卅五坪一町 公

五柒田里式拾壹町貳佰玖拾步

一坪四段卅步 公

五坪一町 公

九坪四段百廿步 公

十四坪九段 公

十八坪三段二百六十步 公

廿二坪一町 公

廿六坪二段廿步 公

卅坪一段 公

卅四坪一町 公

六物部里参拾壹町玖段陸拾肆步

一坪一町 公

五坪一町 公

九坪一町 公

卅五坪一町 公

二坪一町 公

六坪七段 公

十坪九段二百卅步 公

十四坪九段二百步 公

十九坪一段二百八十步 公

廿三坪九段十六步 公

廿七坪五段五十步 公

卅二坪九段二百廿步 公

卅六坪九段三百步 公

卅六坪一町 公

三坪五段 公

七坪三段 公

十一坪九段百七十步 公

十五坪九段百廿步 公

廿坪一町 公 菱四段

廿四坪一町 公

廿八坪九段百六十步 公

卅三坪一町 公

四坪二段二百卅步 公

八坪五段 公

十二坪九段百廿步 公

十六坪九段百卅步 公

廿一坪八段五十步 公

廿五坪一町 公

廿九坪一町 公

卅四坪八段 公 菱二段二百步

卅四坪八段 公

二坪一町 公

六坪四段 公

十坪六段 公

十五坪三段 公

十九坪一段三百卅步 公

廿三坪二段 公

廿七坪三段 公

卅一坪七段六十步 公 菱四段

卅五坪一町 公

三坪一町 公

七坪九段二百卅步 公

十一坪四段 公 菱一段

十六坪百卅步 公

廿坪九段百步 公

廿四坪九段 公

廿八坪一町 公

卅二坪三段二百卅步 公

卅六坪一町 公

四坪一町 公

八坪九段二百十步 公

十三坪六段 公

十七坪百步 公

廿一坪五段二百步 公

廿五坪二段 公

廿九坪一町 公

卅三坪四段百廿步 公

二坪一町 乘田

六坪一町 公

十坪一町 公

三坪九段二百六十步 公

七坪八段 菱

十一坪一町 公

四段一町 公

八坪一町 公

十二坪九段二百九十步 公

十三坪一段二百步 公

十七坪□段□百步 公

廿一坪九段三百步 公

廿五坪四段

廿九坪一町 公

卅三坪一町 □

七柱田里参拾伍町□

一坪一町 □□

五坪一町 庄

九坪一町 庄

十三坪一町 庄

十七坪九段二百十步 庄

廿一坪一町 庄

廿五坪一町 庄

廿九坪一町 庄

卅三坪一町 庄

八幢田里参拾伍町式段式佰玖步

一坪一町 庄

五坪一町 庄

九坪一町 庄

十三坪一町 庄

十七坪九段二百卅步 庄

廿一坪一町 □

廿五坪一町 庄

十四坪 □

十八坪九段二百九十步 公

廿二坪一町 公

廿六坪七段百八十步 公

卅坪九段三百廿四步 公

卅四坪九段百廿步

二坪一町 様田庄田

六坪一町 庄

十坪一町 □

十四坪一町 庄

十八坪一町 庄

廿二坪一町 庄

廿六坪一町 庄

卅坪一町 庄

卅四坪一町 庄

二坪一町 庄

六坪一町 庄

(十坪力) □

十四坪一町 庄

十八坪一町 庄

廿二坪一町 庄

廿六坪一町 庄

十五坪一町 公

十九坪一町 公

廿三坪一町 公

廿七坪 □

卅一坪一町 公

卅五坪四段 公

三坪一町 庄

七坪一町 庄

(十一坪办) 一町 庄

十五坪一町 庄

十九坪九段二百廿步 庄

廿三坪一町 庄

廿七坪一町 庄

卅一坪一町 庄

卅五坪一町 庄

三坪一町 庄

七坪一町 庄

十一坪一町 庄

十五坪一町 庄

十九坪一町 庄

(廿三坪力) □

廿七坪一町 庄

十六坪九段百廿步 公

廿坪九段三百步 公

廿四坪六段二百步

廿八坪 □

卅二坪一町 公

卅六坪一町 公

四坪一町 庄

八坪一町 庄

(十二坪办) □

十六坪一町 庄

廿坪一町 庄

廿四坪一町 庄

廿八坪一町 庄

卅二坪一町 庄

□ (廿六坪一町庄力)

四坪一町 庄

八坪一町 庄

十二坪一町 庄

十六坪九段二百六十步 庄

廿坪九段二百步 □□

(廿四坪力) □

廿八坪一町 庄

廿九坪一町 庄
卅三坪一町
九直里拾玖町肆段七拾貳步

《第一紙》(罫線不連続)

一坪二段 公
五坪一町 □
九段四段八十步 公
十三坪三段二百卅步 公
十七坪四段□□ 菱一段
(廿一坪办) □
廿五坪一町 公
廿九坪二段 公 菱一段
卅三坪一町 □
十川辺里伍町陸段参佰伍拾 □
一坪一段十二步
六坪五段 □
十九坪八段二百 □
九条佰肆拾陸町肆段 □
一川辺里伍 □
十三坪一段 □
二廻日(田力)里拾老町肆 □
一坪八段 □

卅坪九段百卅步 庄
(卅四坪力) □ 乘田

二坪九段 公
(六坪力) □
(十坪力) □
十四坪八段 公 菱二段
十八坪三段 菱九十步
(廿二坪办) □
廿六坪一町 公
卅坪一段三百卅步 公
(卅四坪办) □
三坪七段二百卅步 公 菱一段卅步
七坪一段 菱
廿坪六十步 公

卅一坪一町 庄
卅五坪一町 乘田

三坪七段 公
(七坪力) □
十一坪六段三百廿步 公
十五坪一段百六十步 公
十九坪九段二百廿步
廿三坪二段百(三) □□ 公
廿七坪二段
卅一坪四段百十步 公
(卅五坪办) □
四坪八段 公
八坪六段百卅步 公 菱三段
十七坪一段二百五十步 公
卅坪三段百廿步 菱

卅二坪一町 公
卅六坪四段 公

四坪一町 公
八坪□段三 □
十二坪五段三百卅步 公
十六坪二段 菱
廿坪三段六十步 公 菱百卅步
廿四坪一 □
廿八坪三段 菱五十步
卅二坪二段五十步 公
(卅六坪办) □
五坪八段 公
九坪五十八步 菱
十八坪一段百卅步 公

4 長徳四年某国戸籍

九条家本延喜式卷十一 第二九紙〜第二六紙裏。

『平安遺文』四五七七号。

東京国立博物館原本カラーデジタル画像により校訂。

『大日本史料』第二編三 三三八〜三四四頁。

《第二九紙》

貳戸主忍海永置長徳四季籍

籍後除	死亡
籍後附	隱首
口	不課
口	課
戸主忍海永置	老丁
忍海恒眞	季肆拾壹
忍海带丸	季肆拾玖
忍海直□	年參拾壹
忍海用綿丸	季貳拾
忍海吉守	季陸拾壹
忍海恒□	季肆拾貳
忍海恒員	季柒(陸力)拾
忍海童子丸	季肆拾壹
忍海永安	季貳拾陸

《第二八紙》

忍海綿丸	貳拾壹	正丁
忍海吉眞	年肆拾任(伍力)	正丁
忍海吉水	季參拾	正丁
忍海置員	年肆拾伍	正丁
忍海春置	年陸拾	正丁
忍海弟丸	季貳拾	正丁
忍海綿永	年陸拾	正丁
(一行空白)		

忍海乎丸	季貳拾壹	正丁
忍海麻太丸	季貳拾壹	正丁
忍海恒永	季柒拾	老丁
忍海直兼	季肆拾壹	正丁
忍海千燈丸	季貳拾	正丁
三野薬師丸	季貳拾壹	正丁
三野永光	季肆拾伍	正丁
忍海目連丸	季肆拾	正丁
忍海糸丸	季貳拾壹	正丁
忍海永見	季肆拾	正丁
三野恒見	季參拾伍	正丁
忍海安富	季參拾伍	正丁
忍海犬丸	季貳拾	正丁
忍海庭丸	季拾捌	中男
忍海庭子丸	季拾捌	中男
忍海糸丸	季拾捌	中男

犬甘庭子丸 季拾捌 中男
參戶主賀陽義宗長徳四年

籍後除 死亡
籍後附

今年合定

口 不課

口 課

戸主賀陽義宗 年伍拾歳 正丁

酒人三郎丸 季肆拾柒 正丁

《第二七紙》

酒人庭子丸 年拾捌 中男

井上衣丸 年拾捌 中男

肆戶主賀陽豊益長徳四年

籍後除 死亡

籍後附

今年合定

口 不課

口 課

戸主賀陽豊益 季柒拾捌 老丁

賀陽時道 季柒拾伍 老丁

賀陽有道 季陸拾壹 正丁

賀陽庭童子丸 參拾 正丁

賀陽犬虫丸 肆拾 正丁

賀陽眞連 年參拾壹 正丁

丹治部孚太丸 年參拾 正丁

丹治部香丸 年貳拾 中男

忍海眞則 年陸拾壹 正丁

忍海誦子丸 年貳拾壹 中男

笠小太郎丸 季參拾壹 正丁

笠多師丸 年貳拾壹 正丁

忍坂監僧丸 季貳拾壹 正丁

忍坂三平丸 年貳〇(拾) 中男

賀陽眞依 季參拾伍 正丁

忍坂今丸 年拾捌 中男

大市今童丸 年拾捌 中男

《第二六紙》

伍戶主額田部常繼長徳四年

籍後除 死亡

籍後附

今年合定

口 不課

口 課

戸主額田部常繼 季柒拾歳 老丁

額田部成貞 柒拾 老丁

額田部分得丸 貳拾壹 正丁

額田部帶丸 季參拾壹 正丁

額田部家智 年參拾壹 正丁

額田部秋見 年柒拾 老丁

額田部綿繼 季貳拾伍 正丁

鳥井直正 季陸拾壹 正丁

鳥井乙足丸	季貳拾伍	正丁
鳥井小犬丸	季貳拾壹	正丁
額田部三郎丸	季貳拾壹	正丁
額田部小童子丸	貳拾壹	正丁
鳥井三郎丸	季貳拾	正丁
陸戸主忍海安與長徳四年		
籍後除		死亡
籍後附		
今年合定		
口		不課

5 寛弘元年讚岐国大内入野郷戸籍

九条家本延喜式卷十一 第二二紙～第四紙紙背。

『平安遺文』四三七号。

東京国立博物館原本カラーデジタル画像により校訂。

『大日本史料』第二編五 二三七～二八九頁。

《第三紙》

讚岐国大内郡入野郷寛弘元年戸籍

合 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口

帳後除

死亡

割往

逃口

遺

割来

生益

黄男

括出

隱首

一保 戸主額田部並山戸

口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口 口

都合

口 口

《第二紙》

額田部並雄 年柒拾歲

老丁

額田部安繼 年肆拾歲

正丁

額田部村主 年參拾歲

正丁

秦仁貞年 貳拾壹歲

正丁

□甲雄年 拾捌歲

中男

額田部山道女 年陸拾歲

老女

額田部豐女 年肆拾歲

丁女

額田部吉女 年參拾歲

中女

額田部乙町女 年參拾壹歲

中女

秦高眉女 年伍拾壹歲

丁女

秦糸町女 年肆拾參歲

丁女

文和元眉女 年肆拾貳歲

丁女

榎井益眉女 年伍拾歲

丁女

大原姉女 年陸拾柒歲

老女

小野河古女 年伍拾伍歲

丁女

日下部今町女 年參拾歲

丁女

山口石町女 年陸拾陸歲

老女

竹田容女 年貳拾歲

中女

多米子持女 年拾陸歲

小女

宗岡有女 年拾伍歲

小女

佐伯得町女 年拾柒歲

中女

錦幡町女 年拾玖歲

中女

安曇茂丸戸

口

口

口

口

口

口

口

口

口

都合

《第二〇紙》

秦元茂 年陸拾壹歲

(正丁力)

讚岐用吉 年伍拾歲

正丁

讚岐今則 年肆拾歲

正丁

坂本元正 年參拾歲

中男

秦壽命女 年柒拾歲

老丁 (女力)

巨勢節女 年陸拾歲

丁女

安保帶町女 年肆拾歲

丁女

村主真眉女 年參拾歲

中女

借馬子 年肆拾歲

丁女

借馬時・女 年貳拾歲 中女
 秦小夏女 年貳拾壹歲 中女
 綾波津女 年貳拾伍歲 中女
 讚岐乙町女 年拾玖歲 中女
 讚岐小栗女 年拾柒歲 小女
 櫻井行眉女 年拾陸歲 小女
 坂本滿町女 年拾伍歲 小女
 忍海伊曾女 年拾肆歲 小女
 戸主丸部房吉戸 口

物部□宗 年陸拾歲 正丁
 物部晴繼 年伍拾玖歲 正丁
 秋月秋丸 年肆拾壹歲 正丁
 物部歩女 年柒拾柒歲 老女
 物部高眉 年陸拾歲 丁女
 海原濱眉 年伍拾歲 丁女
 凡子安女 年肆拾玖歲 丁女
 凡□(服力)眉女 年肆拾歲 丁女
 大(太 下同)秦眉 年參拾歲 中女
 □□相子女 年貳拾歲 中女
 雀部・子 年拾玖歲 中女
 宇治部閉町女 年拾陸歲 小女
 賀茂福眉女 年拾陸歲 小女
 讚岐理眉女 年拾伍歲 小女
 戸主讚岐茂有戸 口

《第一九紙》

口 口

都合

口

口

口

口

口

戸主 讚岐茂有 年捌拾柒歳

讚岐茂行 年柒拾壹歳

讚岐茂彦 年柒拾壹歳

讚岐今守 年陸拾歳

老丁

老丁

正丁

正丁

《第一八紙》

口口口口(豐安) 年口(陸) 拾口歳 正丁

凡宗則 年陸拾陸歳

凡宗茂 年陸拾伍歳

葛木町屎女 年伍拾歳

葛木有町 年肆拾歳

酒部・子 年伍拾歳

六人部助吉女 年拾歳

伊西部小町女 年拾陸歳

己西部阿古女 年肆拾歳

栗種・女 年肆拾壹歳

栗利眉女 年參拾歳

正丁

正丁

正丁

正丁 (丁女力)

正丁

正丁

小女

小女

中女

中女

中女

丸部 豐眉女 年肆拾歳

丸部 小乙女 年肆拾柒歳

葛木 今町女 年伍拾壹歳

葛木 觀命女 年伍拾歳

刑部 高・女 年肆拾歳

小野 吉町女 年拾玖歳

清原 清眉女 年拾捌歳

阿蘇 久女 年拾柒歳

戸主 物部 春吉戸

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

丁女

丁女

丁女

丁女

丁女

中女

中女

小女

戸主物部春吉 年捌拾歳

物部春近 年柒拾歳

老丁

老丁

《第一七紙》

唐向安良女 年陸拾歳

丁女

菅野小呂女 年伍拾歳

丁女

大宅公姉 年伍拾伍歳

丁女

凡得眉女 年肆拾歳

丁女

凡兼女 年肆拾伍歳

丁女

宗我部吉女 年肆拾歳

丁女

鳥取加々女 年參拾歳

中女

日下部茂女 年貳拾玖歳

中女

文室□眉女 年拾捌歳

中女

坂田町屎女 年拾柒歳

小女

凡安眉女 年拾陸歳

小女

凡今町女 年拾伍歳

小女

戸主中臣今宗戸

□

□

□

□

□

□

□

□

都合 □ □

□

□

□

□

戸主中臣今宗 年捌拾玖歳

老丁

中臣安□ 年捌拾柒歳

老丁

中臣吉宗 年柒拾壹歳

老丁

中臣高岑 年陸拾歳

正丁

凡勝宗 年陸拾壹歳

正丁

壹志興忠 年伍拾柒歳

正丁

津守咸光 年伍拾歳

正丁

□ □ □ □ □ 年 □ 拾 □ □ (歳)

正丁

《第一六紙》

中臣町子 年柒拾柒歳

老女

中臣良女 年陸拾歳

丁女

中臣福町女 年伍拾歳

丁女

錦今町女 年肆拾歳

丁女

小野得女 年參拾歳

中女

秦縁女 年貳拾歳

中女

蔓時町女 年拾玖歳

中女

中臣連兼	正丁	年伍拾壹歲
凡時里	正丁	年伍拾柒歲
凡時正	正丁	年陸拾玖歲
凡時成	老丁	年柒拾柒歲
戸主凡時宗	老丁	年柒拾捌歲
口		
口		
口		
口		
口		
都合		
口		
口		
口		
口		
口		
口		
戸主凡時宗戸	小女	年拾伍歲
口		
鳥取小目久女	小女	年拾陸歲
寺秋口女	小女	年拾陸歲
岡田今町	中女	年拾捌歲

都合	口	口	口	口	口	口	口	口	口	戸主中臣當時戸	栗種女	凡苗女	伊西部是眉女	讚岐閑町女	天田部・女	板持衣町女	高橋行眉女	高橋道町	中臣興成	大秦弘友	板持茂丸
										年拾陸歲	年拾柒歲	年拾伍歲	年拾捌歲	年貳拾玖歲	年貳拾歲	年參拾歲	年肆拾歲	年肆拾壹歲	年肆拾肆歲	年參拾歲	
										小女	小女	小女	小女	中女	中女	中女	中女	中女	正丁	正丁	正丁

《第一五紙》

口

口

口

口

口

戸主中臣當時 年柒拾伍歲

中臣當光 年柒拾肆歲

中臣當兼 年陸拾歲

坂本宗雄 年伍拾伍歲

坂本宗成 年伍拾肆歲

坂本今成 年伍拾貳歲

中臣當眉女 年柒拾歲

中臣小菅女 年陸拾歲

凡今町女 年伍拾參歲

凡口成女 年肆拾肆歲

凡乙町女 年肆拾參歲

老丁

老丁

正丁

正丁

正丁

老女

正丁

丁女

丁女

中女

(丁女力)

《第一四紙》

宗我部口女 年拾口歲

宗我部綾女 年拾伍歲

伴安良女 年拾肆歲

小女

小女

小女

參保

戸主凡時高戸

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

都合

戸主凡時高 年捌拾參歲

凡時則 年柒拾玖歲

凡時行 年柒拾歲

凡時忠 年柒拾歲

葛木得成 年伍拾歲

葛木黒丸 年肆拾歲

凡時町女 年柒拾歲

凡時眉女 年柒拾玖歲

凡満女 年陸拾柒歲

紀枝直 年柒拾口歲

紀小枝女 年陸拾口歲

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

老丁

都合
口 口 口

口 口 口 口 口 口

戸主凡良近戸
口
雀部糸町女 年貳拾歲 丁女
〇〇有町女 年貳拾壹歲 丁女
長岡阿古女 年貳拾歲 丁女
〇〇〇女 年參拾歲 正丁(丁女力)

《第三紙》

讚岐春女 年陸拾柒歲 丁女
讚岐秋町女 年伍拾歲 丁女
坂本道女 年肆拾歲 丁女
坂本〇女 年參拾玖歲 丁女

口 口 口 口

戸主讚岐豐岑戸

《第二紙》

口 口
戸主凡良近 年柒拾歲 老丁
凡良宗 年陸拾玖歲 老丁
凡宗方 年陸拾歲 正丁
秦有木 年伍拾歲 正丁
秦有門 年肆拾玖歲 正丁
秦有助 年肆拾肆歲 正丁
秦有包 年肆拾歲 正丁
凡良町女 年柒拾歲 老女
凡良眉女 年陸拾玖歲 老女
凡安眉女 年陸拾歲 丁女
凡礪女 年陸拾貳歲 丁女
秦・町 年伍拾玖歲 丁女
秦目久女 年伍拾歲 丁女
秦櫻女 年肆拾歲 丁女
己里木丸女 年參拾歲 中女

戸主讚岐豊岑	年捌拾歳	老丁
讚岐豊永	年柒拾歳	老丁
讚岐豊茂	年陸拾歳	正丁
讚岐宗見	年伍拾歳	正丁
額田部步丸	年肆拾歳	正丁
額田部藤雄	年參拾歳	中男
岡田村成	年貳拾肆歳	中男
讚岐閑女	年柒拾玖歳	老女
讚岐小安女	年柒拾歳	老女
讚岐黒女	年陸拾歳	丁女
坂本葉女	年伍拾歳	丁女
坂本松女	年肆拾歳	丁女
賀茂貞子	年參拾歳	中女
賀茂眉女	年貳拾歳	中女

都合

口 口 口 口 口 口 口 口

戸主中臣當基	年柒拾玖歳	老丁
中臣當枝	年柒拾柒歳	老丁

秦得女	年貳拾壹歳	中女
秦誦師女	年貳拾歳	中女
秦弟子町	年拾玖歳	小女
□□□□	年拾捌歳	小女

戸主中臣當基戸

《第一紙》

口 口 口 口 口 口 口 口

《第一〇紙》

口 口 口 口 口 口

阿蘓滿女	年貳拾歲	中女
阿蘓常子	年參拾歲	中女
讚岐有女	年肆拾歲	丁女
坂本通女	年伍拾歲	丁女
坂本若女	年伍拾玖歲	丁女
坂本道女	年伍拾玖歲	丁女
□□町	年陸拾貳歲	丁女
岡田春女	年陸拾壹歲	丁女
中臣當女	年陸拾陸歲	老女
中臣當眉女	年柒拾歲	老女
額田部茂丸	年肆拾歲	正丁
紀枝直	年伍拾貳歲	正丁
紀末枝	年陸拾壹歲	正丁
紀本枝	年陸拾伍歲	正丁
紀近枝	年陸拾參歲	正丁
□□□□	年柒拾伍歲	老丁

宇治部安女	年拾陸歲	小女
船木小則女	年拾玖歲	中女
坂本万女	年貳拾歲	中女
坂本乙女	年貳拾貳歲	中女
額田部筆	年參拾歲	中女
□□□女	年肆拾歲	丁女
中臣好女	年肆拾玖歲	丁女
中臣小色女	年伍拾歲	丁女
中臣糸町女	年柒拾玖歲	老女
坂本□正	年參拾歲	中男
坂本益丸	年肆拾歲	正丁
讚岐部安	年伍拾肆歲	正丁
讚岐文松	年伍拾伍歲	正丁
中臣末繼	年柒拾貳歲	老丁
中臣祖繼	年柒拾柒歲	老丁
中臣舍丸	年柒拾玖歲	老丁
戶主中臣舍茂	年捌拾參歲	老丁
口		
口		
口		
口		
口		
口		
都合		
口		
口		

宇治部良女 年拾伍歲 小女
 讚岐閑町 年拾肆歲 小女
 讚岐今町 年拾柒歲 小女

《第九紙》

戸主凡乙永戸

口

口

口

口

口

口

口

口

口

口

都合

口

口

口

口

口

戸主凡乙永 年捌拾柒歲

凡乙水 年柒拾柒歲

凡乙貞 年柒拾伍歲

老丁

老丁

老丁

《第八紙》

凡宗貞 年陸拾捌歲 老丁

額田部田永 年柒拾歲 正丁

額田部元永 年伍拾歲 正丁

額田部・永 年肆拾歲 正丁

凡乙女 年捌拾柒歲 老女

凡乙妙女 年柒拾玖歲 老口(女力)

凡安町女 年伍拾歲 丁女

物部氏女 年肆拾歲 丁女

財部茂子 年參拾歲 中女

風隼吹田女 年參拾歲 中女

酒部滿女 年貳拾歲 中女

讚岐櫻女 年貳拾壹歲 中女

若江滿眉 年拾捌歲 小女

阿蘓廣眉 年拾柒歲 小女

阿蘓貞町 年拾陸歲 小女

坂本今町 年拾伍歲 小女

口

口

口

口

口

口

口

口

賀茂吉丸 年伍拾歲 正丁

阿蘓廣町 年柒拾歲 老女

阿蘓茂女 年陸拾歲 老女

陽古乙町女 年伍拾貳歲 丁女

物部廣女 年伍拾歲 丁女

野小草女 年肆拾歲 丁女

林糸町口(女) 年參拾歲 中女

海船町女 年貳拾歲 中女

完部兼女 年拾玖歲 小女

阿蘓糸・ 年拾捌歲 小女

阿蘓姉女 年拾柒歲 小女

乙里木糸女 年拾陸歲 小女

乙里木小・女 年拾伍歲 小女

戸主安曇稻主戸

口

口

口

《第六紙》

口

口

都合

口

口

口

口

戸主安曇稻主 年口拾陸歲 正丁

安曇稻茂 年陸拾歲 正丁

安曇稻時 年伍拾歲 正丁

凡得茂 年伍拾貳歲 正丁

凡時茂 年伍拾肆歲 正丁

凡守信 年伍拾歲 正丁

安曇福光 年肆拾歲 正丁

安曇閑町 年柒拾歲 老女

安曇福町 年陸拾歲 正丁

口(安)曇得女 年伍拾伍歲 丁女

建部弘眉 年肆拾玖歲 丁女

藤井滿女 年肆拾柒歲 丁女

伴阿古町 年肆拾貳歲 丁女

讚岐綾女 年肆拾歲 丁女

讚岐惠女 年參拾歲 中女

坂本今町 年貳拾玖歲 中女

刑部目立女 年拾玖歲 中女

矢作社町 年拾捌歲 小女

伊西部高有 年拾柒歲 小女

阿蘓豐眉女 年拾伍歲 小女

戸主讚岐是秀戸

口

口

口 口 口

《第五紙》

都合

口

口

口

口

口

戸主 讚岐是秀 年柒拾歳

讚岐是信 年陸拾歳

讚岐是香 年伍拾歳

坂本氏雄 年伍拾捌歳

坂本氏正 年伍拾壹歳

坂本利益 年伍拾歳

讚岐是眉 年柒拾歳

讚岐吉町 年伍拾玖歳

安曇真眉 年伍拾歳

安曇条女 年肆拾歳

安曇安女 年參拾歳

倭文分町 年參拾歳

物部今町 年貳拾歳

辛鍛春町 年拾捌歳

老丁 正丁 正丁 正丁 正丁 老女 正丁 正丁 正丁 正丁 正丁 丁女 丁女 丁女 中女 中女 中女 小女

服人衣町 年拾柒歳 小女
阿蘓宗子 年拾伍歳 小女
阿蘓中知 年拾肆歳 小女

保

戸主丸部誦師丸戸

口

口

口

口

口

口

口

口

口

《第四紙》

口

口

戸主丸部誦師丸 年柒拾柒歳

丸部松見 年柒拾參歳 老丁

丸部松則 年柒拾貳歳 老丁

大秦時包 年柒拾壹歳 老丁

讚岐利行 年伍拾伍歳 正丁

布師弘信 年伍拾貳歳 正丁

都合

〔闕文〕

口 口 口 口 口 口 口 口

口

戸主物部乙則戸

阿蘓貞眉 年拾柒歳

阿蘓比毛女 年拾捌歳

讚岐魚町 年拾玖歳

讚岐結女 年貳拾歳

秦由町女 年參拾壹歳

犬甘犬女 年參拾貳歳

平群小逆女 年參拾壹歳

忍海礪女 年參拾柒歳

額田部安女 年肆拾歳

丸部小夏女 年伍拾肆歳

丸部合女 年柒拾歳

丸部閑女 年柒拾柒歳

大宅公用 年肆拾肆歳

小女

小女

中女

中女

中女

中女

中女

中女

丁女

丁女

老女

老女

正丁

口
口

6 年未詳某国戸籍A

九条家本延喜式卷十一 第二五紙〜第二三紙紙背。

『平安遺文』四五七八号。

東京国立博物館原本カラーデジタル画像により校訂。

『大日本史料』第二編三 三四四〜三五一頁。

都合 口 隠目(首カ)

即持恒 年伍拾伍歳 正丁

口物部安常 年柒拾歳 耆

口同本平 年陸拾歳 老丁

口已西部三辰 年伍拾歳 正丁

口同貞明 年拾歳 小子

女物部布女 年柒拾歳 耆

女同衣女 年伍拾玖歳 丁女

女同衣女 年參拾歳 丁

女海平女 年伍拾貳 丁

女凡安女 年參拾歳 丁

女凡元女 年伍拾貳 丁

女凡吉女 年參拾歳 丁

女凡奴女 年參拾伍 丁

女凡侍女 年伍拾參 丁

女凡虫女 年伍拾貳 丁

女凡成女 年參拾伍 丁

女伴漆女 年伍拾貳 丁

女伴平女 年參拾伍 丁

《第二四紙裏》

女伴衣女 年伍拾伍歳 丁

女凡麦女 年參拾貳 丁

女凡弄女 年伍拾參歳 丁

《第二五紙》

女凡如女 年伍拾伍歳 丁

女凡米女 年參拾伍歳 丁

女凡町女 年參拾貳 口(丁カ)

女凡分女 年拾伍歳 丁

戸主持常戸

口 帳後破除

口 死亡

口 口 口 口

口 逃口

口 遺

口 割来

口 生益

口 口子

口 黄男

口 括出

女凡用女 年伍拾貳歲 丁
 女凡松女 年參拾伍歲 丁
 女凡大豆女 年伍拾柒歲 丁
 女凡綾女 年柒拾貳歲 丁
 女凡止、女 年參拾貳 丁
 女凡分女 年參拾歲 丁
 女凡魚女 年伍拾歲 丁
 女凡昨女 年伍拾伍 丁
 女凡分女 年參拾 丁
 戸主玉作祖永戸
 口 帳後破除 正丁
 口 死亡 耆
 口 割往 耆
 口 逃 耆
 遺
 口 割 小女
 口 生益 丁
 口 小子 丁
 口 黃男 丁
 口 括出 丁
 口 隱首 耆
 都合
 即祖永 年玖拾玖歲 耆
 口佐以秋吉 年柒拾貳 耆
 口佐以米丸 年拾玖歲 中男

口同衣丸 年玖拾貳歲 耆
 女布御乙女 年玖拾參歲 耆女
 女佐以昨女 年伍拾伍 丁
 女佐以用女 年參拾參 丁
 女佐以好女 年伍拾參歲 丁
 女佐以衣女 年參拾伍歲 丁
 女布御衣女 年伍拾伍歲 丁
 女服衣女 年伍拾伍歲 丁
 即豐主 年伍拾柒歲 正丁
 口秦秋吉 口(年)玖拾玖歲 耆
 口秦貞吉 年柒拾玖歲 耆
 口葛木岑丸 年柒拾歲 耆
 口秦秋女 年拾伍歲 小女
 女秦冬女 年參拾伍 丁
 女秦分女 年伍拾貳 丁
 女秦吉女 年參拾歲 丁
 女凡衣女 年伍拾伍歲 丁
 女凡虫女 年參拾歲 丁
 女凡冬女 年玖拾玖歲 耆
 女凡分女 年伍拾歲 丁
 女凡町女 年伍拾伍 丁
 女凡小女 年參拾歲 丁
 女凡止、女 年伍拾貳 丁

《第三紙》

女	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲	女伴有成 年拾柒歲
丁	中男	耆	正丁	耆	隱首	括出	黃男	小子	生益	割来	遺	逃口	割往	死亡	帳後破除	小女

7 年未詳某国戸籍B

九条家本延喜式卷十一 第三紙〜第一紙紙背。

『平安遺文』四五七八号。

東京国立博物館原本カラーデジタル画像により校訂。

『大日本史料』第二編三 三四四〜三五一頁。

《第三紙》

都合

即 佐伯有本	年柒拾玖歳	□	□
佐伯常有	年柒拾玖歳	□	□
伴福永	年伍拾伍歳	□	□
佐伯吉正	年柒拾歳	□	□
櫻井乙童丸	年參拾歳	□	□
佐伯衣子女	年陸拾貳歳	□	□
田部糸女	年伍拾歳	丁	□ (女)
佐伯遠女	年伍拾貳歳	□	□
伴初女	年參拾參歳	丁	□ (女)
伴稻子女	年陸拾貳歳	老	□ (女カ)
櫻井衣町女	年伍拾玖歳	□	□
櫻井男子女	年柒拾歳	□	□
丸部安町女	年貳拾歳	□	□

戸主丸部元安戸

都合

丸部衣女	年伍拾歳	□	□
丸部吉町女	年柒拾玖歳	□	□
丸部町女	年伍拾歳	□	□
櫻井遠二女	年伍拾玖歳	□	□
櫻井衣女	年伍拾參歳	□	□
丸部糸女	年伍拾貳歳	□	□
即 丸部元安	年柒拾玖歳	□	□
丸部有男	年陸拾歳	□	□
常岡常有	年參拾歳	□	□
丸部春利	年貳拾歳	□	□
丸部衣永	年貳拾貳 (歳)	□	□

《第二紙》

物部以子女 年玖拾伍歲
 佐伯眉子女 年柒拾歲
 丸部戊子女 年柒拾歲
 伴代子女 年肆拾玖歲
 櫻井六町子女 年柒拾歲
 刈田弘子女 季陸拾玖歲
 物部福子女 年柒拾貳歲
 物部本町女 年肆拾歲
 佐伯後町女 年肆拾歲
 壬生吉女 年參拾壹歲
 櫻井興子女 年參拾歲
 櫻井豐眉子女 年柒拾玖歲
 佐伯寅女 年捌拾歲
 櫻井香子女 年陸拾歲
 丸部稻女 年肆拾歲
 櫻井吉町女 年陸拾玖歲
 丸部安女 年貳拾歲
 丸部衣女 年參拾歲
 戸主丸部安成戸

丸部秋光 年伍拾玖歲
 丸部逆直 年柒拾玖歲
 佐伯安直 年伍拾玖歲
 丸部里崇 年肆拾玖歲
 丸部衣町女 年肆拾貳歲
 丸部糸女 年柒拾歲
 物部弘町女 年柒拾壹歲
 丸部逆女 年肆拾 (歲)
 伴犬安女 年伍 (歲)
 凡秋女 (歲)
 佐伯衣女 年伍
 丸部黒女 年參拾歲
 丸部衣女 年柒拾壹歲
 和氣用女 年參拾歲
 丸部三屎女 年陸拾參歲
 丸部衣女 年肆拾貳歲
 物部衣町女 年柒拾歲
 丸部好女 年貳拾壹歲
 都合
 《第一紙》

伴吉町女 年伍拾壹歳
□□□□□
伍拾壹歳

□ □
□ □